

日中民間交流における「岡まさはる記念長崎平和 資料館」の役割

-中国人強制連行問題の実態調査と和解の過程から-

The Role Oka Masaharu Memorial Nagasaki Peace Museum Played in
Private Sector Exchange between China and Japan: Approaches from
Factual Investigation Process to the Settlement on the Problem of Chinese
Forced Labor

2018年3月

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

何 云艶

目次

序章	6
研究背景	6
先行研究	11
研究の目的と方法	15
論文の構成	17
 第 1 章 「岡まさはる記念長崎平和資料館」と岡正治の功績	19
第 1 節 「岡まさはる記念長崎平和資料館」の現況	19
第 2 節 「岡資料館」の設立経緯と位置付け	22
第 3 節 創始者の岡正治の人物像	27
第 1 項 戦争に巻き込まれた少年	27
第 2 項 聖書からの道引	29
第 3 項 平和と正義の闘士	31
第 4 節 理念の実現者である高賓康稔と問題意識を共有する人びと	35
第 1 項 理念の実現者である高賓康稔	35
第 2 項 問題意識を共有する人びと	37
第 5 節 社会に与えた影響	40
第 6 節 歴史真実の究明における役割—長崎の朝鮮人・中国人強制連行問題などの実態調査から見る	42
第 1 項 誤解の解消における役割—政治の壁を乗り越え、民衆の声を上げる	43
第 2 項 歴史の銘記と伝承における役割—民衆の歴史意識の喚起と子供の歴史真実教育から	45
まとめ	47
 第 2 章 軍艦島の現実と意味するもの	48
第 1 節 軍艦島とは	48
第 1 項 軍艦島炭鉱の歴史	49
第 2 項 軍艦島の復活	52
第 3 項 軍艦島に関する研究状況	56

第 2 節 軍艦島での強制連行の事実の再確認について.....	58
第 1 項 軍艦島での中国人強制連行の実態.....	59
第 2 項 軍艦島に強制連行された中国労働者の身分.....	59
第 3 項 島に行かせる理由.....	60
第 3 節 端島（軍艦島）における中国人強制労働の事実とその再確認.....	61
第 1 項 端島（軍艦島）での中国人強制連行の実態.....	62
第 2 項 中国人強制連行者の抵抗行為	66
第 3 項 軍艦島での中国人強制連行問題で否認しようとする日本人について....	67
第 4 節 軍艦島の「期間限定」世界遺産登録の不適切性.....	69
第 1 項 不適切性の理由：その 1.....	69
第 2 項 不適切性の理由：その 2.....	71
第 3 項 真の世界遺産になれる正確な方法.....	72
まとめ.....	73
 第 3 章 強制連行とは	75
第 1 節 『外務省報告書』とは	76
第 1 項 『外務省報告書』の存在についての疑問	77
第 2 項 『外務省報告書』の存在の再確認.....	78
第 3 項 『外務省報告書』の構成とその価値.....	79
第 2 節 中国人強制連行の概況.....	83
第 1 項 「華北」とは	84
第 2 項 日本への中国人強制連行の原型.....	86
第 3 節 日本への中国人強制連行の実行経過.....	88
第 1 項 強制連行の実行システムについて	88
第 2 項 「華労移入」の方法について	89
第 4 節 日本への中国人強制連行の実況.....	91
第 5 節 高い死亡率	94
第 6 節 長崎の中国人強制連行実況.....	97
まとめ.....	102
 第 4 章 長崎の中国人強制連行の実態	103
第 1 節 移入の実態	106

第 2 節 事業場までの実態及び仕事の内容	109
第 3 節 事業場での住環境の実態	110
第 4 節 事業場での労働条件の実態.....	111
第 5 節 事業場における食事条件の実態.....	114
第 6 節 事業場における衣服その他の衛生条件の実態.....	117
第 7 節 帰国過程の実態	119
まとめ.....	119
 第 5 章 長崎の中国人強制連行実態の調査過程	121
第 1 節 中国強制連行者との連絡について	121
第 2 節 実態調査の経過について	122
第 1 項 第 1 回の「訪中実態調査」とその成果	125
第 2 項 第 2 回の「訪中実態調査」とその成果	127
第 3 項 第 3 回の「訪中実態調査」とその成果	128
第 4 項 第 4 回の「訪中実態調査」とその成果	129
第 3 節 責任側の三菱マテリアル株式会社にも協力を求めたこと	131
第 4 節 中国人連行者を日本へ招聘、日本の現地の調査を行う	132
第 5 節 日本側の関係者や目撃者を探し、証言を収集する	134
まとめ	134
 第 6 章 長崎の中国人強制連行問題の解決過程	136
第 1 節 提訴までに三菱マテリアルと積極的な交渉	136
第 2 節 裁判の支援と裁判の結果	138
第 1 項 裁判の支援	140
第 2 項 裁判の結果	142
第 3 節 和解の成立	144
第 4 節 中国人原爆犠牲者追悼碑の建立	148
第 5 節 中国人強制連行損害賠償訴訟の結果の比較	151
第 1 項 鹿島建設花岡和解について	155
第 2 項 京都大江山訴訟（日本冶金工業）中国人強制連行・強制労働事件の和解	159
第 3 項 西松建設（安野・信濃川）中国人強制連行・強制労働事件の和解	162

第 4 項 三菱マテリアル和解について	165
まとめ	168
まとめ	169
本稿の新規性	172
今後の課題	172
 添付資料 1	 174
 添付資料 2	 207
 添付資料 3	 213
 参考文献	 238
 謝辞	 250

序章

研究背景

筆者は2015年、長崎県立大学大学院の修士課程を修了し、2016年、アジア文化総合研究所出版会の『アジア文化』の第33号に、「宋代武夷茶文化における朱熹の役割について」というテーマで、修士論文の要約を発表した¹。2016年5月から、「岡まさはる記念長崎平和資料館」でのインターンシップがきっかけで、長崎の中国人強制連行・強制労働問題に気づき、中国人被爆者問題もその時に初めてわかった。岡正治を始めとする長崎の市民有志が、長年にかけて地道に実態調査を行ない、自力で資料館を建立・運営する。筆者はこの歴史的真実を探究・保存・伝承する覚悟と決心に深く感心する一方で、改めて歴史の究明と継承することの重要性を感じた。

今まで、日本政府と歴史修正主義者たちは、第二次世界大戦中、アジア諸国に対する非人道的な侵略の史実や歴史問題に異議があるにも関わらず、調査を行わず、史実を究明しようもしない（1993年河野談話のような不十分な調査に対してさえ、与党内から異論が出る有様である）。その一方、中国政府は戦時中の被害について、正式な調査を行わず、曖昧な歴史記録が多く残っている。例えば、「南京大虐殺」の殺害された人数について、今まで多種多様な説²が存在し、「およそ」、「ほとんど」などの曖昧な言葉は歴史記録によく見かけられる。日本の右翼（ときには河村たかし名古屋市長[南京事件について2012年に暴言]のような要人までも）が歴史否定論を発する度に、強く批判する意見が外交部によって世界に発信されるが、究明をしようともしない。それどころか、1995年、錢其琛副首相が発言する³までに、有志の民間人や学者たちが自力で究明しようとする時、また妨害

¹ 何云艶「宋代武夷茶文化における朱熹の役割について」『アジア文化』アジア文化総合研究所出版会、第33号、pp.84-98。

² 南京大虐殺（1937-38）の死者数についての見解は、①約30万人（台湾政府、中国政府）、②約20万人（日本のリベラルな学者）、③約4-6万人（日本の保守の学者）、④なかった（日本の歴史修正主義者）に大別される。最近の日本の文科省検定歴史教科書では「諸説ある」「多い」とするだけで、具体的な人数は入れないので普通である。政府の歴史認識については、内田雅敏『和解は可能か　日本政府の歴史認識を問う（岩波ブックレット）』岩波書店、2015年、参照。

³ 「1995年3月7日、錢其琛副首相が全国人民代表大会に対日戦争賠償問題についての質問を受け、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であり、個人の補償請求は含まれないとの見解を示した。」『朝日新聞』1995年3月9日付。

し、制約する。例えば、法学者李固平に対する収容・取り調べ⁴、中国での強制連行問題に関する研究の第一人者である河北大学の劉宝辰氏に対する軟禁⁵事件など。

こここの「歴史修正主義」とは、「修正主義」とも言い、歴史学の用語である。本来の意味は、新しく発見された史料に基づく解釈や、既存の知識を再解釈することにより、歴史を叙述し直すことを主眼とした試みのことと、中立的な意味であった。しかし、ヨーロッパでホロコースト否定論者が revisionist を自称した（1990 年頃）ことから、右翼的な立場からの歴史歪曲という意味で「歴史修正主義」という言葉が使われることが多くなった。山田朗は、藤岡信勝らの「自由主義史観」も歴史修正主義の一例だと指摘しながら、「ここでいう歴史修正主義とは、「南京大虐殺まぼろし論」や「アウシュビッツのウソ」（ガス室による組織的虐殺などなかったとする論）のように歴史的に存在したことがあえて無かったと強弁したり、侵略戦争や植民地支配、軍隊などによる組織的残虐行為など、今日批判的な評価が定着している事象について評価を逆転させて支持・擁護する主張をさす。」⁶と述べた。それに、山田は、歴史修正主義者の思想として、①戦争肯定、②他国・他民族排斥、③国家（天皇）中心の思想、④戦争の性格を棚上げにした、無条件の犠牲の神聖視、をあげ、これらが靖国[神社]の思想と重なり合うとも述べていた⁷。それ以外に、歴史修正

⁴ 李固平は 1985 年中国人民大学法学院卒、1987 年 8 月から 1989 年 3 月までの間に、全国人民代表大会代表へ三通の「公開書簡」を送って、対日賠償の請求を呼びかけた。1989 年 「日本侵略戦争賠償問題—古くて未解決の一つの懸案」 という論文をまとめ、「戦争賠償は所有権の観点から二つの部分に分けられる。一つは国家公有財産で、もう一つは個人財産である。中国憲法と民法によって、個人財産の所有権と請求権は国民個人に属し、個人放棄以外に、他の組織と個人でもその権利を奪うことができない」と主張したのである。外交部と公安部は 1989 年 11 月 19 日から 10 カ月間、反党反社会主義の疑いで李固平を収容し、取り調べた。無罪釈放された後、外交部の要求で元の 「東風自動車工業輸入公司」 から「東風襄樊実業公司」 へ移籍され、公安機関の監視の下に置かれた。鄭樂靜 「日本人による中国人戦後補償訴訟支援研究：強制連行・強制労働問題を中心に」 『文明構造論：京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明構造論分野論集』（2008），4: 111-133 より。

⁵ 「1992 年の天皇訪中の際、彼ら「強制労工」を中心とする活動家は、政府の命令により数日間、自宅からの外出を禁止されたという。」 NHK 取材班 『幻の外務省報告書中国人強制連行の記録』 日本放送出版協会、1994 年、p.142
「中国は人権問題をめぐってアメリカとの関係がギクシャクしている。改革開放を進める上で、日本から経済協力をえることが必要である。そのために、中国政府は日中間に新たな問題を引き起こしたくない。強制連行に対する補償要求運動が当局から制約を受ける背景には、こうしたことがあるのではないだろうか。」

⁶ 山田朗 『歴史修正主義の克服』 高文研、2001 年、p.14。

⁷ 山田朗 『日本は過去とどう向き合ってきたか』 高文研、2013 年、p.73。

主義を論評した参考書には、『歴史修正主義とサブカルチャー』、『歪む社会 歴史修正主義の台頭と虚妄の愛国に抗う』など⁸もある。

ところが、一部の国や地域では、今まで“修正主義”を本来の意味のまま使っている。スウェーデンの作家スヴェン・リンドクヴィストが「“修正主義”という言葉は所謂“真理”、特に“マルクス主義”に盲従しない人たちが自称する時にも使われてきます。この意味では、すべての良い歴史研究は“修正主義”です一常に以前の概念を修正し、特に国家権力が自らの行動について提供してきた説明を改定します。従って、従来未知だった事実が発見され、すでに知られている事実が新しい視点から検討できます。このような“修正主義”は歴史研究の基本的な任務であり、そして博物館の使命はこのように“修正”されたことを公にすることです。」と指摘した。⁹

なお、ベトナム戦争などを契機に台頭したニューレフト史学(ジョン・ダワー、ブルース・カミングスほか)が米国の軍事行動を批判的に考察することが「修正主義」と呼ばれることもあった。

戦時中の日本では、社会の言論が政府、軍部により弾圧され、真実は民衆に伝えられなかつた。戦後になってから、言論が自由になったが、アジア諸国への侵略の史実はなかなか認められず、長い間、教科書には「南京大虐殺」や「強制連行」などの暴行どころか、「侵略」の二つの文字もどこにも見当たらなかつた。

それどころか、今の日本は、世界唯一の戦争被爆国と強調し、被害者意識を強く持つてゐる。毎年、8月6日の広島と8月9日の長崎では、盛大な祈念式典を行い、原爆受難者を追悼し、核兵器廃絶を世界中の人々に呼びかけるが（安倍政権は2017核兵器禁止条約に背を向けていた）、代表者たちの発言では、年々被爆の痛々しい惨状を必死で訴えているが、原爆投下の原因について少しもふれていない。このような断章取義（書物や詩を引用するときなどに、その一部だけを取り出して自分の都合のいいように解釈すること）の行為にすれば、後世の日本人により強く被害者の意識をさせ、被爆したのは自分たち日本

⁸ 倉橋耕平『歴史修正主義とサブカルチャー』青弓社、2018年。

安田浩一、倉橋耕平『歪む社会 歴史修正主義の台頭と虚妄の愛国に抗う』論創社、2019年。

本多勝一、星徹、渡辺春己『南京大虐殺と「百人斬り競争」の全貌』金曜日、2009年。

梶村太一郎、金子マーティン、本多勝一『ジャーナリズムと歴史認識：ホロコーストをどう伝えるか』凱風社、1999年。

荒井信一、西野瑠美子、前田朗『従軍慰安婦と歴史認識』新興出版社、1997年。

⁹ Seven Lindqvist, Translated by Linda Haverty Rugg, *A History of Bombing*, The New Press New York, 2001, p.198 (item 375).

人だけであるという考え方を取らせ、帝国日本の政策の被害者である中国人を含めた外国人被爆者の方々のことを忘却させ、歴史的事実も知らないようになる恐れがある。

現在、日中両国でも、日中戦争中に日本軍は中国で犯した残虐行為やその原因などについて、よく知らない人が多く存在している¹⁰。また、中国にいる政治的に無知な若者たちはマスコミの断片的な、都合が良い宣伝や「抗日神劇」などに誘導され、日本に対する憎悪の感情が植えつけられた。それこそ、日中両国の間に、矛盾の爆発や過激派の極端な行為などが頻発することにつながる根本的な原因だと考える。

しかし、この厳しい現状の中で、日中友好のために努力し続けてきた民間団体がある。彼らは様々な困難を乗り越え、自力で歴史の真相を掘り出し、長い間に闇の中に葬られた被害者たちを支援し、正しい歴史認識の継承に尽力している。

「岡まさはる記念長崎平和資料館」（略称：「岡資料館」）は、その一つである。教科書問題が起きた後に、歴史学者の江口圭一が「日本軍が中国軍民に対して何をしたか」という事実の解明の方が、戦争史にとって第一義的な問題」¹¹と提起した。また、南京事件調査研究会会員の小野賢二¹²は、「…日本は加害者ですから、それに答えられない日本のほうが悪い。だから日本がもっと組織的に調査するなり、ちゃんとやって発表すればいいことであって…人間そのものを知るということがないと、本当の歴史学にはならない」¹³とも言った。先駆者の岡正治によって1965年に開始された「長崎の韓国・朝鮮人被爆者実態調査」から始まり、「長崎の中国人強制連行問題実態調査」、「長崎の中国人強制連行被爆者問題実態調査」など一連の歴史実態調査が行われた。「岡資料館」の方々は、現存の記録を基に、当事者や遺族たちと連絡を取り、長年を掛けて現地調査を行ない、ようやく、歴史の真相を明らかにした。

1960年代からいち早く外国人被爆者問題の調査を着手した岡正治の遺志を継ぐために、長崎の市民により建立された「岡資料館」は、歴史の実態調査や戦後補償問題の解決や歴史教育などの多方面から、歴史の真相を発掘し、眞の平和を守ることに尽力している。「岡資料館」の歴史に対する客観的な態度、及び歴史の真相に対して徹底的に究明する決意は、歴史を直面する勇気もなく、何もせずに議論ばかりの日本政府をはじめとする異論者たち

¹⁰ 筆者は2012年に来日し、長崎県立大学大学院に入った。しかも、2012年末に、長崎市のある会社から軍艦島の觀光用のパンフレットの中国語翻訳を頼まれ、作業をした。しかし、長崎の中国人強制連行問題と中国人原爆犠牲者とのことは2016年5月の「岡まさはる記念長崎平和資料館」でインターンシップを通して、初めてわかった。

¹¹ 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」『歴史学研究』511号、1982年12月。

¹² 長年にわたり地元福島県で日中戦争に従軍した兵士の聞き取り調査を続け、兵士の書いた陳中日記を多数発掘した。

¹³ 小野賢二「南京事件を掘り起こす」『歴史地理教育』7月号、2017年、p.11。

と鮮明な対照になると同時に、歴史の真相を追求し、史実を尊重する平和の愛好者たちの原動力になると考える。

先行研究

本研究のテーマに直接に関わる先行研究はほとんどないが、筆者の主要なテーマの1つ「岡まさはる記念長崎平和資料館」に関する研究は、阿知良洋平の「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任：岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解」¹⁴という論文しかないのである。しかし、阿知良によるこの論文は、日本社会教育学会若手研究助成「現代日本の社会教育・博物館運動における「平和博物館」の実践的展開可能性の検討」の協同研究の成果の一部であり、しかも、「岡まさはる記念長崎平和資料館」設立までの「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」を中心とする岡正治らの一連の実践に関する紹介である。つまり、1995年までの歴史を中心にしており、「岡資料館」成立後の歴史に触れていないということである。但し、阿知良の研究方法（インタビュー）と岡正治の人生の段階に対するまとめと分析は参考になる。

ただし、CiNii Articles で「岡まさはる」をキーワードとして検索したところ、上記の阿知良（2012）以外は次の6件もある。

1. 高實康稔、谷野隆（2015）「インタビュー高實康稔さん(岡まさはる記念長崎平和資料館理事長) 韓国・朝鮮人被爆者をはじめとする在外被爆者への差別の撤廃を! (特集被ばくの70年 核と人類は共存できない)」¹⁵
2. 李素玲（2011）「展示評 岡まさはる記念 長崎平和資料館」¹⁶
3. 高實康稔、園田尚弘、崎山昇[他]（2009）「良心的兵役拒否のドイツ人青年もともに働く NPO 法人岡まさはる記念長崎平和資料館の活動 (特集 「グローバリズム」・貧困と戦争--世界と地域を結ぶ平和学習)」¹⁷
4. 中山 敬司（2008）「高校の授業 修学旅行 秋月辰一郎・岡まさはる・高校生一万人署

¹⁴ 阿知良洋平「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任：岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解」、『社会教育研究』第30号、北海道大学大学院教育学研究員社会教育研究室、2012年 pp.39-52。

¹⁵ 高實康稔、谷野隆「インタビュー高實康稔さん(岡まさはる記念長崎平和資料館理事長) 韓国・朝鮮人被爆者をはじめとする在外被爆者への差別の撤廃を! (特集被ばくの70年 核と人類は共存できない)」『アジェンダ：未来への課題』(49)、2015年、pp.33-44。

¹⁶ 李素玲「展示評 岡まさはる記念 長崎平和資料館」『歴史学研究』(875)、2011年、pp.58-61。

¹⁷ 高實康稔、園田尚弘、崎山昇 [他]「良心的兵役拒否のドイツ人青年もともに働く NPO 法人岡まさはる記念長崎平和資料館の活動 (特集 「グローバリズム」・貧困と戦争--世界と地域を結ぶ平和学習)」『月刊社会教育』53(5)、2009年、pp.37-43。

名--長崎修学旅行事前研修」¹⁸

5. ダンヤネク・パウル、谷野隆（2007）「岡まさはる記念長崎平和資料館を訪ねて--良心的兵役拒否者ヤネク・パウル・ダンさんに聞く（特集 基地なき社会を展望する）」¹⁹
6. 田中伸尚（1999）「市民がつくる平和ミュージアム 第4回 岡まさはる記念長崎平和資料館（長崎県・長崎市）」²⁰

これらの文献も、「岡資料館」のそれぞれの活動について紹介し、ある程度評価をしたので、参考になる。

本論文の主要なテーマのもう1つとしての「長崎の中国人強制連行問題」に関する研究は、高實康稔の論文・記事がある（2002年など）。実態調査の結果をまとめた報告や論文であるので、本研究の主要な参考資料になり、本論文の基礎だと言えよう。しかし、高實の論文は長崎の中国人強制連行問題の実態を中心として詳細に論述したが、問題の解決、つまり訴訟から和解までの過程についての論述はしていないのである。特に、2016年以降、和解の段階に入り、具体的な和解条件に関する協議が行ったが、2016年の年末から、高實が健康問題で入退院を繰り返し、翌年（2017年4月7日）心不全で亡くなつたので、和解段階の経過やその意義について整理や論述する余裕がなかった。今回の研究は、高實康稔の研究成果に基づき、「岡資料館」を中心とする民間団体による「長崎の中国人強制連行問題」の真相究明から解決までの全過程を初めて整理し、分析し、論述する。最近、新海智広の「『軍艦島』の強制労働の歴史を消した日本政府」²¹という記事があり、軍艦島での外国人強制連行・強制労働問題の隠蔽と改ざんを指摘した。

「長崎の中国人強制連行問題」に関する先行研究は少ないが、「中国人強制連行」に関する調査・研究は1960年代前後から始まり、確認できる限りで、一番早い書籍は1957年に出版された中国語の『花岡河的風暴—1945年日本花岡中国労工抗暴実録』²²であろう。日本では1964年に出版された『草の墓標—中国人強制連行の記録—』²³は一番早い書籍で

¹⁸ 中山敬司「高校の授業 修学旅行 秋月辰一郎・岡まさはる・高校生一万人署名--長崎修学旅行事前研修」『歴史地理教育』（726）、2008年、pp.56-59。

¹⁹ ダンヤネク・パウル、谷野隆「岡まさはる記念長崎平和資料館を訪ねて--良心的兵役拒否者ヤネク・パウル・ダンさんに聞く（特集 基地なき社会を展望する）」『アジェンダ』（16）、2007年、pp.82-87。

²⁰ 田中伸尚「市民がつくる平和ミュージアム 第4回 岡まさはる記念長崎平和資料館（長崎県・長崎市）」『週刊金曜日』7(22)、1999年、pp.26-29。なお、主論文で引用した田中2001は、同じ著者の関連記事です。

²¹ 新海智広「『軍艦島』の強制労働の歴史を消した日本政府」『週刊金曜日』2018年11月9日号、pp.32-33。

²² 洛澤『花岡河的風暴—1945年日本花岡中国労工抗暴実録』上海文芸出版社、1957年。

²³ 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行の記録—』新日本出版社、1964年。

あろう。「中国人強制連行」に触れた学術論文としては、松村高夫の「日本帝国主義下における植民地労働者—在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして—」²⁴は最も早い研究論文であろう。70年代に、代表的な書籍としては『中国人強制連行の記録—花岡暴動を中心に—』²⁵、『痛恨の山河—足尾銅山中国人強制連行の記録—』²⁶がある。1990年代以降、人権意識の高まりとともに、中国人強制連行問題にも注目が集まり、特に1993年8月の「NHKスペシャル」としての「幻の外務省報告書—中国人強制連行の記録—」が放送された後、太平洋戦争中に日本へ連れてこられた中国人について、終戦直後外務省と企業が作成した報告書の存在をおおやけにし、中国人強制連行の実態に迫ったのがきっかけで、中国人強制連行問題に関する様々な研究が展開され、多くの成果が出てきた。例えば、上羽修の『中国人強制連行の軌跡—「聖戦」の墓標—』²⁷、「戦争犠牲者を心に刻む南京集会」により編集された『中国人強制連行』²⁸、石飛仁の『中国人強制連行の記録—日本人は中国人に何をしたか—』²⁹、野添憲治の『花岡事件の人たち—中国人強制連行の記録』³⁰などがある。2000年代以降、研究者による模範的な学術的著作としては西成田豊の『中国人強制連行』³¹、標準的な概説書としては杉原達の『中国人強制連行』³²がある。ちなみに、西成田豊は、これまでの研究における朝鮮人・中国人強制連行問題の捉え方は「単一民族史観」を暗黙の前提として、構造的特質認識を欠いたものだと指摘し、朝鮮人・中国人強制連行を「戦時奴隸制」と呼び、戦時日本資本主義には「戦時奴隸制」「奴隸包摂経済」という構造的側面があり、戦後日本資本主義はこれを否定したという主張を提出した³³。

これらの先行研究にとっては、田中宏³⁴らが整理してきた三つの資料集³⁵が最も重要だと言えるだろう。この三つの資料集には、中国人強制連行に関する公式の文書や名簿や調査

²⁴ 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者—在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして—」、慶應義塾大学『経済学年報』10号、1967年。

²⁵ 石飛仁『中国人強制連行の記録—花岡暴動を中心とする報告—』太平出版社、1973年。

²⁶ 猪瀬建造『痛恨の山河—足尾銅山中国人強制連行の記録—』隨想舎、1974年。

²⁷ 上羽修『中国人強制連行の軌跡—「聖戦」の墓標—』青木書店、1993年。

²⁸ 戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』東方出版、1995年。

²⁹ 石飛仁『中国人強制連行の記録—日本人は中国人に何をしたか—』三一書房、1997年。

³⁰ 野添憲治『花岡事件の人たち—中国人強制連行の記録』評論社、1975年。

³¹ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年。

³² 杉原達『中国人強制連行（岩波新書）』岩波書店、2002年。

³³ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、p.4。

³⁴ 田中宏、日本の社会学者。一橋大学名誉教授、龍谷大学客員研究员。

報告などの資料が全面的かつ系統的に整理して収録されている。中国人強制連行問題の研究の基礎であり、重要かつ不可欠な史料集である。また、長澤秀の『戦時下朝鮮人中国人連合軍捕虜強制連行資料集（全4巻）』³⁶の第3巻『中国人強制連行』には、中国人「移入」に関する実務的な一次資料が収録され、日本国内の大手石炭資本へ中国人の労働者が企画院、厚生省などの主導で、軍、北京大使館、華北労工協会、日華労務協会等との密接な連絡協力の下に、華北の農村地域から強制的に強行されていく過程が具体的文書で裏付けられた。

なお、以上の先行研究は、主に中国（主に華北）から日本への中国人強制連行問題に注目し、研究していた。これに対して、青木茂は日本に強制連行された中国人の約4万人に対して、中国国内での連行（華北から満州へなど）に膨大な人数があるのに、軽視されたと強調し、2000年から2012年までの13年間に20箇所の「万人坑」を訪ね³⁷、『万人坑を訪ねる—満州国の万人坑と中国人強制連行』、『華北の万人坑と中国人強制連行』などの著書³⁸を出版した。青木茂の指摘はかなり重要であると考える。

³⁵ 田中宏ら『資料中国人強制連行』明石書店、1987年。

田中宏ら『資料中国人強制連行の記録』明石書店、1990年。

田中宏ら『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全5分冊ほか』現代書館、1995年。

³⁶ 長澤秀 編/解説『戦時下朝鮮人中国人連合軍捕虜強制連行資料集』全4巻、緑蔭書房、1992年。

³⁷ 青木茂『万人坑を訪ねる—満州国の万人坑と中国人強制連行』緑風出版、2013年、p.3。

³⁸ 青木茂『二一世紀の中国の旅—偽満州国に日本侵略の跡を訪ねる』日本橋報社、2007年。

青木茂『万人坑を訪ねる—満州国の万人坑と中国人強制連行』緑風出版、2013年。

青木茂『日本の中国侵略の現場を歩く—撫順・南京・ソ満国境の旅』花伝社、2015年。

青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行』花伝社、2017年、p.1。

研究の目的と方法

研究の目的については、まずは、「岡まさはる記念長崎平和資料館」をケーススタディーの対象とし、その歴史や運動内容とその重要性を鑑みて、戦後補償問題の解決及び日中友好交流における民間団体の役割を解明し、その重要性についての認識を深めていく。

それに、「岡まさはる記念長崎平和資料館」に焦点を当て、「長崎の中国人強制連行問題」の真相究明から解決までの全過程を整理して分析することにより、長崎の中国人強制連行問題の実態を再確認するとともに、「岡資料館」を中心とする民間団体の努力が実った成果を確認し、その支援・協力が果たした役割を検証する。

さらに、「岡資料館」を始めとする歴史の真相の発掘と歴史問題の解決と記憶の継承に努力し続けてきた日本の民間団体に敬意を表するとともに、史実に対する正しい認識の重要性を強調し、今後の日中歴史和解と日中友好交流に重要な示唆を与えることを考える。

本研究の研究方法は、2つの主要な方法を採ることにする。1つ目は、資料の調査である。まず、上記の先行研究を踏まえ、今まで日中韓の研究者やジャーナリスト・作家たちが「強制連行問題」そのものを主題として書いた学術書や論文や新聞・雑誌記事などを参考にした。そして、「岡資料館」を中心とする長崎の民間団体が長年にわたり現地調査を行ってまとめた調査資料集、未公開の書類、証言、映像などを主な参考文献として用いられ、整理して分析し、論述を展開していく。

2つ目は、今回の研究に用いられた重要な調査方法として、いわゆる「質的」調査方法の代表格であるフィールドワーク（現地調査）及びインタビューを主軸に参与観察を行なう。長崎の中国人強制連行裁判の原告10人（生存者と遺族）はすでに亡くなつたので、聞き取り調査できないが、実態調査や裁判の支援などに協力し、参加した人たち、つまり「岡資料館」の関係者を中心とする当事者たちのインタビューは必要である。

筆者は2016年5月から、「岡資料館」でインターンシップをしたのがきっかけで、元館長の高實康稔をはじめ、ローテーションで受付を担当する資料館のメンバーたちをインタビューしてきた。これにより、「岡資料館」の歴史や理念などを把握することができた。

そして、2017年から、長崎の中国人強制連行の真相を調査することの提案者であり、実態調査から全面和解まで尽力してきた平野伸人³⁹や、主要な通訳の長谷川忠雄⁴⁰など数人の

³⁹ 平野伸人、当時の全国被爆二世団体連絡協議会会長。小学校教員。

⁴⁰ 長谷川忠雄、1933年ブラジル・サンパウロ生まれ。1940年秋に帰国後、同年冬に家族とともに中国黒龍江省に移住、1953年帰国。現在中国語を活かし、通訳のボランティアなどで活躍する。

話を聞くことができた。それにより、長崎の中国人強制連行の実態調査から裁判を経て、最終的に全面和解に至るまでの全過程を把握することができた。

さらに、2018年3月から、高賓元館長の遺品整理に参加し、中国方面（韓国方面の資料は朴修鏡⁴¹が担当する）の資料整理を担当し、前記の未公開の中国人強制連行者の証言などの資料を発見できた。これを用いて、長崎の中国人強制連行の実態を再検証することと、長崎の中国人強制連行問題の解決過程を解明することもできた。

以上の2つの方法を相互に補完させながら、歴史的な事実を明らかにすると同時に、自分なりの分析及び評価を与えることによって論述を展開していきたい。

⁴¹ 朴修鏡、韓国国立釜山大学韓国民族文化研究所 HK (Humanities Korea) 教授。

論文の構成

上記の目的を達成するために、本論文は以下の章に分けて議論を展開する。

第1章では、「岡まさはる記念長崎平和資料館」について詳述する。まず資料館の歴史を記述することにより、その設立の経緯と位置付けを解明する。まだ、記念館の名称の由来となっている岡正治と資料館の初代館長の高賓康稔の経歴をまとめ、彼らの歴史認識と価値観を考察する。岡正治の精神と思想は資料館の根源にあることを証明する。それに、「岡資料館」今まで行なった様々な活動を整理することにより、その役割を明らかにする。

第2章では、軍艦島の歴史と軍艦島での中国人強制連行実態について考察する。まず、軍艦島の歴史を整理し、軍艦島に関する研究の現状を分析することにより、軍艦島での中国人強制連行問題を始めとする戦時中の強制連行・強制労働問題に関する研究が稀少であることを明らかにする。さらに、「岡資料館」のメンバーを中心とする「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が長年にわたり行なった長崎の中国人強制連行実態調査の資料を整理して分析することにより、端島（軍艦島）での中国人強制連行・強制労働の史実とその実態を再検証する。

第3章は、強制連行について詳論する。まず、先行研究を踏まえた上で、中国人強制連行の歴史的背景とその大まかな全体像を把握する。確実なデータを用いて、日本全国の中国人強制連行の状況と比較することにより、長崎の中国人強制連行者は強制連行・強制労働だけではなく、原爆被害もあるので、二次被害、三次被害の独特性を解明する。また、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した各民間団体の努力によって、中国人原爆犠牲者の実態が初めて解明されたことを明らかにする。

第4章では、長崎の中国人強制連行の実態について論述する。本章の内容は、筆者が2018年3月末から行なった高賓康稔の遺品整理の作業により、新たに発見した証言、メモ、連絡メールなどの未公開の資料を用いて、長崎の中国人強制連行問題を再確認し、強制連行と過酷な強制労働の実態を再検証する。

第5章は、長崎の中国人強制連行実態の調査過程について詳しく論じる。本章では、筆者が、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」（略称：「中真会」）の資料を整理し、分析することにより、「中真会」が長崎の中国人強制連行問題について実態調査をした過程を解明する。つまり、「中真会」はどのように実態調査を行ったかについて詳述し、どのように長崎の中国人強制連行問題の実態を解明したかを説明する。

第6章では、長崎の中国人強制連行問題の解決過程について詳しく論じる。本章は第5章の論述の上に、長崎の中国人強制連行問題の実態を解明した後に、「岡資料館」のメンバーを始めとする有志が、企業・政府側と積極的な交渉、裁判への支援、和解の促進など各方面から、中国人強制連行被害者たちに援助と支持を広げたことを解明する。「岡資料館」を中心とする民間団体が長崎の中国人強制連行問題の解決に重要かつ不可欠な役割を発揮したことを探証する。

結論として、終章では、本論文の主張を改めて整理し、新たな知見について要約し、さらにその意味するところを論じる。本論文は、「岡まさはる記念長崎平和資料館」に焦点を当て、長崎の中国人強制連行問題の実態調査から一定の解決までの過程について詳細に整理して分析することに基づき、「岡資料館」を中心とする民間団体がどのように支援と協力を行ったか、その活動の経過と成果を解明する。

本論文は「岡資料館」を中心とする民間団体に注目し、果たした役割とその方法を分析し、今後の日中歴史和解と日中友好交流に重要な示唆を与えることが期待できる。

第1章 「岡まさはる記念長崎平和資料館」と岡正治の功績

本章では、広く知られていない⁴²「岡まさはる記念長崎平和資料館」について、現在の概要から始め、次に、設置の状況と経緯、その後の運営と活動に関して、筆者の調査した結果を述べて分析する。その分析過程にあっては、設置者の趣旨と目的に焦点をあてると同時に、そもそも記念館の名称の由来となっている岡正治（1918年～1994年）とは、どんな人物なのか、記念館設置の目的に照らしつつ、この人物の思想そして価値観に迫るつもりである。

ここでの調査方法と調査結果は、次の三つである。一つは、当該資料館のウェブサイトから、現在一般公開されている情報を集めて分析しておく。比較的知名度の低い当資料館が、どのような情報を公的に伝えているか、知っておきたいと考えたからである。つづいて、筆者の独自調査で得た結果を分析する。独自調査を二種類に分ける。最初に、筆者が大学院のインターンシップ活動⁴³を行った際に、当時の「岡まさはる記念長崎平和資料館」で理事長を勤めていた故高賓康稔と面談できたが、その際に直接的に聞いたインタビューの内容である。更にその後、筆者の研究目的から、同資料館の他の関係者たちに聞き取り調査を行って得た内容を示して分析する。（添付資料1 活動年表、151頁以下、参照）

第1節 「岡まさはる記念長崎平和資料館」の現況

「岡まさはる記念長崎平和資料館」（以下は「岡資料館」と略称する）のウェブサイト⁴⁴によれば、「岡資料館」は、JR長崎駅近くの西坂町（NHK長崎放送局の横の坂をのぼったところ）に設置されている。もともと中華料理店の入っていたビルが改修されたときに、その店のあとに設置されることになった。長崎の主要な観光地の一つである「日本二十六

⁴² 年間入館者数で比べると、岡まさはる記念長崎平和資料館は、長崎原爆資料館の200分の1くらいである（園田尚弘理事長、2018年8月20日）。また、長崎市出身の大学生や、長崎大学の教員でも知らない人が多い。長崎では被害の展示を中心とする原爆資料館と加害の展示を中心とする岡資料館が近接して立地していて、そのあいだは徒歩でも30分あまりにすぎない。他方、広島では、原爆資料館から、加害の展示をしている大久野島毒ガス資料館まで、鉄道と船舶で2時間以上かかる。岡資料館の展示は多面的であり、大久野島の展示は同島に工場が存在した毒ガス問題に特化している。このように長崎は、広島や沖縄と比べても、平和教育の社会的資源に恵まれていると言える。にもかかわらず、その好条件が活かされていない。重要性に比して岡資料館の知名度が低いのが現状である。

⁴³ 2016年5月～6月の間に合計5回のインターンシップ活動。

⁴⁴ NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館 <https://www.okakinen.jp> (2018年3月15日アクセス)

聖人殉教地」⁴⁵からは、少し坂を登るところにあって、観光巡りの立地条件としては適所と言える。

「岡資料館」は、1995年10月1日に正式にオープンした。名称の由来は、岡正治牧師⁴⁶にある。記念館の設立目的は、長崎市議会議員を勤め、平和活動家であった岡正治の遺志を継いで平和教育の発信をすることがある。

「岡資料館」は、20年以上も前の設立当初から、設立企画から運営に至るまで、すべて市民の意思と力だけで存続してきた。企業や行政からの財政的な支援や所謂補助金、などは一切無い。完全な自主独立のNPO法人である。外部資金としては、民間非営利団体である長崎県労働金庫からの融資4000万円（1994年）のみであった⁴⁷。

「岡資料館」は、第二次大戦に於ける日本の加害行為と戦後の無責任性を明らかにし、日本政府に真摯な謝罪と補償の実現を求めることも、活動目標の一つに挙げられている。その意味では、多少とも政治性の色彩を帯びて見られがちな存在⁴⁸である。

全体的に四階建ての「岡資料館」⁴⁹は、一階のホール、二階の展示室、三階の会議室と四階の資料庫から構成されている。四階の資料庫は関係者しか入れないが、三階の会議室は

⁴⁵ 豊臣秀吉が1597年にヨーロッパ人と日本人のカトリック司祭、修道士、信徒ら26人を西坂で公開処刑し、バチカンは20世紀に彼らを列聖した。その記念館と岡資料館の距離は50メートルほどである。

⁴⁶ 岡正治、1918年～1994年、牧師、長崎市議会議員、「長崎・在日朝鮮人の人権を守る会」の代表。著作は、自叙伝の『道ひとすじに』（1975年）、『大村収容所と朝鮮人被爆者』（1981年）、『朝鮮人被爆者と私』（1982年）、『朝鮮人被爆者とは』（1986年）、『朝鮮人被爆者』（1989年・社会評論社）、『さびついた歯車を回そう』（1994年）、『原爆と朝鮮人第1集～第6集』（1982～94年）。また、追悼文集の『孤墨を守る闘い—追悼・岡正治』（1995年）がある。

⁴⁷ 矢嶋良一『「労働」、「平和」こそ私の原点』自費出版、2014年、P370～376（矢嶋）およびP420～422（高實康稔・推薦のことば）、矢嶋良一『ゆるぎない歴史認識を 高實康稔さん追悼集』岡まさはる記念長崎平和資料館、2018年、p.88（矢嶋）。

⁴⁸ したがって、当然予想されるように、右翼の団体・個人からの誹謗中傷の標的となる。最近の事例としては、「櫻井よしこ 長崎に世界的反日情報網の基点 事実を持って対峙するしかない」産経ニュース 2017年2月6日
<https://www.sankei.com/politics/news/170206/plt1702060003-n1.html>（2018年9月19日アクセス）

岡資料館関係者の証言によると、2017年に櫻井よしこは来館し、見学している。

⁴⁹ 所在：長崎市西坂町104番地；敷地面積：107.52m²；構造：鉄筋コンクリート造陸屋根4階建、床面積：1階83.20m²、2階88.41m²、3階66.09m²、4階52.58m²。

講座や会議などを行う場所として使われている。普通の来館者たちは、一階から三階までの階段の壁等に配置された資料や写真を見ることができる。

正門から入ると、一階のホールになる。ホールの左側に受付カウンターと奥の事務室がある。真正面には、長崎での被爆朝鮮人や中国人に関する写真や資料が展示されている。2017年まではホール右側に、ほぼ壁一面に千羽鶴が飾られていた。「岡資料館」に見学にきた日本各地の小中学生たちが、折り紙を自分の指で折って、贈呈してるのであり、千羽鶴は言うまでもなく平和を象徴している。2017年5月から、代わりに大幅の高實康稔⁵⁰の写真を掛けてある。ホールの奥には端島（軍艦島）炭鉱⁵¹の展示室があり、炭鉱の模型や当時の労工たちに使われていた器具などが陳列されている。ここから、岡資料館の展示内容が展開する。

一つの資料館として見るときに、「岡資料館」の面積は広くないが、資料や写真を最大限に展示できるように工夫しているために、前述したように館内の階段の壁までも、充分に利用され、写真や資料の一枚一枚がほとんど隙間なく貼り付けてある。それにもかかわらず、混乱感が少ない。館内の展示が、いくつかのコーナーに明確に分けられている工夫のためか。具体的な区分けコーナーとしては、端島コーナー、朝鮮人被爆者コーナー、「飯場」コーナー（強制連行・強制労働）、日本の侵略・朝鮮編、日本の侵略・中国編、「大東亜共栄圏」の真実コーナー、皇民化・皇國臣民化教育コーナー、中国人強制連行コーナー、「慰安婦」問題コーナー、南京大虐殺コーナー、戦後補償コーナー、岡正治コーナー、2016年に「弾圧に抵抗し、戦争に反対した人たち」日本帝国主義に抵抗した日本人たち⁵²のコーナーが新設された。また2018年には、高實康稔コーナーも新設された。

「岡資料館」に於けるこれまでの主要な活動は、次の四点に集約できると思う。

1) 南京大虐殺記念館⁵³などとの友好館提携に基づく友好訪中団と合わせて「日中友好・

⁵⁰ 高實康稔、1939年～2017年、山口市出身、「岡資料館」の前理事長、日本のフランス文学者で長崎大学名誉教授。

⁵¹ 端島は、長崎県長崎市（旧西彼杵郡高島町）にある島である。明治時代から昭和時代にかけて海底炭鉱によって栄え、東京以上の人口密度を有していた。しかし、1974年（昭和49年）の閉山にともなって島民が島を離れてからは、無人島である。軍艦島の通称で知られている。2015年、国際記念物遺跡会議により、軍艦島を構成遺産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録された。

⁵² 末永敏事（長崎の医師）、山本宣治、小林多喜二などナチスに抵抗して刑死した「ショル兄妹」の日本版。

⁵³ 南京大虐殺記念館は、日本のマスマディアから呼ばれる名称であり、正式の名称は侵華日軍南京大屠殺遭難同胞紀念館である。中国江蘇省南京市建邺区水西門大街418号にあり、中華人民共和国の博物館であり、追悼施設でもある。1982年、第1次教科書問題が起きた後に、鄧小平ならびに中国共産党中央委員会が、全国に日本の中国侵略の記念館・記念碑を建立して、愛国主義教育を推進するよう指示を出した。この支持を受けて、1983年、中国共産党江蘇省委員会と江

希望の翼」と呼ばれる学生派遣事業⁵⁴。

- 2) ドイツの良心的徴兵拒否者の受け入れ事業⁵⁵。
- 3) 市立図書館や原爆資料館などの施設を借りた講座事業⁵⁶。
- 4) 全恩玉、朴修鏡などの韓国の平和運動家たちを客員研究員としての受け入れなどの支援活動を行っている。

第2節 「岡資料館」の設立経緯と位置付け

太平洋戦争で日本は、300万人以上の犠牲者を出したので、被害者としての「苦しみ」を継承していくために、戦後、日本全国に多くの「平和資料館」が設立されてきた(添付資料2 日本の平和資料館一覧表、183頁以下、参照)。全国各地のこれら平和資料館は、そのほ

蘇省政府は南京大虐殺記念館を設立することを決定し、中国共産党南京市委員会と南京市政府に準備委員会を発足させた。1985年2月に鄧小平は「侵華日軍南京大虐殺遇難同胞紀念館」の館名を揮毫した後に、紀念館の建設が着工され、抗日戦争終結40周年に当たる同年8月15日にオープンした。2006年6月26日から拡張工事が行われ、2007年中に完成し、同年12月13日、南京大虐殺70周年に再開館した。総建築面積23万平方メートル、総工費4.78億人民元であった。

⁵⁴ 2000年に「南京大虐殺記念館」（「侵華日軍南京大虐殺遭難同胞紀念館」）と友好関係を結び、2002年から「日中友好・希望の翼」の学生派遣事業が始まり、現在（2018年10月）12月に開催する「第16回『日中友好・希望の翼』・第18次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」の参加者を募集している。

⁵⁵ 2006年から始まり、ドイツ国の徴兵制を廃止するために実施されてきたが、ドイツの徴兵制度廃止に伴い、2011年までに中止された。合計5人のドイツ青年男子を受け入れた。

⁵⁶ 例えは：

長崎市立図書館研修室に行なった連続公開市民講座の『もう一度学ぼう！　日本の近現代史』の第1回、2010年9月

18日、講師：新海智広（岡まさはる記念長崎平和資料館理事、現副理事長）

第2回、2010年10月9日、講師：奥山忍（岡まさはる記念長崎平和資料館理事）

第3回、2010年11月13日、講師：国武雅子（岡まさはる記念長崎平和資料館理事、長崎大学非常勤講師）

第4回、2010年12月11日、講師：葛西よう子（長崎の女性史研究者）

第5回、2011年1月8日、講師：門更月（岡まさはる記念長崎平和資料館理事、高校教師、「ながさき女性・団体ネットワーク」の会長）

また、2010年4月18日長崎県教育文化会館、『日本の市民とドイツ市民の相互交流の意義』講師：オイゲン・アイヒホルン（独日平和フォーラム代表）

など。

とんどが、戦争の悲惨さを被害者の立場から訴えているものである⁵⁷。そのうち長崎と広島は⁵⁸とともに、世界的にただ二つの原爆受難地であるため、原爆資料館と平和公園が設置されている。盛大な原爆犠牲者慰靈平和祈念式典が毎年実施されており、他の平和資料館にくらべ、被害意識がより強く、戦争被害のイメージをより強く表明していると考える。

長崎の場合は、長崎市の原爆被爆 50 周年記念事業の一つとして、「長崎原爆資料館」が、1996 年（平成 8 年）4 月に開館されている⁵⁹。「被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く発信するため、被爆の惨状をはじめ、原爆が投下されるに至った経過、および核兵器開発の歴史、平和希求などストーリー性のある展示を行い、館を拠点として、平和推進の取り組みや平和学習の支援も行っている。」⁶⁰ このように「長崎原爆資料館」がそのホームページに掲載する内容によって、被害者の立場にあることが明示されている。

実際に同館の展示する内容には、「1945 年 8 月 9 日」、「原爆による被害の実相」、「核兵器のない世界を目指して」などのテーマを掲げてあり、それに沿った資料、写真、解説パネルなどが展示されている。展示館の入り口に入って、真正面には、原爆投下で時計の針が止まったままの「11:02 の時計」が配置されている。見た瞬間にはタイムスリップしたような衝撃感が与えられる。中に歩いていくと、折れ曲がった工場の鉄骨、それに爆心地側の部分が熱線により焼けた橋、更に原子爆弾によって破壊された建物の一部などの事物が置かれている。加えて被爆資料も展示され、一部の資料には手で触ることができるよう工夫してある。

館内の中心部には、長崎市内外の地形を型取った模型が置かれている。照明を配合し、原爆被害の面的な広がりを視覚的に理解することができる。長崎型原爆（プルトニウム原爆）とも呼ばれる「ファットマン」の模型なども展示されている（広島はウラン原爆）。原爆記録映像や被爆者の証言ビデオなどの上映も行われており、長崎原爆の全体像を学ぶことができる⁶¹。原子爆弾の悲惨さ、凄惨さを生き生きと伝えることができている。ところ

⁵⁷ 参議院自民党の村上正邦幹事長が、政府・与党首脳連絡会議で、長崎原爆資料館が加害行為に関する展示を始めたことについて、「日本人がいかに悪いことをしたかどうか歴史館が貫かれている。これでは長崎を訪れた修学旅行生が『日本は原爆を落とされて当然だ』と思う。このような資料館が全国に十カ所あるというが、それでいいのか」とのべた。
「長崎原爆資料館の加害の展示を批判」『朝日新聞』1996 年 6 月 25 日。

⁵⁸ 広島市にも、同じく原子爆弾投下の惨状を伝える資料館として広島平和記念資料館がある。

⁵⁹ それまで被爆資料を長崎国際文化会館で展示していた。

⁶⁰ 長崎市平和・原爆 長崎原爆資料館 <http://nagasakipeace.jp/japanese/abm/message.html> (2018 年 6 月 18 日アクセス)

⁶¹ 筆者の長崎原爆資料館の見学による。

が、こんなに大がかりなスケールで構築された大規模の資料館であるにもかかわらず、なのである。原爆投下と悲惨な被爆体験を招いたもともとの理由とか、被爆以前の歴史過程についてはほとんど全く触れてない。

明治以降の近代日本は、富国強兵の政策に従事するままに、やがて近隣のアジア諸国へ侵略し、アジア各国から土地、資源、労働力などの奪取の道に走った。たくさんの犠牲者が出了。日本軍に2,000万人が殺されたというのが、最近の一般的な言説である（1998年検定の実教出版『高校日本史B』など）。ノーベル文学賞の中国人受賞者である莫言（Mo Yan: 1955年高密生れ）は、1986年発表の代表作『紅高粱』と題された小説のなかで、赤い高粱畑でなんども繰り返される日本軍兵士の侵略と暴力を描き出している⁶²。事実は小説よりも奇なり、と言うべきであろうか。朝鮮・中国・東南アジア諸国民にとっては、日本はまぎれもなく、招からざる「加害者」であったことは事実である。原爆投下は、日本が行ってきた侵略戦争の帰結である、とも考えられる。したがって、「原爆資料館」の展示の仕方は、歴史の実相に対する「断章取義」にすぎない、とも言えそうであるので、筆者は実際に驚愕さえ覚えた。

筆者のインターンシップ期間にインタビューのなかで、当時の理事長の高實康稔は、こうした断章取義の矛盾にたいする岡正治牧師の見解を指摘した。1993年の段階ですでにこの問題点を気づいた岡正治は、「原爆資料館の見学だけでは子どもたちが歴史を勘違いして、日本は原爆の被害国だという被害者意識に埋没してしまう。原爆投下が決して正当化

⁶² "On the afternoon of the six days following the ambush and battle at the Black Water River bridge---the fifteen days of the eighth lunar month in the year 1939---Grandpa and Father drove the billy goat, nearly dead from the dung building up inside it, to the sorghum field at the western edge of the village. More than four hundred Japs and six hundred of their puppet soldiers had encircled our village like a steel hoop on a barrel. Granddad and Father hurriedly cut open the billy goat's stitched-shut rectum, and after relieving itself of pounds of dung, it dumped several hundred cartridges onto the ground. They quickly scooped them up, ignoring the stinking filth, and engaged the invaders in a solemn and stirring battle on the sorghum field." Red Sorghum, written by Mo Yan, translated from the Chinese by Howard Goldblatt, and published by Arrow books in 2003: Part Two Sorghum Wine, Chapter 11, pp. 172-173.

「祖父と父が、尻の穴を塞がれていまにも死にそうな小山羊を連れて村の西はずれの高粱畑にたどりついたのは、墨水河橋の待ち伏せから6日目の昼過ぎだった。その時—1939年旧暦8月15日の午後、日本鬼子四百余人と傀儡軍六百余人は、わが村を鉄のたがをはめたように包囲していたのだった。祖父と父が急いで山羊の尻の穴をひきあけると、小山羊はまず一キロの糞をたれ、つづいて数百発の拳銃弾を出した。2人はくさいのもかまわずに、急いで武装を整え、高粱畑のなかで侵略者と壮烈な戦いをくりひろげた。」莫言著、井口晃訳『赤い高粱』岩波現代文庫、2003年、p.302。

されないという意味で原爆資料館の見学は大事だけれど、その背景となったとも言える日本の朝鮮植民地支配、中国・アジア・太平洋への侵略戦争の事実は否定できないと考えるので、日本の加害の歴史を子どもたちに学ばせる必要がある」と言っていた⁶³。そこから日本の加害責任資料センターを建設しようとする岡正治の意思や価値観が読み取れると思われる。

田中伸尚の記述には、「71年から83年まで、3期12年長崎市議を務めた岡は、原爆資料館に朝鮮人被爆者コーナーを設けよ、と繰り返し求めた」⁶⁴という内容がある。これにより、岡正治は「原爆資料館」の偏った展示の矛盾点に、早くから気づき、素早く問題修正を求めたことが推測できる。長崎市はこうした岡正治の意見に対し、満足のゆく対応をしなかったゆえに、独自に資料館を作ることを決意したと思われる。

「「現在」は「過去」の上にあり、私たちは過去の歴史認識が、現在と未来に決定的影响を与えることを意識した。真の平和運動は、決して反核運動だけにとどまつてはならない。加害責任と侵略責任を明確に自覚し、認識し、反省してから、原爆反対を訴えます。そうしなければ、ただ被爆の問題ばかり言っても、世界の人の胸にはとどかないと覚悟した。ゆえに、私たちは、長崎原爆のような悲惨な結果を招いた原因に辿り着くために、十数年の間に、自力で海外まで被害者たちを探したり、史実資料を収集したり、日本が戦争中に犯した罪を検証してきた。この資料館は、日本の「加害性」の立場に立って、強制連行・強制労働・虐待・酷使・軍隊慰安婦・朝鮮人被爆者などのいわゆる「日本の負の歴史」を正しく伝えること、侵略され、被害を受けた人々の痛みを知ること、そうした視点から、史料を展示している。」⁶⁵とインターンシップの説明として、高實康稔はこのように述べた。

田中伸尚および高實康稔の口頭説明に加え、当該資料館の設立趣旨は、「岡資料館」の「立場」を明示する資料であると思われる所以、以下に引用しておきたい。

【設立の趣旨】⁶⁶

戦争や原爆の悲惨さはいつまでも深く胸に刻み、これを風化させてはなりません。しかし、悲惨な結果を招いた原因が、残虐の限りをつくした日本のアジア侵略にあったこともしっかりと心に刻む必要があります。受けた苦しみの深さを知ることが、与えた苦しみの深さも知ることにつながらなければ、平和を築くことはできません。

⁶³ 筆者が直接聞いた高實康稔の言葉を引用した。

⁶⁴ 田中伸尚「憲法を獲得する人びと(9)故・岡正治さん」『世界』岩波書店、2001年12月号、p.695

⁶⁵ 2016年5月～6月、合計5回のインターンシップ中に、高實康稔が紹介した資料館の口頭説明で聞いた内容である。

⁶⁶ 岡まさはる記念長崎平和資料館 <https://www.okakinen.jp/> 設立の趣旨／（2018年3月10日アクセス）

日本の侵略と戦争の犠牲となった外国の人々は、戦後50年たっても何ら償われることなく見捨てられてきました。加害の歴史は隠されてきたからです。加害者が被害者にお詫びも償いもしないという無責任な態度ほど国際的な信頼を裏切る行為はありません。

核兵器の使用が正当化されれば再び使用される恐れがあるのと同様に、無責任な態度が許されるのならば、再び戦争が引き起こされる恐れがあります。

この平和資料館は、日本の無責任な現状の告発に生涯を捧げた故岡正治氏の遺志を継ぎ、史実に基づいて日本の加害責任を訴えようと市民の手で設立されました。政治、社会、文化の担い手は、たとえ小さく見えようとも一人ひとりの市民です。当館を訪れる一人ひとりが、加害の真実を知るとともに被害者の痛みに思いを馳せ、一日も早い戦後補償の実現と非戦の誓いのために献身されることを願ってやみません。

1995年10月1日

岡まさはる記念長崎平和資料館

設立の趣旨、および田中伸尚と高賓康稔による評価に基づき、「岡資料館」の性格は、日本の大半の平和資料館と異なっていると言える。核兵器の使用の批判だけに終始せずに、歴史の一部を偏って強調することを否定する立場にある。また、「岡資料館」は、歴史を客観的かつ全体的に認識することの重要性を強調している。日本の「加害」の立場に立ち、戦時中に日本が犯した罪を直視し、戦争責任を取り、被害者たちに対して補償するという意見を出したこともわかる。

「南京がなければ、ヒロシマ・ナガサキはない」⁶⁷と主張する安川寿之輔は、被爆体験や310万人の日本の犠牲者ばかりを強調するアジア太平洋戦争観は、逆立ちした誤った戦争史観だと考える。「「岡まさはる記念長崎平和資料館」は日本の侵略・加害に焦点を当てた展示をし、「南京があったらこそナガサキ・ヒロシマ」を見事に象徴することは納得する」と評価している⁶⁸。

⁶⁷ 前田哲男は、「ゲルニカ・重慶がなければ、ヒロシマ・ナガサキはなかった」と指摘している。前田『戦略爆撃の思想』朝日新聞社 1988年。

⁶⁸ 2018年6月10日、安川寿之輔氏の『日本の「近代」と「戦後民主主義」を問い直そう』をテーマとする長崎での講座による。

第3節 創始者の岡正治の人物像

日本の加害責任について取り組みをしてきた岡正治の構想は、「岡資料館」設立の原点である。ゆえに、この精神的な支柱でもあり、思想の原点でもある岡正治の名前を「岡まさはる」⁶⁹と呼んで当該資料館に命名することになった。

岡正治氏の経歴を概観しておきたい。1918年生まれ。旧日本陸軍での体験がその後の人間に大きな影響を与えた。1956年に長崎県ルーテル教会の伝道師として長崎に赴任した後、1958年に牧師に命名された。1971年から1983年までは、平和活動家の立場から立候補した長崎市の市議会で、議員を3期つとめた。

自叙伝を書いている。そこから窺える彼の一生は、概ねに、「戦争に巻き込まれた少年」、「聖書からの道引」、「平和と正義の戦闘士」という三段階に分けて把握できそうである。以下にはそれぞれの段階について、自伝から概略を述べておきたい。

第1項 戦争に巻き込まれた少年

第一段階の「戦争に巻き込まれた少年」に関しては、岡正治の著わした自伝『道ひとすじに』に詳しく記述されている。少年時代に受けた教育は軍事教育であった。1918年に大阪市福島区にある富裕な家庭に生まれたが、5歳の時に、父親の工場が火災で焼却[ママ]してしまう。そこから一家の生活は、経済的に困難な状況に追い込まれる。やがて、貧しいゆえに、学業を途中で放棄せざるを得なくなった。

1933年に扇町商業学校を中退した少年岡正治は、海軍少年電信兵の試験を受け、合格して、広島の呉海兵団に入団した。自伝によれば、この事は、大正デモクラシーの価値観に深く影響されていた彼の父親をかなり悲しませたようである。軍隊に行く前に、「騙されても騙すな、殴られても殴るな、裏切られても裏切るな。ただお前の友人が虐待されている時には、徹底的に彼を助けよ」⁷⁰と父親からの言い付けを受けた。この言葉は、その後、世間知らずの少年から、だんだん善良で仁慈な人に向かい、岡正治の成長する道程において、一つの大切な方向性を与えて、彼の内心の導きになったと考えられる。

⁶⁹ 日本人にとって漢字は硬いイメージがあり、平仮は覚えやすいからである。市民に馴染みやすいため、市会議員選挙で覚えやすい「岡まさはる」にした。一般に選挙では候補者の氏名の一部を平仮名にすることが多い。

⁷⁰ 岡正治『道ひとすじに』同書刊行委員会、1975年、p.60。

軍隊に入ったばかりの少年を待っていたのは、三ヶ月間の「厳しくて苦しい新兵教育」⁷¹だった。この間の生活に対して、「生まれて以来数十年間、のんびりと婆婆[婆婆=世間：筆者注]で少年時代を送ってきた 15 歳から 19 歳ぐらいまでの私たちは、一転して、毎日地獄のような苦しみの生活に投げ込まれたのだ」⁷²と語っている。

教班長の罵声と連續的な凄まじい私刑は、この純粋な少年にかなりの衝撃になったことは考えられる。入団の翌年、彼は肋膜炎で入院した。1 年 4 ヶ月の入院生活中で、哲学や聖書などの書籍を読みふける。これによってその後の岡正治の第三段階に昇華する一つの種が、内心に根付いたと考えられる。

1938 年 8 月 10 日、呉海兵団の門司海軍無線電信所勤務となった岡正治は、上海に設置された海軍第一港務部に赴任するように命じられ、中国上海に向けて出発した。上海から南京へ移動する途中で、肋膜炎が再発してしまい、安慶で下船した。そして再度の入院となつた⁷³。この体験のなかで岡正治は、軍隊に於いて立身出世する願望が、もはや実現不可能だと悟り、一気に喪失感と虚無感に陥ったと言われる。それから戦地と病院では、親しい人たちが、次々に死の病に襲われていく生死の過酷な現実と向き合うことになった。19 歳半の少年にとっては、深刻な経験になる。

「たよりがたいものは、露のような人間のいのち、きょうあってあすは白骨に変わっていく人間のもろさ、はかなさ、わたしはこれを痛いほど強く感じた……人生の無常感……」

⁷⁴

このように自伝に書いている。精神的に頼りうるものを喪失した岡正治は、キリスト教信仰に救いの道を求めた。1939 年の 12 月、20 歳のときに、日本福音ルーテル門司教会で受洗する。こうして岡正治の人生第二段階にあたる「聖書からの道引」に登りつめてきた。

同じ時期に岡正治の体験したもう一つの人生の衝撃は「兄の死」だと考えられる。門司の海軍通信隊に配置転換された病み上がりの岡正治は、教会生活をつづけるなかで、つかの間であったものの、自由と心の平安を楽しんでいたという。海軍通信学校高等科の電信術練習生の試験に合格し、心の奥には、平和に対する淡い期待感も芽生えていたそんな時期なのに、悲報に接することになった。大阪の父親から兄の訃報が伝えられた。自伝の記

⁷¹ 前掲書、p.59。

⁷² 同上。

⁷³ 前掲書、p.88。

⁷⁴ 前掲書、p.99。

述では「私は半日も泣き続けた」⁷⁵の一文しか書き残していないが、重大な衝撃であったと考えられる。

第2項 聖書からの道引

以上のように自伝のなかで垣間見てきた一連の戦時期の衝撃によって、背後から押されるようにして、岡正治は、戦争に対して批判的な視点を持つようになった。そこで戦後の1951年に33歳の時点で、岡正治は、日本福音ルーテル神学校に入学した。1956年に卒業すると、すぐ長崎ルーテル教会に赴任した。最初は伝道師の資格であったが、2年後に長崎ルーテル教会の牧師に任命される。

教会牧師として説教壇に立つ岡正治の姿には、戦争と平和に対する明確な姿勢を感じられるようである。と言うのも自叙伝の中に、次のような自身の言葉を見出すからである。

「12月13日南京に殺到した日本軍は、それから約3ヶ月間、略奪、強姦などの蛮行をほしいままにした。事実は昭和21年7月、極東[国際軍事]裁判において、南京事件の審理が進められた時に、国民の前に明らかにされた。……日本軍の首脳部は、軍律を乱す将校や兵士を罰せず、放任し、軍法会議もほとんど開かれなかった。かえって、このような蛮行をやっていて死亡した者も、戦死者として取り扱われ、國を守る神として靖国神社に祀られた。この事件は世界に伝えられたが、日本の国民にだけは知らされず、除隊になる将校、兵士にも固く口止めされた。……当時の新聞や、軍報道部の発表したニュースや写真などは、宣撫班という日本の軍人が中国人民を『やさしく』いたわり、保護しているものばかりで、日本国民を騙し続けていく。それどころか、最高司令官松井大将〔松井石根大将は戦時中の日本政府によって勲章を受けられたが、戦後の極東国際軍事裁判で死刑判決を受け、1948年に東條英機らとともに刑死した：筆者注〕は、事件の責任者として罰せられず、のちに金鶴勲章を受けられている。……」⁷⁶

牧師岡正治による批判対象は、日中戦時に日本軍の行った暴行である。それに国民を欺罔しようとする国の行為であった。次のような言葉でその憤慨を表明している。

『「発しては、万葉の桜となり、凝っては、百鍊の鉄となる」と言っても、実態は人間を機械化する非人間教育にしか過ぎなかった。純真な若者たちが、このような統制された

⁷⁵ 前掲書、p.120。

⁷⁶ 前掲書、p.89。

偏狭な思想教育の中で、天皇の奴隸とされ、帝国主義、軍国主義に洗脳され、その犠牲になっていくことに、激しい憤りと、深い同情を禁じ得なかった。』⁷⁷

非人道的な軍国主義に走る日本が、単純素朴な国民を人形のように操って、他国に侵略する道具のように扱ったことに憤慨した。戦後日本に生きる一人の信仰者であるだけでなく、多くの迷える子羊を導く信者の地域リーダーとして、牧師の役割を考え続けた。内心に葛藤する苦悩を見つめ、教会の存在理由をみずからに問いかけた。社会活動と平和運動を支点とする新しい教会の有り方を模索した。新しい伝道の分野と姿勢を開示すること——それが生きた教会の伝道のあり方であると確信するようになっていく。

岡正治は軍事教育を受けてから、海軍に就職して戦場に赴いている。日本と中国との間の日中戦争は、赴任当時から激化して、1938年[南京虐殺の翌年]から1945年まで続いた。戦争の過程を実体験したので、事実に対してはっきり判断できる立場にあった。岡正治の戦後は、日本の加害責任を問う活動に奔走し、長崎の地に踏みとどまりながら、社会活動に従事し、反戦と平和運動に生涯を捧げる決意を固めた。こうして、岡正治の人生第三段階にあたる「平和と正義の戦闘士」の幕が開いてゆく。

岡正治の生涯における上記の三段階と思想形成に関連しては、高實康稔が以下の六点に要約している⁷⁸。

- ① 海軍下士官 12 年の戦争加担に対する贖罪意識
- ② 天皇制軍国主義の犠牲となった兄への追慕と天皇国家権力への怒り
- ③ 療養入退院（16 歳と 20 歳）、聖書耽読、洗礼（20 歳）
- ④ 海軍兵学校教員時代（25 歳と 27 歳）の御真影拝礼と神社参拝の拒否
- ⑤ 広島原爆被爆者の救援と反戦決起（天皇への直訴の訴え）、私刑と追放
- ⑥ 戦後の貧窮とルーテル神学大学入学（33 歳）、長崎ルーテル教会赴任（38 歳）

筆者が提示して述べてきた二段階「戦争に巻き込まれた少年」と「聖書からの道引」が、高實康稔の要約する六点に相応することが分かる。したがって以上の考察から、人生体験が岡正治に深い影響を与え、その後の反戦、平和を提唱する岡正治思想の形成に、基礎を与えたことは明らかであろう。

⁷⁷ 前掲書、p.144。

⁷⁸ 高實康稔、講演『岡正治先生の思想と実践』2010年5月29日。

第3項 平和と正義の闘士

この第三段階における岡正治の実践的活動を総括して、高賓康稔は、その主要な内容を以下の通りに、講演『岡正治先生の思想と実践』の中でまとめている⁷⁹。

- ① 「長崎キリスト者社会問題研究会」事務局長として、安保条約反対、憲法擁護、原水爆禁止、靖国神社法案反対などの争点について積極的に活動(1956年以降)
- ② 「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の結成(1965年):在日朝鮮人の在留権擁護運動と大村入国者収容所への拘留抗議、放免要求(解体闘争にも参加)
- ③ 長崎市議会議員(1971~1983年)として、長崎市に朝鮮人被爆者の実態調査を要求、かつ韓国・朝鮮人被爆者の優先的援護の主張と差別待遇批判(孫振斗裁判支援)
- ④ 長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑の建立(1979年)
- ⑤ 強制労働朝鮮人の被爆遺構「木鉢寮」および「住吉トンネル」の保存要求(1981年)
- ⑥ 長崎朝鮮人被爆者実態調査(1981~1994年)(『原爆と朝鮮人』第1~6集):長崎市の調査の杜撰さを批判、実態調査による究明
- ⑦ 忠魂碑維持管理公金助成違憲訴訟(1982~1994年)(背景として天皇制と侵略戦争に加担した日本宗教界批判)、(議場殴打事件の右翼青年に「寛大な処置」を要請)
- ⑧ 端島(軍艦島)の「火葬埋葬認許証」発掘と朝鮮人・中国人犠牲者の実態究明(1986年)
- ⑨ 高島「千人塚」の遺骨返還を三菱マテリアルに要求(会社側の詭弁と拒否)(1992年~1993年)
- ⑩ 日本の侵略と侵略戦争について学ぶ「平和資料館」の設立提唱(1993年)

高賓の研究を踏まえた上で、筆者は、資料館に所蔵する文献資料を調査した。その結果、今の段階で岡正治氏の経歴を次の通りに、改めて整理した。

1956年5月、東京から長崎に日本福音ルーテル長崎教会牧師として着任してきた。その時から、岡氏は、1945年(昭和20年)年8月の日本敗戦までに、長崎県に強制連行され、強制労働の虐殺、酷使、差別の奴隸生活を強いられていた約7万人に上る朝鮮人に関心を持ち始める。そこで、長崎で被爆された朝鮮人の実態を調べ直した。そうする過程のなかで、日本帝国主義の戦争犯罪を訴えなければならない、完全な国家補償を実現させよう、と考えるに至った。大村入国者収容所(現大村入国管理センター)に入れられていた朝鮮人の救出

⁷⁹ 同上講演。

や支援、朝鮮人被爆者と朝鮮人戦時強制動員の実態調査とそれに関連する問題解決に向けて、長年にわたり力を尽くした⁸⁰。

1958年5月、岡正治は「長崎原水協」の常任理事に推薦され就任した⁸¹。「被爆者完全援護法制定運動」と「核兵器廃絶運動」という「長崎原水協」が掲げる二つの主要目的に加えて、彼の関心事であった「朝鮮人被爆者実態調査と援護」にも取り組むべきだと主張した⁸²。

1965年5月、日韓基本条約の締結をきっかけに、全国各地に在日朝鮮人の人権を守る会が結成されるさなか、岡正治をはじめとする社会運動者たちの手で、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が結成される運びとなる。そこで直ちに岡正治は、長崎市内の朝鮮人被爆者について実態調査に乗り出した。翌年4月、「原水爆被災白書をすすめる長崎市民の会」が結成されるに至る。会員たちの協力を得て、グループとして更に徹底した調査を継続できた。

60年代の日本において、ほとんどの人が言及さえしていなかった「日本の戦争責任・加害責任」の問題について、岡正治は、いち早く取り組んでいる。特に、連行された朝鮮人にとっては異郷にあたる長崎。故郷から離れたこの地で、顧みられることなく儀礼もなくて、ただ闇に葬られていた「朝鮮人被爆者」の問題について、ひた向きて地道な聞き取り調査を持続した。

ちなみに、長崎における朝鮮人被爆者、外国人被爆者問題の調査研究、支援の中心人物・先駆者として、岡正治のほかに、高實康稔、平野伸人、鎌田定夫（故人）、本島等（故人）らがいる。

こうした調査の成果の一つを挙げておきたい。1967年5月、岡正治は、長崎市内の誠孝院で、原爆死を含む152人分の朝鮮人遺骨⁸³を発見した。

1979年8月、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の努力によって、納骨堂の建設を願う市民からの募金をもとに、長崎市平和公園内に、長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑⁸⁴を建立できた。

⁸⁰ 岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』同書刊行委員会、1981年。

⁸¹ 岡正治は15名の常任理事の中に、唯一の非被爆者である。

⁸² 1964年7月「長崎原水協」が分裂するまでに、常任理事会はこの問題を正式に議題として取り上げることはなかった。

⁸³ それは1949(昭和24年)秋に「団体等規正令」で解散指定団体とされた長崎朝鮮人聯盟の事務所に安置してあったものを、同聯盟の建物を強制収容した際に、政府の指示を受けた長崎県地方課と警官隊によって“接收”されたものであった。1973年11月、韓国居留民団の手によって韓国へ送還された。

年号的には相前後する事項であるが、ここで指摘しておきたい岡正治の社会活動がある。長崎市議会に立候補した岡正治は、当選を果たして、1971年4月から市議会議員となる。それから、市議会が岡正治の活動舞台の一つになる。岡正治は、「朝鮮人被爆者の実態調査を実施せよ」と「長崎における朝鮮人原爆被災白書を作成せよ」をテーマに掲げ、市議会本会議と常任委員会で市長に対して、ずっと要求をしつづけている⁸⁵。結局、この要求は最後まで応えを得られなかった。しかし、岡正治らは、個人的に調査活動を実行しながら、長崎市に公的な調査の実施を求めていた。被爆した朝鮮人の数を積み重ねていくうちに、「およそ2万人、そのうちおよそ1万人が死亡」という結論を引き出している⁸⁶。

1979年10月、長崎市で開催された「第6回在日朝鮮人の人権を守る会全国活動者会議」では、岡正治は、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」⁸⁷の代表として出席するが、初めて朝鮮人被爆者の実態報告を対外的に発表した⁸⁸。

ようやく、1980年3月号の『広報ながさき』に「韓国・朝鮮人の被爆実態調査に協力を」というタイトルで市民に協力を要請し、4月から「長崎市朝鮮人被爆者実態調査」を行った。

1981年6月12日に、約1年間の調査を経てから、長崎市は『調査報告・朝鮮人の被爆』という戦後初めての被災白書を公表した。「長崎市内に居住していた朝鮮人は12,000～13,000人そのうちの死者は最低1,400人と見られる」という「長崎市発表」の調査結果は、岡正治らが、これまで行なってきた調査結果の人数、すなわち「長崎市および近隣町村居住朝鮮人約30,000人、被爆者約20,000人、死者約10,000人（1945年8月15日現在）」とはかなりかけ離れたものである。それに加えて、市側のこの調査方法と結論について科学的根拠がなく不徹底なものだと、岡正治らは感じた。それゆえに、岡正治をはじめとする「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」は、自分たちで徹底的な調査をしなければならないと考え、1981年7月5日から約1年を費やして、全市内における「朝鮮人被爆者の

⁸⁴ 追悼碑建立にいたる詳細については、『大村収容所と朝鮮人被爆者』を参照。

⁸⁵ 1971年から当時の市長を担任する諸谷義武氏が退陣する1979年4月まで。歴代長崎市長のなかで外国人被爆者問題に熱心なのは本島等（市長在職は1979-95年）であるが、どちらかというと市長退職のことである。

⁸⁶ これらの調査結果は『原爆と朝鮮人』第1集～6集にまとめられている。

⁸⁷ 「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の会員たちは、その後に結成された「九州地方朝鮮人強制連行真相調査団」（1974年4月結成）と「広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査団」（1979年12月結成）にも協力した。

⁸⁸ この年に「長崎県朝鮮人被爆者協議会」は結成された。

実態調査」の活動に精力的に取り組み、展開してきた。結実としては、『原爆と朝鮮人』総計7集の調査結果がまとめられた⁸⁹。

1983年に市議会で忠魂碑に対する市の公金支出禁止を求めて訴え、更に1990年に、長崎忠魂碑違憲を裁判に訴え、同年2月20日、長崎地裁で一部勝訴したが、1992年に福岡高裁で敗訴の結果になった。けれども、岡正治が代表する正義感の強い平和愛好者たちの声が、広く聞かれるようになった。

1989年に71歳に達した岡正治は、長崎ルーテル教会の牧師を定年退職して、嘱託となる。定年後も変わらずに、岡正治は、社会運動、平和運動のために尽力した。1992年には、端島韓国人犠牲者遺族会の来崎に協力、遺骨を返還するようにと、三菱マテリアルに要求する運動を始めた。1994年、「人権を守る会」で長崎平和資料館の建設を訴え、趣意書を作成するとともに、署名活動、募金活動も始めた。

ところが、同年7月21日、構想や資金集めなど開館の準備をするさなかに、75歳という高齢に達した病弱な岡正治は、病気で急逝してしまい、埼玉県森林湖畔靈苑に眠っている。

以上の論述によって、岡正治が、長崎の被爆朝鮮人問題を取り上げ、実態調査を実行する第一人者であって、「長崎市朝鮮人被爆者実態調査」に始まり、やがて長崎の被爆外国人問題が、社会的に注目されるに至った、と結論づけてよいであろう。それゆえに、「岡先生の提唱がなければ設立されていない」と高賓康稔の口癖となった言葉の通りに、岡正治は、「岡資料館」の原点にあることは明らかであろう。岡正治の思想が「岡資料館」の根源にあると言えるであろう。

⁸⁹ 岡正治代表 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編集『原爆と朝鮮人』（第1集～第7集）、長崎在日朝鮮人の人権を守る会発行（1982～2014年）それぞれの名称と発行年は次のとおりである：

『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第1集』1982年

『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第2集』1983年

『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第3集』1984年

『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第4集—端島の呻き声 発掘「端島資料」が問いかけるもの』1986年

『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第5集—炭礎に、壕に、埋め立てに…7万人探訪の旅』1991年

『原爆と朝鮮人 佐賀県朝鮮人強制連行・強制労働 実態調査報告書 第6集—恨の佐賀平野もう一つの石炭史』1994年

『原爆と朝鮮人 長崎市軍需企業朝鮮人強制労働実態調査報告書 第7集』2014年。

第4節 理念の実現者である高實康稔と問題意識を共有する人びと

前述した通り、岡正治は資料館構想が具体化した矢先の1994年に他界してしまい、その遺志を継いた人びとの手によって、翌年（1995年）の10月1日に、「岡まさはる記念長崎平和資料館」⁹⁰が開館する運びとなった。長崎で問題意識（特に外国人被爆者と日本の加害責任問題について）を共有する人びとは、高實康稔、岩松繁俊、鎌田定夫、平野伸人、末永浩などである。広島の被爆者では栗原貞子がいる。そこで次にこれらの人びとについて概括しておきたい。

第1項 理念の実現者である高實康稔

まずは、そのなかで中心人物の高實康稔である。

高實康稔は1939年ソウルに生まれ、6歳の時に両親とともに山口県に引き揚げた。九州大学文学部仏文科を卒業、同大学院博士課程を中退、1969年から、長崎大学で、フランス語の教員として、2005年の定年退職まで勤めてきた。仏文學者としての専門はサン・テグジュペリ⁹¹研究などである。

『ゆるぎない歴史認識を 高實康稔さん追悼集』の「発行にあたって」で園田尚弘理事長はこう述べている。「大学の中で働くひとびととは広い交友関係がありましたが、とりわけ経済学部の岩松繁俊⁹²長崎大学名誉教授からは平和活動や原爆被爆の問題に関して多大の影響を受けたようです。岩松先生を尊敬している、となんども高實先生から聞いたことがあります。岩松先生から要請を受けて大村の法務省入国者収容所調査に加わったことで、『長崎在日朝鮮人の人権を守る会』の代表であった岡正治牧師とも知り合いになっています。」⁹³

⁹⁰ 2003年5月1日NPO法人化。

⁹¹ アントワーヌ・ド・サン=テグジュペリ、Antoine Marie Jean-Baptiste Roger, comte de Saint-Exupéry、1900年6月29日 - 1944年7月31日、フランスの作家、操縦士。読者からは「サンテックス」の愛称で親しまれる。代表作の『星の王子さま』（フランス語原題：Le Petit Prince）は、1943年にアメリカで出版されて以来、200以上の国と地域の言葉に翻訳され、世界中で総販売部数1億5千万冊を超えたロングセラーである。

⁹² 岩松繁俊、1928年生まれ、被爆者、原水禁国民會議議長などを歴任、「反核と戦争責任」、「戦争責任と核廃絶」などの著書・論文が数多くある。

⁹³ 『ゆるぎない歴史認識を 高實康稔さん追悼集』岡まさはる記念長崎平和資料館編集・発行、2018年、p.5。

また、長崎大学の教養科目「平和講座」が1983年に設置された時は、岩松繁俊、藤澤秀雄、高實康稔、園田尚弘らがその中心メンバーであった。この科目は、2018年現在も継続され、受講者は約250人（第3クオーター）あるいは約110人（第4クオーター）である。

1977年に大村収容所実態調査に参加したときに、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」代表の岡正治と知り合う。その頃から、高實康稔は、岡正治を中心とする平和活動の主要な協力者の一人になった。

1988年12月、長崎市長の本島等は、天皇に戦争責任があると議会で発言した。これを受けて、高實康稔は、本島市長の発言を支持するために、言論の自由を守る市民有志の署名活動を開始した。それに、呼びかけ人として先頭に立った。さらに、1990年1月18日に、本島市長が、右翼に銃撃されたことに抗議するために、高實康稔は、同年2月25日に、「言論の自由を求める長崎市民の会」の一千人集会とデモを実施した。

1994年に、亡き岡正治のあとを受ける形で、高實康稔は、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の代表を引き受ける。岡正治の遺志を引き継ぎ、1995年には前述の「岡まさはる記念長崎平和資料館」を設立して、理事長に就任した。

1999年には更に、中国人被爆者に関する心を転じた高實康稔は、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」を発足させて共同代表を務め、実態調査に着手し始める（提案者は教員[当時]の平野伸人と朝日新聞の木村英昭）。言うまでなく。岡正治の時代とその主な活動は、戦時中の朝鮮人の被害調査に向けられていたのに対して、高實康稔の時代とその主要な活動は、中国人の強制連行問題になった。そこを中心として調査を行い、問題解決の道を探し続けてきた。高實康稔らは、1999年から数年を費やして、現地調査と資料収集などを行い、2003年11月には、長崎の中国人強制連行問題を長崎地裁に提訴した。その頃、高實康稔は、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」の共同代表となって、精力的に活動を進める。調査と訴訟については、第4章の「長崎の強制連行実態調査」と第5章の「長崎の強制連行問題の解決」において、具体的に詳論することにしたい。

2006年に高實康稔は、「在外被爆者支援連絡会」の共同代表に就任した。2007年には、本島等・元長崎市長等とともに「浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会」を発足させて、共同代表を務めた。2008年7月7日に、「浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑」を平和公園に設置する運びになったことから、この追悼碑を維持・管理するために、「浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑維持・管理委員会」を設立して、本島元市長と共同代表を務めることになった。

それ以外に、高實康稔は、2013年から次にあげるような多くの関連する団体の活動に従事している。「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」、「在外被爆者支援連絡会」、「長崎の

中国人強制連行裁判を支援する会」、「岡まさはる記念長崎平和資料館」、「住吉トンネルの保存と活用を考える市民の会」などである。

2016年8月8日に、高實康稔は、「被爆71周年原水爆禁止世界大会長崎大会」⁹⁴の第6分科会で「強制連行と被爆を考える」と講演をした。これが最後の講演になった。翌日（8月9日）に、長崎原爆朝鮮人被爆者追悼早朝集会での挨拶が、公の場に登場する最後の機会となった。その後、11月から高實康稔は、肺炎を患い、闘病生活を余儀なくされたためである。2017年4月7日に、心不全のために亡くなった。

高實康稔らの努力によって、「岡資料館」の地位と価値は、社会に認められ、日中両国において高い評価をうけるようになった。中国の「南京大虐殺記念館」（2000年）、「七三一罪証陳列館」（2005年）、「上海中国慰安婦資料館」（2010年）との間に、友好館提携を締結した。また、2002年には「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が、第8回平和・協同ジャーナリスト基金賞⁹⁵を受賞できた。

高實康稔自身に対する評価としては、2006年にフランス政府から学術功労勲章(バルムアカデミック)のシュヴァリエ階級を受賞した点である。

第2項 問題意識を共有する人びと

次に、岩松繁俊である。「岡資料館」の副理事長であり、前述したどおり、岩松繁俊は高實康稔に大きな影響を及ぼし、高實に尊敬された一人でもある。

岩松繁俊は1928年長崎市生まれ、学徒動員で長崎工業経営専門学校（長崎高等商業学校）2年生の時に、三菱重工長崎兵器製作所大橋工場で働かされた。1945年8月9日、爆心地より1300mしか離れていない場所で被爆したが、奇跡的に軽い外傷で済んだ。1948年、東京商科大学（現在の一橋大学）に入学し、1952年3月卒業した後、6月から長崎大学経済学部において、経済学史・社会思想史を教え、とくにバートランド・ラッセル⁹⁶の研究を行

⁹⁴ 高實康稔氏は長い間この講師を務め、2016年は最後となった。

⁹⁵ <http://www.pcjf.net>

⁹⁶ バートランド・アーサー・ウィリアム・ラッセル（Bertrand Arthur William Russell, 3rd Earl Russell, OM, FRS, 1872年5月18日- 1970年2月2日）は、イギリスの哲学者、論理学者、数学者、社会批評家、政治活動家である。1950年にノーベル文学賞を受賞している。日本人の大半は平和主義者のラッセル（1955年のラッセル・AINシュタイン宣言）しか知らない。しかし1948年（ソ連原爆実験の前年）にラッセルは、「共産主義は危険だからソ連に対して先制攻撃すべきだ」というタカ派の意見に同調していた。『性からみた核の終焉』ブライアン・イーズリー、相良邦夫・戸田清訳、新評論1988年、p226参照。

う。卒業後直接長崎に戻ることについて、岩松は「私は東京で長崎での原爆被爆体験を語りたいと切望していましたが、私の希望がかなえられる状況ではなく、全く失望して長崎に帰りました。」⁹⁷と語った。

1962年から長崎原水協（分裂以前）理事、原水禁長崎県民会議事務局長、原水禁国民会議事務局次長などを歴任し、1997年に原水禁国民会議議長に就任した。広島・長崎における被害者救済運動から出発し原水禁運動に参加してから間も無く、岩松は無視された外国人被爆者を気づき、1960年代後半から日本の戦争責任、加害者性を強調し始めた。

それに、岩松がいち早く「加害の二重構造」という概念を提出した。彼により、日本帝国主義の加害行為は、加害方向をわかりやすく説明するため、二つに大別することができる。一つは帝国主義国の他の国に対する加害の「水平的加害」であり、もう一つは日本国内における自国民衆に対する加害の「垂直的加害」である⁹⁸。

なお、民衆の犠牲を配慮せず、ただ国体護持＝天皇制存続にこだわり続けたため、アメリカの作戦にはまり、原爆投下を招いた。天皇制は原爆投下を誘発した究極的責任主体であったという「日本の招爆責任」の主張も出した。⁹⁹

そして、いち早く朝鮮人・韓国人被爆問題の研究調査に手を付けた鎌田定夫である。鎌田定夫は「岡資料館」の初代理事であり、「長崎の証言の会」¹⁰⁰の代表委員と長崎平和研究所長でもある。彼は『被爆朝鮮人・韓国人の証言』の「戦中・戦後史のなかの朝鮮・韓国人」¹⁰¹には、個人の経歴を紹介したが、ここで簡略的にまとめていく。

鎌田定夫は1929年宮崎県に生まれ、純粋培養された軍国少年なので、中学時代までに、「みんな同じ皇国民だ」と信じた。中学二、三年生の時に、宮崎県川南の落下傘部隊、富高の海軍飛行場へと軍事動員されたことがきっかけで、そこに同じく動員された何百人の朝鮮人と出会ってから、初めて異民族、外国人の存在に気づいた。寄宿舎で軍隊を真似た同級制裁に不満があり、日記にこれに対して筆誅を加え、また、摘発された後、教育勅語

⁹⁷ 「インタビュー 岩松繁俊原水禁議長に聞く」『原水禁ニュース』2007年5月

http://www.gensuikin.org/gnskn_nws/0705_1.htm (2018年10月15日アクセス)

⁹⁸ 岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』三一書房、1998年、p.97。

⁹⁹ 岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』三一書房、1998年、p.179。

¹⁰⁰ 「1968年、被爆者調査活動を証言運動に発展させて発足した。会員は被爆者ら約400人。約40年にわたり被爆者1千人以上の証言を聞き取り、67冊の証言集を出してきた。11月には、日本平和学会が平和に貢献した個人や団体に贈る「平和賞」を受賞した。」『朝日新聞』夕刊、2010年12月15日付け。

¹⁰¹ 鎌田定夫『被爆朝鮮人・韓国人の証言』朝日新聞社、1982年、p.271。

の精神「朋友信ジ」で抗弁したので、さんざんに殴打された。この件で、彼は肉体的ではなく、精神的にも傷つけられ、死まで考えていた。

1950年、九州大学在学中（高實と同じ仏文科）の鎌田は、広島・長崎で被爆した学友たちと一緒に、原子兵器禁止を訴えたストックホルム・アピール署名運動に取り組んだ。しかし、朝鮮戦争の始まった直後には、全国一斉の全学連への弾圧、占領政策違反の容疑で警官隊より包囲され、この名簿は最後押収された。そのときの活動は失敗に終わったが、鎌田が被爆問題に关心を寄せる始まりだと考える。

1962年2月、東京で6年間生活していた鎌田定夫が長崎造船大学（現在の長崎総合科学大学）に赴任した。「安保闘争後の挫折感と、原水禁運動の分裂という、被爆者団体、市民団体の苦渋の時代であった。三年後の1965年の5月3日、私は仲間たちと共に憲法集会をもち、「憲法改悪阻止長崎会議」という新しい市民組織を作った。ベトナム侵略反対、日韓条約批准阻止、小選挙区制粉碎、というのが当時の運動の重点であった。……日本福音ルーテル教会の岡正治牧師や西村豊行氏らの呼びかけで、「原爆被災白書をすすめる長崎市民の会」の結成に参加したのもこの頃である」¹⁰²。

「『世界唯一の被爆国民』と自称してその被害を世界に訴えてきた日本の原水禁運動、被爆者運動も、ごく最近まで外国人被曝問題を自分の中に取りこむことがなかった。現在でもそれは十分に果たされてはいない。」¹⁰³と、鎌田は日韓条約が締結された1965年まで、日本人のほとんどが朝鮮・韓国人の被爆問題に無関心であり、とくに在韓被爆者についてはその存在さえ気づかなかつたと考えていた。朝鮮戦争勃発前後、広島・長崎出身の学友たちの体験談を通じて、初めて原爆の実相の一端に触れることができた鎌田は、1955年から開始された原水禁運動への参加、15年間の「長崎の証言」運動（「長崎の証言の会」は現在も続いている）を通じて、現代史の意味や原爆被害の全体像の把握ができる、さらに、何百回の聞き取りによって、1982年までにすでに大小30余冊の証言集へと仕上げていた¹⁰⁴。こうして、朝鮮・韓国人の被爆問題に関わりはじめて15年の際に、被爆朝鮮・韓国人の証言集¹⁰⁵を編むことになった。

「何よりもまず、かつての帝国主義的掠奪と十五年戦争での加害責任を問うことから始めねばなるまい。朝鮮・韓国人被爆者たちの証言は、このことを疑う余地のない事実とし

¹⁰² 前掲書、p.8。

¹⁰³ 前掲書、p.7。

¹⁰⁴ 前掲書、p.274。

¹⁰⁵ 鎌田定夫『被爆朝鮮人・韓国人の証言』朝日新聞社、1982年。

て明証している。」¹⁰⁶と、鎌田は、在外被爆者や連合軍捕虜を含む外国人被爆者問題との取り組み、日本の加害と戦争責任（「被害」と「加害」の二重性）という側面から原爆と戦争の問題を追求し、日本人被爆者の証言だけでなく、外国人被爆者の証言も積極的に発掘した。

鎌田定夫は、「長崎での被爆者証言運動の中心的存在であったばかりでなく、日本および世界の原水爆禁止運動、反戦・平和運動のリーダーの一人でもあった」¹⁰⁷と評価された。2002年2月26日、長崎の反核・平和運動をリードし、最後まで「非核非戦」の意思を貫いた鎌田定夫は病氣で亡くなり、享年72であった。

平野伸人は1946年長崎生まれ、被爆二世、早稲田大学卒業。小学校教員を定年まで勤めた。在職中から韓国人被爆者などの調査・支援や高校生平和大使の支援などの平和活動に取り組んだ。岡資料館の会員。

末永浩は1936年長崎生まれ、被爆者。立命館大学卒業。小学校教員を定年まで勤めた。在職中から被爆証言をはじめ平和教育、平和活動に取り組んだ。被爆講和のなかで日本の加害責任や原発問題に言及するので、右派（一部の校長を含む）から反発されている。中國で日本語を教えた経験もある。

末永浩とほぼ同世代の被爆教師に、森口貢（1936年生まれ）、森口正彦（1939年生まれ）、山川剛（1936年生まれ）などがあり、3人とも長崎大学卒業、岡資料館の会員である。

ついでに広島の被爆者、栗原貞子についても簡単にふれる。栗原は1913年広島生まれの被爆者。詩人としてあまりにも有名である。思想家、活動家としての栗原は、『ヒロシマというとき』（三一書房1976年）、『問われる広島』（三一書房1992年）などで日本の加害責任を強調し、ベトナム反戦などにも熱心に取り組んだ。原水禁で活動した。2005年没。

以上の考察によって、「岡資料館」の設立を実現できたことと、国内外で社会的に高い評価を受けられるようになったこと、それは、中心的人物である高賓康稔らを中心とする支援者たちの努力が実った成果であり、まだ、これらの平和研究者、平和教育者、平和運動家たちが、長崎と日本の平和運動の基礎を築いたと言えるだろうと思う。

第5節 社会に与えた影響

¹⁰⁶ 前掲書、P290。

¹⁰⁷ 木村朗「鎌田定夫先生の思想と行動－<九州の平和学>の視点から－」『長崎平和研究』第14号、2002年10月。

第1節の概観を通じて、「岡資料館」は、「戦争や原爆の悲惨さを深く胸に刻み、その記憶を風化させないように、加害の真実を知るとともに被害者の痛みに思いを馳せ、一日も早い戦後補償の実現と非戦の誓いのために献身すること、そして反核・反戦・反差別・平和の実現と相互の人間連帯に寄与すること」を目的とすることがわかる。

この目的を実現するために、一人ひとりの市民に対して、過去の日本の侵略と戦争における加害の真実、特に以下の点について史実に即し明らかにすることが基礎であり、第一に重要な事業だと考えられる。

- 1 朝鮮、中国などアジア、太平洋地域の人びとに対して行ってきた日本の「すべての犯罪行為」。
- 2 アジア太平洋地域の人びとが、どのように日本のアジア侵略戦争に対して抵抗したか。
- 3 日本の植民地、占領支配によって強制的に連行され、又は日本に移住せざるを得なかつた人びとの悲劇の「史跡」と生活実態。
- 4 日本の強権支配によって強制連行、強制労働させられ、ヒロシマ、ナガサキで被爆（死）させられた中国人、韓国・朝鮮人の実態。
- 5 日本のアジア侵略戦争によって、日本国民、長崎市民がどのように戦争に協力し、協力させられたか、その過程と結果。
- 6 日本のアジア侵略戦争に抵抗し、反対した日本人の発掘と、その実態。

「岡資料館」は鮮明な目的を目指し、それに、この目標を達成するまでに、歴史の真相、特に太平洋戦争の前後の史実真相を究明して、それを共有することの重要性を深く認識している。ゆえに、「岡資料館」は、ほかのほとんどの平和資料館とは違い、ただの展示場所としての存在だけではなく、いくつかの機能があり、確実に役割を發揮している。

「岡資料館」の「機能」について

「岡資料館」は、「学び」、「集い」、「行動する」の場として、三つの主要な「機能」を持つ資料館である。

生前の岡正治は、しばしば「ここはサロンではない。ただのおしゃべりや、自分はこんなことを知っているというような知識のひけらかでなく、参加し、行動しなさい」と言っていたという。「岡資料館」の「学び」と「行動する」の二つの「機能」を強調したことがわかる。

また、高實康稔は、「現在いくつかの裁判などを通じて争われている戦後補償問題は、今、まさに私たちが生きているこの時に、日本の無責任性が問われている問題です。しかし、あまりに問題が大きすぎるので、何かをしようと思っても「何をどうしたらいいかわからない」「自分一人ではどうすることもできない」と無力感におそわれるのも事実です。そうした「思い」を持つ人々が出会い、集える場として「岡まさはる記念長崎平和資料館」はありたい、と思います」と語っている¹⁰⁸。

それゆえに、「岡資料館」は、日本の過去の加害行為と戦後の無責任性を明らかにし、日本政府に真摯な謝罪と補償の実現を求めるることを目標として活動しているために、単なる資料の陳列場ではなく、来館者がみずから見て、考え、それに、行動を起こすきっかけとなる場であると位置づけられている。つまりは、「学び」、「集い」、「行動する」場としての資料館であることが明らかである。

「学び」、「集い」、「行動する」の三つの「機能」によって、「岡資料館」は、活動分野を以下の通りにわけている。

表1. 岡まさはる記念長崎平和資料館の活動分野

分野	実行項目
社会教育の推進を図る活動	日本近代史の勉強会、市民講座、講演会（海外ゲストも含む）など
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	在外被爆者や中国人強制連行裁判などの支援、追悼碑の建設など
国際協力の活動	ドイツの徴兵拒否者、韓国の平和運動家や研究員の受け入れ、海外ゲストの講演会など
子どもの健全育成を図る活動	「日中友好の翼」と呼ばれる学生派遣、中国に学ぶ旅など

（「岡資料館」のホームページ、『西坂だより』各号に基づき、筆者が作成）

第6節 歴史真実の究明における役割—長崎の朝鮮人・中国人強制連行問題などの実態調査から見る

岡正治牧師は、歴史資料と歴史遺構が時間と共にだんだん消え去っていくので、日本という国家が良識を取り戻し、いつでも謝罪と補償をするための資料として、市民運動でそれを調査し記録すべきだ、と考えていた。前述のとおり、彼は日本という国家が外国人被

¹⁰⁸ 2016年5月～6月、合計5回のインターンシップ中には、高實康稔氏により、資料館についての紹介内容。

爆者に対する実態調査をしないという簡明な理由で、1965年から個人的に、資料収集、実態調査を行なった。1981年、岡正治をはじめとする有志が、長崎を中心としたその一帯の韓国・朝鮮人被爆者に対する実態調査を徹底的にしようと決意し、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」を成立させ、正式な調査を始めたのである。その後の30年あまりの歳月に、岡正治をはじめとしての市民たちが、証言を聞き、録音し、記録しながら資料を発掘していた。岡正治牧師が亡くなった後にも、心を同じくする会員たちが、彼の遺志を継ぎ調査を続けた。調査の結果は、前述『原爆と朝鮮人』と題する全7集の資料集にまとめられた。それによって、貴重な歴史資料を後世に残すことができた。

1999年7月、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」と「原爆と朝鮮人」の調査経過を手本にして、岡資料館の初代理事長高實康稔は、岡資料館のメンバーと一緒に、「長崎の中国人強制連行問題の真相を調査する会」（略称：「中真会」もしくは「真相を調査する会」）を創立した。直ちに、会員たちは、端島（軍艦島）、高島、崎戸に戦時に実在した三菱三山への連行の実態を明らかにするために、現地調査を行なった。

岡資料館の長年の努力によって、ようやく長崎の中国人強制連行の全体像が、初めて明らかにされた。それによって、長崎の中国人強制連行真相の究明のための調査結果の発表や講演を含む報告集会やマスコミの報道によって、世論を喚起した。世論喚起は、その後の問題解決の段階に、責任企業や国家に対する必要な交渉や賠償訴訟などに最も重要な条件を作り上げたと考えられる。

第1項 誤解の解消における役割—政治の壁を乗り越え、民衆の声を上げる

平和学の第一人者、ノルウェーのヨハン・ガルトゥング¹⁰⁹は、「政治家が、日頃隣国との関係改善の努力をせず、何か起こると急に強硬な姿勢を見せるもの、あるいは軍事力強化が必要だと説くもの……だが、間違えてはならない。」¹¹⁰と指摘した。その通りだと考えられる。また、自分の政権を守ろうとする各国の統治者がある。周囲の「脅威論」を宣伝する。隣国に対する怒りや憎みが、自国民の間に高ければ高いほど、自分の政権や利益

¹⁰⁹ ヨハン・ガルトゥング (John Galtung: 1930-) ノルウェーの社会学者であり、国際的な平和運動家である。自身の雑誌 *Journal of Peace Research* を1964年に創刊。中央大学、国際基督教大学、ほか日本の大学でも客員教授を勤めた。主要著書としては、*Peace by Peaceful Means*、Sage、1996がある。

¹¹⁰ ヨハン・ガルトゥング、御立英史訳『日本人のための平和論』ダイヤモンド社、2017年、p.2。

の維持に良いものだと考える今日の統治者に共通点を指摘している¹¹¹。そこで、私たちが、国際問題や歴史問題を考える際に、政治の壁を乗り越えないといけない、と論じている。そんな時に、民間団体や平和グループなどの存在が、非常に重要な意味を持つものであり、欠かせない役割を發揮しているかどうかという点について、再び検証する必要が出てくる。

2004年に高賓康稔は、「8・15南京大虐殺追悼集会」で、日本の首相小泉純一郎が、就任以来、毎年靖国神社を参拝することにより、中韓両国の不満や憤慨を招いたことに対して、この戒めをあざ笑うかのような恥ずべき行為だと批判した。更に、「実は首相の靖国神社参拝は前事をわきまえずにこれを賛美し、まさに戦前を師として仰ぐ逆行コースを国民に押し付けようとする政治姿勢の現れでもある。日本の近代史の歪曲や隠蔽が教育の場で明らかなるもそのためであり、逆行コースを成功させるか否かはそこにかかっているのである。史実を知らなければ前事も後事も無意味で、逆走に反対する理由もない。私たちはこの状況を放っておけば大変なことになると気付かなければならない。」¹¹²と自分の見解を述べた。

このように、「8・15南京大虐殺追悼集会」に出席した高賓康稔の姿勢には、歴史事実に直面する毅然としたものがあり、小泉純一郎とは鮮明な対照となった。それに、高賓氏の発言は、当時の小泉をはじめとする日本政府の態度を一辺倒に批判的に報道してきた中国のマスコミに対して、希少で貴重な日本民間人の声として中国人に聞こえた。

2005年に「新しい歴史教科書」が、日本の文部科学省の検定を合格したことによって、同年4月には、北京及び中国の一部の都市で、大学生を含む大勢の若い人達が、抗議のデモをおこなった。日本領事館や大使館に投石したり、ガラスを割ったりするなどの過激な行為が多発した。その一方で、長崎の中国領事館に対しては、中国側のデモに報復するかのように、脅迫状とかカミソリの刃、銃弾などの入った郵便物が届いた。このような非常に厳しく緊張する日中関係を背景に、同年5月13日に、岡資料館が主催者となって、長崎県教育文化会館において緊急シンポジウム「眞の日中友好を考える」を開催した。高賓康稔は、代表として発言し、日本の政府が近隣諸国の信頼を得るために、歴史に対する正しい認識を示すことの重要性を説いた。また、両国の友好関係を築き、それを守るためには、マスメディアの有り方を変えないといけない、とする意見も述べた。当日、右翼（異議者）

¹¹¹ 自民党政権、特に安倍政権は北朝鮮脅威論、中国脅威論を口実に2015年安全保障関連法の強行採決や、2018年の南シナ海上自衛隊演習などを行ってきた。

¹¹² 高賓康稔「市民の国際交流の足場に —岡まさはる記念長崎平和資料館 10年目を迎えるに当たって」『西坂だより』第38号、2004年、p.2。

が現場に集まってきた。微妙な緊張する雰囲気の中で、高賓康稔は、代表として平和主義を訴え、客観的かつ友好的な意見を述べた。

第2項 歴史の銘記と伝承における役割－民衆の歴史意識の喚起と子供の歴史真実教育から

「岡資料館」のメンバーには、教育畑の人が多い。従軍慰安婦とはなにかと問われた日本の高校生が、「戦争に自ら奉仕の目的で行った看護婦」と答える実態を受けて、岡資料館の人たちは、日本の教育のあり方について反省を促した。岡資料館の高賓康稔が提唱する「歴史の教訓」というからには、まず歴史を知ることが前提になる。教訓はそれに基づくものであることはいうまでもない。また、歴史を知る大切さは少なくともそれを知ろうとする意欲と子どもたちに真実を教えるという意欲が前提となる。この場合の「歴史」とは端的に言って戦前の日本の侵略と侵略戦争を指しているが、現実にはそれを知ることにも教えることにも、日本の教育界に十分な意欲があったとはとても言えない¹¹³。

したがって、岡資料館は、一般民衆の歴史に対する関心の喚起と子供の歴史真実教育、これら二つの力点から、情報提供と活動を展開した。

(1) 一般市民を中心に

まず民衆の歴史を知ろうとする意欲を喚起することの力点については、岡資料館は、設立の趣旨に沿い、設立直後から毎月1回のペースで、日本の戦争責任や韓国・朝鮮人差別などをテーマとする映画やビデオ作品の連続上映会を行うこととした。テーマは毎回異なるものの、今までに制作された内外の映画、テレビ作品、ドキュメンタリー、ニュース、さらに、資料館が独自に制作したビデオ作品などを上映した。また、各テーマをより深く理解できるように、テーマに関連する資料の配布や、証言者・解説者を依頼することもある。

それ以外に、熊本の平和人権フォーラムと連携して取り組み、南京大虐殺生存者証言集会を開催し、『南京大虐殺生存者証言集会報告集』を発行した。

毎年8月9日、長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会を行い、岡資料館の高賓康稔前理事長（2016年まで）は、代表としてメッセージを伝えた。

¹¹³高賓康稔「試される「歴史の教訓」」『西坂だより』第35号、2003年、p.1。

長崎の強制連行者たちの人権と賠償問題などを訴訟や和解によって解決するために、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」を結成し、会報の『支援する会ニュース』を作り、裁判や和解の進度状況を広く報告し、知らせることにした。

2010年から2015年にかけて、「岡資料館」が5期の「もう一度学ぼう！日本の近代史」連続公開市民講座を企画・開催した。合計35回の講座は高實を始めとしての資料館メンバーによって行われた。社会の方々に好評だった。引き続き、2015年10月から2017年5月まで、『高實理事長とともに見る資料館の展示』、『端島（軍艦島）を通して考える近代日本』、『「慰安婦」問題とは何か』、『南京大虐殺とは何か』、『長崎と朝鮮人強制連行』、『長崎の戦争原爆記念物批判』、『在外被爆者問題』、『岡正治さんの思想と実践』をテーマとして、合計8回の「次世代育成連続講座」を開催した。

これらの一連の活動や運動によって、歴史の真実を少しずつ日本人の間に普及していくこと、それに在日韓国人の人権を確立すること、中国人強制連行問題を解決すること、戦後補償を実現すること、などに寄与したと考えられる。

(2) 若者を中心に

岡資料館の南京への友好訪中は、2000年にスタートし、年に1回のペースで実施している。また、南京大虐殺記念館との友好館提携を機に、「銘心会南京」¹¹⁴の訪中団にも参加してきた。

それに加えて、若い世代に歴史の真実を知ってもらい、日中友好の絆をより確かなものにすることを目的に、長崎の若い世代を派遣する『日中友好・希望の翼』を2002年に開始し、2018年12月まで、合計16回を開催した。¹¹⁵県内在住の大学生を公募し、面接などによって、応募者から参加者を選出する。参加者たちは岡資料館の代表者たちと一緒に中国への1週間ぐらいの旅をする。日本軍が南京攻略へ向け侵攻した跡をたどり、南京大虐殺

¹¹⁴ 「銘心会南京」、1988年から日中戦争初期の1937年にあった南京大虐殺について、聞き取りなどの現地調査（スタディーツアー）や日本での集会を企画している市民団体である。代表の松岡環（現在71歳）個人は百回ぐらいの調査を行なった。

¹¹⁵ 2016年に「ドイツに学ぶ旅」を行い、2017年に「韓国に学ぶ旅」を行い、2018年に「中国に学ぶ旅」を行なった。

筆者は学生として、2018年の「中国に学ぶ旅」に参加し、感想文は第91号の『西坂だより』に掲載されている。

追悼集会や研究会・学会、それに日中学生交流討論会に参加する。これらの活動を通じて、若者たちに歴史の痕跡を自ら感じさせ、日中の歴史認識のズレを補正することができると考えられる。

また、中国側の大学生たちも日本に招聘する。日本の若者と交流の機会を作り、さらに、中国の学生たちがホームステイすることによって、日本人の生活や習慣や文化などを体験できる。こうした寝食を共にする交流が、日中友好への着実な一步となることが、確信されるようになった。日中両国の若者から友情を築くことにより、日中間の溝が縮まるよう意図されている企画である。それこそ、『希望の翼』のメイン・テーマであると考えられ、日中双方にとっても、意義深い活動であると確信されている。

2003年8月、中国の平和友好交流団は長崎を訪れた。また、南京記念館館長の朱成山¹¹⁶が、9日の長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会に出席して平和への連帯のメッセージを伝えた。朱館長の発言は、集会参加者に大きな感銘を与えたと言われる。

まとめ

以上のように、交流の足場としての岡資料館は、政治の壁を超え、一部マスコミの偏った宣伝を避け、日中民間交流の機会を提供し、交流の場所を作り、客観的かつ直接的に、日中両国の民衆を交流させ、誤解を解消させ、相互理解を促進してきた。確実な日中民間友好交流の架け橋とも言えよう。

それに、岡資料館は、歴史的事実の究明だけで十分ではなく、歴史の教訓は代々に伝えられない、再び同じ過ちを犯す恐れがあることを自覚し、民衆の歴史意識の喚起と子供の歴史真実教育、その二つの力点から情報提供と活動を展開してきた。日中友好関係を促進することと、日中平和関係を長く守ることの推進力になるはずであると、ここでは結論的に評価しておきたいと思う。

¹¹⁶ 朱成山、1954年7月江蘇省南京生まれ、中国共産党員、官僚、研究者、作家、専門領域と研究問題は平和学、抗日戦争史、南京大虐殺など。「侵華日軍南京大虐殺遭難同胞記念館」（通称：「南京大虐殺記念館」）の館長であり、南京大虐殺史研究会会长、南京国際平和研究所所長、中国抗日戦争史副会長など10個以上の職位を兼任する。

第2章 軍艦島の現実と意味するもの

2017年7月、「歴史的事実に基づいた（フィクション）映画」と称する『軍艦島』が韓国で公開された。この映画は、韓国作家韓水山¹¹⁷が書いた長崎端島炭坑（軍艦島）を舞台にして「朝鮮人徴用労働者の日常」と「原爆被害の問題」をテーマにしている。第二次世界大戦中の辛い歴史を扱っている小説¹¹⁸から制作したものである。映画は小説の内容と一致しない部分があると言っても、作品の内容について端的に纏めると、日本帝国主義下の強制占領期間中、端島炭坑で朝鮮半島から徴用された労働者が反乱を起こすというストーリーなのである。直ちに、日本でも大きな話題に発展した。『産経新聞』などの報道¹¹⁹では批判的に論評した。

軍艦島は一体どういうところであろうか。戦時中の軍艦島には実際にどんな状況であったか。外国人の強制連行・強制労働問題は存在していたのか。これらの問題を解明するために、軍艦島の歴史をひも解かなければならない。

第1節 軍艦島とは

長崎市中心部の南西約20km、長崎半島の西方約5kmの海上には、高島・中ノ島・端島と呼ばれる島々が浮かんでいる。日本を代表する炭鉱遺跡の「高島炭鉱跡」がこれである。それらの島の一つ、端島は、別称で軍艦島と呼ばれるようになった。長崎県西彼杵郡高島町高島の西南に位置する。島全体が、コンクリート・ビルディングによって構築されており、高さ20mの護岸堤防で覆われている。南北に細長く、海岸線は直線的で、南北に約480m、東西に約160m、周囲を囲む護岸の全長は約1200mである。こうして、島の周囲がコンクリートの護岸に覆われ、高い煙突から煙の立ちのぼるそのシルエットは、遠くから見ると、

¹¹⁷ 韓水山（한수산）、1946年生まれの韓国人。

¹¹⁸ 韓水山『軍艦島（上、下）』作品社、2009年。

¹¹⁹ 「韓国映画「軍艦島」が封切り 史実に無い残酷な殺害シーン 反日感情を十二分に刺激」『産経新聞』2017.7.26
<https://www.sankei.com/entertainments/news/170726/ent1707260014-n2.html>（2018年2月1日アクセス）

「映画「軍艦島」に菅義偉官房長官「史実を反映した記録映画ではない」から「コメントしない」」『産経新聞』2017.7.26
<https://www.sankei.com/politics/news/170726/plt1707260030-n1.html>（2018年2月1日アクセス）

「韓国映画「軍艦島」史実と創作のはざまで」『朝日新聞』2017.6.11、25面。

まるで前進する軍艦「土佐」¹²⁰のように見えるというので、通称の「軍艦島」¹²¹の名前が誕生した。

端島は[本稿の以下の論考で、本来の地名である端島ではなく、一般的に知られる別称、軍艦島を使用する]、長崎半島から約5km、長崎港からは約17.5kmの海上に位置する。元來の同島は、南北に約320m、東西約110mの砂岩からなる岩礁であって、切り立った小さな島であった。1897年（明治30年）から1931年（昭和6年）にわたり、総計6回の埋め立て工事と整備が行われた。それによって、現在の面積は、約6.3ha(ヘクタール)となり、元の面積の約2.8倍にまで拡張されている。50棟ほどのコンクリート構造物が、島の上に建設された。

第1項 軍艦島炭鉱の歴史

軍艦島はもともと岩礁からなる無人島であったが、島における石炭の発見は、高島炭坑よりも約90年遅く、江戸時代後期、1810年（文化7年）ごろであったと言われ、具体的な発見年代は不明である。当初、近隣の漁民が漁業の傍ら「磯掘（いそぼり）」と称する採炭をしていた¹²²。1870年（明治3年）ごろから露出炭を対象とする採掘が開始された。1874年（明治7年）島の所有者である佐賀藩深堀領主の鍋島孫六郎が、第一豎坑を開削し、近代的採掘事業に乗り出したのは、1883年（明治16年）にさかのばる。

隣島の高島では、これより先の1868年（慶應4年）に、佐賀藩主鍋島直正（号：閑叟）と英人トマス・B・グラバー（Thomas B. Glover）¹²³の共同事業として、西洋の最新技術

¹²⁰ ワシントン海軍軍縮条約により建造中止となった軍艦。1921年（大正10年）、島の姿が當時三菱長崎造船所で建造していた最新鋭の戦艦土佐（39,900トン）に似ていることに由来するという。端島といえば、すぐ軍艦を連想するほどに定着したかに見える。

¹²¹ 「軍艦島」の通称は大正時代ごろから用いられるようになったとみられる。

¹²² 加地英夫『私の軍艦島記 端島で生まれ育ち閉山まで働いた記録』長崎：長崎文献社、2015年、p.125。

¹²³ Thomas B. Glover (1838-1911)：スコットランドのアバービーン出身のグラバーは、最初に上海で英國系の最強商社ジャーディン・マセソン商会（Jardine Matheson Company）で働き、長崎開港に伴ないその子会社のようにして自分の商社を長崎に開いた。近代化を急ぐ九州の諸藩に、工場や技師を派遣したり、中古の帆船や近代的な武器を売り込みに熱心だった冒険商人であった。討幕に走る薩摩藩や佐賀藩に武器を売る一方、幕府との取引を進めたので、「死の商人」と悪評された。幕末維新の近代化のなかで、闇で活躍しただけに、詳しい真相があまり知られず、文献も乏しい。そういうなかにあって、以下に挙げるように、1) 丹念に調査研究した成果が日本で発表されているし、2) 英文の小説も

と機械を導入して、日本最初の西洋式採炭事業が始められた。端島炭坑は、高島北渓井坑の技術を引き継ぎ、発展を遂げた海底炭鉱である。それゆえに、軍艦島の開発はその延長上に位置付けられたものだと言われる。

高島は、1881年（明治14年）から、岩崎弥太郎¹²⁴の経営する三菱商会の所有となった。それから約80年後の1890年（明治23年）には、高島の炭鉱経営に成功したことを契機として、三菱商会は、金10万円で軍艦島全体と鉱区の権利を買い取る。施設の改良に着手し、本格的に石炭の採掘を開始し、翌1891年（明治24年）からは、軍艦島からの出炭を開始した。

1893年（明治26年）に試錐を行った後、三菱商会は、深層部開発の計画に乗り出す。第二豎坑の開削に着手して、1895年（明治28年）には当時として驚異的な、深さ199メートルの第二豎坑の開削に成功して、出炭を開始する。すでに1894年（明治27年）に第三豎坑¹²⁵（深さ198m）の開削を進めていたが、1896年（明治29年）に完了した。1897年（明治30年）になると、出炭量で高島を凌駕した。また、第四豎坑は、1919年（大正8年）に開削に着手し、1925年（大正14年）までに深さ349mに掘り下げられた。

なお、第一豎坑は1897年（明治30年）に坑内火災を起こしてしまい、消火による水没のため廃坑となっていた。それに、1930年（昭和5年）に排気坑として利用されていた第二豎坑の更なる深堀を推し進めた結果、1936（昭和11年）には改修掘下げ工事を完了して、深さが616メートルに達した。当時では日本の最深の坑道が、こうして出来上がり、同年から稼働を開始した。

これにより、軍艦島の出炭量は急速に増大したので、1941年（昭和16年）には、端島史上最高出炭を記録した。その後も、第二豎坑は主要坑として閉山まで稼働した¹²⁶。しかし、坑道は海底深く、傾斜もきつかったため、作業には機械化が困難であった。戦時には、この厳しい労働環境の下で、労働力の不足を補うために、女性の坑内就業が認められ、

書かれている点に注目しておきたい。1) 内藤初穂著『トマス・B・グラバー始末』（アテネ書房、東京、2001年）。

2) Alan Spence: *The Pure Land* (Edinburgh, Canongate Books, 2007)。

¹²⁴ 岩崎弥太郎（1835—1885）は、日本の実業家。三菱財閥の創業者で初代総帥。明治の動乱期に政商として巨利を得た最も有名な人物である。諱は敏（後に寛）、雅号は東山。別名を土佐屋善兵衛。

¹²⁵ 1935年（昭和10年）に、排気豎坑を第3豎坑から第4豎坑にし、第3豎坑は廃坑にされた。

¹²⁶ 三菱鉱業セメント株式会社・高島炭鉱史編纂委員会編『高島炭鉱史』、三菱鉱業セメント株式会社、1989年、p.296。

さらに多くの朝鮮人や中国人が動員され、高島炭坑の労働者の 14.3%が、朝鮮人だったといわれる¹²⁷。

動力源が、蒸気機関から電気へと進化するにつれ、電動巻揚機が導入されるようになつた。これに伴い、海底深く安定的な掘進・採炭が可能となり、軍艦島の海底における採炭の経験と技術は、三菱の近代炭鉱の基礎を築いた。その後、三池を含む全国の炭鉱、さらにはアジアへと伝播する。軍艦島の海面下約 1,000m 以下の地点にまで達する海底炭鉱、そこから採掘される石炭はとても良質であった。1890 年（明治 23 年）から 1974 年（昭和 49 年）の閉山までに、約 1,570 万トンを供給した。高島炭鉱とともに船舶用燃料や製鉄用原料炭として、製鉄・製鋼の分野の面で日本の近代化に大きく貢献した。このように、明治時代から昭和時代にかけて、軍艦島は海底炭鉱の採掘によって繁栄するようになる。特に、日本の近代化がもたらした石炭需要量の増大によって、良質の原料炭を産出する軍艦島に、増産につぐ増産が求められた。採掘事業を拡大するため、近代的な採炭機械を導入するとともに、労働者数も増加してきた。明治年間に、島内居住人口は約 2,800 人に達した。その後、最盛期の 1960 年（昭和 35 年）には、総計 5,267 人が島で暮らしていた。狭い島面積であるので、その人口密度は 836000 人/km²となり、当時の東京都特別区の 9 倍以上に達したほどである¹²⁸。

しかし、1950 年代に中東やアフリカで、相次ぎ大油田が発見された。これによって日本に「エネルギー革命」が引き起こされる。国のエネルギー政策の転換に伴い、それまでエネルギーの主役であった石炭のかわりに、石油や天然ガスに転換されるようになってきた。さらに、1962 年（昭和 37 年）10 月の「原油の輸入自由化」が契機となり、石油は大量に安く日本国内に供給され始める。石油の消費量は飛躍的に増加する一方で、石炭産業は衰退する運命になった。他にも、国産石炭より価格が安くて、品質も良い石炭の輸入先もある。こうした事情から、日本国内産出の石炭は売れなくなり、石炭の生産を中止せざるをえない状況に発展した。

¹²⁷ 三菱鉱業セメント株式会社・高島炭鉱史編纂委員会編『高島炭鉱史』、三菱鉱業セメント株式会社、1989 年、p.311。
ところで、社会的さらに経済的な立場の弱い女性や外国人を労働に駆り出す資本主義的な悪癖は、今日でも続いている。日本ばかりでなく、中国労働者の移住は、大きな社会問題であることが、以下の中国系作家たちによる取材から明らかにされてきた。Leslie T. Chang: *Factory Girls---Voices from the Heart of Modern China* (London, Picador, 2009) , Hsiao-Hung Pai: *Scattered Sand---The Story of China's Rural Migrants* (London, Verso, 2012), *Invisible---Britain's Migrant Sex Workers* (London, The Westbourne Press, 1913) 。

¹²⁸ 後藤恵之輔、坂本道徳『軍艦島の遺産』長崎新聞社、2005 年、pp.61-62。

この背景のもとに、1970 年代以降、軍艦島には数百トンの石炭が残されていた¹²⁹。それに、『高島炭鉱史』の記録によれば、「安全に採掘しうる炭量が枯渇して鉱命が尽きた」ため、軍艦島炭鉱は止むを得ず、1974 年（昭和 49 年）1 月 15 日に閉山することになった。4 月 20 日までに、全ての住民は島を離れる。炭鉱が閉山してから、たった 3 ヶ月間後、この島は廃墟と化す。高島炭鉱業所の関係者たちによる残務整理、及び炭鉱関連施設の解体作業が、年末まで行われた¹³⁰。その後、軍艦島は無人島となった。

軍艦島の炭坑の歴史と島の生活（戦後のことを中心）に関して、端島で生まれ育った加地英夫¹³¹の『私の軍艦島記』がある。長崎の田上市長に「端島への旅のいい道連れ」と高く評価された。軍艦島の採炭史と島の住民たちの生活状態を理解するための参考書だと思う。しかし、外国人労務者についての記述は「外国人労務者の帰国と労務者の補充（昭和 20 年）」には、「朝鮮人労務者は輸送の関係から隨時送りだし、10 月末までに全員を帰還させた。中国労務者については関係方面と折衝を重ね、11 月 19 日に進駐軍の誘導の下に夕顔丸で退島し、佐世保港よりアメリカ海軍上陸用舟艇に乗り継いで帰国の途についた。」¹³²という一文しかないのである。すなわち、戦時中の中国人強制連行・強制労働問題については、全く記述していないことである。それは、田上市長のコメントの「（『私の軍艦島記』は）加地さんの自分史です。」¹³³の通りで、1932 年生まれの加地英夫は、中国人強制連行・強制労働の 1944 年～1945 年の間に、たったの 12、3 歳の少年なので、この歴史についてよくわからないのはあり得ることだろう。ちなみに、本書の中に、誤記が多いので、例えば、125 頁の「明治 6 年（1973）」、同頁の「明治 6 年（1973）、出炭は年間 315 トン、月平均 263 トンでした。」。

第 2 項 軍艦島の復活

炭鉱閉山後 30 年近くの間、軍艦島は廃墟のままであった。2000 年代に入ってから、軍艦島は「産業遺産」として再発見され、近代化遺産、また大正時代から昭和時代に至る集

¹²⁹ 「軍艦島あす閉山 エネルギー危機のさなか 数百万トンを残して」『朝日新聞』、1974 年 1 月 14 日、東京朝刊、3 面。

¹³⁰ 後藤恵之輔、坂本道徳『軍艦島の遺産』長崎新聞社、2005 年、p.172。

¹³¹ 加地英夫、1932 年端島生まれ、2014 年から「長崎端島会」会長を務める。

¹³² 加地英夫『私の軍艦島記 端島で生まれ育ち閉山まで働いた記録』長崎：長崎文献社、2015 年、p.191。

¹³³ 同上、p.9。

合住宅の遺構として、再び注目されてきた。廃墟ブームと言われ、話題にもなる¹³⁴。2001年（平成13年）、三菱は島の所有権を高島町に無償譲渡した。また、2005年（平成17年）に、高島町が長崎市に編入され、それによって、軍艦島は長崎市に所管されることになった。しかし、長年の間に荒廃した軍艦島では、建物の老朽化がより早く進み、安全面の配慮から島内への立ち入りが、長い間禁止されていた。

2008年（平成20年）、長崎市は「長崎市端島見学施設条例」と「端島への立ち入りの制限に関する条例」を決定した。2009年（平成21年）1月、「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産の一つとして、軍艦島はユネスコ世界遺産の暫定リストに入る。これがきっかけで、長崎市は安全面での問題をある程度解決した。たとえば桟橋を整備し、島内に見学用通路を整備し、安全規定を定めた。ようやく、4月22日からは、島内への立ち入りが解禁となり、観光目的での一般公開を開始した。観光客が上陸・見学することができるようになった。現在では軍艦島に上陸できる5つのクルージング会社によって、毎日それぞれ各社が1日2便ずつ、合計10回のクルーズが行われ、長崎港などを出航する船で観光客を運んでいる。これらの会社以外では上陸を許可されていない。

しかし、条例の規定によって、見学の範囲は、島の南部に整備された見学通路に限定されている。見学施設以外は、島内全域が相変わらず関係者以外の立ち入りを禁じていた¹³⁵。それにもかかわらず、解禁後の最初の1ヶ月間に、4,601人が端島に上陸し¹³⁶、半年間で34,445人¹³⁷、1年間で59,000人¹³⁸、3年間で275,000人¹³⁹に達するなど、上陸者の数は年々増加して好調であった。しかも、2012年の映画の人気シリーズ『007 スカイフォール』と2013年のタイの映画『ハシマ・プロジェクト』などに、軍艦島は次々に登場した。海外メディアや投稿動画サイトで紹介されると、外国人観光客も多くなった。2013年度の上陸者は16万7342人で、前年度から約6万4千人増。2009年度と比べると約3倍になった。県外からの観光客が9割を占める。地元のシンクタンクは2009年度から3年間で、約65億円の経済波及効果があったと試算している¹⁴⁰。

¹³⁴ 「[アングル] 軍艦島再び脚光 炭鉱遺産-廃墟ブーム」『読売新聞西部本社版』、2002年9月27日、夕刊、3面。

¹³⁵ 端島への立ち入りの制度に関する条例（平成20年長崎市条例第44号）

¹³⁶ YOMIURI ONLINE（読売新聞社）、2009年5月24日。

¹³⁷ 『西日本新聞』、2009年10月23日。

¹³⁸ YOMIURI ONLINE（読売新聞社）、2010年4月23日。

¹³⁹ YOMIURI ONLINE（読売新聞社）、2012年10月5日。

¹⁴⁰ 『西日本新聞』、2014年04月20日付。

2014年4月、軍艦島への観光上陸者は、50万人を超える¹⁴¹。2016年・2017年5月のトラベルコ国内ツアー検索キーワード人気ランキングを比較すると、軍艦島は87位から34位に順位が上がり、50位以内にランクインしている。¹⁴²日本国内での主要な社交アプリ“LINE”が運営する観光ウェブサイトLINE TRAVEL jpで、軍艦島は2019年度の「日本国内人気島ランキング」の第5位になった。¹⁴³



図1. 軍艦島の略図(http://www.kanko-takashima.com/heritage_prologue/hashima/より引用、2018年3月10日アクセス)

2014年（平成26年）1月、日本政府（安倍政権）が九州一帯の23カ所の施設を「明治日本の産業革命遺産：九州・山口と関連地域」として、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）世界遺産センターに、推薦書正式版を提出することを閣議決定した。日本は「西洋から非西洋への産業化の移転が成功し」、「19世紀後半から20世紀の初頭にかけ、日本は工業立国の土台を構築し、後に日本の基幹産業となる造船、製鉄・製鋼、石炭と重工業

¹⁴¹ 坂本道徳『軍艦島離島40年 人びとの記憶とこれから』実業之日本社、2014年6月1日、p.247。

¹⁴² 「【トラブルコ】2017年5月の国内ツアー検索人気ランキングを発表！きかんしゃトーマス運転日発表で「大井川鉄道」が急上昇！」産経ニュース、2017年6月12日

<http://www.sankei.com/economy/news/170612/prl1706120202-n1.html> (2018年3月10日アクセス)

¹⁴³ 『全国の離島ランキング 2019 年』LINE TRAVEL jp <https://www.travel.co.jp/guide/matome/2230/> (2020 年 12 月 1 日アクセス)

において急速な産業化を成し遂げた」を理由として申請した。軍艦島はその構成資産の一つである。

同年の10月、日本の近代化に大きな役割を果たした重要な遺跡として、「高島炭鉱跡 端島炭鉱跡」として国の史跡に指定された。

翌2015年（平成27年）7月8日、ドイツ・ボンで開かれた世界遺産委員会は、これら施設の世界文化遺産を最終登録する決定文に「各施設の歴史全体が分かるように」という国際記念物遺跡協議会（ICOMOS、イコモス）の勧告を明示した。

それに、世界遺産登録決定後、ユネスコ日本政府代表部大使の佐藤地¹⁴⁴は、「1940年代にいくつかの施設で、意思に反して連れてこられ（brought against their will）、厳しい環境の下で働かされた（forced to work under harsh conditions）」と発言し、「韓国人らの意思に反して苛酷な条件で労役をしたという事実を理解できるようにする」と表明した。しかし、この直後の会見で、日本の岸田文雄外相（当時）は、「我が国代表の発言における『forced to work』との表現等は、『強制労働』を意味するものではない」という立場を表明した。それに、今まで、観光地として活用中の軍艦島のどんな案内板にも、朝鮮人だけではなく、中国人の強制徴用の事実を明示する文面が皆無であった。

そして、前述の通りに、2017年7月の映画『軍艦島』の公開に伴い、世界中に大きな話題になり、そして、9月6日に、長崎市の田上富久市長は、「端島での実際の生活は映画で表現されている内容とは異なる」と開会中の市議会定例会の本会議で発言し、正しい史実を発信していく考えを示した。また、田上市長は、作品がフィクションであることを踏まえた上で、「端島に住んでいた人からは、ともに遊び、働き、一つの家族のようだったと聞いている。端島の歴史や実際の生活を正しく理解してもらうため、外国語でも情報発信を行っていきたい」と述べた。さらに、一般質問では市議（保守系）が「朝鮮半島出身者の過酷な強制労働を扱っており、事実を歪曲してはならない。事実に沿った反論をするべきだ」と訴えた¹⁴⁵。ゆえに、新聞やニュースには「長崎市長『軍艦島は地獄ではない』『事実と全くかけ離れた虚構』、韓国映画に抗議、当時の実情、4カ国語で発信へ」というタイトルの報道が溢ってきた¹⁴⁶。

¹⁴⁴ 佐藤地（1954年—）日本の外交官、外務省の局長級ポストに女性として初めて登用された。2015年-2017年ユネスコ日本政府代表部大使。

¹⁴⁵ 「韓国映画『軍艦島』、「実際の生活異なる」…長崎市長」YOMIURI ONLINE（読売新聞社）

<http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/news/20170907-OYS1T50007.html> 2017年09月07日（2018年3月10日アクセス）

¹⁴⁶ 『西日本新聞』2017年09月07日付。

第3項 軍艦島に関する研究状況

国立情報学研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベース CiNii Articles によって、「軍艦島」をキーワード検索したところ、2018年9月の時点で、「軍艦島」に関する論文・記事は、合計184本¹⁴⁷ある。そこから、件数の年次推移をまとめみると、図1のような結果が得られた。

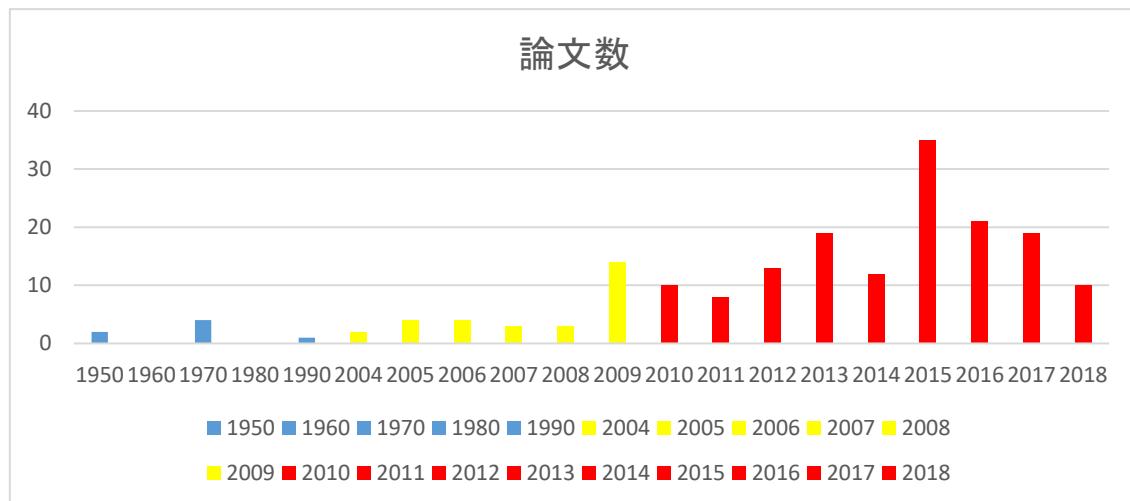


図2. 「軍艦島」をキーワードとする検索で得られた論文・記事数の年次推移
(CiNii Articles より筆者作成、2018年9月23日)

図2により、「軍艦島」に関する記事・論文は、1950年代には2編しかなかったことがわかる。1960年代には全くないのに、70年代に入ってから、一時的に注目され、4編の論文・記事が見られる。その後、1990年代以降、増加を始め、特に2009年から件数は激増し、2015年にはピークに達する。2015年は一番多くの研究成果・雑誌記事があることは、軍艦島が世界文化遺産に登録されたことが¹⁴⁸きっかけで、一時的に多くの人の注目を集めたためであろう。2015年以降においては、件数が減少する傾向にあるものの、全体として2009年よりも高い水準を維持していることが分かる。

¹⁴⁷ 横井 雄大ら「CFDを用いた長崎市端島(通称軍艦島)屋外空間における強風化の気流分布の実験的研究」都市住宅学=Urban housing sciences (91), 94-99, 2015が2回掲載されたので、実際の件数は184である。

¹⁴⁸ 2014年(平成26年)1月、日本政府が閣議決定した。2015年の7月、国際記念物遺跡協議会(ICOOMOS、イコモス)の勧告を明示した。

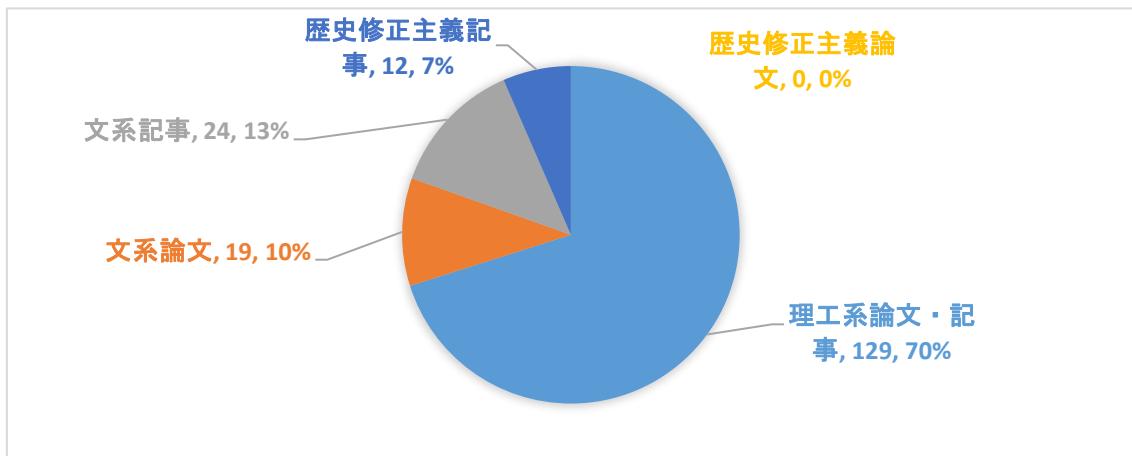


図3. 「軍艦島」をキーワードとする検索で得られた論文・記事数の分布状況

(CiNii Articles より筆者作成)

個別に見てみると、1950年代から、工学、環境科学、地理学、観光学、考古学、人間科学領域の研究からは、様々な研究成果が出ている。2018年9月23日の時点までに合計43本の文系の本格的な学術論文と記事の中で、「軍艦島での強制労働問題」に触れたものは約10本ある。それに対して、歴史修正主義的な学術論文はゼロであるが、12本の記事はすべて「強制労働問題」の存在に反論する内容である¹⁴⁹。ゆえに、「軍艦島での強制労働問題」を話題にする論文・記事は、「軍艦島」に関する論文・記事全体の12%未満を占めることが現状であり、また、その中で歴史修正主義的な立場にある記事は、半分以上を占めていることがわかった。

¹⁴⁹ 「軍艦島」に関しては、歴史修正主義の論文はないけれど、歴史修正主義の代表者とは言える東中野修道は、「南京事件」の問題に関して数編の論文を発表している。すべての論文は東中野の所属する亜細亜大学の紀要に掲載されたことが分かる。大学紀要の論文は査読のこともあるが、通常は査読なしである。なお、2007年11月2日、「『南京大虐殺』の徹底検証」をめぐる訴訟で、東京地裁（三代川三千代裁判長）は、「書籍が女性（夏淑琴）の名誉を傷つけたと認め、著者の東中野修道・亜細亜大学教授（当時60歳）と出版社「展軒社」（東京都文京区）に対し、慰謝料など計350万円を女性に支払うように、と命じる判決を言い渡した。また、東中野修道は裁判長に対して、「通常の研究者であれば矛盾を認識するはずで、原資料の解釈はおよそ妥当ではなく学問研究の成果に値しない」と指摘した（2007年11月3日朝日新聞 朝刊 p.39 東京本社）。東中野が「会長」をつとめる日本「南京」学会は、ウィキペディアの「日本『南京』学会」にさえ「南京事件を研究する目的で設立された自称・学術団体。「学会」を自称しているが、日本学会議協力学会研究団体ではなく、また日本学術会議などによる「学会名鑑」にも学会として登録されていない」（学会名鑑、インターネット2017年6月29日閲覧）と指摘されている「似非[えせ]学術団体」である。

確認できた限りで、2015 年の高賓康稔の「『軍艦島』が世界遺産でいいのか：忘れられた朝鮮人強制連行の爪痕(つめあと)」¹⁵⁰は、軍艦島での強制連行問題を考察した初めての論文（記事）だと言えるだろう。前述した通り、2017 年の韓国映画の大ヒットで、軍艦島での強制連行問題に反論する声も大きくなってきた。CiNii Articles では、2017 年の 14 本の論文・記事に、「軍艦島 朝鮮人は強制労働のウソ：シベリア抑留と対比し検証する」¹⁵¹と「直言 日本は映画『軍艦島』と徴用工のウソを世界に訴えなければならない、国家戦略として歴史を捏造する国とどう付き合うべきか (INVESTIGATIVE REPORT 韓国の卑劣、許すまじ!)」¹⁵²がある。

第 2 節 軍艦島での強制連行の事実の再確認について

この様々な発言の正誤を分別するために、まず、再び強制連行と強制労働の事実の存在を確認しないといけないのである。

前述の『高島炭鉱史』の記録により、戦時中に朝鮮人だけではなく、中国人も炭鉱で働いたことは確認できる。戦時中の朝鮮は日本の植民地であるので、朝鮮半島や日本にいる朝鮮人が出稼ぎに来るケースはありえただろう。しかし、当時の中国は、日本と激しく戦っているのであり、みずから故郷を離れ、家族を後にして、敵国の日本に働きに行くわけがない、と一般的には考えられる。戦時中、日本で働いたこれらの中国人労働者の全ては、自らの意識に反して、日本にまで拉致されたということ。いわゆる強制連行の事実が、数々の証言者から証言されて明らかになってきている。

たとえば標準的な概説書である杉原達『中国人強制連行』（岩波新書 2002 年）の 28-29 頁には「中国人が強制労働させられた 135 事業場全国地図」が引用されており、長崎では当然、日鉄鹿町、三菱高島端島坑、三菱崎戸の 3 つが明記されている。地図の出典は、戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』東方出版、1995 年、である。同書の「被爆中国人」という節（106-112 頁）には、広島での被爆の一面が詳述されている。

¹⁵⁰ 高賓康稔「『軍艦島』が世界遺産でいいのか：忘れられた朝鮮人強制連行の爪痕(つめあと)」『週刊金曜日』、2015 年 5 月 29 日号、pp.30-31。

¹⁵¹ 長勢了治「軍艦島 朝鮮人は強制労働のウソ：シベリア抑留と対比し検証する」『Will：マンスリーウィル』、2017 年 11 月号、pp.200-212。

¹⁵² 櫻井よしこ「直言 日本は映画『軍艦島』と徴用工のウソを世界に訴えなければならない 国家戦略として歴史を捏造する国とどう付き合うべきか (INVESTIGATIVE REPORT 韓国の卑劣、許すまじ!)」『Sapio = サピオ』、2017 年 10 月号、（29 卷 11 号）、pp.83-85。

第1項 軍艦島での中国人強制連行の実態

石炭採掘作業も長崎地域の強制連行の特色と認められ、長崎県では、中国人強制連行者の収容は、戦争末期の1944年からであり、連行された中国人の1042人は、全員炭坑で働くかされ、石炭採掘作業に従事させられた。

表2. 長崎県の中国人強制連行者数

事業所	収容人数（人）	収容年月日	総死亡人数
日鉄鹿島町鉱業所	197	1944年11月18日	21
三菱高島鉱業所端島坑	204	1944年6月18日	15
三菱高島鉱業所新坑	205	1944年7月15日	15
三菱崎戸鉱業所	231	1944年7月7日	64
同上	205	1944年7月15日	
合計	1042		115

(田中宏編『資料中国人強制連行』明石書店、1987年6月発行、p.540より引用)

1944年から日本敗戦の1945年8月13日までの、たった一年余りで、115人の中国人強制連行者が死亡した。一年間の死亡率は11%を超える。これは非常に高い死亡率であることは明らかである。

前述の通り、戦時中、中国人は自ら日本へ出稼ぎをするわけがないので、そうであるなら、これらの中国人はなぜ故郷を離れ、日本の炭鉱に働きに来たのか。この原因を解明するため、第二次世界大戦の歴史を遡り、これらの人たちが島で働く経過を再整理する必要がある。

第2項 軍艦島に強制連行された中国労働者の身分

「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」により編集された『軍艦島に耳を澄ませば』の第二章の「提訴原告中国人の陳述」には、中国人の李慶雲、李之昌、王雲起の証言が掲載されている。その内容は、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心に結成された「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が長年にわたり、収集してきた長崎の中国人強制連行者及び遺族たちの証言の中に、端島に強制連行された3人の中国人の証言が含まれているのである。3人の証言により、当時の実情が明らかになった。

李慶雲は1925年11月8日生れ、先祖代代から河北省武邑県審坡鎮西老庄村に在住する農民である。当時、父、母、妻と4人家族であった。1942年に八路軍に入り、抗日戦に従事していた。1943年11月、李氏は18歳の時、武強県鳥木村で「掃討作戦」中の日本軍に遭遇し、戦闘となり、捕まった。1944年6月、長崎の三菱株式会社高島鉱業所端島炭坑に連行された。

李之昌¹⁵³は1919年1月25日に生れ¹⁵⁴、河北省鹽山県小庄郷西栄村に在住する農民。1940年から抗日工作組織に参加し、村の民兵隊長であった。当時、父、母、1942年旧暦に結婚した妻との4人家族であった。1943年旧暦正月9日（新暦2月13日）、日本軍の「掃討作戦」で村を包囲され、裏切り者の案内によって村の抗日組織幹部2人と一緒に捕まった。

王雲起は1914年3月21日に生れ、先祖代代から河北省東光県灯明寺鎮西大吳村に在住する農民である。師範学校を卒業し、鍼灸の技能も有した。地元の村の教師になり、かねてから東光県庁宣伝室の幹事を任していた。1938年革命軍に参加し、その年に共産党員にもなっていた。当時39歳で、母、妻、3歳未満の息子¹⁵⁵と4人家族であり、7つの部屋のある自宅と4アール¹⁵⁶の耕作地を所有し、生活は比較的豊かであった。1944年3月15日、日本軍が「掃討作戦」を行う時に捕まえられた。

以上の内容からも、軍艦島の中国人強制連行者は、「60.9%は農民である」¹⁵⁷と「華北の農民は八路軍の影響がもっとも強かった」¹⁵⁸という日本全体の状況と一致することが伺える。

第3項 島に行かせる理由

1944年4月25日、華北労工協会理事長の趙琪と三菱長崎造船所所長の小川嘉樹が日本の長崎三菱造船所への華北労工の供出と使用に関する問題に対して「契約書」を締結している。「契約書」には、「1944（昭和19）年2月5日 大日本帝国ノ計画並ニ華北労工協

¹⁵³ 2004年10月5日、死去。

¹⁵⁴ 2003年地裁に提出した訴状には「1920年7月15日生れ」と書いている。中国では、年配の方は旧暦を使う習慣があるためや、戦時中、親は子供に兵役を避けらせるためなどの事情で身分証明書に記録した誕生日と実際の誕生日の差があることはよくある。

¹⁵⁵ 王樹芳、王雲起の息子、1941年6月17日生れ、王雲起の唯一の相続人である。

¹⁵⁶ アールは面積の単位で、1アールは100平方メートルと定義される。

¹⁵⁷ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版社、2002年、p.193。

¹⁵⁸ 同上。

会ノ労工供出方ニ基キ華北労工協会（以下甲ト称ス）ハ三菱長崎造船所（以下乙ト称ス）ニ對シ甲ガ供出スル労工使用ニ就キ左記ノ通り契約ス…」とあり、第一条には「乙ハ 1944（昭和 19）年（民国 33 年）五月下旬ヨリ向フ二年間ノ期限ニテ甲ノ供出スル労工ヲ使用スルモノトス」と記載されている。しかし、実際はこの契約書の予定通りに、これらの中國労工を三菱長崎造船所の長崎市内の工場に就労させる代わりに、絶海の孤島と言われる端島にある三菱鉱業の炭鉱へ送られた。この事業場変更の理由は、当時の敵国人を市内に居住させるより、東シナ海の孤島に閉じ込める方が、治安上及び労務管理上から見ると得策と考えられたのではないかと思われる。

第 3 節 端島（軍艦島）における中国人強制労働の事実とその再確認

「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」（略称：「人権を守る会」）の長年の現地調査により、当時の軍艦島での強制連行者たちの生活実態がほぼ明らかになった。

朝鮮人¹⁵⁹の徐正雨[ソ・ジョンウ]は、「こんな重労働に、食事は豆カス 80%、玄米 20% のめしと、鰯を丸だきにして漬したものがおかげで、私は毎日のように下痢して、激しく衰弱しました」、「どんなにきついても『はい、働きに行きます』と言うまで殴られました」、「堤防の上から遠く朝鮮の方を見て、何度も海に飛び込んで死のうと思ったか知れません」、「軍艦島なんていっていますが、私に言わせれば、絶対に逃げられない監獄島です」と証言した¹⁶⁰。

朝鮮人・金先玉の証言：「食事は豆カス、押し麦がほとんどで量も少なく、いつもひもじい思いをしていました」、「私は逃げる気にはなれませんでした。捕まれば半殺しの目にあいます。素っ裸にされて容赦なく殴られてね。食堂にも監視がいるんです」、「朝鮮人飯場のちょうど反対側にあたる所に中国人のひとがいて、朝鮮人よりひどい扱いを受け

¹⁵⁹ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人』第 2 集 66~69 頁より朝鮮人について(1939~1945)(常時約 500 名と推定)火葬埋葬認証(1925~45)に記載の死者数と死因:死者数:122 名。病死 58 名の上位 11 因:気管支肺炎、急性心麻痺、急性消化不良、急性腹膜炎、直腸カタル、脳溢血、肝硬変症、膿毒症、胆囊炎、腎臓炎、肺炎。変死 63 名の上位 8 因:室息、圧死、外傷による脳震盪症、溺死、頭蓋底骨折、外傷による腹部内臓破裂、外傷による脊髄損傷、爆傷死。1944~45 年(計 31 名)の平均死亡率: 3.1%(日本人の同年平均死亡率: 2.6%)

¹⁶⁰ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記憶』社会評論社、2016 年、pp.26-34。

ていました。しかし、中国人との接触は禁じられていましたから、詳しいことは知りません」と述べている¹⁶¹。

終戦間際に軍艦島で働いて、「炭坑は地下約1キロで気温35度以上。ふんどし姿で作業し、手ぬぐいで何度も拭っても石炭の粉が混じった汗が目に入った。食事は少量のサツマイモや豆かすだけで常に空腹。」¹⁶²と証言した朝鮮人・金炯碩も「自分たちより悲惨な境遇におかれていた」¹⁶³と中国人強制労働者を語った。

第1章に論述した通り、岡正治は日本敗戦直後に、長崎の朝鮮人被爆者や労働者問題に関心を持ち、1965年「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」を結成した後、実態調査を開始した。さらに、従来から収集した調査結果をもとに、1981年7月から1982年6月までの1年間に、全市内の「朝鮮人の足跡」を調査した。その結果として、1982年7月末には『原爆と朝鮮人（第1集）』を出版できた。それによって、端島での強制労働者の生活実態が、端島で働いた朝鮮人たちの証言によって、より早く明らかになったわけである。重労働、粗末かつ少量の食事、殴打、監禁のような生活環境の下で厳しく働かされた朝鮮人さえも、「中国人のほうが、よりひどい扱いを受けていた」と証言するのである。当時、軍艦島で強制連行・強制労働させられた中国人の状況が、如何に劣悪であったのか、言うまでもないだろう。その後、1999年に発足した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」の調査によって、こうした悲惨な実情が、具体的に確認されていく。

第1項 端島（軍艦島）での中国人強制連行の実態

筆者は2018年3月から、「岡資料館」の元館長、「中真会」の代表であった故・高賓の遺品を整理する作業により、今まで未公開の証言内容を発見した。ここで、前述の『軍艦島に耳を澄ませば』に掲載された3人の証言を含め、再整理することにより、当時の島の実態を再確認していく。

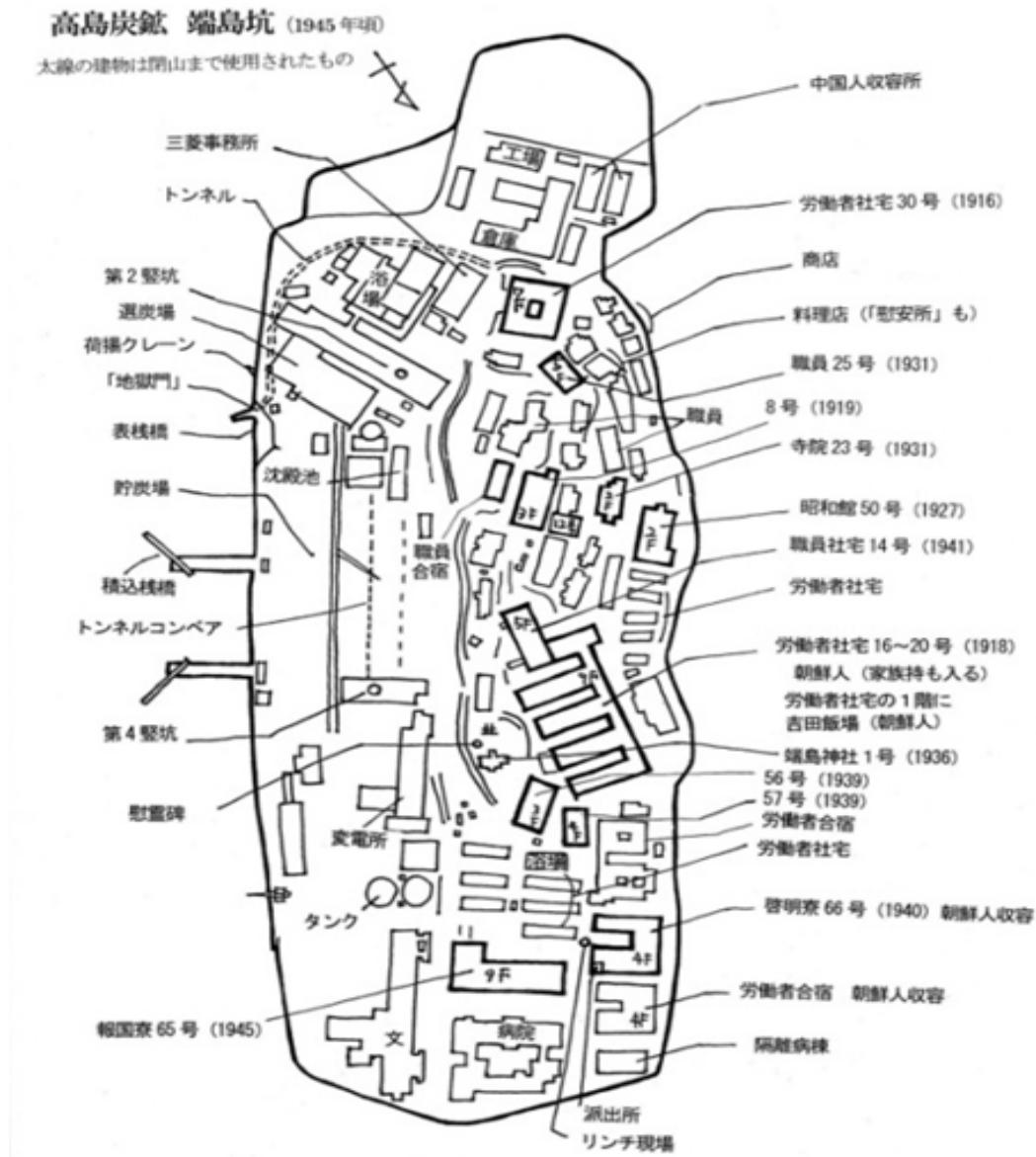
中国人強制連行者たちの証言によると、上陸した後に、中国労工の全員に、労工番号が付けられる。名前の代わりに番号で呼ばれた。これは囚人（既決囚）や未決囚と同じである。労工たちに用意されたのは、天井が低くて日当たりの悪い位置にある粗末な木造家屋であった。一部屋に約四、五十人が、缶詰のように詰め込まれた。陰湿な畳部屋なので、

¹⁶¹ 前掲書、pp.35-39。

¹⁶² 「韓国映画「軍艦島」史実と創作のはざまで」『朝日新聞』2017.8.11、p.25。

¹⁶³ 同上。

体には疥癬が出来た人も多かった。寝具は一枚の破れた粗織りの敷布と薄い小さい掛布団しかないので、冬は寒く、夏は蚊に刺され、眠れなかつたという。



(図4. 竹内康人『調査・朝鮮人強制労働1 炭鉱』社会評論社、2013年)

労務管理上は、上記の金先玉にも証言された通り、被連行中国人が日本人・朝鮮人と接触することは禁止された。図4より、軍艦島には朝鮮人と中国人の寮は島の両端に設置されていることからも中国人連行者と韓国・朝鮮人の交流を遮断する意図が伺える。これは

軍艦島の特有のルールではなく、政府の方針として「促進に関する件」の中にも規定されている。この理由の1つは、朝鮮人は「同化」政策の対象とされ、中国人は「敵国人」として徹底して「異化」の対象とされたからである¹⁶⁴。朝鮮人「同化」政策の一環として日本語教育が重視されたのに対し、「敵国人」の中国人には日本語教育を禁止ないし制限したことである。被連行中国人に日本語を教えるにしても、数字と作業用語に限定するというのが、事業場の方針であった¹⁶⁵。もう1つの理由は、中国人の逃亡や中国人と朝鮮人が協力して反発、反抗することを防ぐためだと考えられる。1944（昭和19）年3月以降45年7月までに石炭鉱業に連行された中国人は8,836人、この間逃亡した中国人は1,165人で、逃亡率13%である。特に戦争末期に入って、中国人の逃亡は明らかに活発になった¹⁶⁶。ちなみに、中国人の逃亡を防ぐため、地理をしらすな、金を待たずな、日本語を教えるな、といった規則を作った鉱業所¹⁶⁷もある。これにより、被連行中国人は重労働と飢餓など、肉体的に差別されることだけではなく、日本語の勉強の制限により生じた言語の支障による誤解や殴打などの精神上の蹂躪もあることが伺える。この点については、後文の内容と第4章の被連行中国人の証言からも改めて証明できる。

衣類品は日本人の鉱夫に作業服を与えられるのに対して、中国の労工は、ほぼ年間に単衣一枚、半ズボン一着、半袖シャツ一枚しか支給されない。繕えないほどに破れても、再支給はなかった。他に、褲は月に一本ずつ支給するので、坑内にこれ一丁で労働するか、裸のままで働くか、のどちらかであったという。また、足に草鞋を履くか、素足か、のどちらかである。「まるで原始社会に帰ったかのようであった」¹⁶⁸と述べている。夏の坑内は、蒸し暑く、冬は非常に寒く、また体力低下と長時間の作業のために、熱中症や風邪を引く人が多かったという。

食事は、普段は家畜用の飼料に使われる豆粕の混合粉が、主要な食料として供給された。200人ぐらいにわずかの一鍋の薄い粥が用意されていた。小さい碗に一杯ずつしか分配されなかつた。坑内に入る日には、朝四時に起き、二つの拳より小さなマントーを朝食として配られる。それに、昼食用のマントー（100g程度）二つも同時に支給された。空腹に耐えられない人は、これも一気に食べてしまうが、日本人の監督に発見されたら、必ず殴りつ

¹⁶⁴ 西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社2009年、p.70。

¹⁶⁵ 同上。

¹⁶⁶ 前掲書、p.87。

¹⁶⁷ 別子鉱業所 愛媛県摩植郡別子山村（現、新居浜市）にあった別子銅山を営業する鉱業所。

¹⁶⁸ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記憶』社会評論社、2016年、p.85。

けられた。夜に仕事を終わって帰ってきたとき、マントー一つとスープ、もしくは、二つのマントーを晩御飯として配られる。夜勤の時は昼勤の食事と同じ、しかも夜食はない。一本の水筒を身につけ、坑内に入り、暑くて喉が乾いて飲んでしまったら、補給されない。飢渴で目眩や目の前が暗くなり、虚脱状態に陥った人が多い。多くの人は道路に落ちたミカンの皮や野草などまで食べた。毒のある野草を食べてから、唇が腫れ上がりたりすることが多発した。監督の日本人はこれを見つけたら、必ず激しく労工を殴打する。端島への供給は、全部長崎の内陸から運ばれ、天候などの原因で、時間通りに供給できないことも起きた。そんな場合には、薄い粥や豆粕粥や黒いマントーなどが支給されないので、長崎に多く産出するミカンが配されることもあった。誰もが飢餓のため皮まで飲み込んでしまう。また、病気にかかる休めば、食事を半減されるので、病気になっても、誰も口に言い出せないでいた。

仕事は、毎日 12 時間の労働を規定され、「大出炭日」にはさらに延長される。ノルマがあり、時間内に完了できないなら、監督に殴られながら、残業させられ、達成するまで昇坑は許されない。決められた作業進度は、ほぼ必死に頑張らないと完成できない量である。掘り出す作業ならば、毎回三メートルぐらい進まないといけないのである。掘り出した石炭を詰める仕事になると、組に分けられ、12 人 1 組で、1 日に通常 180 車の充填を課される。仕事中でも、言語がわからないので、理由がわからないまま、殴打されることが多かった。

医療状況については、中国人労工に定期的に病院でいわゆる健康診断を受けさせるが、ただ体重を量るだけである。その目的は、中国人労工の体重の変化により、食料をギリギリにまで減少させるためであると考えられていた。島に上陸してから、数ヶ月に 10 キロも 20 キロも激痩せした人が多かった。それに、病室は形通り一応設置されているが、病気になっても、治療が施されることはない。たとえ病室に運ばれたにしても、面倒を見てもらえない今まで、死を待つほか仕方がなかったという。なお、長崎強制連行者から証言されていないが、病院では「偽医者」を使い、仮病を使って怠業している中国人がいるか、いないかを調べあげる場合もよくある¹⁶⁹：

花岡病院長大内正の証言には、「県警察特高科ヨリ防諜ノ関係上入院サセテハナラヌト通達」、「鹿島組デハ私ニ嘱託医ニナルコトヲ断ラレタノデ、昭和 19 年 8 月第 1 次華人労働者中山寮ニ来リテ間モナク、高橋トイフ人ガ嘱託サレマシタ/此ノ人ハ初メ医師トノコト

¹⁶⁹ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002 年、p.372。

デシタガ、実際ハ医師ノ免許ナク、医学校ヲ中途退学セル人ダトカイフコトヲ後デ私ハ知リマシタ」¹⁷⁰という記録がある。

第2項 中国人強制連行者の抵抗行為

非人道的な強制労働と労工たちの人命に対する無視により、日本全国の強制労働現場では無数の抗議や抵抗事件が起きている。その犠牲者も数え切れないくらいである。その中で、全国的に知られた大規模で最も激しかった抵抗運動は、秋田県で起きた花岡事件¹⁷¹である。長崎の場合は、日鉄鉱業鹿町鉱業所で、45年5月21日、炭鉱爆発の「陰謀」が発覚し、「事件嫌疑者」として中国人6名が長崎市浦上刑務所に留置された¹⁷²。この6人はその後、長崎に投下された原子爆弾で爆死された。また、軍艦島で就労拒否の事件も起きた。事件の起因は、坑内でガス漏れが発生した時に、日本人の主任監督が、坑内にいる中国労工の生死を顧みないまま、急いで坑道の入口を塞がせようとしたことにある。中に同胞がいることに気づいた中国労工たちが、命がけで再び坑内に潜り、坑内に残る二人を搬出できた。しかし、かすかに息の残る二人について、日本人の作業長が、なんら救命処置を施そうとしないために、結局二人は死亡してしまった。この機に、李慶雲、肖桂香、尹会川、王保安、吳錫珍、李福順、任運徳の7人をはじめとして、100ぐらいの中国労工が、造船所への配置転換を要求して、炭鉱での就労拒否を始めた。この事件に関する会社側の「報告書」には、「配置中起コリタル事故左ノ如シ(1)入坑拒否事件——当初華労全員三菱長崎造船所就労スル予定ナルモ、縣ノ方針ニ依リ炭坑ニ転換サレタルヲ不満トシ、入坑拒

¹⁷⁰ 前掲書 p.372 による。「大内正よりファイソン検事宛文書」昭和22年8月27日(IPS文書、リール9)(出典)

¹⁷¹ 野添憲治『花岡事件の人たち 中国人強制連行の記録』社会思想社現代教養文庫(1995) pp.105–113 により、「中國人たちが残酷非道な虐待に抗して蜂起したのは、1945年6月30日の深夜のことである…花岡鉱山での中国人の蜂起は、大きな衝動をあたえた。その鎮圧のために多くの警官や民間人が集められた…警察の資料によると、延べ24,106人が鎮圧に動員されたのだが、このように厳重に警戒された中で、空腹と疲労で衰弱しきった中国人は次々と捕縛され…抵抗した十数名の中国人は、日本刀とか竹ヤリなどで殺されたが、殺した人たちというのが警察とか憲兵ではなく、民間人である消防団員や青年団員などであった…3日3晩にわたって、残酷非道な拷問を受けて殺された中国人は、113人であった。」

なお、西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社(2009年)P90によると、「鹿島組花岡出張所で死亡した中国人は428人(1944年7月から46年1月まで)であるが、そのうち100人が45年7月に死亡(拷問死)している。」

¹⁷² 日鉄鉱業株式会社鹿町鉱業所『華人労務者就労顛末報告書』昭和21年3月22日、西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、p.358にも引用された。

否（約半数）ヲナス、関係係員ノ誠意アル説得ニ依リ即日決定シ入坑ヲ承諾ス」と簡単な数十文字が記録されている。

しかし、高實康稔らは「報告書」を一方的に信じることよりも、客観的立場に立って改めて事件を再検討してみた。『騙されながら、この異国の孤島に強制され、日本語も通じない204人の中国人労工は、恐怖と不安の至りであることは想像に難しくないのである。脅迫と暴力が振るわれた強力の圧力の下に、ようやくこの反発になってしまったのは、決して小さな衝突ではない。それどころか、強固な不服運動が展開されたことも推測できる。また、「報告書」に、「誠意アル説得」とわずかの数文字で、この衝突を抑える経過を軽く記述されたが、中国人労工はいかなる強圧、脅威で脅かされ、屈服されたことは言うまでもない』という見解を述べている。高實康稔らは実態調査を行い、調査の結果を『長崎の中国人強制連行』にまとめた。この「入坑拒否事件」について、「報告書」に記録した「誠意アル説得」の実態は「事実は警察官も動員された三日がかりの弾圧事件であったのである。最後まで抵抗した五人は留置場に入れられ、竹刀で殴打され、水も食事も与えられず、ついに断念を余儀なくされた。」¹⁷³と結論を述べている。これにより、軍艦島では、強制連行者に対して、殴打とかの暴力行為が存在したことが証明された、と言えるであろう。

第3項 軍艦島での中国人強制連行問題で否認しようとする日本人について

以上の中国人連行生存者の証言に基づいて纏められた当時の島での状況に対して、反対する日本人もいる。ところが、これらの反論者の論理には、それぞれ明らかな矛盾や不合理なところがある。

2015年、61歳の坂本道徳¹⁷⁴は、テレビ番組で「韓国人の人であっても、中国人であっても、日本人だって、こんな過酷な労働ないですよ」、「だから賃金が良かったから」、「そういう意味で、ここに働きに来た人もいたんじゃないかと…」などの発言をした¹⁷⁵。坂本道徳によると、彼自分は炭鉱夫だった父とともに、1966年12月に島に転入してから、閉山の1974年までの約7年間、軍艦島で暮らしていたそうである。筆者の前述した内容により、軍艦島での中国人強制連行期間は、1944年から1945年8月までということが明らかになっている。強制連行・強制労働問題が発生した23年後の1968年から6年間、軍艦

¹⁷³ 高實康稔『長崎の中国人強制連行』長崎の中国人強制連行裁判を支援する会、2005年、p.6。

¹⁷⁴ 現在NPO法人「軍艦島を世界遺産にする会」の理事長を務める。

¹⁷⁵ 2015年6月15日（月）放送テレビ朝日「TVタックル」

島で生活していた 10 代の坂本少年は、戦時中の状況について直接に見聞したわけではないので、こうした問題が実際に存在してなかった、とは証明できない立場にある。あくまでも当時の経験者、換言すれば強制連行された生存者、彼らの証言に頼るかぎり、坂本道徳の「証言」は、妄想にすぎず、無力なものと考えてよい。

ほかにも、1973 年の『朝日新聞（長崎版）』では、当時の外勤系の小迫行政¹⁷⁶の証言が掲載されている。小迫行政はこう述べている。「昭和 18 年だったかな。中国人が捕虜という名目で来たとは。240 人ぐらいおった。むかしの大納屋の建物を宿舎にして、その一角を鉄条網で囲んでな。防衛隊（在郷軍人を主体に編成）が銃を持って周りを警戒しようた。…… 中国人が二人、坑内で係員をスコップで殴った事件があったよ。二人は北海道へ護送したが、係員も悪かったとよ。中国人、朝鮮人は日頃、差別されとったもんな。自給用の牛やヤギつぶしても、頭や骨しか回さんし。戦時中の炭鉱の厳しさは、軍隊なんか問題にならん。泳いで逃げようとして、溺れ死ぬとか年に四、五人おったよ。……中国人と朝鮮人担当の係員をその晩のうちに、端島から避難させたよ。」¹⁷⁷

このように回想を述べる小迫行政の立場は、島の住民というよりも、端島（軍艦島）での強制連行・強制労働の関係者なのである。彼は当時の実情に一番詳しい人だ、と言えるだろう。彼の回想は、当時、中国人と朝鮮人に対して差別があり、飢餓、重労働、殴打などの暴力があったことを証明する有力な証である、と言えるであろう。日本敗戦の情報を聞いてから、中国人と朝鮮人担当の係員をその晩のうちに、端島から避難させたという行動。日常的に繰り返されていた酷い扱いや悪行に対して、敗戦国となった今、復讐されるのではないか、と恐れたためであろう。こうした日本側の動きからも、日頃から中国人と朝鮮人労働者を優しく扱っていたはずがない、と容易に推測できそうである。

なお、2019 年 7 月 14 日、長く伊王島の町議を務めてきた河野左郷は長崎県勤労福祉会館での「伊王島の話を聞く会」で講演した¹⁷⁸。河野左郷は 1934 年 5 月 27 日に生まれた。父親は伊王島炭鉱の施設の建設のため会社とともに筑豊から移住した。河野左郷もその翌年に島に移住した。彼が小学校 2 年生の時に、朝鮮人の移入が開始された¹⁷⁹。河野家のすぐ近くに労務管理の事務所があり、朝鮮人への殴打をよく目撃した。河野左郷の講演から「毎日のように叩かれていた」、「朝鮮人は足をロープに巻かれ天井の梁にぶら下げられて殴られていた。これを島の人々は『ブリが下がっている』と言っていた。」、「落盤事

¹⁷⁶ 小迫行政さん（1973 年に 56 歳）。昭和 14 年入山。外勤系。29 年に退職、いま西彼杵郡高島町漁協組合長。

¹⁷⁷ 「終戦に気付き歓声—差別された朝鮮人・中国人—」『朝日新聞』長崎版、1973 年 10 月 25 日付。

¹⁷⁸ 話の全体はビデオに収録された。

¹⁷⁹ 厚生省労働局の調査により、長崎鉱業伊王島鉱業所にいた朝鮮人労働者は 478 人であった。

<http://www.pacohama.sakura.ne.jp/kyosei/0903meibotiran.html> (2020 年 8 月 23 日アクセス)

故が起こった時に、坑道から出てきた日本人はすぐ病院へ運ばれたが、朝鮮人は筵を敷いて寝かされたままで、後で治療したか、見ていないのでわからないが、そういう差別があった。」などの当時の実情がわかった。それに、河野左郷の話からも、敗戦の時に、朝鮮人たちが暴れだして、外勤、労務系の人は恐ろしくて逃げようとしたが、逃げられなかつた7人の労務系は殴られ、病院に運ばれた、という敗戦直後の朝鮮労働者の反発があつたことがわかった。伊王島での朝鮮人労働者の移入から、差別、虐待、そして、反発までのほぼ全過程を目撃した河野左郷は、日本人として、最後の朝鮮人の反発について「朝鮮人は労務者を殴ったが、1人も死んでいない。殺していない。朝鮮人より、日本人が悪い。」とコメントした¹⁸⁰。端島（軍艦島）からわずか8.6kmしか離れていない伊王島での朝鮮人労働者の境遇から、戦時中、端島炭坑での中国人強制連行者がどのように扱われたかといふことも推測できるだろう。

端島（軍艦島）で7年間を暮らし、少年時代を送った坂本道徳が、軍艦島を故郷として愛していることは人情の常である。それに、「軍艦島を世界遺産にする会」の理事長として、端島（軍艦島）を世界遺産に登録してもらいたい、明治産業遺産の一つとして世界の人々に知ってもらいたい強い気持ちも理解できる。しかし、目的を達成するために、経験者たちの話に耳を塞ぎ、事実から目をそらし、歴史の真相を隠そうとする彼の行動こそは、まさに自己欺瞞に過ぎないと言わざるを得ないと考える。

第4節 軍艦島の「期間限定」世界遺産登録の不適切性

日本政府は世界文化遺産の登録期間を1850年から1910年までに限定しようとしたが、これについて「朝鮮を強制併合した時期を除外して議論を避けようとする意図である」との批判が出た。今まで、韓国と中国だけでなく、欧米の歴史学者や大手新聞社¹⁸¹からも批判されてきている論点である。筆者は、以下に論述する二つの理由にもとづき、1850年から1910年までの「期間限定」は、不適切だと考える。

第1項 不適切性の理由：その1

¹⁸⁰ 園田尚弘 「『伊王島の話を聞く会』の報告」『西坂だより』第95号 2019年10月1日、pp.26-27。

¹⁸¹ 2017年、「真実の歴史を追求する端島島民の会」が『南ドイツ新聞』2015年7月6日の掲載内容について抗議文を出した：<https://www.gunkanjima-truth.com/l/ja-JP/article/南ドイツ新聞の報道への抗議文> (2020年12月30日アクセス)

そもそも世界遺産とは、「地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物であり、現在を生きる世界中の人びとが過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産である」と定義されているためである。過去から現在、そして未来までの継続性を強調することを明らかに表明している。この「期間限定」の行為は、明らかに世界遺産精神への違反とも言えるだろう。日本政府は、「19世紀後半から20世紀の初頭にかけ、日本は工業立国の土台を構築し、後に日本の基幹産業となる造船、製鉄・製鋼、石炭と重工業において急速な産業化を成し遂げた。一連の遺産群は造船、製鉄・製鋼、石炭と重工業分野において1850年代から1910年の半世紀で西洋の技術が移転され、実践と応用を経て産業システムとして構築される産業国家形成への道程を時系列に沿って証言している。」と明治日本の産業革命遺産を推薦している。¹⁸² 確かに、明治維新以降、日本は急速な近代化を成し遂げ、一躍近代国家(主要国)の一員になることができた。

従って、筆者は日本政府が明治産業革命遺産の期間を限定することについては、その起点を1850年代に認定することは適切であるが、終点を1910年に特定することは不合理だと考える。周知の通り、明治時代は1868年から1912年までである。“明治産業遺産”と称するならば、最後の2年間を除外する理由は何か？ 韓国併合条約が1910年8月、光復(日帝からの解放)が1945年であるから、「日帝36年」のうち明治時代は2年間を占めるが、その最初の4ヶ月しか入っていない。日本政府は自ら限定する期間について、合理的な解釈が出せない限り、「朝鮮を強制併合した時期を除外して議論を避けようとする意図である」の疑いを晴らせないだろう。そして、朝鮮を強制併合した時期の大半を除外する目的は、そこからの朝鮮徴用工、強制労働、さらにその後の中国人強制連行者などの一連の日本戦争犯罪問題の議論を避けるための可能性があると言わざるを得ない。なお、明治の戦争は欧州製の軍艦で行われ、昭和の戦争は国産の軍艦・航空機で行われた。戦車はついに世界水準に届かなかった。日本が得意とするはずの軍需産業でみると「産業革命は大正時代に一応完了した」と言わねばならず、「明治産業革命」という表現自体に再考の余地がある。

ゆえに、筆者が軍艦島の「期間限定」世界遺産登録を不適切だと考える理由の一つは、その限定期間の終点の設定が不合理なことである。

¹⁸² 『「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について』

https://www.cas.go.jp/jp/sangyousekaiisan/pdf/h270705_siryou2.pdf (2020年12月30日アクセス)

第2項 不適切性の理由：その2

日本初と言われる鉄筋のコンクリート造りの集合住宅「30号棟」の高層アパートが、1916年（大正5年）に完成したことである。この年には『大阪朝日新聞』¹⁸³が端島の外観を「軍艦とみまがふやうである」と報道した¹⁸⁴。中村享一は、1904年（明治37年）の端島は、軍艦のシルエットには見えなくて、山の稜線がはっきり見えていた、と九州大学の博士論文のなかで述べている¹⁸⁵。端島に30号棟が完成した1916（大正5年）頃は、まだ水平垂直線が少なく軍艦島のシルエットであろうか、と疑問視している。二本の煙突から出ている煙が、進んでいる船の印象を感じる程度である、と主張する。そこで中村享一は、自身の博士論文において、30号棟の建設開始にあたる1915年（大正4年）までを端島、それ以降を軍艦島と記述する。また、1921年（大正10年）に三菱造船所で進水した戦艦「土佐」に似ていたことから、「軍艦島」と一般に呼ばれるようになり、その後さらに建築物の外郭線がシルエットを変化させ、軍艦島らしさを増したことが判明した。加地（2015）にも、「大正10年（1921）に長崎日日新聞が『軍艦島』と明記したことに始まるそうです」と書かれている¹⁸⁶。

従って、集合住宅「30号棟」を完成してからこそ、島の外観が通称の「軍艦島」にふさわしい外観になったことは異論のない事実であろう。それに、坂本道徳も『多くの人々の、軍艦島を見たい、行ってみたいという動機には、必ず「軍艦島」というネーミング、そのシルエット、そして「廃墟の島」というイメージがある』¹⁸⁷、と自身の著作で認めている。

¹⁸³ 『大阪朝日新聞』は日本の日刊新聞である『朝日新聞』の西日本地区での旧題。現在の朝日新聞大阪本社の前身にある。

¹⁸⁴ 後藤恵之輪・坂本道徳『軍艦島の遺産—風化する近代日本の象徴』長崎新聞社、2005年、pp.40-42。

¹⁸⁵ 中村享一『明治期三菱端島坑の形成過程に関する研究：端島から軍艦島へ』九州大学、2016年12月、pp.142-143。

https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1789440/design0209_review.pdf （2018年9月20日アクセス）

¹⁸⁶ 加地英夫『私の軍艦島記 端島で生まれ育ち閉山まで働いた記録』長崎：長崎文献社、2015年、p.128。

¹⁸⁷ 坂本道徳『軍艦島 異島40年 人びとの記憶とこれから』実業之日本社、2014年、p.222。



図 5. 30 号棟アパート

(http://www.kanko-takashima.com/heritage_prologue/hashima/ より引用、2018 年 3 月 10 日アクセス)

第 3 項 真の世界遺産になれる正確な方法

2015 年 6 月 1 日、韓国・聯合ニュースにより、韓国広報専門家で誠信女子大学教授の徐敬徳（ソ・ギョンドク）は、5 月 29 日から軍艦島を訪れ、「軍艦島には、強制徴用の歴史を知らしめるパンフレットや看板などはなく、長崎市と軍艦島を結ぶ船会社の社員や観光案内員も強制徴用の事実をまったく知らなかった」と述べ、「日本の体系的な歴史歪曲の現場を直接目の当たりにした」と語った¹⁸⁸。近代化・産業化の様子だけを強調し、その過程で行った暴力や犯罪の史実を隠し、「記憶したい部分」だけを世界に見せようとする日本政府の欺瞞的な態度は、決して正しい歴史意識を示すものではない。

木村至聖は、その著書『産業遺産の記憶と表象』（京都大学の博士論文の書籍化）のなかで以下のように考察している。「ここであらためて、『文化遺産』というものが一体何なのかを確認しておかなければならない… 社会学的視点に立てば、『文化遺産』とは、指定や登録の対象となっているモノだけでなく、そのモノを意味づける社会の文化的背景や価値観、およびそれを正当化する法制度などの総体として成立するものである。そしてその『文化遺産』は、モノを媒介として文化的伝統や歴史を共有、継承させることで、該当社会の凝集性（結束、あるいは絆の強さ）を高めるという機能を持つ。」¹⁸⁹

¹⁸⁸ Record china 2015 年 6 月 1 日(月) 12 時 47 分 <http://www.recordchina.co.jp/b110386-s0-c30.html> (2018 年 3 月 10 日アクセス)

¹⁸⁹ 木村至聖『産業遺産の記憶と表象－「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会、2014 年、p.7。

また、「文化遺産とは、国民国家という主体を支持するための諸価値を歴史的に複合していった末に構築された複雑な装置である。…それは国家だけではなく、地球規模に広がるマーケット、そして私たちの生活世界といった、様々なスケールのせめぎ合いの場としても捉えられるべきなのである」¹⁹⁰とも述べている。

それに坂本道徳にしても、軍艦島の「世界遺産」という位置づけに関して、「この島の歴史はきちんと精査していかなければならないと思う」¹⁹¹、それに「私にとっては、1810年に端島で露出炭が発見されてから閉山を迎えた1974年（昭和49年）までの炭鉱としての歴史、そして住人が退去してから現在までの島の歴史を遺産として評価して欲しかったのだ」¹⁹²という考えを表明しているのである。

まとめ

「岡資料館」のメンバーを中心とする「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は、長年かけた忍耐強い調査を通して、日中両国で経験者を探し出し、証言を収集する作業を行い、端島（軍艦島）での中国人強制連行・強制労働問題が、歴史的事実として存在することを確認できた。それに、当時の実態もほとんど明らかにした。

前述の大ヒットの映画作品『軍艦島』が、日本的一部分の人たちによる強い反対を受けたり、「虚構やウソ」と非難されたりするのは、軍艦島での「外国人強制連行・強制労働」が実在しなかった、と主張したいためなのであろうか。あるいは、「島での外国人労働者の反乱」はなかった、と言い切りたいためなのであろうか。もちろん、小説は歴史教材ではなく、芸術的な加筆は、やむを得ないことである。小説の全てを正しい歴史として丸呑みにしたら、非常識なだけではなく、危ないことでもある。そうではあっても、芸術創作の映画には過大な描写があるからと言って、歴史的事実を全面否定することは、決して歴史をただしく認識する態度ではない。事実は小説よりも奇なり、という常識的な言い方もある。

木村至聖が自著のなかで言及しているスミス（Laurajane Smith）の言う通り、まさに、文化遺産は単なるモノである以上に、記憶や社会的価値を再創造し、子孫に伝えていく生

¹⁹⁰ 前掲書、p.30。

¹⁹¹ 坂本道徳『軍艦島 異島40年 人びとの記憶とこれから』実業之日本社、2014年、p.222。

¹⁹² 前掲書、p.224。

きたプロセスなのであり、人々のプライドや自尊心を引き起こすためのものである¹⁹³。強制連行・強制労働の歴史に直面し、軍艦島の歴史の真相を最大限に復元し、全面的に世界に紹介できてからようやく、軍艦島は真の人類全体の遺産になるだろうと思う。

¹⁹³ Laurajane Smith, ‘Uses of Heritage,’ Smith, L., P. A. Shackel & G. Campbell eds., *Heritage, Labour and the Working Classes* New York: Routledge, 2011, pp.85-105. 木村至聖著『産業遺産の記憶と表象－「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会、2014年、P51に引用されている翻訳を参考にした。

第3章 強制連行とは

第二次世界大戦中に日本政府は、大量の労働力や資源・物資を、当時の占領地や植民地である中国、朝鮮、東南アジアから略奪した。日本政府は「産業開発五ヵ年計画」や「北辺振興計画」などを策定し、中国国内での中国人強制連行の本格的、計画的な実施に踏み切った。事実上、日本支配下に入った満州における実際の労働力の主体は華北や朝鮮から狩り集められた「中国労工」や「朝鮮労工」たちであった。記録によれば、1936年から1945年の敗戦までの約10年間に、関東軍によって華北から満州に送られた中国人労工は約718万人、蒙疆（現在の内モンゴル自治区と河北・山西両省の一部）に送られたのは約17万人、華中に送られたのは約6万人ということである。¹⁹⁴特に、アジア・太平洋戦争の遂行にあたって必要となった膨大な労働力を確保するため、中国と朝鮮の若い男性を日本国内へ連行し、強制労働させ、国内での労働力の不足を補った。外務省報告省と各事業所が作成した報告書には、こうした中国現地における連行について、労働者の「募集」という表現を用いている。劉忠堂の証言によると、日本軍による連行が「募集」という表現からは程遠い、極めて残酷で強制的なものであったことがうかがえる。つまり、「給料が良い」などの偽り勧誘語で「騙し募集」するとか、「犯罪者」に仕立て上げては「捕虜」の名目で集団強制連行したり、「うさぎ狩り」と呼ばれる暴力的な人集めの行動によって、中国全土から労働者の連行を行ったりした¹⁹⁵。

1942年11月27日には、東條英機内閣による「華人労務者内地移入ニ関スル件」（「移入ノ件」）が閣議決定された。翌年（1943年）の4月から11月の間に8集団1420名¹⁹⁶の中国人労働者を「試験移入」した。この「試験移入」の結果が良好と思われたので、1944年の次官会議により、「華人労務者内地移入の促進に関する件」（「促進ノ件」）が決議され、ついに「本格的移入」の段階に入った。「移入とは通常、外国や植民地から物資や人を国内に移すことを言うが、この事件では、閣議決定でも『華人労務者内地移入ニ関スル件』として、この強制連行のことを表す。」¹⁹⁷と松岡肇¹⁹⁸がコメントした。「移入」さ

¹⁹⁴ 松岡肇『日中歴史和解への道』高文研 2014年、p.40。田中宏「中国人強制連行の歴史的背景と構造」1999年2月、東京高裁に提出された意見書。

¹⁹⁵ NHK取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』日本放送出版協会 1994年、p.129。

¹⁹⁶ 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人教師連行の記録—』新日本出版社 1964年、p.41。

¹⁹⁷ 松岡肇『日中歴史和解への道』高文研 2014年、p.36。

¹⁹⁸ 松岡肇、1931年長崎生まれ、1954年九州大学卒、1980年司法試験合格、1999年から中国人強制連行・強制労働訴訟に取り組み、現在、中国人強制連行・強制労働事件全国弁護士団幹事長。

れた中国人は、「河北労工協会」を中心とする中国側の傀儡機関を通じての「行政供出」を中心としており、これに「訓練生供出」が加わり、中国側機関と日本企業との間で結ばれた「契約」に基づき、約4万人の中国人が日本に強制連行される結果となった。これは現在一般的に言われる「中国人強制連行」という戦時中に日本が犯した犯罪行為の一つである。今まで、タイトルに「中国人強制連行」の入った学術書、一般書が多数ある。例えば、先行研究として言及した田中宏らの『資料中国人強制連行』、『資料中国人強制連行の記録』、『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全5分冊ほか—』の三つの資料集と、一橋大学名誉教授の西成田豊の『中国人強制連行』と、大阪大学教授の杉原達の『中国人強制連行』をはじめとして、いずれも日本政府の犯罪行為の一類型という前提でこの用語を用いている。「中国人強制連行」の実態について、後ほど詳細に論じていく。

第1節 『外務省報告書』とは

現在、中国人強制連行問題の実態解明については、基本的に『華人労務者就労事情調査報告書』、いわゆる『外務省報告書』が主要な手掛かりの一つとして用いられている。しかも、この『外務省報告書』は、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）¹⁹⁹の命令によって作成されたものとして見なされてきた。ところが「中国人強制連行を考える会」らが、GHQ文書の発掘や調査をした結果のなかからは、「内外各般ノ説明資料殊ニ近ク來朝ヲ予想セラルル中國側調査団ヘノ説明ニ備ヘル目的」²⁰⁰という実際上の作成理由が確認されている。つまり、日本敗戦直後、中国に対する賠償を準備するために、作成したものなのである。ゆえに、戦争犯罪追求の手掛かりになる可能性を防ぐために、この『外務省報告書』には、虚偽の記述や死亡原因の改竄などの不実な内容があることが推測できる。

この『外務省報告書』は、外務省によって1946年（昭和21年）1月下旬に構想され、6月半ば過ぎに完成して印刷された文書である。外務省は報告書の作成にあたり、旧南満州

¹⁹⁹ 連合国軍最高司令官総司令部とは、第二次世界大戦終結に伴うポツダム宣言を執行するために日本で占領政策を実施した連合国軍機関である。連合国軍最高司令部、連合国最高司令官総司令部とも呼ばれた。職員はアメリカ合衆国軍人とアメリカの民間人が多数で、他にイギリス軍人やオーストラリア軍人らで構成されていた。日本では総司令部（General Headquarters）の頭字語である GHQ や進駐軍という通称が用いられた。

²⁰⁰ 「本邦移入華人労務者就労事情調査ニ関スル件」、昭和二十一年年一月二六日起案、二月一二日決裁、外務省管理局長ら、が次の書籍に転載されている。田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全5分冊ほか—』現代書館、1995年、p.17。

鉄道会社や旧東亜研究所などから調査員を選んで調査団を構成した。この調査団の団員たちが、中国人を働かせた日本全国のすべての事業所に派遣され、現地調査を実施した²⁰¹。調査団員の一人で元東亜研究所の大友福夫²⁰²の後日談[NHK取材班の本に収録]によれば、現地調査から得た結果はほとんど使われなくて、無視されたことが判明した。この報告書を作成する過程においては、中国人強制連行を実行した全国の35カ企業・135カ所の労働現場が、報告書等（『華人労務者就労顛末報告書』あるいは『事業場報告書』とも言う）を提出しているうえに、それに加えて、調査団員たちの現地調査によって確実な調査結果は、明らかに確保できていたはずである。

第1項 『外務省報告書』の存在についての疑問

ところが、中国側にも国内事情があった。この時期の中国では、1946年から1949年までの間に、国共両党は内戦に没頭していて、敗戦国の日本に対する賠償請求に手がまわらなかった。その後は、この『外務省報告書』自体、所在不明となってしまう。1960年5月3日、衆議院日米安全保障条約等特別委員会における外務省伊関アジア局長の答弁を見ると、そのことが分かる。「昭和21年の3月に、外務省管理局においてそういう調書の作成をいたしました。それでございますが、そういう調書がございますけど、戦犯問題の資料に使われて非常に多数の人に迷惑をかけるのではないかということで、全部焼却いたしました。まして、現在外務省としては、こうした資料を一部も持っていない次第でございます。」²⁰³要するに、日本政府はその作成は認めたとしても、全部焼却てしまい、もはや存在しないという否認の態度を取った。

さらに、中華人民共和国成立後の1972年9月、中国政府は日中正常化を遂行するために、日共同声明を発表するとともに、日本政府として過去の戦争で中国に与えた損害について「責任を痛感し、深く反省する」と表明した。他方、中国政府は、「日中両国民の友好のために、日本に対する戦争賠償の請求を放棄する」と宣言した。それが、報告書の存在に対して、日本政府の否認的態度をより硬化させた。

1993年5月11日の参議院厚生委員会で、外務省アジア局小島誠二地域政策課長は答弁する時に、次のように述べている。

²⁰¹ NHK取材班『幻の外務省報告書中国人強制連行の記録』日本放送出版協会、1994年、p.10、p.30。

²⁰² 1913年～2000年、経済学者、山形県生まれ、東北帝国大学法文学部経済科卒、東亜研究所勤務を経て、専修大学教授。

²⁰³ NHK取材班『幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』日本放送出版協会、1994年、pp.9—10。

「昭和 21 年 3 月、外務省作成の調書でございますけれども、そういう調書を外務省が作成したということは聞き及んでおるわけでございますが、何分にも同調書が現存していないということでございまして、確定的なことは申し上げられないということでございます」、「このような資料の有無につきましては、かつて外務省としてもいろいろな方面に手を尽くしたわけでございます。しかしながら、そのような資料は残っていないという趣旨の答弁を国会においてさせていただいたと承知しておりますけれど、そのような状況は今も変わっていないということで、まことに繰り返しで恐縮でございますが、そのような資料は残っていないと言うことを繰り返させていただきたいと思います」²⁰⁴。

日本政府はこのように、手元には残っていないので、中国人強制連行の詳細はわからないと、国会で答弁し続けていた²⁰⁵。

第 2 項 『外務省報告書』の存在の再確認

日本政府の冷たい否認的態度に対して、日本の民間の平和愛好者や学者たちは、真相を探り続けていた。1960 年当時、「移入ノ件」と「促進ノ件」二つの政府決定が東京竹橋の国立公文書館に存在しなかった。1992 年から 1993 年にかけて、当時の東京女子大学教授の松沢哲成と「中国人強制連行を考える会」のメンバーたちは、二度にわたる渡米調査を行い、二つの政府決定文書が、アメリカ・ワシントン DC の国立公文書図書館に保管されていることを確認した。

松沢哲成の調査の概要は以下のようである。1992 年の春と夏、松沢は、垂水と堀田昌樹と堀田三紀子とともに、渡米して現地調査を行い、『外務省報告書』の調査実施から作成過程に至る経過を記した書類が、戦後日本を占領した GHQ によって押収され、アメリカ・ワシントン DC の国立公文書館本館に保管されていることを確認した。そして、GHQ/SCAP²⁰⁶文書の RG331 という登録番号が付されているものなかに、分類されている

²⁰⁴ 前掲書、p.10。

²⁰⁵ 1993 年の NHK の番組「幻の外務省報告書」によれば、「1950 年代の初め頃、外務省が報告書の作成を委託していた東亜研究所の調査員が、外務省から報告書やその作成資料を焼却するよう指示を受けたが資料を隠滅するに忍びないと考え、資料を秘かに東京華僑総会に持ち込み、当時の名誉会長の陳焜旺に渡した。当初、東京華僑総会は、資料を入手した経路や資料を所持していることを秘し、外務省報告書の『要旨』などの重要部分をマイクロフィルムに撮影して原本は門外不出とし、事業所報告書についてもわずかの関係者しか直接取り扱えなく、厳重に保管していた。」とわかる。

²⁰⁶ 連合国軍最高司令官（Supreme Commander for the Allied Powers; SCAP）

ことを確定した。さらに、当該史料はすべてマイクロフィルム化されており、フィルム番号は M1722 である。全部で 17 卷(17 Reels)から構成されていて、全体の名前は、「Records Pertaining to Rules and Procedures Governing the Conduct of the Japanese War Crimes Trials, Atrocities Committed against Chinese Laborers, and Background Investigation of Major Japanese War Criminals」（『日本の戦争犯罪裁判実施に関する法規ならびに中国人労働者虐殺に関する記録、及び主要日本人戦犯の背後関係調査』）である²⁰⁷。これで、『外務省報告書』は客観的に存在することと、東京華僑総会に保存するものと一致することが確認できた。

ようやく、1993 年 8 月 14 日に、NHK の番組「幻の外務省報告書」が放映された。『外務省報告書』は現存することと、その事実はついに公開された。その後、1994 年 6 月、参議院外務委員会において外務大臣は、東京華僑総会保管の同『報告書』を本物と確認し、中国人強制連行の事実を承認した。これで、『外務省報告書』などが、日本政府外務省によって自身が作成した実物であることを認められた。また、日本政府は同マイクロフィルムのコピーを日本の国立国会図書館・憲政資料室に置き、1993 年夏から一般公開した。現在は誰でも利用できるようになった。

第 3 項 『外務省報告書』の構成とその価値

『外務省報告書』は、全 5 分冊から構成され、総計 646 頁に及ぶ龐大な歴史資料である。各冊の内容は、以下のように概要をまとめられる。

まずは、「報告書全体の要旨」に全体を簡潔にまとめた「要旨」が、第一冊目に付けられている。「要旨」の冒頭には、「本報告書ハ昭和二十一年二月末日現在ヲ以テ、各関係事業場ヨリ徵シタル報告ヲ基礎トシ、之ニ現地調査ノ結果ニ基キ、若干ノ補正ヲ加ヘ作成シタルモノナリ」と書いている。本報告書の事実性を強調する。

次には、別冊として、「華人労務者使役 135 事業所の概要の一覧表」に、中国人を働かせた 135 ヶ所全ての事業所の概要を述べている。

それに、残りの 3 冊とその主要内容は、次の通りである。

第一分冊の「第一部 移入・配置及び送還事情」には、どのようにして中国人を日本に連行してきたか、どこで働かせたか、そして戦後、生き残った人たちを中国に送還した状況について記している。

²⁰⁷ 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995 年、p.9。

第二分冊の「第二部 死亡、疾病、傷害及関係事情」には、各労働現場で衣食住などの中国人の処遇がどうだったかを記し、多くの死傷者が出了事実を明らかにしたうえで、その原因の分析を行なっている。

第三分冊の「第三部 就労事情、紛争及就労成果」には、中国人にどのような仕事をさせたか、どのように「指導」、管理したか、中国人に絡む事件や紛争、中国人を連行してきたことによって、どの程度の成果があったかをまとめている。

この『外務省報告書』は、3分の2以上は関連の政府決定や実施要項である。中国人の連行を決定した閣議決定から、連行や取り締まりの実施要項や細かな手続きの規定に至るまで、一連の政府文書を揃えている。この点からも報告書の厳密性が読み取れる。残りの部分は、統計などの参考資料である。135の事業場ごとに連行された中国人の出身地、年齢、職業などの基本的な個人情報から、死亡、傷病者数やその割合、月別、死因別、年齢別の死者数まで詳しく纏めてある。

この『外務省報告書』により、1944年に本格化されてから敗戦までに、実際は発砲による死者や逃亡者の続出もあったが、3万8,935人の民間人と戦争捕虜を中国から日本各地に強制連行し、日本全国の35カ企業・135カ事務所で強制労働に従事させ、そのうち、6,830人の犠牲者が死亡したことを初めて歴史的に解明できた。

表3. 中国人強制連行者の死亡状況

死亡時期	中国から出発後、船の中に死亡	日本上陸後、事業場に行く途中	事業場	帰国する時、各事業場から乗船直前まで	日本に滞在
人数	564	248	5999	10	9
合計	6830				

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995年、p.442より作成)

ここで注意する必要があるのは、3万8,935人というのは、華人労務者が移入時、中国の港（上海、呉淞、塘沽、連雲港、青島、大連の六つの港）から乗船させられた人数で、各地で拉致されてから、乗船までの間に、逃亡や死亡した人がまた多数いると考えられる。また、表3.示した通り、合計死亡人数6,830人には、事業場で行方不明になった51人、及

び戦後帰国せず、日本に滞在する 324 人の中の行方不明の 88 人が含まれていない²⁰⁸。ゆえに、日本に連行された中国人強制労働者の死亡率は 17.5% であるが、中国各地の捕虜収容所から港までの乗船直前まで、つまり華人労務者の日本内地移入による加算があるため、実際の連行者の人数、死者数、死亡率は、より高いことが推測できる。

また、事業場別にみれば、総死亡率 30% 以上を示すものは 14 事業場に及び、最高死亡率としては 52.0% にも達する。死亡の原因別に見てみると、疾病による死亡が大部分であり、総死亡数 6,830 名中 6,434 名が疾病死であり、総死亡人数の 94.2% を占める。実は、被連行中国人の罹病率は全体では 151.4% で、強制連行が始まってから日本の敗戦までの 1 年 3 ヶ月余りの間に、中国人連行者は 1 人平均で 1.5 回以上病気にかかった。業種別では、鉱業が最も高く 197%、土木建築業が 131%、港湾荷役業は 79% となっている²⁰⁹。それ以外では、傷害死は 4.7% の 322 名であり、また、残りは 41 名の自殺者と 33 名の他殺者である。ちなみに、その 32 名の他殺者は長崎で死亡した。この 32 名についてはのちほど詳細に論じていく。

この『外務省報告書』は、連行された 38,935 人の氏名、年齢、出身地、生存の有無が掲げられているので、極めて重要なものである。上記の高い死亡者数と死亡率により、日本の北海道から九州までの炭鉱や建設現場などの事業所で、どんな人権も認められずに苦役に従業させられ、非人道的な虐待と迫害を受け、過酷な労働、劣悪な環境や重度の栄養不良や病気に苦しめられたことは、すでに言うまでもないだろう。

前述の調査団員の一人である大友福夫が、この『外務省報告書』について、「肝心の外務省報告書にも、私たちの報告はほとんど生かされなかった。無視されたのです。外務省報告書は、中国など海外から問題にされた場合に、申し開きができるように作った、決して極端な虐待はしていませんと言うための材料なんです。一部にひどいケースがあるとしてもそれは政府の方針ではなく、現地で一部考え方違いをした人が勝手にやったというような書き方、要するに弁明の書です。しかし、強制連行がどういう経緯でどのようなシステムで行われたか、どんな人を連れてきて、どのくらいどこで死んだかといった、一つひとつ的事実は正確。だから、非常に貴重な資料であることに違いないが、限界を持った資料だということも確かです。」²¹⁰と指摘している。

要するに、この『外務省報告書』は当初から「戦争犯罪回避」の目的のために作成されたものなので、内容的には、その強制連行の人数、氏名、出身地や死者数については、

²⁰⁸ 田中宏 松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全 5 分冊ほか—』現代書館、1995 年、p.316。

²⁰⁹ 西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社 2009 年、p.81。

²¹⁰ NHK 取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』日本放送出版協会、1994 年、P.44。

正確性は認められるものの、「死亡診断書」がでたらめであり、「虐待による死亡」の事実を「病死」と偽って隠蔽するものが多い。このことも事実として確認できた。

従って、この『外務省報告書』の作成経緯と内容には、深刻な疑問や疑惑が、いまだ未解明のまま残されている。戦後半世紀も経過しているのに、経済復興や発展など前に進むことは熱心でも、歴史を振り返り、史実や真相を知ろうとしない。隠されていることが多く残っている現代日本には、この「中国人強制連行事件」の全体像再現と、実際状況の解明が、歴史認識に重要であろう。そのために、当該『外務省報告書』は、やはり一つの欠かせない重要な参考資料なのである。

第2節 中国人強制連行の概況

日本が「満州国」を軍事基地として強化するための諸建設の増大と、1937年に発表された「産業開発5年計画」²¹¹に伴う生産力拡充計画の急激な進展は、膨大な労働力の確保を必要とし緊急課題になった。

中国社会科学院近代史研究所近代資料編輯室編『国恥事典』²¹²によれば、華北から569万人が、労働力として拉致されたという。この点に関して、中国人強制連行問題の研究家である老田裕美は「数字の根拠を明らかにしていかねばならないが、驚異的なかなりの数にのぼったことは間違いない」²¹³とコメントしている。

杉原達によると、1937年以降1945年8月までに、華北全域から960万人以上が「満州国」や華中・朝鮮・日本などに強制連行されたので、日本国内への強制連行人数の9割以上（92%）が華北の出身者である²¹⁴。

民間平和運動家の青木茂も、「現在の日本で話題にされる中国人強制連行・強制労働のほとんどは、アジア太平洋戦争の末期に日本国内（内地）に強制連行されてきた約4万人の中国人に関する強制連行・強制労働のことである。しかし、日本国内にくらべると被害規模が桁違い（三桁違い！）に大きい中国本土（大陸）における中国人強制連行・強制労働は日本ではほとんど知られておらず、日本で話題にされることもほとんどないのだと思う」²¹⁵と指摘した。青木茂の研究調査によれば、「華北」に対する日本の支配は過酷を極め、鉱山や土建工事現場などで強制労働を強いられた中国人の数は2000万人に達した。さらに、華北内で強制労働させられた2000万人とは別に、東北など中国各地、それに日本へ、1000万人が労働力として強制連行されている。そのうち780万人は東北（「満州国」）に連行された。つまり、「満州国」で強制労働を強いられた1640万のうち約半数が、華北から連行されてきた中国人である²¹⁶。

²¹¹ 「満州産業開発五カ年計画」を指し、1937年4月から開始され、日本の傀儡国家たる満州国における経済開発計画である。日本の統制経済とも連動した。

²¹² 中国社会科学院近代史研究所近代資料編輯室編『国恥事典』成都出版社、1992年、pp.569-571。

²¹³ 老田裕美「日本の中国侵略における華北」『中国人強制連行』南京集会編、1995年、p.14。

²¹⁴ 杉原達『中国人強制連行』岩波新書、2002年、p.38。

²¹⁵ 青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行－日本の侵略加害の現場を訪ねる』花伝社、2017年、p.1。

²¹⁶ 青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行－日本の侵略加害の現場を訪ねる』花伝社、2017年、p.2。

第1項 「華北」とは

「華北」とは、中国北部の地域で、黄河の中・下流域から成る黄土高原と華北平原である。華北平原の面積だけで30万km²を超え、東北平原に次ぐ中国第二の大平原にあたる。地理的には、北側の万里の長城・燕山山脈から、南側の秦嶺山脈・淮河までの広大な地域なのである²¹⁷。現在、政治・経済面では、一般的に、北京市・天津市・河北省・山西省・内モンゴル自治区を指す。

第二次世界大戦中、日本国内で「北支」、「北支那」などの名称で呼んでいたのは、この華北平原を中心に、北京と天津を含めた河北、山東、山西、察哈爾²¹⁸、綏遠²¹⁹の五省から成る、いわゆる「華北五省」である。ゆえに、当時の「華北」とは、百万平方キロメートルを超える面積と8000万人以上（当時）の人口を持つ広大な土地であった。「華北」は「満州国」に隣接しており、豊富な労働力を持ち、中国人強制連行の主要な地域と目された。

前述の通り、「移入ノ件」は1942年に決定されたが、事実上は、「九・一八事変」[満州事変]が発生する前から、「華北」からの大量の労働力の移入があり、多い時は年間百万人以上にのぼったこともある²²⁰。それに、「華北」はアジア太平洋戦争を遂行するための「戦力の培養補給の基地」と日本が位置付けた地域であって、資源や食料や労働力の供給源として位置付けたと言われる²²¹。

1931年、中国東北地方を植民地化し「満州国」を建国した日本は、経済的には、日本・朝鮮・「満州」だけで自給自足できないので、特に、「満州」に対しては、「華北」の労働力は必要不可欠のものになった。ゆえに、日本は華北の資源を狙い、この華北を「第二満州国」にさせる計画を図り、華北地域へ拡張して侵略していた。さらに、1935年から本格的に華北を特殊化し、分離工作を進めた。中国人からの頑強な抵抗を抑えつけ、それに、この計画を推進するために、日本軍は河北省や山東省を中心に「掃討」とか「討伐」という名目をつけては、八路軍の壊滅作戦を展開、八路軍の拠点と思われる農村を攻撃した。

²¹⁷ おおよそ淮河以北のことを指す。その逆に、淮河以南を華南と総称する。場合によってはさらに細かく分け、淮河一帯（黄河と長江の間の地域）を華中とし、黄河以北を華北、長江以南を華南とする場合も存在する。

²¹⁸ 察哈爾省は現在の河北省西部と内モンゴルの一部にあたる。

²¹⁹ 綏遠省は現在の呼和浩特市を省都とした内モンゴルの一部にあたる。

²²⁰ 老田裕美「日本の中国侵略における華北」『中国人強制連行』南京集会編、1995年、p.14。

²²¹ 青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行－日本の侵略加害の現場を訪ねる』花伝社、2017年、p.2。

こうした作戦は、中国側から「殺光」（殺しつくす）、「焼光」（焼きつくす）、「略光」（奪つくす）を意味する「三光作戦」と呼ばれた。しかし、日本軍には「三光作戦」や「三光政策」や「燐滅作戦」などの作戦名はなかった²²²。それに、「日本軍の中国軍や老幼婦女子を含む民衆に対する「殺し尽くし焼き尽くし奪い尽くし」三光政策は、「銃後の国民」が想像もしなかったほどの残酷無残なものであった。にもかかわらず、これらの残虐な侵略行為は「銃後」の日本人には知らされなかった。それは、政府・大本営がその「秘密」政策、箇口令を日本軍人に課したからである。マスコミ機関の報道も厳重に検閲された。こうして外国人には広く知られた「南京大虐殺」も「銃後」の日本人には誰一人として知らされなかった。」²²³と岩松繁俊が指摘する通り、戦争当時、日本軍は中国で犯した罪が日本の国民に知られなかった。また、岩松によると、日本人は日本軍の戦争犯罪について、ほとんどの日本人は東京で開かれた極東国際軍事裁判の審理を通して初めてわかった。それに、文献として早かったのは、1954年、光文社から出版された『三光』であったが、その後、右翼の脅迫によって絶版にされてしまった²²⁴。これは、1998年当時でも「三光作戦」の戦争犯罪行為を否認する言論が存在する原因であろうと考えられる。

このように、日本軍は「三光作戦」や「八路軍の絶滅計画」を行い、「非治安区」や「無人区」を作った。これらの作戦がもたらした結果として、大量の中国人が行き場をなくした。同時に、「労工狩り」という軍による行動も展開され、多くの中国軍民を捕まえては、「満州国」に強制連行して、工場や鉱山などで強制労働をさせた。

日中戦争およびその後の国共内戦により、中国の戸籍管理機能はほぼ喪失状態に陥った。軍民両方の戦争死者とその人数は、確認不能という現実になった。例えば、「南京大虐殺」事件²²⁵の確実な死亡者数の把握は困難である。しかし、以上により、華北は日本の中

²²² 中嶋嶺雄『歴史の嘘を見破る 日中近現代史の争点 35』文藝春秋(文春新書)、2006年、p.118。

²²³ 岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』三一書房、1998年、p.30。

²²⁴ 同上。なおこの絶版以降、中国帰還者連絡会編『完全版 三光』（晚晴社、1984年）、姫田光義、陳平、丸タコ田孝志訳『もうひとつの三光作戦』（青木書店、1989年）、森山康平、太平洋戦争研究会『証言・南京事件と三光作戦』（河出文庫、2007年）が出版された。

²²⁵ 「南京大虐殺」事件に関する証言録と調査書、または小説は、例として、以下のものがある：

John Rabe: *The Goodman of Nanking—the Diaries of John Rabe*, edited by Erwin Wickert, translated from the German by John F. Woods, published by Albatros, U.K., 2000.

Iris Chang: *The Rape of Nanking*, published by Basic Books, New York, 1997.

Ye Zhaoyan: *Nanjing 1937--A Love Story*, translated with an Introduction by Michael Berry, published by Faber and Faber, London, 2003.

国侵略の主要地域であり、中国の抗日闘争の中心地の一つでもあることが明らかである。しかも、中国人強制連行は「討伐」から生まれた副産物であると考えられる²²⁶ことも理解できる。

第2項 日本への中国人強制連行の原型

西成田豊は中国人強制連行政策の成立について、従来の1942年の「試験的」成立と1944年の本格的成立から考えることは不十分だと指摘し、政治的・経済的環境条件の変化から「軍部を中心とする中国人強制連行政策構想」「興亜院の政策変化」「資本の政策転換」という3つの方面から、中国人強制連行政策の成立の前史の空白を埋めた²²⁷。それをふまえて、日本への中国人強制連行の原型については、筆者は以下のように考える。

1940年になると、「対外収支」は「満州」側の出超となり、資金の流出を防ぐために、「外国」への送金を制限したため、また華北の強烈なインフレにより、「入満」労働者は激減した。その一方、「産業開発五ヶ年計画」と「北辺振興計画」を推進するため、大量の労働力が必要となっていた²²⁸。しかし、日本の侵略と中国人民の抵抗による激しい抗日闘争が展開した「華北」²²⁹では、労働力の確保は「募集」に頼っていては到底不可能な状態に陥った。日本軍が「討伐」による連行を行なった。ついに1941年の秋に、農民などの一般民衆と「特殊工人」まで、「労工」として移入されてしまった。

「特殊工人」の内容については、新民会中央総会長から南満州鉄道撫順炭鉱大垣研によって出された1941年9月30日の日付で「特殊人の労働斡旋ニ関スル件」に題する書簡²³⁰が残っている。「新民会」とは、「満州」の協和会をモデルに結成された啓蒙団体で

Alice Tisdale Hobart: *Within the Walls of Nanking*, London: Jonathan Cape, 1928.

²²⁶ NHK 取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』日本放送出版協会、1994年、p.197。

²²⁷ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、pp.17-40。

²²⁸ 老田裕美「日本の中国侵略における華北」『中国人強制連行』南京集会編、1995年、p.14。

²²⁹ この時期の「華北」で行った激しい抗日戦争を背景にして創作された有名な小説作品は数多くあり、例えば：

Yu Hua: *To Live—a Novel*, translated and with an Afterword by Michael Berry. New York: Anchor Books, 1993.

Su Tong: *Raise the Red Lantern*, translated by Michael S. Duke. New York: Scribner, 2000.

Mo Yan: *Red Sorghum*, translated by Howard Goldblatt. Arrow Books, U.K.2003. 『赤い高粱』莫言、井口晃訳、岩波現代文庫 2003年。

²³⁰ 吉林省社会科学院 解学詩主編『満鉄史資料』第四卷煤鉄編第二分冊、中華書局 1987年、p.510。

あり、日本軍の軍事的背景をもち、「華北労工協会」²³¹理事長は新民会の副会長であったという、有力組織である²³²。この「特殊人の労働斡旋ニ関スル件」に題する書簡から、「特殊工人」の内容が解明できる。

そこでは、「特殊人」とは、次の四者と規定している。

- 一、現地部隊、憲兵隊、県公署、警察分局等において犯罪の容疑により現在収容中の者。
- 二、清郷工作実施に依る通「匪」容疑者。
- 三、討伐作戦で得た捕虜。
- 四、新民会工作の実施上妨害となる者。

これらに該当する中国人の9月末までの員数調査を岡村部隊参謀長、すなわち安達二三中将が、各部隊に通牒済みであり、本計画は「北支那」方面軍（岡村部隊）と新民会中央の申し合わせに基づくものであるという。そして、その対象地域は華北一帯であり、実施期間は10月1日より12月末の3ヶ月にわたるものと説明している²³³。これらの「特殊人」は労働現場で「特殊工人」と呼ばれた。

これに対して、中国人強制連行の在野研究者である猪八戒の指摘によると、『これまでの俘虜を「特殊工人」として来たその範囲を、一般「犯罪」容疑者にまでその枠を広げ、討伐作戦後の治安工作（清郷工作）などで任意で無差別の拉致と連行に道を開いた。すなわち、抗日闘争を担う者はもとより、日本軍関係者、新民会系関係者の言動に疑問を抱く者すら、強制労働の対象とする…この資料は日本軍、新民会等による「特殊人」の意味拡大が、日本軍の「討伐」地域だけでなく、全占領地域が、労工、特殊工人獲得の場となつた現実だけは反映している。』²³⁴。

要するに、「特殊人」の意味の拡大は、一般人までの無差別強制連行の始まりだと考え、華北から「満州」への連行は、人間を「鹵獲品」（捕らえて奪った物品）とみなすその思想を基づき、暮らしの中から、あるいは暮らしを守る闘いからの拉致であり、また、その

²³¹ 「華北労工協会」は1941年7月、華北政務委員会の下、北京に設立された。ちなみに、日本国内の労働力の不足を補充するために行われた外国人労働者の内地移入の深刻化につれ、労務管理上の便宜のため、北海道炭礦労務部長の前田一は自分の当務多年の経験によって、1943年に『特殊労務者の労務管理』を書いた。その中には、朝鮮人（同書では「鮮人」と呼ぶ）、中国人（同書では「苦力」と呼ぶ）の由来や供給源や性格などについて詳しく分析し、「募集統制の公的機関」としての「華北労工協会」などについても詳細に紹介した。

²³² 杉原達『中国人強制連行』岩波新書、2002年、p.43。

²³³ 猪八戒「中国人強制連行が積み残した課題」『中国人強制連行』南京集会編、1995年、p.41。

²³⁴ 前掲書、p.42。

形式と実態も、日本への強制連行と同様のものである。ゆえに、日本軍の「討伐」による華北から「満州」への連行は、日本への中国人強制連行の原型と言われる。

第3節 日本への中国人強制連行の実行経過

前述した通り、1942年に「移入ノ件」が閣議決定され、翌年の4月の「試験移入」は結果が良好と思われ、1944年「促進ノ件」を決議され、その3月に「本格的移入」の段階に入り、そして1945年5月の最後の連行までの2年間に、合計38,935人の中国人が日本に強制連行され、強制労働させられたということになる。実は1929年7月27日に、「俘虜の待遇に関する条約」をジュネーブ条約の4条約のうちの一つとして締結された。しかも、第二次世界大戦が始まってまもなく、連合国政府は、日本に連合軍捕虜と抑留者の取り扱いにあたりジュネーブ条約を遵守するように求めた。それに、1942年1月29日陸軍省の了解が得られ、ジュネーブ条約を準用するという内容の外務大臣声明が発表された。しかし、日本軍は、それを無視して、「華人労務者内地移入ニ関スル件」を閣議決定し、結局のところ捕虜・基準兵・占領地の一般民衆を日本に強制連行したことが分かる。

第1項 強制連行の実行システムについて

強制連行を行うためのシステムについては、『外務省報告書』に以下のように詳しく記されている。

まず、各事務所が労働力の不足を補充するために、中国人労働者を斡旋してほしいと厚生省に申請する。

それに対して、申請を受けた厚生省は、軍需省や運輸省と協議した上で、各事業所へ割り当てる人数を決定する。

最後に、中国では、日本政府の計画に基づいて、大使館、日本軍、それに労働者の斡旋に当たっていた労務統制機関「華北労工協会」などが、中国人を集め、日本へ送り出した。

『外務省報告書』によれば、日本へ強制連行された中国人のうち、89%が「華北労工協会」の「斡旋」によるものであった。「華北労工協会」は中国人の強制的な「供出」の中心的な組織と言えるもので、また、日本と中国との連絡には大東亜省が当たった。それに、政府は「華人労務者内地移入」のための「実施要領」や「手続」なども細かく定めている。例えば、「移入雇用願」の提出など事業所側に取らせる手続きや、厚生省が中国人を事業所ごとに割り当て、その割り当て表を内務省に送付するといった省庁間の連絡方法、それ

に、日本に連れてきた後の中国人の勤労状況を事業所に報告させ、都道府県別に集計して厚生省と大東亜省に報告すること等々である。

第2項 「華労移入」の方法について

中国人労働者はどのように集められ、どのような過程を経てから日本国内まで供出されたか。その過程については、『外務省報告書』の第一分冊の「移入方策」の項で、次の四つの方法が挙げられている²³⁵。読みやすいように、筆者は次のように、現代文に訳してみた。

(一) 行政供出

行政供出とは、中国側行政機関の供出命令に基く募集で、各省、道、県、郷村へと上級庁より下部機構に対し供出員数を割り当て、責任人数の供出を行わせるものである。

(二) 訓練生供出

訓練生供出とは、日本現地軍が作戦により得た俘虜、帰順兵で、一般良民として釈放しても差し支えないと認められた者、及び中国側地方法院において微罪者を釈放した者を、華北労工協会において下渡しを受け、同協会の有する各地（濟南、石門、青島、邯鄲、徐州、及塘沽）所在の労工訓練所において、一定期間（約3ヶ月）、渡日に必要な訓練をした者を供出することである。

(三) 自由募集

自由募集とは、主要労工資源地において、条件を示して、希望者を募るものである。

(四) 特別供出

特別供出とは、現地において、特殊労務に必要な訓練と経験を有する特定機関の在籍労務者を供出するものである。

このうち、前二者の「行政供出」と「訓練生供出」は、いずれも供出の実務を行ったのは、日本の占領下で中国側の機関として設けられた労務統制機関の「華北労工協会」である。これについて、後文の表「供出機関別供出人員と供出方法」により、具体的な人数を詳しく表示しておく。

²³⁵ 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995年、p.215。

『外務省報告書』は特に、このうちの「行政供出」について問題があったことを報告書の「第一分冊」の第1章の第2節の2「供出実情」に、以下のように認めている。

「供出の過半を占める行政供出は、頭数を揃うことのみに堕し、体質、労働意欲其他に付、多くの問題を包蔵する危険あり…何故に斯る危険ある行政供出を選びたるか。当時の実情を見るに移入の主目標たりし元捕虜、帰順兵、囚人等の供出は当初の見透に比し遙かに少く…華北自体の需要を充すことにより困難を来しつつありし、実情に加え、華北の豊作、物価高、治安悪化は供出の困難に拍車を掛け、其他供出網の不整備及移入の為華北に進出せる業者の性急なる所要数獲得企図は、不完全なる供出網下に劣悪なる華工を半強制的に供出せざるを得ざるに至らしめたり。」²³⁶

この内容により、労働者を集めることが困難な中で、「華北労工協会」が請求に割り当ての人数を確保しようと無理をしたために、「半強制的」に「劣悪なる」中国労働者を「供出」する結果になってしまったことを、外務省は自ら認めていることが明らかである。

表4. 供出機関別供出人員と供出方法

供出地域	供出機関	供出人員	供出方法別人員			
			行政	訓練生	自由	特別
華北	華北労工協会	34,717	24,050	10,667	—	—
	華北運輸公司	1,061	—	—	—	1,061
華中	日華労務協会	1,455	—	—	1,455	—
	国民政府機関	682	—	—	—	682
満州	福昌華工会社	1,020	—	—	—	1,020
合計	(5機関)	38,935	24,050	10,667	1,455	2,763

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館 1995年 pp319–329 より、筆者作成)

表4.から、日本国内まで強制連行された中国人の38,935人については、連行された地域の分布と、この人たちを日本に供出する各機関が一目瞭然になった。華北地域から強制された35,778人の労工は、全体人数の9割以上(約92%)を占めることもはっきり示している。それに、これらの日本に移入された38,935人の中国人労働者のうち、「行政供出」に

²³⁶ 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995年、p.221より、筆者が現代文に訳した。

よる者は 24,050 人、「訓練生供出」による者は 10,667 人、この二つの供出方法によって供出された労工人数を合計すると、34,717 人になり、全体人数の 89% を超えることが明らかである。前述の通りに、「行政供出」と「訓練生供出」の実務を行ったのは、その傀儡機関の「華北労工協会」である。つまり、「華北労工協会」によって移入された中国人は全体移入者の 89% 以上を占めていることから、「華北労工協会」は中国人強制連行事件に大きな担い手となっていたことが分かる。

第4節 日本への中国人強制連行の実況

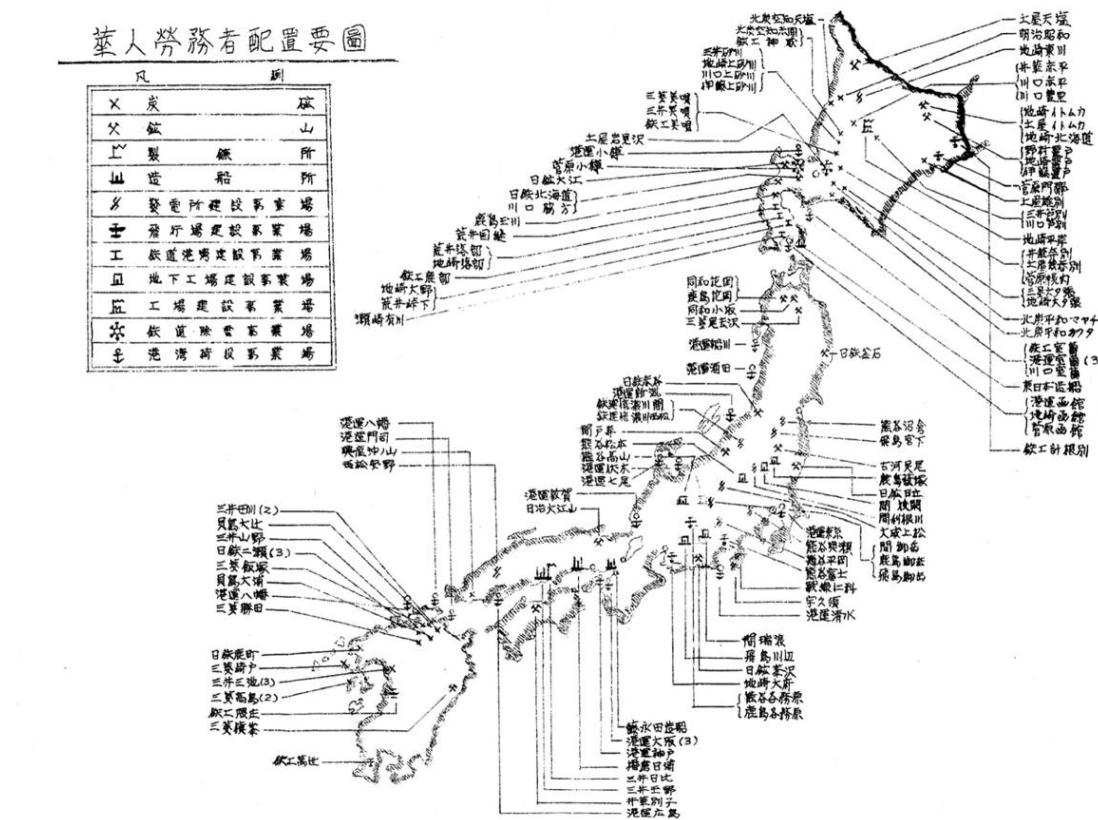


図 6. 華人労務者配置図

(出典：外務省管理局《華人労務者就労事情調査報告書（要旨）》)

上記の方針に基づき、1943年4月から試験移入を行って以来、38,935人の中国人労働者が、35事業者、135事業場に配置された。表5.には、産業別の業者数、事業場数及び移入された中国人労働者数である。

表 5. 産業別の業者数、事業場数及び（預定）移入数

産業類型	業者数	事業場数	移入数
鉱山業	15	47	16,368
土木建築業	15	63	15,253
造船業	4	4	1,215
港湾荷役業	1	21	6,099
合計	35	135	38,935

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館 1995 年、p.227 より引用)

表 5.から、日本国内に強制連行された 38,935 人は、鉱山業、土木建築業、造船業、港湾荷役業の四つの類型の合計 35 ヶ所の企業に働くつもりであった。そのうち、鉱山業及び土木建築業に移入される予定の人数は最も多く、合計 31,621 人であり、全体人数の 81% 超えることが明らかである。その次は、港湾荷役業の 6,099 人の約 16% で、3 位になる。最後は、3% を占めている造船業である。

表 6. 事業内容別の事業場数及配置数

産業類型	事業内容	事業場数	配置人数
鉱山業	石炭採掘	42	17,433
	銅鉱採掘	9	4,382
	水銀鉱採掘	7	3,077
	鉄鉱採掘	6	1,397
	その他鉱石採掘	5	999
	精錬	1	132
	造船	4	1,210
	(合計)	74	28,630
土木業	発電所建設	13	6,076
	飛行場建設	8	3,428
	鉄道港湾建設	6	1,575
	地下工場建設	6	2,148
	工場建設	1	580
	鉄道除雪	2	666
	(合計)	36	14,473
荷役業	港湾荷役	25	8,073
総計		135	51,176

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館、1995年、pp.229～230より引用、事業場の間の移動を含む人数となっている)

表 6.から、各産業において、具体的な事業内容とその配置人数がわかる。こちらから、中国人強制連行者の主要な移入先である鉱山業には、石炭の採掘作業は中国人強制連行者に使役させる主な内容であること、土木業で最も多くの強制労働内容は発電所建設であることが明らかである。太平洋戦争を遂行するため、鉱山業、国防土木建築業、荷役業及び重工業等は、国民動員計画産業に規定され、特に必要であることは言うまでもない。しかし、その客観的な歴史背景以外に、鉱山業は、特に高い危険性がある業種であることは見落とせないと考える。

表 7. 地域別事業場数及配置数

地域	事業場数	華労配置数
北海道	58	19,631
近畿	7	2,708
奥羽	9	4,008
関東	7	3,505
中部	25	10,188
中国	5	1,332
四国	1	678
九州	23	9,126
(合計)	135	51,176

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館、1995年、pp.230～231より筆者作成)

表 7.によると、地域別に見たとき、北海道は最も多い 58 ヶ事業場で、19,631 人の中国人強制連行者が必要であり、中部地方は 25 か事業場で 10,188 人が必要であり、九州は 23 ヶ事業所で 9,126 人が必要である。そのうち、北海道と九州地区はともに鉱山業が主要な産業であり、石炭の採掘作業はこの二つの地域に移入された中国人強制連行者に従事させる仕事であることも特徴である。中部に移入された中国人強制連行者数が二番目に多いのは、中部山岳地方における発電所の建設と地下工場の建設の緊急不可欠の作業に従事させるためである。

なお、表 6 と表 7 において、最後の総計人数が 38,935 人と合わないのは、各事業場の間を移動する人数も含めているからである。これにより、当時日本国内の労働力不足の状態の厳しさと中国人強制連行者たちの過酷な労働状態も一望できる。

第 5 節 高い死亡率

『外務省報告書』により、中国人強制連行者たちはすべて船で「輸送」する方法で、中国から日本国内に移入されたことがわかった。船には非常に劣悪なものがあったことも、報告書に記される内容からも確認できた。

報告書の「第一分冊」には、「飲料水食糧等の欠乏を来せること屢々ありしこと、又食糧殊に白麵に砂の如き不純物混入せる場合もありしこと、概ね貨物船にして最初は医師を

付添わしたるも其後は諸般の事情より之が付添もなく、且、船倉内石炭、塩、鉱石等の上に長時間寝起きせざるを得ざりし状態にありしこと、上陸直後に長途汽車輸送を受けしこと等の実情にあり」²³⁷という内容がある。そして、「要旨」には、「尚移入時航海日数相当要したもの多く、その間の取扱等に不適当なるものあり、相当多数の死者を出せることも看過し得ざるところなり」²³⁸と記している。

表3.「中国人強制連行者の死亡状況」が示された通り、強制連行によって集められ、日本行きの船に乗せられた中国人は38,935人であったが、船の中で564人、上陸後、事業所に着くまでに248人、合わせて812人の人が、国内の事業所に着くまでに死亡したという詳細な死亡人数がわかった。つまり、各事業場に移入された実際の人数は38,123人であった。中国人を働かせた事業所の135ヶ所は、すべて軍需産業である。前述のどおり、炭鉱や鉱山が最も多く、発電所や飛行場などの建設現場も目立つ。ゆえに、その後、これらの連行者たちは勝るとも劣らない劣悪な環境で働かせられていた。客観的な労働条件や抵抗への弾圧など各種の原因により、更なる多くの死者が出てきた。

『外務省報告書』には、中国人強制連行者の死亡率についても記している。次は、報告書の記録による、死亡率の高い事業所の一覧である。

²³⁷ 田中宏・松沢哲成『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館1995年p.225より、筆者が現代文に訳した。

²³⁸ 田中宏・松沢哲成『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館1995年p.113より、筆者が現代文に訳した。

表8. 高い死亡率の各事業所とその死亡率

事業所	戦線 鉱業・ 仁科	川口 組・芦 別	北海道 炭鉱汽 船・空 知天塩	日鉄 鉱業・ 釜石	古河 鉱業・ 足尾	鹿島 組・ 花岡	日本 鉱業・ 峰ノ 沢	地崎 組・大 夕張	三井鉱 山・芦 別	宇部 興産・沖 ノ山
死亡率 (%)	52.0	45.5	45.3	42.7	42.4	42.4	41.1	38.1	35.8	33.7

(NHK 取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書 中国人強制連行の記録』日本放送出版協会、1994年、p.74より引用)

1945年8月15日、日本の敗戦に至るまでの約一年間に、38,935人の中国人連行者のうち、日本に送られる船の中や、事業所までに着く途中や、日本国内の労働現場などで死亡した人数の合計は6,830人であり、全体の17.5%を超えるという高い死亡率であることは明らかである。表8.に示された通り、死亡率が一番高い事業所では、中国人強制連行者の死亡率は52%にのぼり、つまり、移入された連行者の半分以上が死亡したことは明らかである。この異常に高い死亡率により、4万人ぐらいの中国人連行者たちが九州から北海道まで、日本全国の35カ企業・135カ事務所でどのような過酷の労働条件で働くかせられ、非人道な待遇で扱われたことか、想像もつかないだろう。

なお、前に言及した「促進に関する件」では、連行の対象者を「なるべく年齢30才以下の独身男子」と規定している。しかし、労働力として日本に送られたこれらの中国人強制連行者は、11歳の少年から78歳の高齢者にまで及んでいた。総計38,935人の中国人強制連行者のうち、年齢がわかる人数は37,719人である。その年齢構成は次の表の通りである。

表9. 年齢がわかる37,719名中国人強制連行者の年齢層分布状況

年齢層	19歳以下	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳以上
人数	2,740人	17,044人	10,606人	5,561人	1,768人
割合	7%	45%	28%	15%	5%

(西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社、2009年、p.62より筆者作成)

表9.により、実際的な状況は30歳以下の人数は52%しかないことは明らかである。また、20歳から40歳以下の人数は約全体の73%を占めていることもわかる。一般的には、20歳

から 40 歳の男子は、家庭の中心であり、主要な労働力である。実際には、家族状況がわかる 24,158 人の状況から見てみると、独身者は 43% の 10,320 人であり、家族持ちは 10,383 人で、57% を占めている²³⁹。つまり、およそ 60% は妻子のいる、一家の大黒柱が中国に住む家族と引き離されて日本に連行されていた。従って、政府が求めた 30 歳以下の独身男子という条件を満たすのは、実際には被連行中国人の約半数でしかなかったことは明らかである。これからも、当時日本国内の労働力不足の緊急性と、中国人強制連行の過酷性を伺える。

第 6 節 長崎の中国人強制連行実況

1990 年代に入ってから、中国人強制連行問題は、ついに研究者や、民間の平和愛好者たちに注目されてきた。特に NHK によって制作された番組『幻の外務省報告書』が上映された後に、大きな刺激になり、『外務省報告書』に曖昧な記録を確実に確かめ、歴史の真相を探り出すため、「中国人強制連行を考える会」、「北海道強制連行実態調査委員会」、「大阪・中国人強制連行をほりおこす会」、「広島の強制連行を調査する会」、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」などの民間組織が相次いで成立し、中国の生存者や遺族たち、及び日本方面の当時の関係者や体験者を探し、日中両国で現地調査を行っている。約 10 年間にわたる、多くの研究者の手で資料や証言の発掘などにより、「花岡事件」を始めとしての日本各地での中国人強制連行の実態がようやく明らかになってきた。その調査結果により、中国人強制連行者たちは劣悪な生活環境の中で、過酷な労働を強いられていたことが明るみになり、そうした実態については、事業所報告書はほとんど記していないことも確認できた。

それに、学術情報データベース CiNii Articles で、「強制連行」、「中国人」などのキーワードを使い検索を行なったところ、2018 年 9 月の現時点で、「中国 強制連行」をキーワードとしての論文・記事は 174 件であり、「中国人 強制連行」だけで 164 件である。これも大学の研究者や民間団体の努力により、中国人強制連行の実態、真相が解明されていい、集積してきた大きな成果の一つだと言えるだろう。

ところが、「長崎 強制連行」に関する論文・記事は、8 件²⁴⁰を数えるのみである。しかも、「長崎 中国人 強制連行」はわずかの 2 件²⁴¹にすぎない。

²³⁹ 西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社 2009 年、p.62。

²⁴⁰ 竹内康人「長崎県炭鉱への朝鮮人強制連行」『戦争責任研究 = The report on Japan's war responsibility』(89), 日本の戦争責任資料センター 2017 年、pp.72-84。

前掲の表7の「地域別事業場数及配置数」によれば、日本全国の135ヶ所の事業場のうち、23ヶ所が九州地区に所在する。九州地区は3番目に多い事業所がある地区であり、配置された中国人強制連行者数は9,126人で、全体の17.8%を超えることは明らかである。そのうち、11.4%の1,042人が長崎に連行され、115人の死亡という結果になった。115人の中に、長崎にしかない原爆によって死亡した中国人は、強制連行者のなかから32人が出た。

長崎の中国人強制連行者は、強制連行・強制労働以外に、治安維持法違反やスパイ容疑などの理由で市内にある刑務所に収監され、原爆の投下による被害を受けたことが特例の一つである。長崎以外、広島の原爆の中でも、5名の中国人強制連行者が被爆死になり、それに11名が被爆されたことがある²⁴²。広島と長崎での中国人強制連行者は、他の地方に連行された中国労工より、二度、三度と重なる被害を受けたことは明らかである。いまだによく見られる「世界唯一の被爆国日本」、「日本人は世界唯一の被爆国民」というような表現に対して、長崎と広島の原爆中国人強制連行者に関する研究はかなり意義があると考える。特に、長崎の原爆犠牲中国人強制連行者数は、長崎の中国人強制連行死者数全体

高實康稔「長崎と朝鮮人強制連行:調査研究の成果と課題(特集 朝鮮人強制連行研究の成果と課題:「戦後70年」の現在から考える(2))」『大原社会問題研究所雑誌』(687)2016年、pp.1-14。

竹下博喜「憲法改正への提言 中国・韓国は「平和を愛する諸国民」か:中国漁船の大量寄港・韓国強制連行の碑建立の危機に直面する長崎」『祖国と青年』(427), 2014年、pp.38-41。

高敬一「小さな旅(第21回)長崎のなかの朝鮮:強制連行と被爆」『Sai = 사이 = サイ』(69)2013年、pp.58-60。

舟越耿一「朝鮮人強制連行における企業のイニシアチブ」『長崎大学教育学部社会科学論叢』(53)1997年、pp.19-34

小林文男、柴田巖「強制連行と原爆災害--長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」『広島平和科学』(14)広島大学平和科学研究センター1991年、pp.23-46。

宮田昭「長崎、苛酷な労働の果てに被爆死(日本で中国人は何をされたか--強制連行された中国人と加害者日本人100人の証言(特別企画))」『潮』(153) 潮出版社 1972年5月、pp.191-195。

亘明志、Akeshi Watari「戦時朝鮮人強制動員と統治合理性」『長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所研究紀要』10(1)2012年、pp.61-68。

²⁴¹ 小林文男、柴田巖「強制連行と原爆災害--長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」『広島平和科学』(14)広島大学平和科学研究センター1991年、pp.23-46。

宮田昭「長崎、苛酷な労働の果てに被爆死(日本で中国人は何をされたか--強制連行された中国人と加害者日本人100人の証言(特別企画))」『潮』(153) 潮出版社、1972年5月、pp.191-195。

²⁴² 杉原達『中国人強制連行』岩波新書、2002年、pp.106-112。

の30%に近い驚愕の人数であるため、長崎の中国人強制連行者は、より高い注目をされるべきだと考えていたが、実際の状況と相違があることが見られる。

前掲の表2、「長崎県の中国人強制連行者数」により、長崎県では、中国人強制連行者の1042人が日鉄と三菱、2つの企業の日鉄鹿島町鉱業所、三菱高島鉱業所端島坑、三菱高島鉱業所新坑、三菱崎戸鉱業所の4つの炭鉱で労働を強いられ、石炭採掘作業を従事させられたことがわかる。石炭採掘作業も長崎地域の強制連行の特色と認められる。長崎県全体の炭鉱では、中国人の人数は約6%しか占めていないのである²⁴³。しかし、中国人の稼働率・作業能率は92.6%であり、日本人の83.3%と平均値の83.8%と比べると、「中国人の稼働率は90%以上と群を抜いて高い」²⁴⁴と西成田はコメントした。これからも、中国人強制連行者が如何に酷使されたか、が伺える。

なお、上記の表により、最初に長崎に移入された中国人連行者は1944年6月の204人であり、これらの労工はすべて端島（軍艦島）炭鉱に連行され、その後、1944年7月に3回の移入で合計641人が移入され、最後の移入は同年の11月であったこともわかった。これらの中国人強制連行者の生活などについて、のちほど詳細に論述していく。

表10. 各炭鉱の中国人強制連行者数と死者数

炭鉱名	連行者人数	原爆犠牲者	総死亡人数
日鉄鹿島町	197	6	21
三菱端島	204	—	15
三菱高島	205	—	15
三菱崎戸	436	27	64
合計	1042	33	115

（田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館1995年、P578より筆者作成）

長崎での各炭鉱の中国人強制連行者数と死者数は表10.に示した通りである。長崎での中国人強制連行者の死亡人数は合計115人であり、死亡率は11%を超え、高い死亡率であることも明らかである。それに、表10.に示した原爆犠牲者合計33名は、田中宏らが整理した史料集の『資料中国人強制連行の記録』に記載された内容である。その「死者名簿」

²⁴³ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年、p.167。

²⁴⁴ 前掲書、p.239。

には、三菱鉱業崎戸鉱業所での 64 名の死亡者数のうち 27 名の死亡原因が原爆であり、日鉄鉱業鹿町鉱業所における 21 名の死亡者数のうち、6 名の死亡原因が原爆であると記録されている。

1953 年 2 月 17 日に設立された「中国人俘虜殉難者慰靈実行委員会」により、1953 年 7 月から 1964 年 11 月にかけて、合計 9 回の「中国人俘虜殉難者遺骨送還」が行われた。浦上刑務支所での原爆犠牲者の 33 名分の遺骨は、当局の原爆殉難合祀場より収集した靈灰の形で、1958 年 4 月 10 日の第 8 次送還船によって中国へ運ばれ、天津の「抗日殉難烈士記念館・労工記念館」に送られた。現在、そこに安置されている²⁴⁵。このことから、長崎の原爆で犠牲になった中国人強制連行者の人数が、33 名であることは、長い間に通説として伝えられてきていた。

それにまた、1991 年には小林文男と柴田巖は、原爆の時に刑務所に収監され、そして被爆した中国人が 33 人いると主張し、しかも、日鉄鹿町炭鉱からの 6 名と三菱崎戸炭鉱からの 27 名の名簿を、次のように公表した²⁴⁶。

趙文章　張國彬　吳福有　姚孝群　朱造火　趙沛然
劉玉海　都同品　趙　江　張金生　賈桂生　王俊奎　孟照坤　陳海波
溫貴公　劉鳳學　馮長貴　王文發　杜銀竜　呂振芳　張汝昇　張福順
韓文會　郭　蔗　趙貴章　倪東林　喬書春　王永海　馬清華　魏玩珍
喬福海　陳瑞団　倪瑞峯

西成田豊の 2002 年の著作『中国人強制連行』にも、「日鉄鹿町鉱業所 6 名逮捕、全員原爆死」、「三菱崎戸鉱業所 27 名逮捕、全員原爆死」²⁴⁷と記録し、長崎原爆死中国人強制連行者 33 名の通説をそのまま使われている²⁴⁸。

²⁴⁵ 高賓康稔「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者の人数問題について」『浦上刑務支所　中国人原爆犠牲者追悼碑　報告集』編集・発行：浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会、2008 年、pp.39—40。

²⁴⁶ 小林文男、柴田巖「強制連行と原爆災害：長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」『広島平和科学』14 卷、1991 年、pp.23—46。

²⁴⁷ 西成田豊『中国人強制連行』東京大学出版社 2002 年、p.362。

²⁴⁸ 同書にも、「西松組安野 5 名、全員原爆死」と広島の原爆死中国人強制連行者 5 名を記録している。これは、2002 年に出版された杉原達の『中国人強制連行』の 110 頁に記録された、広島で原爆死者 5 名、それに、原爆された中国人強制連行者 11 名の内容と一致する。

2008年7月7日、長崎平和公園に、「中国人強制連行裁判を支援する会」のメンバーをはじめ、長崎の中国人強制連行者の遺族、中国駐長崎総領事、長崎県や市の関係者、日本各地からの平和愛好者など、約100名の人が参集し、「中国人原爆犠牲者追悼碑」の除幕式が行われた。

除幕式の前に、元長崎市長の本島等²⁴⁹が、代表として挨拶した。その内容には、「…崎戸・鹿町からの32名は、治安維持法違反やスパイ容疑など、全ての自由が奪われた環境の中で、罪を犯そうにも監視が厳しくてできないであろうに、犯罪者にされて長崎刑務所・浦上刑務支所に収監され、8月9日の長崎原爆で非業の死を遂げられたわけです…32名の方は、ここで無念の爆死をされたわけです…」と原爆で犠牲した中国人強制連行者が32名であることに言及した。

この高さ190cm、長さ120cmの追悼碑の裏側には、これらの中国人原爆犠牲者の名前が刻まれている。

趙文章　張国彬　吳福有　趙沛然　朱灶火　姚孝群
劉玉海　郝同昌　趙江　張金生　賈貴生　王俊奎　孟照坤　陳海波　溫貴公
馮長貴　王文發　杜銀竜　呂振芳　張汝昇　張福順　韓文会　郭庶　趙貴章
倪東林　喬書春　王永海　馬清香　魏玩珍　喬福海　陳瑞図　倪瑞峰

以上の32名分の刻銘と、小林と柴田による前述27名分の名簿と比べてみると、朱灶（造）火、郝（都）同昌（品）、賈貴（桂）生、郭庶（蔗）、馬清香（華）、倪瑞峰（峯）の6人の名前には、発音により記入した文字の相違がある以外に、一名の氏名が欠けている。この人が劉鳳学であることはわかる。「長崎中国人強制連行真相を調査する会」のメンバーたちの調査により、劉鳳学は外事課での取り調べ中に「死亡」したので、原爆の中で死亡したわけではないことが初めて解明できた²⁵⁰。その具体的な調査経緯などについて、高賓が『浦上刑務支所　中国人原爆犠牲者追悼碑　報告集』に収録された「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者の人数問題について」で、詳細に記述した。これにより、長崎中国人強制連行被爆者は32名ということが今の定説として扱われている。

²⁴⁹ 本島等（1922 - 2014）は、長崎県五島に生まれ、京都帝国大学工学部土木工学科卒、カトリック信者、日本の政治家。長崎南山高校、長崎東高校、長崎市立高校等での教諭、長崎県教育委員会勤務、長崎造船大学講師などを経て、1959年、長崎県議会議員に当選。以降5期連続当選。1979年から1995年の4期にわたり、長崎市長を務めた。

²⁵⁰ 高賓康稔「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者の人数問題について」『浦上刑務支所　中国人原爆犠牲者追悼碑　報告集』編集・発行：浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会、2008年、pp.39—40。

まとめ

1945年8月15日、日本の昭和天皇は「終戦の詔書」を読み上げ、敗戦の事実を国民に直接に告げた。その直後、占領した連合国に対しての戦争賠償及び戦後補償などを含め、さまざまな戦後処理の問題に直面せ得ざるを得なかった。1946年に作成された『華人労務者就労事情調査報告書』（『外務省報告書』）は中国に対する賠償を準備するためである。しかし、日本政府側は、自分の戦争責任を回避するため、その報告書には虚偽の記述や改竄の内容が多いだけでなく、その後、さらに報告書の存在も否認し続けていた。その一方、中国側は、第二次世界大戦直後、国共内戦に没頭し、敗戦国の日本に対する戦争賠償・戦争補償などの追求をする余裕がなかった。また、その後、国共両党も日本の承認を得るために、両党とも日本に対して、戦争賠償などの問題を提起しないようにした。さらに、中華人民共和国成立後の1972年9月、中国政府は日中国交正常化を遂行するために、日共同声明により、中国が日本に対する戦争賠償の請求を放棄すると宣言した。そこから、戦争中に殺害された中国人や被害を受けた中国人たちのことは、闇に葬られてきた。そのうちの一つは、その『外務省報告書』に記入した1942年4月の「試験移入」から1945年5月までの間に、日本国内に強制連行された38,935人の中国人のことである。

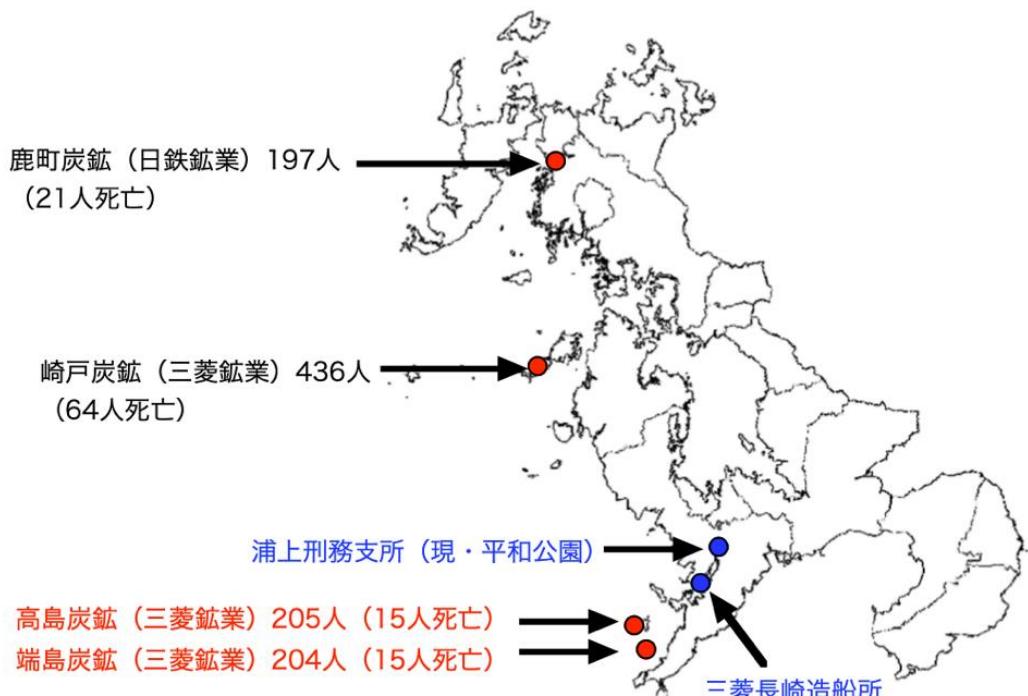
1990年代に入ってから、日本の良心的な研究者や民間友好団体の長年の努力により、多くの成果が得られ、歴史の真相が再び明らかにされてきた。その中に、世界に唯二つしかない原爆被爆地の長崎には、1042人の中国人が連行され、わずか約1年間の間に32名の原爆死者を含め、合計115人が死亡した。他の地域の強制連行問題の研究と比べると、長崎の中国人強制連行の実態調査は、中国人強制連行の真相解明に意義があるだけではなく、その上、中国人の被爆者もいたという観点から、日本が世界で唯一の戦争被爆国という日本人の一般的認識の矯正に大きな意義があると考える。

「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」、「長崎中国強制労働者支援会」及び「中国人原爆犠牲者追悼碑管理委員会」などの長崎の民間団体は、数十年にわたり、中国人連行者とその遺族と日本人の体験者たちを探し、日中両国の現地で調査を行い、事実、真相を掘り出し、また、中国人原爆犠牲者のために記念碑を設立し、さらに、被害者たちのため、責任企業や国に和解を斡旋し、裁判を支援してきた。政府が国の利益のため、歴史や責任を誤魔化してきた態度に対して、これらの民間団体は歴史の真相を徹底調査し、最大限に復元させた上で、戦後補償問題の徹底的解決の道を開き、進

み続けている。これらの民間団体が活動しているからこそ、日中両国の眞の友好は期待できると考える。

第4章 長崎の中国人強制連行の実態

2003年11月28日、中国人強制連行の生存者および遺族10名が原告となって長崎地方裁判所に提訴した。そのうち、陳述録取書が2006年2月15日に最終準備書面として長崎地方裁判所に提出された。その後、その陳述書から、端島関係の李慶雲、李之昌、王樹芳3人が証言した端島への連行の経緯を含め、島での強制労働や虐待弾圧などの差別のある生活実態から帰国までの経緯、それに提訴の経過などの内容は、さらに、第2章に論じた通り、端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録である『軍艦島に耳を澄ませば』に収録される。



※赤文字の2ヶ所は「明治日本の産業革命遺産」関連の炭鉱

図7. 長崎県中国人強制連行者配布図

（『長崎の中国人強制動員について』新海智广 p.3、強制動員真相究明ネットワーク
『2021.05.22.シンポジウム資料集』P29より引用）

「長崎県中国人強制連行者配布図」によって、長崎県の各事業所の位置関係と中国人強制連行者の人数がわかる。西成田豊は『外務省報告書』に記録されたデータを参考にし、

日本全国各地に分布する三菱鉱業の事業所にいる中国人強制連行者の平均的な負傷率は17.9%であることと、罹病率は226.7%であることを算出した²⁵¹。

表11. 長崎三島事業場の時期別死亡状況

事業所名 称	合 同 人 数	登 船 人 数	船 中 死 亡	登 陸 人 数	現 地 接 納	現 地 内 死 亡 人	死 亡 率	負 傷 者	負 傷 率	患 病 次 数	患 病 率	重 度 傷 害	失 踪 人 数	帰 国 時 乗 船 人 数	
高島 鉱業 所端 島炭 鉱	204	204	0	204	204	15	7.35 %	0	0	874	428. 43%	10	0	182	
高島 鉱業 所新 坑	850	205	0	205	205	15	7.32 %	0	0	389	45.7 6%	7	0	188	
崎 戸 鉱 業 所	1 次	231	231	0	231	231	64	14.6 8%	8 8	20.1 8%	419	96.1 %	5	0	211
	2 次	205	205	0	205	205									160
合計	149 0	845	0	845	845	94	11.1 2%	8 8	5.91 %	168 2	112. 89%	22	0	741	

(中国人殉難者名簿共同作成実行委員会、『事業場時期別死亡状況表』1961年4月により
筆者作成)

上表に長崎に連行された中国人の人数と病気の状況や死亡状況が明らかに示されている。崎戸鉱業所での負傷率は20.18%であり、17.9%の全国平均値を超えてい。軍艦島（端島

²⁵¹ 西成田豊『中国人強制連行』東京：東京大学出版会、2002年、p.330。

炭鉱）での罹病率は428.43%であり、226.7%の全国平均値の約2倍になる。これにより、長崎県内の三菱関係の事業所では、中国人強制連行者の労働環境などは、おそらく他社と比べても過酷であることが伺える。

『外務省報告書』の信憑性に限界があるので、「岡まさはる記念長崎平和資料館」を中心として結成した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は、当時の実態を最大限に復元するためには、そのデータや証言は多ければ多いほど、信憑性は高くなると考える。

「中真会」は1999年に結成されてから、数回中国を訪問し、数多くの生存者や遺族などの関係者と連絡を取り、日中両国で現地調査活動を行い、証言を収集し、当時の事実状況を確認してきた。

1999年夏の間に、「中真会」は2回の訪中調査を行った。被害者の連双印と李慶雲、また遺族の王樹芳（1945年10月6日に亡くなった被害者王雲起）の証言収集ができた。収集できた3人の証言はその後『高島・端島強制連行受害者証言集』に整理編集した。

2003年、「中真会」と「支援する会」が共同編集発行した『崎戸・強制連行受害者証言集』には、2002年の訪中調査で収集できた王松林、張世傑、張福連、常洪澤、曹金桂、孟昭月、温進発、王立青及び賈貴勝（1945年8月9日、長崎原爆で亡くなった）の息子の賈同申、喬書春（1945年8月9日、長崎原爆で亡くなった）の娘の喬愛民の証言が収録された。

この二つの証言集は、長崎の中国人強制連行問題の実態を解明するための貴重な一次資料になったと言えるだろう。『崎戸・強制連行受害者証言集』の最後のページには、「…掲載の証言は、訪中当時の記録テープから起こしたものです。時間的制約もあり、検証や確認などほとんど行われていません。証言自体の中に明らかな矛盾などもみられますが、生の証言の記録として手を加えずそのまま記載しています…」と明記されている²⁵²。「中真会」と「支援する会」の客観的で誠実な調査態度も改めて伺えた。

2003年長崎地裁に提訴した生存者7名、遺族3名の10名の原告は、「中真会」が調査してきた対象者のごく一部である。2006年2月15日、原告団は長崎地裁に最終陳述書を提出した。その中に、軍艦島に強制連行され、強制労働をさせられた李慶雲、李之昌、王樹芳3人が中国から拉致されて軍艦島に上陸するまでの過程、また強制労働中にどのように虐待され、差別され、鎮圧されたかという実際の生活状況、さらに最後どのように中国に帰ったかという具体的な経過について詳しく証言した内容がある。これらの内容は前掲の『軍艦島に耳をすませば』にも収録された。

²⁵² 「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」編『崎戸・強制連行受害者証言集』、p.58。

以下は、筆者が高實の遺品整理（2018年3月以降）により、新たに発見した未公開の証言記録である。これらの内容により、長崎の中国人強制連行問題の実態を再確認することができるだろう。

第1節 移入の実態

「華人労務者内地移入ニ関スル件」の「第二 要領」には、「三、移入スル華人労務者ノ募集又ハ斡旋ハ華北労工協會ヲシテ新民會其ノ他現地機關トノ連繫ノ下ニ當ヲシムルコト」という規定がある。しかし、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が収集してきた証言から、以下の内容が見付かった。これは、2002年4月に行なった第4回の「訪中実態調査」により、高實康稔をはじめとする「中真会」訪中団が収録した証言である。

温進翰（ウェン・ジンハン）²⁵³、1925年11月12日（旧暦）生まれ、河北省献県小趙屯の出身。強制連行された当時18歳。祖父母、父、姉2人、弟、連行6か月前に結婚したばかりの妻、本人の8人で居住し、父親は内蒙古に出稼ぎに出ていたので、祖父と弟と温進翰の3人で農民として働いていた。1944年5月朝7時頃、温進翰は1人で畠仕事をしている時、日本軍人に囲まれて連行された。その時、日本軍は手当たり次第に村の男を連行し、その中から温進翰を含めて健康そうな男を13人選び、そして軍の駐屯地に連れて行った。温進翰らは、この駐屯地から交河大獄へ連れて行かれ、交河から泊鎮、そして泊鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。泊鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。塘沽に7、8日間いてから、総勢で約410人が1944年7月に船に乗せられ日本に向かった。

谷大恒（ゲー・ターハエン）、1925年2月11日（旧暦）生まれ、河北省晋県南小吾村の出身。強制連行された時、父、兄と谷大恒の3人で居住し、家族全員で小作として農業を営んでいた。1943年5月頃、畠で仕事をしている最中に、日本軍が突然に来て何の理由もなく捕まえられ、他村の体力のありそうな4人の若者と一緒に連行された。谷大恒は、村から右字莊にあった日本軍の南兵營に収容され、そこに10日間ほどいた。逃亡しようとした者は日本軍に見つかって殺されており、彼は恐怖で逃げることができなくなっていた。その後、天津からさらに塘沽に汽車で移送され、塘沽の収容所に2週間ほどいたが、ここでも何の説明もされないばかりか、何の理由もなく気に入らないというだけで棒や銃剣で殴られた。

²⁵³ 『外務省報告書』には「温朗頭」と記されている。『崎戸・強制連行被害者証言集』に収録された温進發の証言には温進翰のことが言及されているが、漢字がなく、片仮名で発音を表記している。「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」編『崎戸・強制連行被害者証言集』、p.52。

呂福国（リュー・フーゴウオ）、生年月日不詳、1944年に強制連行された当時数えで16歳。河北省獻県双嶺郷虎趙庄の出身。母、妻、妹と一緒に4人で居住していた。呂福国の父親は彼が11歳の時に死亡している。呂福国は家族の中で1人だけの男として、当時現地で農業を営んでいた。1944年5月朝8時頃、畑で仕事をしている時、突然相当な人数の日本軍に囲まれ、銃でつかれるようにして連行された。日本人らは、呂福国たちを何か会合のようなものをするからと言ってそのまま強制的に連行した。自分の村から許能屯まで連れて行かれ、そこから富鎮へ、富鎮から交河大獄へ行き、交河から泊鎮、そして泊鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。白鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。呂福国らは、塘沽に7、8日間いた。総勢で400人くらいになり、呂福国らは名前のわからない船に11日間乗せられて日本に向かった。

劉敬章（リュー・ジィンザン）、1916年2月16日（旧暦）生まれ。河北省交河県泊鎮任英村北大車道の出身。強制連行された当時28歳。母、6歳と4歳の娘2人と一緒に、4人で居住し、農業に従事していた。妻は既に他界していた。1944年5月3日（旧暦）午後2時頃、畑で仕事をしている時、日本兵と中国兵[傀儡軍]が併せて70人から80人くらい来て農地を囲み、銃を突き付けられ、追い立てるように連行された。そこで働いていた劉敬章を含めた農民6人²⁵⁴が、大車道の地域から集められた。劉敬章らは、そこから許能屯へ連れて行かれた。許能屯には80人から90人くらいが集められていた。劉敬章を含む百何十人の中国人が日本兵と中国兵に囲まれて歩いて許能屯から富鎮まで行った。劉敬章らは、富鎮からはトラックに乗せられ、交河県大獄に集められてそこに1泊した。トラックは3台で、それぞれ日本人5人くらい、漢奸（中国人の裏切り者）3人くらいが乗っていた。そして、劉敬章らは、交河県泊鎮駅から塘沽へ連れて行かれたが、その収容施設全体は兵隊に取り囲まれており、そこに十何日かは滞在した。

李運徳（リー・イウンデー）、1927年10月15日（旧日暦）生まれ。河北省獻県陣庄鎮の出身。強制連行された当時、母と本人の2人で居住し、農業に従事し、生活は厳しかった。1944年5月3日朝の9時から10時の間、麦畑で収穫している時、日本人と中国人とが村にやって来て、村から李運徳ら若い男17人が集められた。李運徳らは、トラックに乗せられて、最初許能屯に連れて行かれ、そして交河県大獄に入れられた。3日目に、李運徳は、列車に乗って泊鎮に行きたが、列車に乗る時には逃げられないよう腕を縛られた。李運徳は、泊鎮から塘沽へ行き、塘沽に着くと衣服が支給され、身体検査も行われた。病気を持っている人間とそうでない者と二手に分けられた。李運徳は、2週間ほど塘沽にいた。そ

²⁵⁴ 劉敬章以外の5人とは、X(高島事業場191番)、Y(同190番)、Z(同189番)、A(同99番)、B(同100番)であった。

の後、400人余りの中国人と一緒に塘沽から船に乗った。400人を二つに分け、それぞれで中国人を管理していた。

ト樹梓（林）、1922年6月6日（旧暦）生まれ。河北省獻県双嶺鄉許能屯の出身。強制連行された当時、父、妻、兄嫁²⁵⁵とト樹梓（林）の4人で居住し、農民である父の手伝いをしていた。1944年5月（旧暦）の端午節の前、朝6時から7時の間に、日本人30人、漢奸100人くらいが来て、銃を突き付けるようにして畠に仕事に行けと言われ、広場に集められた。そこからトラックで富鎮を通って、交河大獄に連れて行かれた。その後の塘沽までの経過と監視の状況は呂福国と同様である。

ト樹（小）嶺、1926年生まれ。強制連行された当時、母、8歳下の弟、10歳下の妹とト樹（小）嶺の4人で居住していた。家には7、8畝（約50アール）の畠があり、父が早く亡くなり、彼は家の大黒柱であった。1944年5月3日（旧暦）頃、日本人が来たと聞いた。彼は「南窪」（地名）に隠れたが、5、60人の漢奸に包囲され、捕まった。村の20歳前後の若者たちが選び出され、富鎮まで連行されてから、トラックで交河大獄に連れて行かれた。3、4日間後、またトラックで泊鎮に連れていかれ、泊鎮から列車で塘沽に連れて行かれた。塘沽まで移動する途中で、逃げることができた人もいるが、誰かはわからない。滄洲を過ぎてから、逃げられないように、6人1組に分けられ、列車の片方に集められ、さらに縄でみんなの腕を縛られた。塘沽に着いた後に、船で日本に連行された。

張俊月（ザン・ジュンイウェー）²⁵⁶、生年月日不詳、1944年に強制連行された当時数えで19歳。河北省獻県双嶺郷許能屯の出身。父母、妹と張俊月の4人で居住し、現地で父と一緒に農業を営んでいた。1944年5月3日、昼前の時間に畠仕事をしている時、たくさんの日本人と漢奸に囲まれ、連行された。最初に集められた場所は広場で、そこには100人くらいの人が連行されていた。そこから、張俊月らは、トラックに乗せられ、富鎮に行き、さらに交河大獄に連れて行かれ、交河大獄に1泊し、白鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。白鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。張俊月らは、塘沽には7、8日間いた。総勢で何100人になり、名前はわからない船に乗せられて日本に向かった。

以上の被害者のうちで、張俊月の証言内容だけは『崎戸・強制連行被害者証言集』に収録されたが、他の7名の証言は今のところまだ正式に公開されていない。また、『崎戸・強制連行被害者証言集』の内容によると、張福連、常洪澤、王立青、孟昭月、温進発の状況も同様であり、畠で作業をしていた時、突然に日本兵や傀儡兵に強制連行されたことが

²⁵⁵ 兄は別のところにいた。

²⁵⁶ 日本で働いていた当時の名前は51番であった。

わかった。「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が収集してきた証言の中には、畠で強制連行以外、日本の討伐部隊に村を包囲され、捕まった人もいる。例えば、10人の原告の中の王松林²⁵⁷と李如生²⁵⁸もそうである。

王松林は原告としてこう証言した：「1944年の春、河北省阜城県警備大隊で雑用をしていた。当時、日本軍の掃討部隊が人を捕まえるところであった。日本軍は警備大隊が抗日武装と連絡を取っているという口実で、警備大隊を包囲し、全隊の武装を解除した。警備大隊の全員が捕まえられた。雑用の仕事だが、同じように逮捕された。」

原告の李如生は「1944年、家計を維持するため、地方自衛団に参加した。旧暦の5月4日、日本軍が私たちの村に人を捕まえに来た。私たち自衛団の人は全部逮捕された。」と証言した。

また、町で仕事をする時に逮捕された連双印²⁵⁹と、街中で買い物をしている時、日本軍に捕まった賈同申の父の賈貴勝²⁶⁰もいる。

いずれの場合でも、閣議決定文書の中の「募集」、「斡旋」の規定内容と全く違うことが明らかである。何の説明もなく、強引に連行され、数日間の移送や監禁をされてから、何も知らされないまま、船に乗り込まれ、強制的に日本に送られたのが現実の状況であった。いわゆる「華人労務内地移入に関する華人労務者募集」とは、実は日本軍や傀儡軍により、中国の個人の意志に反して、威迫や脅迫による「拉致」と「監禁」をされた事實を確認できた。

第2節 事業場までの実態及び仕事の内容

上記8人証言者の中で、温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒は三菱崎戸へ連行された。

温進翰と呂福国は、長崎まで約400人で来て半分に分かれたと述べていることから第2次の移入の組であった。船の中での食事は貧しく、1日3回雑穀で作られたマントウ（中華蒸しパン）が出ただけであった。基本的に船に乗せられる時も日本に着いてからも、どこに連れて行かれるのか、企業はどこであるのかの説明を全く受けていない。

²⁵⁷ 1925年3月13日生まれ、漢民族、本籍は中国河北省阜城県古城村にあり、現在（2003年）瀋陽市皇姑区判江街の1段の4里の8号に住んでいる。

²⁵⁸ 1925年2月16日生まれ、漢民族、農民、本籍は中国河北省成安県李家（田童）鎮常重村にある。

²⁵⁹ 日本にいる時、連内郎と呼ばれていた。1924年7月9日生まれ、漢民族、学歴は小卒、農民、本籍は中国河北省阜城県城関鎮連村にある。

²⁶⁰ それ以外に、八路軍の疑いを掛けられて逮捕された人もいる。「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が収集してきた証言の中に、下の名前を明記していない王さんは八路軍の疑いを掛けられ、傀儡兵に捕まつた1人である。

谷大恒を乗せた船が崎戸への移入の第1次であったのか、第2次であったのかは判明しない。ただし、第1次と第2次の到着の日は1週間しか離れていない。第1次の門司への到着は1944年7月5日、第2次の到着は7月13日(あるいは14日)とされており、事業場への到着は第1次が7月7日、第2次が7月15日となっている。

崎戸事業場に到着すると、しばらくの間、直接仕事に従事することではなく、仕事の見学や内容を教えられ、工具(例えば、スコップ・つるはし)などに関する基本的な日本語を教え込まれ、また整列して歩行する訓練も受けた。中国人労働者の労働内容は基本的に炭坑労働である。石炭をドリル等で掘削し、掘削した石炭を外に運び出す作業であった。また、坑道口を保護するための石囲いの作業があり、海から石を運んできて囲いを作りセメントで固めるのであるが、海からその場所まで中国人は大きな石を1人ずつ肩に担いで運んだ。また、全員ではないが、相当の人数の中国人労働者が、防空壕を掘る仕事に従事させられた。この防空壕を掘る時には警察の監視があったし、具体的な指示も受けている。実際には、高島事業場とは異なり、空爆はなかったが、飛行機が飛来したことがあり、防空壕に入ったことはあった。隊の編成は、大隊が全員によって構成され、その下に中隊、さらには班があった。それぞれの班が1つの坑道を担当していた。呂福国、張俊月、谷大恒は石炭掘り、温進翰は石運びもしている。

上記8人証言者の中で、ト樹梓(林)、ト樹(小)嶺、劉敬章、李運徳は三菱高島へ連行された。

高島への移入者の門司到着は、崎戸の第2次移入と同じ船だったので、記録上は7月14日となっているが、7月13日であるか14日であるかのいずれかである。高島の事業場への到着は15日となっている。

崎戸事業場と高島事業場は同じ三菱鉱業所の事業場だったので、形態は非常に似ている。

中国人労働者は、崎戸事業場の場合と同様に、事業場に到着後はまず日本語を習わされている。トロッコのスイッチはどこかなどという作業についての簡単な説明も受け、炭坑労働に従事するようになる。高島炭坑は中国人労働者が行く前に既に相当掘り進められており、中国人労働者は第7層を掘り進めることとなった。日本人が中国人の担当する作業、例えば運搬などに従事することはなかった。ト樹嶺は掘出した石炭を上方に運搬するという作業に、劉敬章は掘削の作業を、李運徳は石炭掘りの作業に従事していた。

第3節 事業場での住環境の実態

前述の証言者の温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒の証言を主な参考にして、三菱崎戸での中国人強制連行者の住環境の実態を確認できた。

崎戸では、中国人労働者の宿舎は、木造平屋建てで床は板敷きである。複数棟はあった。中は仕切りがなく、何段かに分けられて寝ていた。暖房はなく、冬も敷き布団と掛け布団は1枚で寒かった。宿舎には風呂はなかった。宿舎には、日本人の寮長があり、警察の詰所が門のところにあった。管理の点で言えば、崎戸は島なので、逃げる可能性はほとんどなく、他の地域と比べ、特に寮の周りに鉄格子をしたり電流を流したりする必要はなかった。

ト樹梓（林）、ト樹（小）嶺、劉敬章、李運徳の証言により、三菱高島での中国人強制連行者の住環境の実態も確認できた。

高島においても同様に、宿舎は木造平屋建てである。約200人の中国人が全員収容されていた。細長い建物で両側に2段の作りで寝るようになっていた。裏手が山であり、高島も島なので、特に逃亡防止のための施設は大がかりのものを必要としなかった。宿舎のそばには、寮長や副寮長ら日本人が住んでいた。宿舎は警察官からも監視されていた。

宿舎の外周を閉鎖し、宿舎内も常時の監視体制をしていた。一階の空間を上下に板仕切りし、棚上と棚下の板床にゴロ寝させるだけの場になっていた。立ったり、歩いたりできるのは通路しかなかった。自由行動、慰安、娯楽などのための内部自由空間、防寒、防暑、防湿、妨害虫のことなどは全く無視された。宿舎は構造、配置、設備的には、契約労働者向けに作ったものではなく、その意思に反して抑留、収容する者向けに意図して作った宿舎であり、逃走や反抗の防止、監視の便宜、費用の最小化しか考慮していない建物であったことは明らかである。

上記の内容により、中国人強制連行者を泊まらせた寮・宿舎は、本質的に強制収容所であったことが再確認できた。

第4節 事業場での労働条件の実態

温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒の証言を整理してから、三菱崎戸事業場での労働条件の実態が明らかになってきた。

三菱崎戸事業場の労働時間制度は、基本的に朝方、夜方に分かれ、2交代制である。労働時間は12時間と言われるが、中国人労働者たち自身ははっきり時間の把握ができなかった。朝出勤の場合は日が昇ってから沈むころまで、夜はその逆の時間帯であったことは生存者

の記憶である。1週間のシフトで朝と夜が交代となつたが、停電の時を除いて休みは全くなく、労働は極めて厳しかつた。

落盤事故や病気、そして後記の食糧事情もあり、栄養失調による死者も多く、呂福國ら6人を含め、崎戸に連行された中国人は、63人が死亡した。そして、崎戸で特異的なことは、1945年8月9日、長崎刑務所浦上支所に抑留中に原爆で27名が死亡しているという事実である。華人労務者就労事情調査報告書第3分冊の中の「事業場別主要事件及紛争概要」によれば、崎戸では「炭坑爆破容疑事件」があり、事件発覚前に事前に検挙したことになり、これらの者が原爆に巻き込まれ、亡くなつたのである。

この事件の真相は明らかではないが、えん罪であるとすれば、抑圧の状況を物語っているし、容疑事実があったとしてもそこまで反発するほどの激しい強制労働の実態があつたことを物語るものである。実際、日本人の監督は、中国人が日本語の意味を解さず、頼まれたことがわからなかつたり間違えたりすると、それだけで中国人労働者を殴ったり、さらには機嫌が悪いということで殴るなどの暴行を加えている。

中国人労働者は、いずれも賃金の支払を受けていない。報告書の集計によると、終戦前の三菱崎戸における経費の欄の中に「賃金」として134万6098円が計上されているが、このような金額は中国人労働者に対して全く支給されておらず、虚偽の内容であることが確認できた。

ト樹梓（林）、ト樹（小）嶺、劉敬章、李運徳の証言を整理してから、三菱高島事業場での労働条件の実態が明らかになってきた。

三菱高島の状況は崎戸と同様である。基本的には2交代制であり、朝方と夜方に分かれている。労働時間は12時間で、朝は日が昇ってから沈むころまで、夜はその逆の時間帯であった。1週間のシフトで朝と夜が交代となつたが、休みは全くなかった。ただし、劉敬章は、日本人と共同の作業に従事していたこともある、8時間労働であった。この点からも、中国人労働者の労働時間は日本人より1.5倍長く、厳しく使役され、差別されたことが伺える。起床時と就寝時の2回点呼があった。死者が出るほどの落盤事故はなかつたが、病気や栄養失調で亡くなつていった人はいる。事業場全体では205人中15人の中国人が死亡した。ちなみに、李運徳と同じ村の出身者が、病院に行った時に地面に落ちていたミカンを食べて食中毒で死亡している。このようなことからも栄養状態の悪さが伺える。高島でも、日本人の監督や他の日本人から、中国人が日本語の意味を解さず、頼まれたことが分からなかつたり、間違えたりすると、それだけで中国人労働者は殴られたり、さらには機嫌が悪いということで殴られるなどの暴行を加えられている。劉敬章は、門の出入りの際に、中国人を使って門を開け閉めさせていた日本人に対して「バカヤロウ」と言って殴られた

こともある。このことから、中国人労働者は日々の苦役や差別によって憤慨や不満が溜まっていること、及び中国人労働者と日本人の間は日々の中に摩擦があることがわかる。そして、劉敬章は、このことがあって自殺を考え実行しようとしたと証言した。这样的なことだけで自殺まで考えたのは、中国人労働者がどれほどの厳しい労働実態の下におかれていたのかはわからないが、決して尋常な厳しさではないことが伺える。

中国人労働者は、いずれも賃金の支払を受けていない。しかし、「華人労務者就労事情調査報告」の「給与待遇」には、「華人労務者、給与待遇ニ付テハ優給、方針ヲ以テ臨ミ之カ賃金ハ内地ニ於ケル賃金ヲ標準トシ・家族送金及持帰金ニ付テハ日華両國ニ於ケル賃金及物價ノ間ニ於ケル懸幅甚シキ実情ニ鑑ミ適當ナル措置ヲ講スルコトシ賃金手当其他給与ノ具体的細目ヲ定ムルことセリ…」²⁶¹と書いている。それに、報告書の集計によると、終戦前の三菱高島における経費の欄の中に「賃金」として 90 万 4175 円が計上されているが、このような金額は中国人労働者に対して全く支給されておらず、虚偽の内容であることが確認できた。

中国人労働者は常に監視と暴力、威迫の下に、ノルマを課せられ、1 日 12 時間ぐらいの長時間の重筋労働をさせられた。少量かつ粗末な食糧と飲水しか与えられず、必要な休息時間も与えられなかった。少しでも身体を休めたり、息抜きをしたり、作業速度がおちると威迫され、殴られた。理由がわからないまま暴力を振られたこともある。作業中の負傷に、必要な救護、応急手当、治療はなかった。賃金、手当など労働の対価としての金品を支給されておらず、無償労働させられた。中国人労働者の不満、抵抗、要求に発する個人的或いは集団的行動に対して、企業の暴力、威迫、合法性の衣をまとった官憲の暴力を用いて制圧し、場合によっては敵性人物とみなして犯罪者に仕立て上げ、奴隸的秩序の保守、維持を図ったことが明らかである。以上により、中国人強制連行者に対する奴隸的虐使の事実を再確認できた。

²⁶¹ 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995 年、p.690。

第5節 事業場における食事条件の実態

温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒の証言を整理してから、三菱崎戸事業場での食事条件の実態が明らかになってきた。

三菱崎戸での食事は、朝晩はマントウ（中国の蒸しパン）が1、2個しか出なかった。昼はマントウ2個と竹で作った水筒に水を入れ、それを持参して坑道の中で食事を取った。1日の食事を1食で食べても足りないほどだった。マントウではなくお粥のようなご飯が1杯の時もあった。おかずは漬け物だけで、小魚が時々出た。あまりに粗末な食事であったどころか、大人が毎日必要とする量よりずいぶん少ないので、飢餓でたまらない中国人労働者は海岸でのりや海草を拾って食べたり、草を取ったりして食べていた。食糧事情が以上のようなものであったため、1人の中国人が日本人のものを盗んで食べたことがあった。このことで、温進翰も含めて30人ほどの中国人が暴行を受け、手を前に差し出し、上体を前に折り曲げ、背中と腰に石を乗せ、1時間ほどその姿勢でいることを強いられたり、水を入れた井戸に頭を突っ込まれて意識を失うまで痛めつけられたりして、その上、翌日に1食分を抜かされたという事件もあった。このような事件があるほどに、中国人労働者たちは、毎日ひもじい思いをしていたということである。

ト樹梓（林）、ト樹（小）嶺、劉敬章、李運徳の証言を整理してから、三菱高島事業場での労働条件の実態が明らかになってきた。

食事は、主としてマントウであり、朝の仕事の時には、朝2個、昼1個、夜1個で配られ、夜の仕事の時には、夜1個、夜中に2個、朝に1個というものであった。漬け物の付く時があり、ごくたまに魚の出る時もあった。その量について、「1日の分量を1食で食べてもとても足りない量」であった。あまりに食事が少ないので、いつも空腹である。風呂に入った時に、風呂の中で意識を失う者もいたほどである。

以上により、命令、禁止違反に対しては暴力で懲罰し、暴力は見せしめの為にも使ったことが再確認できた。それに、食事は通常は1日に3食が提供されたが、量は少なく空腹を満たすことは不可能であり、またカロリー、他の栄養素は極端に不足するか、ないに等しく、労働力の再生はおろか、3、4ヶ月もすると栄養不足による病気、健康障害が発生、体重が半減し、健康維持さえできない食事で生活させたことも再確認できた。

ところが、「華人労務者就労事情調査報告書」（第二分冊）に、受入直後と終戦直前の崎戸における1人1日平均の栄養摂取量と米麦雑穀類の支給量は、「…関係事業場ヨリ微セル食糧支給量ノ平均左表ノ如ク一人一日平均受入直後主食九二四瓦（924g）ニシテ副食其他ノ総支給量ニ基ク栄養摂取量ハ熱量三四六六カロリータンパク質一二六瓦（126g）脂

肪三九瓦 (39g) 又終戦直前モ殆ド同様ニシテ主食九五一瓦 (951g) 栄養摂取量八三九九一カロリータンパク質一三三瓦 (133g) 脂肪七九瓦 (79g) トナリ居レリ右ハ基準量ヲ超エ信憑シ得ザル数字ニシテ恐ラク誤記多キニ依ルモノト推察セラレ實際ハ二五〇〇カロリー前後ト想像セラル 平均トシテハ戦時ニ於ケル日本人裏筋労務者ノ栄養摂取量ト大ナル逕庭ナキモノト推定セラル 然レドモ局部的乃至ハ時期的ニハ食糧不足ノ事情モアリタルコトハ否定シ得ザルトコロニシテ即配給ノ不充分乃至冬期ニ於ケル青鮮蔬菜類ノ缺乏等ハ之ナリ…」²⁶²という規定があり、また、各事業場から提出された報告書に基づき、筆者は日本全国の事業場での食糧支給量について、次の表を作成した。

表 12. 食糧支給量（1人当たり）

品種別	米麦 雑穀 類(g)	味 噌 (g)	生鮮 魚肉 (g)	魚干 物 (g)	獣生肉 (含臓 物) (g)	豆 類 (g)	芋 類 (g)	野菜 (除芋 類) (g)	野菜 干物 (g)	漬 物 (g)	油 類 (g)
受入直後	924	30	125	81	39	117	200	414	22	78	12
終戦直前	951	29	117	79	64	148	342	432	26	87	15

（田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料』現代書館、1995年、pp.435～436により筆者作成）

表 12.によると、食べ物の種類が豊富で、米麦雑穀類だけで 1 日あたりの供給量は約 1kg あり、戦後 70 年以上の今日になっても、このような食糧供給状況を見ると、栄養バランスのとれた健康的な食事だと言えるだろう。戦争中、日本は軍事産業に力を入れつつあり、これによる深刻なダメージを農業生産に与えた。国内の食糧危機も日増しに明らかになってきた。

日本政府は「国民精神総動員運動」を実施し、国民に贅沢や浪費を拒絶するよう要求した。1939 年 12 月 1 日、政府は「米穀搗精等制限令」を施行し、米は 7 分搗き以下に制限されて白米は禁止された。1940 年 5 月 10 日、国民精神総動員本部は戦時食糧報国運動の一つとして、「節米実施要領」をまとめ、一連の宣伝活動を展開し、国民に食糧の節約を呼びかけた。さらに「米穀配給統制法」により、主要食糧品は強大な権限の国家管理下に置かれた²⁶³。食糧不足が深刻化しているため、肉類は早い時期から日本国民の食卓から姿

²⁶² 田中宏・松沢哲成『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館 1995 年、p.435。

²⁶³ 昭和館学芸部『「昭和の食の移り変わり～食卓を中心として～」の概要』pp.52—54。

を消した。1944年頃から、米の代替品としてイモや豆などが混合されるようになった。野菜や魚の配給も激減し、都市住民の食事は汁気の多い雑炊やすいとんが日常の物となった²⁶⁴。当時日本の物資不足の酷い状況が伺える。故に、『外務省報告書』に記された中国人労働者の十分な食料配給の内容は事実と大きく離れていることが明らかであろう。

筆者はさらに長崎の4つの炭鉱を取り上げ、事業場別の食糧支給量表を次の通りに作成した。

表 13. 長崎4つ炭鉱の食糧支給量表（1人当たり）

品種別 事 業 時 場名 期		米麦 雜穀 類	味 噌	生鮮 魚肉	魚干 物	獸生肉 (含臓 物)	豆 類	芋 類	野菜 (除芋 類)	野菜 干物	漬 物	油 類	熱量
日鐵 鹿町		受入直前	464	25	14	-	-	28	-	38	-	44	5
終戦直前		838	13	11	-	-	-	-	155	-	115	6	288
三菱 端島	受入直前	667	27	84	—	1	10	—	61	—	—	14	282
	終戦直前	667	27	84	—	1	10	—	61	—	—	14	282
三菱 高島	受入直前	719	83	80	29	—	67	—	66	—	141	3	299
	終戦直前	909	102	46	56	142	13	—	367	—	176	3	372
三菱 崎戸	受入直前	850	—	51	56	8	41	108	386	—	105	4	378
	終戦直前	850	—	51	56	8	41	408	386	—	105	4	378

(田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』現代書館、1995年、pp.489～495より筆者作成)

上の表が示す通りに、日鉄鹿町事業場、三菱高島端島、三菱崎戸では、受入直前と終戦直前のカロリー摂取量はほとんど一緒であり、ただ三菱高島新坑では終戦直前は受入直前より、摂取する熱量は721kcal多くなった。しかし、どちらの事業場でも、受入直前から終戦直前まで3,000kcal前後のカロリーの熱量摂取と記録している。証言者たちが言ったマントウ5個分で3,000kcalまで達するかどうかはさておき、仮にこの内容が事実であれば、決して前述の「1日の分量を1食で食べてもとても足りない量」、「あまりに食事が少なく、いつも空腹で、風呂に入った時に、風呂の中で意識を失う者もいた」という状態になるわけではなく、飢餓による死亡事件の発生までには至らないと考える。

上記のように、戦時中、特に戦争末期の日本国民の食生活の概況を把握できた。戦争の拡大とともに、日本の食料不足が日増しに深刻化していった。1939年から1943年まで、日本国民の中で、妊婦の体重は平均0.74kg減少し、国民学校男子教員の体重は平均1.66kg減少し、鉄道局男性従業員の体重は平均2.52kg減少した²⁶⁵。このような状況下で、長崎の中国人強制労働者だけは毎日2,700から3,700カロリーの熱量を摂取できることは想像しにくいだろう。

日中戦争の真最中[1939年]に生まれた高賓氏は、「三菱高島における受入直後と終戦直前の1人1日平均の栄養摂取量と米麦雜穀類の支給量に関する記録は、1944年の受入直後より1945年の終戦直前の方は全般的に数値が上がっており、戦争が終わる頃の日本全体の窮乏状況に鑑みると、到底その数字には信憑性はないと言わざるを得ない」と指摘した。

中国人労働者たちの証言と比べ、「華人労務者就労事情調査報告書」に記載された内容は、真実とかけ離れたものであり、その数字は信憑性がないことは明らかである。

以上により、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は長年かけて中国人強制連行労働者を探し出し、証言を収集することにより、当時の実態を解明し、報告書の内容が事実の状況とかなりかけ離れ、異なるものであり、虚構のものであることを確認できた。

第6節 事業場における衣服その他の衛生条件の実態

²⁶⁵ 金子俊『昭和18年「国民栄養ノ現況ニ関スル調査報告」について』、pp.29-30。

https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=1905&item_no=1&attribute_id=37&file_no=1

温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒の証言を整理してから、三菱崎戸事業場における衣服その他の衛生条件の実態が明らかになってきた。

中国人労働者は、塘沽で仕事着1式と足袋1つそして布団が1つ支給され、これをずっと使い続けさせられた。足袋は数か月で使えなくなってしまったので、中国人労働者は、その後は厚めで丈夫な紙を足にくくりつけて代替していた。寮となった建物には、暖房設備もなかった。風呂は寮にはなかったものの、炭坑を出たところには風呂があり、この風呂には入ることができた。島には医者が配置されており、下痢や風邪の時には診察を受けることができた。しかし、過酷な労働と栄養失調のため、多くの中国人労働者が亡くなった。また、坑道の中に水が出て、長時間水に浸かりながら働いていた中国人労働者の中には、関節を傷めた者は多い、証言者の谷大恒もその一人である。長崎刑務所浦上支所で死亡した27人を除いても37人が事業場で死亡した。

外務省報告書の表をみると、崎戸では伝染性疾患として結核性疾患6件(全員死亡)、疥癬222件、呼吸器病231件、消化器病356件、脳神経系29件、潰瘍・膿瘍・蜂窩織炎321件、眼病116件等、合計1419件の疾病数が計上されていた。中国人労働者が極わずかの量の食糧を減らさないため、医師にかかることを控えていたことや、一般に事業場報告書が事業者側に不利にならないように報告されているなどの実態を総合的に考えてみると、実際の状況は書かれた数値より、はるかにひどかったことが推測できる。崎戸における衛生状態が極めて不良であったことが伺える。

ト樹梓(林)、ト樹(小)嶺、劉敬章、李運徳の証言を整理してから、三菱高島事業場における衣服その他の衛生条件の実態が明らかになってきた。

中国人労働者は、塘沽で仕事着1式と布団が1つ支給され、これをずっと使い続けさせられた。足袋は数か月で使えなくなってしまったので、中国人労働者は、その後は厚めで丈夫な紙を足にくくりつけて代替していた。また、1944年10月頃には袖無し半纏が、中国人労働者に支給された。崎戸同様に、寮となった建物には、暖房設備もなかった。風呂は寮にはなかったものの、炭坑を出たところには風呂があり、この風呂には入ることができた。医者は炭坑の現場にはいなかった。島の中に医者がおり、この医者にかかること 자체は可能であったが、実際には仕事を休むとマントウが半分に減らされるので事实上休むことはできないという状態であった。

事業場において15人が病気や栄養失調によって死亡している。崎戸と同様に外務省報告書「事業場別病類別罹患死亡数」の表をみると、結核性疾患3件、呼吸器病54件、消化器病69件、潰瘍・膿瘍・蜂窩織炎55件、眼病79件等、合計389件の疾病数が計上されて

いる。崎戸に比べれば数は少ないものの、中国人労働者の数が半分以下であることなども考慮すれば、高島においても衛生・健康管理状態は不良であったことは明らかである。

なお、全国の罹病者状況について、疥癬は最も多い病気として合計 13,987 件があり、上記の潰瘍・膿瘍・蜂窩織炎は潰瘍・膿瘍・腫瘍の 4,329 件と蜂窩織炎の 772 件、合計 5,101 件があり、総計の罹病数は 58,954 件である²⁶⁶。このことからも、当時、全国の各事業場の衛生・健康管理状態は不良であったことが伺える。

以上により、衣服の件について、高島・崎戸の状況は端島と少し異なっていたことがわかった。端島の場合は、作業用の衣服、靴、用品などを与えず、衣類は、半ズボン 1 本、シャツ 1 枚、襪 1 本など最低限の夏物を 1 回しか支給せず、冬用の衣類や夜具類は一切支給しなかったと証言されていた。高島・崎戸の場合は、日本へ出発する前に、仕事着 1 式と布団 1 つを 1 回しか支給せず、冬用の衣類は一切支給しなかったことは確認できた。それに、衛生、保健、医療の配慮は全くしていないこと、病気で仕事を休むと食事量を半減したり欠食にしたりして空腹を我慢しきれないので、病を押して働くをえないこと、怪我しても治療薬さえ与えない状態にしていたことも再確認できた。

第 7 節 帰国過程の実態

温進翰、呂福国、張俊月、谷大恒の証言を整理してから、三菱崎戸事業場の中国労働者が帰国する時の実態が明らかになってきた。

終戦後は、仕事をすることなく待機し、送還は 1945 年 11 月 20 日頃から始まっている。中国人労働者は崎戸から佐世保に移り、1 週間ほどしてから、佐世保から塘沽に船で渡り、そして多くの者は天津を通過して自分の家に帰っている。この帰国の船の中で 2 名が亡くなった。長い間の重労働と栄養不良によってもたらされた衰弱死だろうと考える。

ト樹梓（林）、ト樹（小）嶺、劉敬章、李運徳の証言を整理することにより、三菱高島事業場の場合は、高島からは帰国送還時に 188 人が船に乗せられ、帰国の経路は崎戸の中人労働者と同様であることがわかった。

まとめ

²⁶⁶ 外務省管理局『華人労務者就労事情調査報告書（第 2 分冊）第二部 死亡・疾病・傷害及関係事情』昭和 21 年 3 月 1 日（田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』現代書館、1995 年、pp.46-48。）

「岡まさはる記念長崎平和資料館」を中心とする長崎地方の有志者が結成した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は、長年をかけて、日中両国で行った現地調査の結果により、長崎の中国人強制連行者のほとんど、特にその後、国家と企業を提訴した原告らのすべては、華北労工協会による行政供出とされ、募集、雇用契約、人間的な取扱い、中国人労働者の自発的意思など一切なかったことが判明した。あったのは逮捕、身柄拘束、拉致、連行、監禁、拘禁、抑留、懲罰、忍従、恐怖、不安、最低限以下の衣・食・住、飢餓、酷暑、酷寒、健康・衛生・医療的配慮の欠如、環境及び処遇上劣悪極まりない収容所・刑務所・監獄・労働現場・華人寮、長時間労働、虐使など人間らしさを全時間的に極限まで踏みにじった人間性に対する、人道に対する罪であったことを再確認できた。

第5章 長崎の中国人強制連行実態の調査過程

1990年代になってから、中国人強制連行問題に関する報道が次々に目につくようになってきた。長崎では、1991年1月、平和公園地下駐車場工事現場より旧浦上刑務支所が出土し、浦上刑務支所における中国人原爆犠牲者問題が浮上してきた。

そして、秋田の花岡鉱山や広島の安野発電所工事における悲惨な実態が明るみに出るなかで、以前より中国人強制連行問題に強い関心を持っていた木村英昭²⁶⁷と平野伸人は地元の長崎での実態を調査することもなく放置しておくことは許されないという問題意識に迫られた。そして長崎における実態の調査を思い立った。

第1節 中国強制連行者との連絡について

当時、三菱鉱業の高島炭鉱と日鉄鉱業の鹿町炭鉱の中国人強制連行者の名簿²⁶⁸がすでに公開されていた。それに、同じく三菱鉱業所有の軍艦島（端島）炭坑の名簿²⁶⁹も民間団体により入手できた。参考となる前例がなく、返信や結果に対する予測もつかないまま、1998年の春、「とりあえず、判明している被連行者名簿を頼りに郵便で質問状²⁷⁰を送付して見よう」²⁷¹という気持ちで「郵便調査」の調査方法を採用し、三菱鉱業の2坑に絞って合計394名²⁷²を対象に郵便調査を行うことに決め、同年6月実行に移した。当時、「岡資料館」の理事長であり、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の代表でもある高賓康稔にも事前に協力の依頼があり、調査に協力した。

郵便調査の結果については、返信は年末までに59通があり、最終的には67通が届いた。そのうち、生存者は22名がいることがわかった。大まかな住所の記載しかない手紙が多くの本人ないし遺族に届いた。この結果に対しては、調査者たちは驚く一方で、名簿の信憑性が高いことを証明できたため、実態調査を続けていくことに確信を深めた。それと同時に、質問状に対して生存者や遺族たちは自分の悲痛な体験を具体的に切々と訴え、それに、加害者の謝罪と補償を強く要求する内容で、調査者たちに重い責任感を感じさせるととも

²⁶⁷ 木村英昭、当時の『朝日新聞』長崎支局記者である。

²⁶⁸ 田中宏・内海愛子・新美隆編『資料中国人強制連行の記録』明石書店、1990年。

²⁶⁹ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会『さびついた歯車を回そう』同会発行、1994年。

²⁷⁰ 質問状は添付資料3-1のとおりである。

²⁷¹ 2017年5月12日、平野伸人のインタビューより。

²⁷² 高島鉱205名中、氏名不詳者および氏名・住所の判読不明の分の14名を除く。

に、その時点で、真相を究明する緊急性と重要性が深く覚悟させられた。なお、その質問状への返信の内容はその後究明された実態の大まかな要点が示されたということが明らかである。

このように、長崎での中国人強制連行問題の実態調査と問題解決への道が開かれた。

第2節 実態調査の経過について

筆者は「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」の資料を整理すること、及び主要人物の新海智広、崎山昇²⁷³、平野伸人の聞き取りにより、長崎の中国人強制連行問題の発掘から訴訟までの過程で起こった主要な事件とその時期を次の表にまとめた。

²⁷³ 崎山昇は1958年生まれ、被爆二世、九州大学工学部卒、長崎県庁勤務。

表 14. 提訴までの主要な事項とその時期：

1991 年 1 月	平和公園地下駐車場工事現場より旧浦上刑務支所が出土 浦上刑務支所における中国人原爆犠牲者問題が浮上
1992 年 6 月	中国における初の現地調査、強制連行被害者の確認
1993 年 8 月	岡正治を中心とする「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が「端島資料」(『端島事業場』という端島事業場報告書を含む)を発見(翌年『さびついた歯車を回そう』として刊行)
12 月	鎌田定夫 ²⁷⁴ ら「長崎の証言の会」が中心となり日鉄鹿町の生存者らを招聘、現地調査を行う
1998 年 6 月	復刻された『外務省報告書』及び 1993 年の「端島資料」の名簿に基づき、高島・端島中国人強制連行の郵便調査を実施
1999 年 7 月	「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」(所謂「中真会」)発足 端島現地調査実施
8 月	「中真会」第 1 回訪中、高島・端島中国人強制連行生存者聞き取り調査を行う
2000 年 1 月	「中真会」第 2 回訪中、崎戸生存者聞き取り調査を行う
3 月	三菱マテリアル株式会社に「申し入れ書」を提出した
8 月	「中真会」第 3 回訪中、三菱聯誼会準備会(のちに、長崎三島中国労工受害者聯誼会)結成
2001 年 3 月	「中真会」第 4 回訪中、高島・端島生存者聞き取り調査を行う
2002 年 1 月	「聯誼会」(準)、三菱マテリアルへ公開書簡を提出する/「中真会」、同社へ要望書を提出する
4 月	「中真会」第 5 回訪中、崎戸生存者聞き取り調査を行う
5 月	「中国人強制連行被害者の来日を実現する会」発足
7 月	被害者 2 名(連双印・李慶雲)、遺族 1 名(王樹芳)及び研究者(何天義)の 4 名来崎・三菱マテリアルとの交渉と現地調査、証言集会を実施
12 月	「中真会」第 6 回訪中、提訴等について中国側と打ち合わせ
2003 年 10 月	「中真会」第 7 回訪中、弁護士の龍田紘一朗 ²⁷⁵ 、浅井徹と共に裁判について最終打ち合わせ、帰国後「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」発足
11 月	被害者 2 名(李慶雲・王松林)、遺族 1 名(賈同申)及び聯議会関係者(孫立確)を招聘、崎戸現地調査実施、(長崎地方裁判所)提訴

(関係者への聞き取り記録及び「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」の資料より筆者作成)

²⁷⁴ 鎌田定夫は 1929 年宮崎県生まれ、2002 年没。九州大学文学部仏文科卒。東京の出版社勤務を経て、長崎造船大学(現、長崎総合科学大学)教員。被爆者の聞き取り調査、支援に尽力。早くから外国人被爆者にも注目。

²⁷⁵ 龍田紘一郎、東京大学経済学部卒、弁護士。諫早湾干拓問題の訴訟、外国人被爆者裁判、韓国人徴用工裁判、「被爆体験者」裁判などに尽力。

表 14.より、1998 年の郵便調査を通じて、中国人強制連行者および遺族たちから返信を受けた後に、1999 年 7 月、「中国人強制連行の真相を調査する会」（所謂「中真会」）が成立して正式に実態調査に着手したことがわかった。長崎の中国人強制連行の実態調査及び問題解決のため、「中真会」は 1999 年 8 月から 2003 年 11 月の提訴までに、合計 7 回の中国への訪問を行ったことも明らかである。

具体的な状況を把握するために、筆者は新海智広²⁷⁶に数回確認したことがある。

新海は「中真会」が成立した時から、メンバーの 1 人として調査活動に参加していた。さらに、2003 年から「中真会」の事務局長を務めていた。長崎の中国人強制連行問題に詳しい人である。新海より、「2000 年 8 月の訪中は、「長崎三島中国労工受害者聯誼会」（三菱聯誼会準備会）の結成、つまり、中国で強制連行被害者の組織を作ることに関して相談するために、李慶雲・連双印と会面に行ったが、「聞き取り」などは行っていなかった。そのため、これは「実態調査」とは区別すべきだ。それに、同じことは、2002 年 12 月の訪中は、表を示す通り、提訴について中国側と打ち合わせのため、それに、2003 年 10 月の訪中は、提訴の準備のため、龍田弁護士と浅井弁護士の二人を伴い、中国に行ったものであり、「実態調査」ではない」ということがわかった。

ゆえに、表 14.の中に示した 2000 年 8 月の第 3 回訪中、2002 年 12 月の第 6 回訪中、2003 年 10 月の第 7 回訪中は実態調査ではないので、これと区別するために、これから、1999 年 8 月の第 1 回訪中、2000 年 1 月の第 2 回訪中、2001 年 3 月の第 4 回訪中、2002 年 4 月の第 5 回訪中、計 4 回の訪中調査は「訪中実態調査」と総称して論じていく。

表 15. 「中真会」が行なった 4 回の「訪中実態調査」

	時期	目的	調査地点
第 1 回	1999 年 8 月	高島・端島中国人強制連行実態調査 (生存者と初対面)	石家荘、邯鄲、衡水、滄州
第 2 回	2000 年 1 月	崎戸中国人強制連行実態調査	北京
第 3 回	2001 年 3 月	高島・端島中国人強制連行実態調査	北京
第 4 回	2002 年 4 月	崎戸中国人強制連行実態調査	河北省石家荘

（関係者への聞き取り記録及び「支援する会」の資料より筆者作成）

表 15.により、実態調査の過程では、1999 年から 2002 年まで、「中真会」は中国に行き、連行者本人とその遺族たちと対面し、当時の連行の実態や、強制労働の実態などについて、

²⁷⁶ 新海智広、1956 年生まれ、私立高校社会科教員。

直接「聞き取り」調査を行った「実態調査」は、合計4回であることがわかった。また、毎回の「実態調査」が行なわれた時期と地点、それに調査対象も明らかに示している。筆者は、「中真会」の資料や「岡資料館」の会報などを整理することにより、この4回の「訪中実態調査」について、毎回の成果を以下のようにまとめた。

第1項 第1回の「訪中実態調査」とその成果

1999年7月、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が結成され、端島・高島に強制連行された被害者とその遺族たちの証言を得るため、8月22日から30日にかけて、「岡資料館」の高實理事長をはじめ、資料館メンバー3人を含む計6名の訪中団が、石家荘、邯鄲、衡水、滄州で第1回の「訪中実態調査」を行った。

邯鄲では、調査対象者とその付き添い人は10数名にすぎないが、総勢50名の人々が「中真会」の来訪を待機していた。そのうち、崎戸炭鉱への被連行者も一人いたが、他は長崎ではなく別の地に連行された人たちとその家族であった。強制連行を調査する日本人が来ているという噂を聞くだけで、すぐ大勢の人たちが集会場所に追いかけて来ていることからも、中国人連行者とその家族たちは、日本政府および関係者が戦時中日本に強制連行したことについて説明してほしいという切実な期待を持っていることが伺える。



図8. 元中国人強制連行者と訪中調査団の集合写真、写真は新海智広提供(写真提供者は以下同様)

生存者の一人である李万貴（喜）が、よれよれの黄色い紙に書かれた名簿を調査団に見せた。それは被害者の自主的な活動の証である²⁷⁷。調査団は李如生と李万貴（喜）の自宅まで訪ねた時に、二人が襲撃・連行された近くの現場で当時の状況の説明を受けた。

また、調査団は石家荘の郊外にある井径炭鉱跡も訪問した。そこには1万体と言われる遺骨の山があり、なかには少年の遺骨や虐待の跡が明らかな遺骨もあり、まるで中国東北部（旧満州国）での「万人坑」であり、日本の強制連行・強制労働政策が中国国内でも大規模に行われた一つの証拠だと考えられる。

最後、調査団は証言してくれた方々に調査の続行と三菱マテリアル株式会社への調査協力・謝罪・賠償の「申し入れ」を行うことを約束した。

調査団が帰国した後も、木村記者と通訳で中国人強制連行問題の研究者の老田は9月11日まで残留して調査を続行していた。彼ら2人は文化大革命時代²⁷⁸（1966－1976）に迫害を受けた体験を持つ端島への被連行者を訪ねて本人および家族の証言を聴取し、天津の「抗日殉烈士記念館」も訪れ、同館「骨灰室」において崎戸炭鉱の原爆犠牲者27名の遺骨箱の存在を確認した。これらの調査結果は、強制連行者たちが受けた二重、三重の被害を証明することに大きな意義があり、証拠の提供に役に立つと考える。

以上により、第1回の「訪中実態調査」を通じて、主要な成果としては：

まず、4都市の合計で生存者16人、遺族22人と面会した。特に、その後の「長崎の中国人強制連行裁判」の原告の半数の5名、すなわち、邯鄲で李如生、石家荘で王白旦と王樹芳、衡水で連双印と李慶雲に初めて出会った。

また、調査団は会場で証言を聞き取るだけではなく、現場まで足を運び、生存者から連行当時の状況を確認できた。

それに、証言者たちと三菱マテリアル(株)への「申し入れ」を約束した。

以上の成果以外に、第1回の「訪中調査」により、調査団は日本軍の暴行をいっそう罪深く思うとともに、強制連行・強制労働の実態調査の続行と三菱マテリアル株式会社などへの謝罪・賠償を求める決意をより強めたと考える。

²⁷⁷ しかし、「中真会」の調査員たちは、その場で見るだけで、コピーとかをしていない。

²⁷⁸ 文化大革命は、中華人民共和国で1966年から1976年まで続き、1977年に終結宣言がなされた毛沢東主導による革命運動である。全称はプロレタリア文化大革命、略称は「文革」。

第2項 第2回の「訪中実態調査」とその成果

2000年1月、「中真会」のメンバー5人は中国の北京で2回目の「訪中実態調査」を行なった。新海の記録により、第2回の調査の状況を次の通り、まとめた。

表16. 第2回「訪中実態調査」(2000年)の聞き取り対象者

氏名	生年	年齢	備考
劉占一	1925年	74歳	連行者本人、連行当時18歳
常洪澤	1923年	76歳	連行者本人、連行当時20歳
張福連	1916年	83歳	連行者本人、連行当時27歳
王書元	1924年	75歳	連行者本人、連行当時19歳
倪祥青	1935年	64歳	連行者倪瑞峯の息子、倪祥青は父の連行時8歳

(関係者への聞き取り記録及び「支援する会」の資料より筆者作成)

表16に示した通り、2回目の聞き取り対象者は劉占一、常洪澤、張福連、王書元、倪瑞峯の息子の倪祥青、計5人であった²⁷⁹。それに、原爆犠牲者遺族の倪祥青以外の4人は中国人連行者本人であることがわかった。倪祥青は倪瑞峯の息子で、遺族として聞き取り調査に応じてくれた。倪瑞峯は原爆の中で死亡し、本人の生年月日と連行当時の年齢がわからないが、聞き取り時64歳の倪祥青により、父が連行された時、彼が8歳であったことがわかった。

連行者4人の証言により、強制連行の事実を改めて確認できた上に、村で拉致された後に、車と列車に運ばれ、監獄と華北労工協会の収容所に入れられ、監視されたことを含め、中国から日本に連行されるまでの一ヶ月ぐらいの詳細な経過を確認できた。また、日本に着いた後の寮、食事、給料、仕事の内容、労働実態の各方面の内容と、原爆投下から帰国までの具体的な状況も明らかにした。それに、帰国直後の生活とその後の就職や今までの生活状況もわかった。

²⁷⁹ そのうち、張福連と常洪澤と王書元は同じ市の人である。



図 9. 左から：崎山昇、平野伸人、木村英昭、連双印、新海智広、李慶雲、鄭欣、高賓康稔、何天義

第2回の「訪中実態調査」により、中国人強制連行者たちが、連行される前の生活状況から帰国後の状況まで、具体的な証言が収集でき、中国人強制連行・強制労働の実態が解明できた。連行者たちの全体状況が把握できるようになり、皆が問題の解決を期待していることも改めて確認できた。それに、今回の調査で、初めて原爆犠牲者遺族の証言を収集できた。

第3項 第3回の「訪中実態調査」とその成果

2001年3月30日から4月1日、「中真会」のメンバー3人が北京で第3回の「訪中実態調査」を行なった。今回の調査に出会った証言者の李之昌はその後原告になった。李之昌の証言の大部分は『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記憶』²⁸⁰に掲載されている。

²⁸⁰ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記憶』増補改訂版、東京：社会評論社、2016年。

それに、前述したことにより、「中真会」は2000年8月に、「長崎三島中国労工受害者聯誼会」（三菱聯誼会準備会）の結成に立ち会うために、中国に行ったことがわかった。この第3回の「訪中実態調査」に、「中真会」は、この「聯誼会準備会」と、「アメリカ訴訟」について意見交換も行った。

これまでの3回の訪中実態調査によって、「中真会」は一定人数の生存者・関係者と連絡し、有力な証言を収集できた。筆者はこの3回の調査によって究明された生存者や遺族の人数及びその所属を表17の通りに整理した。

表17. 前3回の訪中調査により、明らかになった生存者・遺族人数

	生存者人数(人)	遺族人数(人)
高島	15人	109人
端島	13人	59人
崎戸	23人	184人
計	51人	352人

(崎山昇「崎戸炭坑における中国人強制連行の全体像が初めて明らかに」『西坂だより』2002年7月1日、第31号、P4より筆者作成)

第4項 第4回の「訪中実態調査」とその成果

2002年4月26日から30日にかけて、「中真会」のメンバーをはじめ、計7人は中国河北省石家荘において第4回の「訪中実態調査」を行なった。第4回の「訪中実態調査」については、崎山昇の記録には、詳細な記述があり、参考にできた。

崎山のレポートにある「今回、中国側の事前調査によって崎戸炭坑の生存者が明らかになったことを受けて、初めて崎戸炭坑の生存者の本格調査と原爆被爆者遺族（爆死者遺族）の調査を行いました。」²⁸¹という記述から、第4回の「訪中実態調査」の主要な目的は、崎戸炭坑の中国人強制連行の真相解明及び、原爆被爆に至る経過と遺族の実態の解明であることは明らかである。

²⁸¹ 崎山昇「崎戸炭坑における中国人強制連行の全体像が初めて明らかに」『西坂だより』第31号 2002年7月1日、p.4。



図 10. 2002 年石家庄での証言収集現場

これまでの訪中調査によって、「中真会」の活動は中国で同問題に関心を持つ団体や研究者たちに知られ、支持が得られた。第4回の「訪中実態調査」は中国国内の関係者の先行調査のもとに展開した。第4回調査の主要な目的は崎戸の中国人強制連行者の実態及び中国人強制連行者が原爆で犠牲になった原因、また生存者や遺族のその後の生活状況などについて証言を収集することであった。

調査から得た証言により、「ほとんどが農民で畑作業中に日本軍や傀儡軍によって拉致され、行き先も知らず連行された。連行先は崎戸の「管牟田地区」にあったと推測される木造平屋の寮に監視下に置かれていた。衣服の支給は最初に1回あつただけ、食事は1日3回、仕事のないときは2回で、1回に小さなマントウが2個だった。1日12時間労働で2交代制、10日に一度ローテーションが代わり昼夜が逆転した。賃金は支払われず、仕事はきつくノルマを達成しなければ上がることができなかつた。増産日があつてノルマが増やされた。落盤事故なども多く、怪我した人も多い。監督の暴力も日常的だつた。すべての証言者が日本政府や企業に謝罪と補償を求めた。」²⁸²という強制連行・強制労働・虐待・暴力などの事実を改めて説得的に証明できること、それに、被害者たちが自分の権利侵害に対する責任の追求を強く期待していることも明らかになつた。

崎山昇の記録によると、第4回の「訪中実態調査」の成果は次の通りまとめられる：

²⁸² 同上。

まず、最も重要なのは、三菱三山（高島・端島・崎戸）のうち実態が明らかでない崎戸炭坑における中国人強制連行の全体像が初めて極めて鮮明になった。

また、浦上刑務支所入所に至る経過について初めて生存者の証言が得られたことにより、崎戸坑 27 人の原爆死の真相について、原爆死者の遺族の悲惨な実態が明らかになり、遺骨を求める遺族の心情なども明らかになった。

それに、今回の調査は、小泉純一郎首相の靖国神社参拝に対する厳しい中国国内の反響という背景を踏まえ、「控訴日本軍国主義罪行・抗議小泉参拝靖国神社」と題した被害者、内外の研究者による国際シンポジウムにも参加した。中国のマスコミの反応も顕著で、中国のテレビや新聞でも取り上げられた。

第 4 回の「訪中実態調査」により、崎戸炭坑の中国人強制連行の真相解明及び、原爆被爆に至る経過と遺族の実態の解明という計画の目的を達成した上に、また中国のマスコミにより、中国社会で顕著な反応を起こしたことがわかった。それに、今回の調査で証言した 10 名のうち、王松林と賈同申の 2 名がその後原告になった。

第 3 節 責任側の三菱マテリアル株式会社にも協力を求めたこと

1999 年から発足した「中真会」は 2000 年まで 2 度にわたる中国現地調査を実施してから、長崎の高島・端島・崎戸の 3 つの炭鉱の中国人強制連行の実態、及び旧浦上刑務支所²⁸³において原爆により死亡した中国人連行者などをほぼ把握できた。

3 つの炭鉱に強制連行された中国人労働者は、苛酷な労働を強いられたうえに、賃金も支払われなかったと証言し、また、原爆での死者を含め多数の死者も出ている事実を踏まえ、日本への強制連行により人生が破壊されたことについての補償と謝罪を日本国及び三菱会社に求めていきたいという要求を提出した。ゆえに、「中真会」は 2 回の現地調査に基づき、2000 年 3 月、三菱会社に「申し入れ書」を提出した。その主要な内容としては：

まず、3 炭鉱の中国人強制連行者全員の名簿の公開及関連資料を公表すること。

また、真相を解明するため、中国人の強制連行生存者や遺族と連絡を取り、当時の強制連行の実態、とりわけ労働実態や未払い賃金の有無、死者の状況、帰国時の待遇などについて調査すること。

それに、崎戸炭鉱に強制連行され、8 月 9 日に原爆により死亡した 27 名の方々の浦上刑務支所(現平和公園)収監にいたる経過、及び原爆死亡後の処置について、真相を調査し公表

²⁸³ 現在の平和公園にある。

すること、及び3炭鉱の中国人強制連行者を入市被爆者も含めて原爆被爆の可能性を確認し、原爆被爆者の有無について調査し、公表すること。

最後に、調査結果に基づき、中国人強制連行についての補償を含めた適切な対応をすること²⁸⁴。

しかし、これに対して、三菱側は4月28日付け、九州支店長名で「何分にも既に終戦後54年以上が経過していることであり、この間の前期三山に関する書類につきましては、弊社内には残存しておりません…回答が出来ません」という「回答」をしてきた。「中真会」は三菱側の回答は極めて不誠実なものだと考え、5月23日に直接話し合いを求め、再申し込みを行ってから、三菱側は面会要請を受け入れた。

第4節 中国人連行者を日本へ招聘、日本の現地の調査を行う

崎戸炭坑は高島・端鳥・崎戸の三つの三菱系炭坑の中では、連行者436名、死亡者64名と規模が最も大きかった。死亡者のうち、浦上刑務支所へ移送され、原爆で死亡した人は27名である。

当時の実態についても有力な情報を取得するため、被害者を日本まで招聘し、労働現場で記憶を蘇らせるることは必要だと考えられる。「岡資料館」は彼らの来日を実現するため、身元保証人としての招聘団体となることを決めた。これだけではなく、2002年5月26日、元長崎市市長の本島等（1922－2014）が会長に選ばれ、「長崎の中国人強制連行被害者の来日を実現する会」が結成され、同年7月、被害者2名の連双印と李慶雲、遺族1名の王樹芳、及び研究者の何天義、4名を招聘したことは、初めての中国人連行者の来日招聘である。これにより、被害者たちを日本の労働現場まで案内し、当時の実情を現地で語らせ、証言を収集することができた。

²⁸⁴ 2000年3月29日三菱マテリアル株式会社へ提出した「申し入れ書」により。



図 11. 2002 年 7 月、長崎にて。左から：連双印、李慶雲、本島等、何天義、王芳樹



図 12.13. 2002 年 7 月連双印が高島で話しているところおよび端島に行く途中

2003 年 10 月、「岡資料館」のメンバーが中心となって「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」が結成された。11 月、被害者 2 名の李慶雲と王松林、遺族 1 名の賈同申、及び聯議会関係者の孫立確を招聘した。11 月 29 日、1944 年に崎戸炭坑に強制連行され、強制労働させられた王松林と一緒に崎戸炭坑に行き、崎戸炭坑跡の現地調査を行った。



図 14. 2003 年、王松林が崎戸で現場について話している。

当時までに、すでに 58 年経ってしまい、現地も年月の経過とともに海や山の形状が変化したこともあるので、王松林は場所がわからなくなってしまった。当時の状況について、新海智広の記録により、「驚くほど記憶が鮮明な王さんですが、到着してしばらくは寮の場所や働かされていた場所も確定できず、いらだった表情を示されました。しかし、地元の K さんという元炭鉱労働者の方が現れてからは、二人でお互いの記憶を補うようにして、当時防空壕を掘らされていた場所、寮の位置、当時使っていた井戸などを次々に確認して行かれました。当時まだ少年で、中国人労務者と食べ物を交換したり、寮に遊びにきたりしたこともあるという K さんと、王松林さんが、通じないはずの言葉の壁をこえて、肩をたたきあい喜びあう姿は本当に感動的なものでした。」²⁸⁵と書いている。

第 5 節 日本側の関係者や目撃者を探し、証言を収集する

長崎の三菱の三つの炭鉱である高島・端島・崎戸の実態については、「岡資料館」のメンバーを中心とする「中真会」は 1999 年から 2002 年まで、合計 4 回の訪中実態調査を通して、中国の被害者を探し、証言を収集することにより、ほぼ全容を明らかにしてきた²⁸⁶。しかし、彼らは収集してきた証言の信憑性を高めるため、中国人被害者側の証言だけではなく、日本側の関係者や目撃者なども探し、証言を求め続けていた。

前述した 2003 年に王松林と一緒に崎戸で現地調査する時に出会った元炭鉱労働者以外に、2005 年 8 月、「支援する会」のメンバーが崎戸町で聞き取り調査を行うことにより、当時の中国人に対する虐待などを実際に目撃した日本人を探し当てた。その後、この目撃者の証言も録取され、文書化されてから、書証として裁判所に提出した²⁸⁷。

まとめ

第 2 章に論じた通り、1944 年から日本敗戦の 1945 年 8 月 13 日まで、長崎に強制連行された中国人強制連行者の人数は 1042 人であることと、これらの強制連行者の氏名、年齢、住所などの個人情報は各事業所から提供された資料により作成された『外務省報告書』にはすでに確実に記録されていることは明らかである。しかし、当時の労働実態や連行者たちの生活実態などについては、「岡資料館」のメンバーたちが長年をかけて、日中両国で何

²⁸⁵ 新海智広「国・長崎県・三菱は謝罪し賠償を！」『西坂だより』2006 年 3 月 1 日、p.6。

²⁸⁶ 1993 年には市民団体によって日鉄鹿町鉱業所の調査が取り組まれており、次第に真相実態が明らかになりつつある。

²⁸⁷ 『西坂だより』岡まさはる記念長崎平和資料館、2006 年 3 月 1 日、p.7。

度も現地調査を行ない、日中両側の証言者を探し出し、証言を収集してから、ようやく明らかにしたものである。

「岡資料館」のメンバーを中心として結成された「中真会」と「支援する会」は、長崎の中国人強制連行の実態を調査する時に、現地調査を主な調査方法として、被害者側、責任者側、関係者側、それに目撃者まで、多方面の資料や証言を求め、証拠を収集する科学的な調査方法が用いられ、調査結果の信憑性を高め、長崎の中国人強制連行実態の解明に大きな役割を発揮したことは言うまでもないのである。

また、実態を調査するとともに、歴史的事実を正しく認識し、日本の政治家たちの不当な行動を厳しく批判することをテーマとする学術シンポジウムなどへの参加により、中国の社会で顕著な反応を起こした。「岡資料館」のメンバーなどの歴史を直視し、事実を尊重する姿を、中国または世界各国の人々に見せ、正しい歴史認識がある良心的な日本人と右翼の政治家たちのあいだに鮮明な差があることを世界にアピールした。これにより、日中両国の友好交流の基礎を築いたと言えるだろう。

第6章 長崎の中国人強制連行問題の解決過程

前章に論じた通り、「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」（「中真会」）は、合計4回の「訪中実態調査」を行い、中国人強制連行者とその遺族たちを探し、証言を収集することにより、長崎の中国人強制連行の実態の全貌を明らかにしてきた。それに、実態調査以外に、また数回中国を訪問し、「長崎三島中国労工受害者聯誼会」の結成や、提訴について中国側との打ち合わせや、提訴の準備などのために、活動してきて、「中真会」が1999年7月に発足してから2003年11月の提訴までに、合計7回の中国への訪問調査活動を行っていたこともわかった。この章では、「中真会」が長崎の中国人強制連行問題の解決までの過程について論述を展開していく。

第1節 提訴までに三菱マテリアルと積極的な交渉

「中真会」は中国人連行被害者たちと聞き取り調査や打ち合わせなどの活動を行うとともに、連行の責任を負う加害企業三菱との交渉なども積極的に行なってきた。

前章にも論じたが、「中真会」が第1回の「訪中実態調査」を行った後に、三菱マテリアル株式会社に実態解明の主体的な調査と補償を含めた適切な対応、全名簿の公開、生存者や遺族との連絡等を要請する「申し入れ書」²⁸⁸（2000年3月29日）を提出した。しかし、これに対して会社側は九州支店の所管事項と断った上で「社内資料及び聞き取り出来る生存者が見当たらず、回答できません」と回答²⁸⁹した。その後、「中真会」は三菱マテリアル株式会社に誠意を求めるための「要請書」²⁹⁰（2000年5月22日）を提出し、また、2001年1月23日に再び、2000年3月に提出した「申し入れ書」と同じ要望内容の「要望書」²⁹¹を本社へ提出した。さらに、2002年1月「聯誼会」（当時は準備会）が三菱マテリアルへ「公開書簡」²⁹²を提出する同時に、「中真会」は同社にも「要望書」（2002年1月25日）²⁹³を提出した。そのうち、2002年の「要望書」には、三菱会社側に「聯誼会」が提

²⁸⁸ 添付資料3-2「申入書」2000年3月29日

²⁸⁹ 添付資料3-3「長崎における中国人強制連行調査に関する件」平成12年4月28日

²⁹⁰ 添付資料3-4「要請書」2000年5月22日

²⁹¹ 添付資料3-5「要望書」2001年1月23日

²⁹² 添付資料3-8「致三菱材料公司的公开信」2002年1月16日

添付資料3-9「三菱マテリアル株式会社御中」資料8の日本語版

²⁹³ 添付資料3-10「要望書」2002年1月25日

出した「公開書簡」に誠意ある対応を催促することと面談の要望を表したが、それ以外の要望事項は相変わらず 2000 年 3 月の「申し入れ書」と同じ内容である。

しかしこれに対して、三菱マテリアル株式会社九州支店の支店長森栄が「長崎における中国人強制連行調査に関する件」（2002 年 4 月 23 日）²⁹⁴で「中真会」に回答し、さらに、2002 年 6 月 21 日に「聯誼会」に「回答」²⁹⁵をした。いずれも、「終戦後 56 年が経過」、「会社分離」、「名簿が残存しない」、「事実関係の確認ができない」などの理由で、「一企業の責任を論すべき問題ではないと思料されますことから、補償等を含め、貴申出には応じられません」²⁹⁶という三菱マテリアル会社の意見を表し、「聯誼会」代表との面談を拒否した。

しかし、「中真会」は三菱マテリアル会社の回答を納得できないが、礼節と理をもって説けば相手に通ずるとの信念を堅持し、直接折衝を決意した。

ついで 2002 年 7 月 26 日、当時の「聯誼会」の会長の連双印をはじめ 4 名²⁹⁷の訪日代表団が来日した。代表団は強制労働現地を訪問して証言した後に、平和公園にある浦上刑務支所跡で原爆犠牲者を追悼した。さらに、7 月 29 日、訪日代表団は「中真会」のメンバーとともに、福岡市にある三菱マテリアル株式会社九州支店を訪問した。「中真会」が懸命に斡旋した末、総務課長の為広正司が会見に応じてくれた。しかし、如何に三菱会社の加害事実に基づく謝罪と賠償の義務を説いても、為広正司は終始沈黙を保ち、ただ「仮に言われるような事実があったとしても謝罪や賠償の義務はない、裁判になれば争うほかない」との趣旨の一言しかなかった。このように、三菱側は反省や謝罪どころか、強制連行・強制労働の歴史的事実に対しても認めようとしない。ゆえに、訪日代表団はその姿勢による解決の限界を痛感して帰国した。

訪日代表団の帰国後、強制連行被害者及び遺族たちは、三菱の姿勢に失望し、長崎の中国人強制連行問題が訴訟以外に解決の余地がないという結論に達し、やむを得ず裁判という手段に訴える決意をした。直ちに、「中真会」に訴訟支援の要請を出した。今まで交渉による問題の解決を目指した「中真会」は同年 12 月に第 6 回の訪中を行い、提訴等について中国側と打ち合わせをした。協議の結果として、翌年 7 月に提訴を予定した。

²⁹⁴ 添付資料 3-11 「長崎における中国人強制連行調査に関する件」平成 14 年 4 月 23 日

²⁹⁵ 添付資料 3-12 「三菱マテリアルの回答書」平成 14 年 6 月 21 日

²⁹⁶ 同上。

²⁹⁷ 被害者 2 名（連双印・李慶雲）、遺族 1 名（王樹芳）及び研究者（何天義）の 4 名

この段階では、「中真会」も事態の発展に従い、2003年、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」（略称：「支援する会」）に発展してきた。「支援する会」を構成する主要メンバーは相変わらず「岡資料館」のメンバーであり、会長も相変わらず本島等である。

第2節 裁判の支援と裁判の結果

2003年10月、「支援する会」の会員は弁護士の龍田紘一朗と浅井敞の兩人とともに中国を訪問し、10名の原告と面会し、来崎の詳細と提訴の準備事項などについて相談した。



図 15.16. 2003 年 10 月、中国にて。

ようやく、2003年11月27日、「支援する会」の招聘によって、上記の「長崎の中国人強制連行裁判」の10名の原告の代表である李慶雲²⁹⁸、王松林、賈同申²⁹⁹、孫立確³⁰⁰の4名が中国から長崎に来た。李慶雲と王松林は端島・崎戸へ連行された直接の被害者である。賈同申は遺族であり、孫立確は健康上の理由で裁判に直接的に来られない原告の代理人である。翌28日、長崎地方裁判所で原告の人びとは、被告国（日本政府）及び長崎県、三菱マテリアル・三菱重工に、戦時中の強制拉致・奴隸的酷使に対して、謝罪と損害賠償を求め、提訴した。これらの被告が被告になる理由については、次の通りである。

²⁹⁸ 李慶雲は「長崎三島中国労工工受害者者聯誼会」の会長でもある。彼は端島に連行された後、危険な作業をさせられた上、非人間的に扱われた。ついに耐えられないと判断した彼は仲間と一緒に「入坑拒否」を行い、抗議した。そのため、彼は警察署へ連行されて凄惨なリンチを受けたこともある。

²⁹⁹ 賈同申の父親（賈貴勝）は崎戸に連行され、更に炭坑から浦上刑務支所に移送されて原爆死した犠牲者である。賈貴勝は父が連行された時、まだ1歳8ヶ月であった。その後は母親と苦しい生活を送ってきた。数年前、聯誼会の孫立確から伝えられるまで、自分の父親に関する情報は一切知らなかった。

³⁰⁰ 孫立確は「長崎三島中国労工工受害者者聯誼会」の事務局次長である。

表 18. 被告らとその理由

	被告	理由
1	三菱マテリアル株式会社	(1)被告会社は、平成 2 年 12 月、三菱鉱業セメント株式会社と三菱金属株式会社とが合併してできた会社である。 (2)三菱鉱業セメント株式会社は昭和 48 年 4 月、三菱鉱業株式会社が他のセメント会社と合併し、社名変更した会社である。 (3)三菱鉱業株式会社は、コンツエルン三菱財閥の一翼を担い、第二次世界大戦前から戦中及び戦後の一定時期まで高島鉱業所、端島炭鉱、崎戸鉱業所を経営した。
2	三菱重工株式会社	被告会社は長崎造船所において、第二次世界大戦前から戦中を経て現在においても、造船業を営む会社である。
3	日本国	被告日本国は大日本帝国と法人格上の同一性を保有する国家である。
4	長崎県	被告長崎県は大日本帝国下における長崎県と法人格上の同一性を有する地方公共団体である。

(2003 年 11 月 28 日、長崎地方裁判所に出した訴状より筆者作成)

そのうち、長崎県が被告となる理由は、国との共同事業で中国人移入の県内での関与が認められるからである。

請求の趣旨については：

被告らは各自、各原告に対し各 200 万円とこれに対する 1945 年 8 月 15 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

被告ら各々は、各原告に対し、奴隸的拉致、監禁、虐使について、公開の声明文書による謝罪をせよ。

訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第 1、3 項について仮執行の宣言を求める。³⁰¹

また、龍田弁護士は、「人道に反する不法行為には時効などは適用されないというのが国際的な基準であり、これを裁判を通じて定着させたい」と言った³⁰²。

³⁰¹ 2003 年 11 月 28 日に長崎地方裁判所に出した訴状より引用。

³⁰² 提訴後、市政記者クラブで行われた記者会見でこの裁判の意義について龍田弁護士が説明する時に述べた。

第1項 裁判の支援

表 19.により、2003 年 11 月、長崎地方裁判所に提訴した後に、2004 年 3 月の第 1 回口頭弁論から 2006 年 3 月の第 11 回口頭弁論までの 3 年間に合計 11 回の口頭弁論を行ったことがわかった。そのあいだ、口頭弁論や意見陳述などのため、「岡資料館」のメンバーを中心に結成した「支援する会」は原告らを長崎まで数回招聘した。この時、身元保証人としての招聘団体となるのはやはり「岡資料館」であった。

表 19. 判決までの主要な出来事とその時期

2003 年 11 月	被害者 2 名（李慶雲・王松林）遺族 1 名（賈同申）及び聯議会関係者（孫立確）を招聘、崎戸現地調査実施、（長崎地方裁判所）提訴
2004 年 3 月	原告 2 名（張世傑・喬愛民）を招聘、第 1 回口頭弁論で意見陳述
5 月	第 2 回口頭弁論、老田裕美講演会実施
6 月	龍田紘一朗弁護士と老田裕美、訪申し端島関係者と面接、証言録取
7 月	第 3 回口頭弁論
9 月	訴訟準備、電話会議（台風のため第 4 回口頭弁論を変更）
10 月	原告の李之昌死去、新美隆弁護士講演会を開催
11 月	体調が思わしくない連双印を除く原告全員（亡くなった李之昌は、娘の王鳳榮が代理参加）が来崎、青葉荘で 2 週間の共同生活開始
12 月	第 4 回口頭弁論、長崎地方裁判所の「集中審理」、2 日にわたり集中尋問を実施
2005 年 3 月	第 5 回口頭弁論
5 月	第 6 回口頭弁論、「真の日中友好を考える」シンポジウムを開催
7 月	第 7 回口頭弁論
8 月	崎戸で中国人に対する虐待を目撃した日本人を探し当て、証言録取
10 月	第 8 回口頭弁論
11 月	第 9 回口頭弁論
2006 年 1 月	第 10 回口頭弁論
3 月	第 11 回口頭弁論。結審が予想されたため、原告 2 名（李慶雲・喬愛民）及び事務局の王洪傑が来崎、原告の意見陳述を行う。結審するが判決期日は「追って通知」となる
7 月	3 月以降、聯議会が中国国内で集めた公正な判決を求める第 1 次署名（5 万 4196 名分）を長崎地裁へ提出
8 月	天津に「抗日殉難烈士記念館」が開設、現地にて「支援する会」と「聯議会」の交流実現
10 月	聯議会が集めた第 2 次署名（1 万 2689 名分）を長崎地裁へ提出
2007 年 2 月	長崎地裁より判決日が通知される
3 月 27 日	李慶雲・喬愛民・王洪傑が来崎、地裁判決－敗訴－控訴
2008 年 10 月 20 日	福岡高等裁判所判決 控訴棄却 上告
2009 年 12 月 24	最高裁判所 上告不受理を通知 敗訴決定

日	
---	--

(関係者への聞き取り記録及び「支援する会」の資料より筆者作成)

この段階に、「岡資料館」が発揮した役割はこれだけではなく、世論喚起をするために、「岡資料館」はまた講演会やシンポジウムなどを計画し、実施した。2004年5月の老田裕美の講演会、2004年10月の新美隆弁護士講演会、2005年5月の「眞の日中友好を考える」シンポジウムなどの開催により、社会から「長崎の中国人強制連行裁判」に大きな注目を集めることができた。

まだ、第5章に論じたが、歴史の実態を最大限に客観的に解明するため、彼らは中国側の証言者だけではなく、日本側の証言できる関係者や目撃者などもずっと探し続けてきた。訴訟の進展に伴い、長崎の中国人連行問題裁判がますます多くの人に知られるようになり、2005年8月、崎戸で中国人に対する虐待を目撃した日本人をついに探し当て、証言を録取できた。

それに、判決を待つ間に、彼らは被告らをはじめ、「聯議会」の皆と交流や情報交換を行い続けていた。2006年8月、天津の「抗日殉難烈士記念館」の開設をきっかけに、「支援する会」は現地で「聯議会」との交流が実現できた。

以上により、長崎地方裁判所の判決が出るまでに、「岡資料館」はいくつの方面から原告らを支援し、裁判が順調に行われるために、不可欠かつ大きな役割を発揮したことが明らかである。

第2項 裁判の結果

2007年3月27日、地裁判決は「原告等は、華北に居住等していたところ、それぞれ拉致等され、中国の塘沽収容所まで移送、拘禁されるなどし」たと、事実を認定し、さらに中国人強制連行についても「華人労務者の供出の大半は、当該中国人の意思に反し、ないしその意思と関わりなく、暴力をも用いた強制的な日本への連行であったと考えざるを得ない。」と断じた。また、移送及び長崎での処遇についても「原告等は、その意に反して身柄を拘束され、鉄鎖により束縛されたり、逃亡困難な場所に監禁されたり、厳しい監視の下に置かれるなどして身柄を拘束されたまま日本に連れてこられ、各事業場において、厳しい労条件、過酷な処遇状況で労働に従事することを余儀なくされた。原告等は、自由に島外脱出・帰国できない状況にあり、原告等に対しては、逃亡防止を前提とした管理及び暴力をも用いた監督がされ、その行動は終戦のころまで厳しく制約された。」と、事実上の強制連行と強制労働の実態の全体像を、明瞭に認定していた。しかし、強制連行・強

制労動の事実を認定し、国・県・三菱の共同不法行為も認定し、さらに三菱マテリアルに對しては安全配慮義務違反があったことも明確に認定したが、「除斥・時効」の論理により謝罪や賠償は認めなかった。つまり、事実の認定を勝ち取ったけれども、民事裁判としては原告敗訴の結果になった。

判決後、原告らを始めとしての「聯儀会」の全員は、長崎地裁が被告の対応を「無責任・不誠実」としながら、除斥・時効の論理で免罪させることは納得できない「不当判決」だと判断し、福岡高裁に控訴することを決意した。



図 17. 2007 年 3 月 27 日、長崎地裁前にて。

左から：喬愛民、李慶雲、王洪桀

そして、2008 年 10 月 20 日、福岡高等裁判所において「長崎の中国人強制連行裁判」の控訴を棄却し、訴訟費用は控訴人の負担とする判決が出された。



図 18. 福岡高裁前にて。

左から王洪桀、長谷川忠雄、喬愛民、平野伸人、高實康稔

その後、さらに最高裁判所に上告したが、2009年12月24日、最高裁判所が上告不受理を通知してきて敗訴が確定した。これで、「長崎の中国人強制連行裁判」の全ての過程は終わり、裁判の結果は敗訴であった。

ところが、当時地裁の判決で被告らの犯罪行為が認定され、原告らの主張の信憑性が認められたことと、判決の中で「拉致」という認定がされたことは、非常に大きな意味があると考えられる。なお、2008年の高裁判決の日に、長崎から別の裁判を闘っている被爆者の方々や、「中国人強制連行問題を考える会」代表の田中宏、広島の川原洋子³⁰³、中土勝雅³⁰⁴など数多くの方々が判決傍聴のため、遠方から駆け付けてきたことから、「長崎の中国人強制連行裁判」は日本社会全体から大きな注目を集めたことが伺える。以上により、「岡資料館」のメンバーを中心として成立した「支援する会」の努力により、「長崎の中国人強制連行裁判」を順調に成し遂げたことと、長崎の中国人強制連行の史実をより多くの人に知らせること、または、同じような人権問題の訴訟に参考となることができた。

第3節 和解の成立

長崎の中国人強制連行裁判は敗訴の結果になったが、「支援する会」は、中国側と相談しながら、和解の可能性と方法を探し続けていた。「和解」の道へ進む理由の一つは、被害者の中国の人々の思いに少しでも沿うような解決を目指していることである。もう一つは、参考になる前例があったことである。

中国人強制連行に関する裁判で、三菱が被告となったのは長崎訴訟以外に、まだ福岡訴訟³⁰⁵と宮崎訴訟³⁰⁶があった。いずれも裁判所より「和解」の打診があった。例えば、福岡

³⁰³ 川原洋子「広島安野・中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会」の事務局長

³⁰⁴ 中土勝雅「広島安野・中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会」のスタッフ、中国人被害者が西松建設に戦後補償を求めた当初からの支援者だった。

³⁰⁵ 「中国人強制連行訴訟、原告敗訴」、「日本最高裁判所は[2009年12月]24日、第2次大戦中に、福岡県内に強制連行され、過酷な労働を強いられた中国人45人が日本政府と責任企業を対象に起こした損害賠償訴訟に対して、原告敗訴の最終判決を下した。」

2003年2月、強制連行された45人は福岡地方裁判所に日本政府および三井鉱山と三菱鉱山に謝罪と損害賠償を求める訴訟を起こした。福岡地方裁判所は2006年に一審判決で、強制連行と過酷な労働を強いられた事実を認めたものの、国家無答責の法理や時効の消滅を理由に、訴訟を退けた。今回の最高裁判所による判決は最終判決であるため、原告の最終的な敗訴が決定した。

訴訟第二陣の場合は、4月21日の進行協議の場において、石井宏治裁判長から原告・被告双方に対して、「和解による解決への前向きの配慮を求める」とする和解所見が提示された³⁰⁷。

ゆえに、最高裁が判決を下した後の、「支援する会」の主要な動きは以下の通りである。

このほか、日本の最高裁判所は同じ日に、長崎県に強制連行された中国人労働者の上告を受理しない決定をしたため、

訴訟は原告側の敗訴で終わった。「中国国际放送局 日本語部」より2009年12月25日」、中国網

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2009-12/25/content_19132622.htm (2018年10月1日アクセス)

³⁰⁶ 「強制連行宮崎訴訟」、「第2次大戦末期、中国山東省から旧三菱鉱業（現三菱マテリアル）経営の横峰鉱山（宮崎県延岡市、日之影町）に強制連行され、過酷な労働を強いられたとして、中国人13人（元労働者7人と遺族6人）が2004年8月、宮崎地裁に提訴。7人の年齢は77-92歳。地裁は06年10月、同社に「歴史的事実を真摯に受け止めて遺憾の意を表明し、和解金を支払う」とする和解素案を提示したが、同社は拒否し、同年12月に結審した。原告弁護団などによると、同鉱山には250人が連行され、帰国までに77人が死亡した。死亡率は30.8%で、各地の強制連行の平均死亡率17.5%を大きく上回る。2007年03月26日更新」『西日本新聞』

<https://www.nishinippon.co.jp/wordbox/article/2437/> (2018年11月18日アクセス)

宮崎裁判の結果としては、2010年5月27日、最高裁から上告棄却、上告受理申立不受理の判決であった。

³⁰⁷ 『西坂だより』第50号、岡まさはる記念長崎平和資料館、2008年7月1日、p.10。

表 20. 結審後の「支援する会」の行動内容と時期

時期	場所	目的
2010 年 4 月 21 日	北京での会議	「聯誼会」に判決結果を報告、対策を協議
8 月 20 日	東京での会議	東京の支援者に協力を要請
10 月 26 日	諫早総合法律事務所	龍田弁護士と内田代理人[弁護士]が協議した
9 月 25 日	長崎集会	全国各地から支援者の参集
11 月 1 日	丸の内総合法律事務所	会社側代理人弁護士と折衝
12 月 2 日	丸の内総合法律事務所	会社側代理人と折衝
2011 年 5 月 11 日	長崎での会議	「聯誼会」の王洪傑と王金華が来崎
5 月 11 日	長崎県雇用労政課	追悼碑建立を要請
7 月 1 日	長崎での会議	全国各地から支援者の参集 状況分析と「和解」対策協議
7 月 14 日	長崎県雇用労政課	追悼碑建立の件で折衝
8 月 28 日	石家庄での会議	「聯誼会」と「和解」のための対策協議
9 月 5 日	長崎県雇用労政課	追悼碑建立の件で折衝(以後、断続的に折衝)
10 月 20 日	長崎県雇用労政課	会社側代理人との折衝
12 月 8 日	東京	「和解」実現準備会(各グループの日本側代理人会議)
2012 年 2 月 23 日	東京	同上の代理人会議
2 月 26 日	石家庄での会議	「聯誼会」と状況認識の共有と対策の協議
3 月 3 日	長崎での会議	各地からの支援者と状況認識の共有と対策協議
2013 年 1 月 12 日	長崎での会議	王洪傑、王金華両来崎、各地から支援者参集
2014 年 8 月 14 日	長崎での会議	王洪傑来崎、状況認識の共有と対策協議
9 月 28・29 日	福岡での会議	王洪傑と状況認識の共有と対策協議
12 月 25・26 日	北京での会議	各グループの中国側と日本側代理人の合同協議

(関係者への聞き取り記録及び「支援する会」の資料より筆者作成)

以上は筆者が「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」の資料により、整理してきた主要な内容である。上記の内容により、裁判判決以降、「支援する会」は相変わらず、「聯誼会」が代表する中国側と、日本各地の支援者や弁護士たちが代表する日本側の「連絡橋」の役割をする存在であることが伺える。また、「支援する会」は、日中両側の間に結果と情報を伝えたり、協議したりすることだけではなく、2010年11月1日、石毛えい子・大河原雅子・今野東各国会議員(民主党)に協力を要請したことと、2011年に長崎県雇用労政課に追悼碑建立の件で数回の折衝をしたこともわかった。それに、「和解」を実現するために、2013年と2014年の間に、グループ代理人会議が東京で頻繁に行なわれたこともわかった。

2015年、三菱マテリアル株式会社はようやく、『回答書』を出し、被害者や支援者などの関係者と「和解の進め方」、「和解の前提条件」、「和解合意書への署名者」、「和解合意書締結後の協議事項」などの内容について協議した³⁰⁸。

2016年6月1日、「支援する会」と各方の長年の努力により、三菱マテリアルは生存する元華人労務者に直接謝罪し、双方が和解文書に調印した。和解文書には、

まずは、「第二次世界大戦中、日本国政府の閣議決定「華人労務者内地移入に関する件」に基づき、約39,000人の中国人労働者が日本に強制連行された。弊社の前身である三菱鉱業株式会社及びその下請け会社（三菱鉱業株式会社子会社の下請け会社を含む）は、その一部である3,765名の中国人労働者をその事業所に受け入れ、劣悪な条件下で労働を強いた。また、この間、722人という多くの中国人労働者が亡くなられた。」と三菱マテリアルは強制連行・強制労働の事実について認めた。

また、三菱マテリアルは「過ちて改めざる、是を過ちという。」を引用し、「中国人労働者及びその遺族の皆様に対し深甚なる謝罪の意を表する。併せて、お亡くなりになった中国人労働者の皆様に対し、深甚なる哀悼の意を表する。」と深刻な反省の意を表した。

そして、三菱マテリアルは「過去のことを忘れずに、将来の戒めとする。」を引用し、設立される中国人労働者及びその遺族のための基金に金員を拠出することと、生存する元労働者に対する1人当たり10万人民元の賠償金を承諾した。

さらに、後世の歴史教育のために、「記念碑の建立に協力し、この事実を次の世代に伝えていくこと」も約束した。

三菱マテリアルは、きちんと：

- ① 加害の事実及びその責任を認め謝罪する。
- ② 謝罪に見合う経済的な手当（賠償・補償）をなす。

³⁰⁸ 添付資料3-15 三菱マテリアル株式会社『回答書』平成27（2015）年11月20日

③ 将来の戒めのため歴史教育を行う。

という戦後補償請求の解決をなすに際しては不可欠の三点に従い、中国人全体と和解を行うことは明らかである。

第4節 中国人原爆犠牲者追悼碑の建立

前に論じた通り、「岡資料館」のメンバーが中心となって成立した「支援する会」は中国の被害者の方々の思いに少しでも応えられるようになることを目指し、努力してきた。「支援する会」の努力により、三菱マテリアルとの和解を実現した以外、もう一つ大きな意義があることをした。それは、「中国人原爆犠牲者追悼碑」の建設である。

1945年8月9日、長崎原爆の直撃を受けた浦上刑務支所は壊滅し、職員も収容者も全員死亡した。その中には32名の中国人がいたと考えられる。この人たちはすべて本人の意思に反して中国の地から長崎へ拉致され、崎戸もしくは鹿町の炭坑へ連行され、苛酷な労働をさせられた末に、「治安維持法」等の弾圧法により、連行先の炭坑から、浦上刑務支所(現在の平和公園)へ移送された。結局、彼らは帰国することができず命を落とした。彼らは、強制連行と被爆という二重の被害を受けた被害者である。しかし、90年代に「岡資料館」のメンバーが中国人強制連行問題を発掘する前に、彼らの存在はほとんど知られていなかった。ちなみに、今でも、彼らのことは中国人でも知らない人はかなり多いのである。³⁰⁹

「岡資料館」のメンバーを中心に構成した「支援する会」は、日本に投下された原爆で、なぜ中国人が犠牲にならなければならなかつたのかという根源的な問題を考えてきた。さらに、強制連行の責任を国と企業に問う裁判以外に、歴史的事実を後世に伝えることも緊急かつ不可欠な一環だと考えられた。ゆえに、「支援する会」は被害者に思いを馳せ、二度と再びこのような国家犯罪を繰り返させない誓いの証として、連行された事業所跡地に「追悼碑」を建立しようという運動に取組み始めた。「支援する会」が長崎市と交渉した結果、平和公園の敷地内に、浦上刑務支所で亡くなった中国人原爆犠牲者のために長崎市から場所の提供を受けることが決定した。

2008年7月7日、平和公園に建立する「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑」の除幕式が行われた。中国から招かれた「原爆遺族」の喬愛民、賈同申、吳福有の3人、長崎中国総領事の滕安軍、それに建立に携わった高賓を始めとしての「岡資料館」のメンバー

³⁰⁹ 2018年1月ごろに、中国中央テレビ局の記者3人は長崎の世界遺産の軍艦島を取材しに来た時、「岡資料館」にも訪ねて来た。軍艦島でも中国人強制連行者たちのことを初めて耳にして、驚きばかりであった。

たちが参列した。この歴史的な意義がある除幕式は盧溝橋事件[1937年]の日に決められたので、さらに奥深い意味があると考えられる。



図 19. 20. 除幕式現場および高賓康稔が代表として発言している場面

その除幕式と合わせ、追悼碑の「説明版」も新たに設置した。説明版に刻まれた内容は次の通りである（斜字体は引用者による）。

中国人原爆犠牲者追悼碑

戦時中、日本は約4万人の中国人を強制連行し、炭鉱や鉱山、港湾、土木工事などで苛酷な労働を強いて、わずか1年余りの間に6,830名もの死者を出しました。労働力不足を補うために、日本政府と企業が連携して推し進めた政策で、35の企業がかかわり、労働現場は135の事業場に及びました。

長崎県内では三菱鉱業の高島炭鉱に205名、端島炭鉱に204名、崎戸炭鉱に436名、日鉄鉱業の鹿町炭鉱に197名の合計1,042名が強制連行され、死者はそれぞれ、15名、15名、64名、21名の合計115名にのぼりました。

この死者のうち、崎戸の26名と鹿町の6名が遠く離れた長崎の浦上刑務支所に拘留されて原爆の犠牲となつたのです。

平和公園は浦上刑務支所があったところです。この地に建つ中国人原爆犠牲者追悼碑は、非業の死を悼み、正しい歴史認識と日中友好を願つて、2008年7月7日、除幕されました。

(中文・省略)

(英文・省略)

管理者：中国人原爆犠牲者追悼碑維持管理委員会

代表 本島 等



図 21. 追悼碑の「説明版」(筆者撮影)

この追悼碑の建設と遺族の招聘のための費用は、すべて趣旨に賛同する市民のカンパによってまかなわれたが、「岡資料館」も大きな役割を発揮した。



図 22.23. 募金活動中の本島等元市長



図 24.25. 雨の中に寄付しに来る長崎市民

2008年4月1日の『西坂だより』に「これまで「岡まさはる記念長崎平和資料館」は、中国人強制連行問題の展示などを通じて世論喚起を行ってきました。会員の皆様に、ぜひ

この「中国人原爆犠牲者追悼碑」のためのカンパを呼びかけたいと思います。」³¹⁰という建立費カンパの呼びかけ文がある。それに、「中国人原爆犠牲者追悼碑」が建立された直後、追悼碑維持費を集めるために、「岡資料館」はさらに、追悼碑が建立されるまでの経緯やその意義についてまとめた内容、及び2008年7月7日の除幕式やレセプションの様子などの内容の報告集を作った。その写真と報告集は本来非売品だが、カンパとして500円で販売していた。

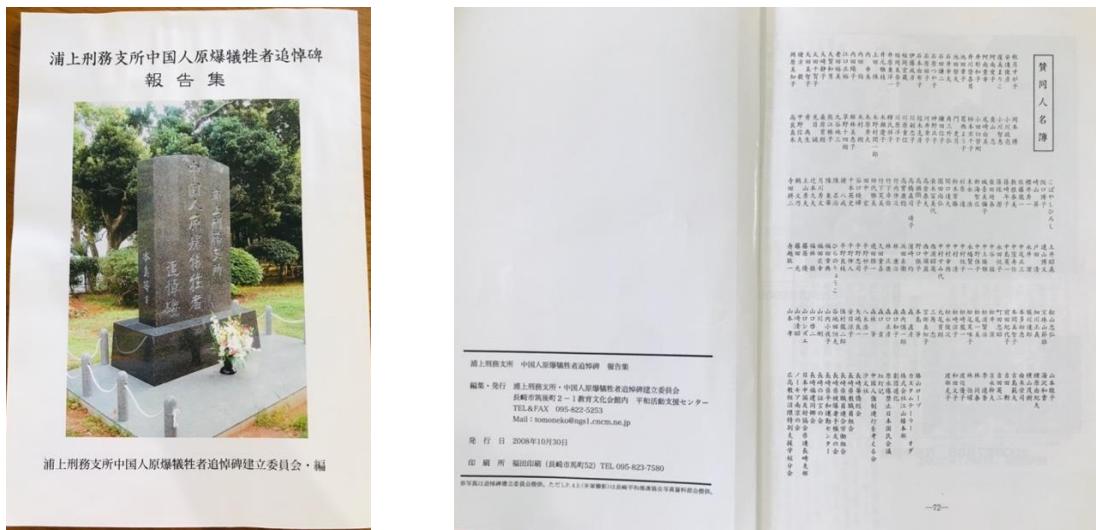


図 26.27. 『浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑 報告集』

以上により、「岡資料館」は「中国人原爆犠牲者追悼碑」の建設の企画から長崎市との交渉まで、また、開幕式への遺族たちの招聘、それに、建設資金から維持費まで集めることに大きな役割を發揮したことが明らかである。

第5節 中国人強制連行損害賠償訴訟の結果の比較

中国人強制連行・強制労働事件の訴訟は、1995年の「花岡事件訴訟」³¹¹以降、北の北海道から南の九州まで全国12の地方裁判所で争い、8つの高等裁判所（支部を含む）と最高裁を含めて40以上の判決があった³¹²。

³¹⁰ 『西坂だより』第49号、岡まさはる記念長崎平和資料館、2008年4月1日、p.11。

³¹¹ 鹿島建設（元・鹿島組）を被告とする。

³¹² 松岡肇『日中歴史和解への道』高文研、2014年、p.64。

表 21.中国人強制連行・強制労働裁判の経過と判決

名称	事情	原告	被告	経過と結果
花岡事件	秋田県花岡 鉱山の河川 改修工事、連行被害者数 986 人	生存者 11 人	鹿島建設（元：鹿島組）	1995年6月28日提訴（東京地裁） 1997年12月10日東京地裁敗訴 2000年11月東京高裁で和解成立 備考：連行被害者 986人が対象。鹿島建設は中国紅十字会に5億円拠出、信託。被害者への支払い、遺族の慰靈、追悼などに当てるとする。
東京第1次訴訟（劉連仁事件）	北海道明治 鉱業・昭和鉱業所に連行され、脱走して13年間に北海道で逃亡を続けた事件（連行被害者は200人）	劉連仁 本人	国	1996年3月25日東京地裁提訴 2001年7月12日東京地裁勝訴 2005年6月23日東京高裁敗訴 2007年4月27日最高裁敗訴 備考：地裁判決には、賠償額 2000 万円を認める。ただし、戦争中の強制連行については「国家無答責」を理由に認めず、戦後の国の対応について認める。
東京第2次訴訟	全国各地で使役された事件	42 人	国、ハザマ（元：間組）、古河機械金属（元：古河鉱業）、鉄建建設（元：鉄道建設興業）、西松建設（元：西松組）、宇部興産、同和ホールディングス（元：藤田組）、日本鉄鉱業、飛鳥建設（元：飛鳥組）、新日鉱ホールディングス（元：日本鉱業）、三菱マテリアル（元：三菱鉱業）	1997年9月18日東京地裁提訴 2003年3月11日東京地裁敗訴（「国家無答責」は否定） 2006年6月16日東京高裁敗訴 2007年6月12日最高裁敗訴 2010年4月26日和解成立 備考：広島安野訴訟に関連し、西松建設との間に信濃川作業場に関する連行被害者全員 183 人について和解成立。和解金 1 億 2800 万円。
長野	長野県木曽谷などの水	7 人	国、鹿島建設、熊谷組、大成建設（元：大倉組）、	1997年12月22日長野地裁提訴 2006年3月10日長野地裁敗訴

訴訟	力発電所工事		飛鳥建設（元：飛鳥組）	2009年9月17日東京高裁敗訴 2010年2月24日最高裁敗訴
広島安野訴訟	広島県安野水力発電所工事、連行被害者は360人	被害者と遺族合計5人	西松建設（元：西松組）	1998年1月16日広島地裁提訴 2002年7月9日広島地裁敗訴 2004年9月29日広島高裁勝訴（1人550万円） 2007年4月27日最高裁敗訴（付言がつく） 2009年10月23日和解成立 備考：最高裁付言に基づき、被害者全員360人を対象とする和解が成立。和解金2億5000万円。
京都大江山訴訟	大江山ニッケル鉱山での強制労働、連行被害者は200人	6人	国、日本冶金工業（元：日本冶金）	1998年8月14日京都地裁提訴 2003年1月15日京都地裁敗訴 2004年9月29日大阪高裁、企業と和解 2006年9月27日大阪高裁、国に敗訴 2007年6月12日最高裁、国に敗訴 備考：2004年大阪高裁で原告6人につき企業とのみ和解成立、1人350万円
北海道訴訟	各地炭鉱労働	44人	国、日本コークス工業（元：三井鉱山）、住石マテリアルズ（元：住友石炭鉱業）、熊谷組、野村興産（元：野村鉱業）、新日鉄住金（元：新日本製鐵）、岩田地崎建設（元：地崎組）、三菱マテリアル（元：三菱鉱業）	1999年9月1日札幌地裁提訴 2004年3月23日札幌地裁敗訴 2007年6月28日札幌高裁敗訴 2008年7月8日最高裁敗訴
新潟訴訟	新潟港での港湾荷役、連行被害者は901人	12人	国、リンコーポレーション（元：新潟臨港開発）	1999年8月31日新潟地裁提訴（3回分けて提訴） 2004年3月26日新潟地裁勝訴（1人800万円） 2007年3月14日東京高裁敗訴 2008年7月4日最高裁敗訴
福岡第一	炭鉱労働、事業場は三井三池炭鉱、田	15人	国、日本コークス工業（元：三井鉱山）	2000年5月10日福岡地裁提訴 2002年4月26日福岡地裁、企業に勝訴（1人1100万円）

陣 訴 訟	川炭鉱など 多くに分か れている。			2004年5月24日福岡高裁敗訴 2007年4月27日最高裁敗訴
群 馬 訴 訟	利根川の水 力発電所工 事など	被害者 と遺族 合計48 人	国、ハザマ（元：間組）、 鹿島建設（元：鹿島組）	2002年5月27日前橋地裁提訴 2007年8月29日前橋地裁敗訴 2010年2月9日東京高裁敗訴 2011年3月1日最高裁敗訴
福岡 第二 陣訴 訟	炭鉱労働	45人	国、日本コークス工業 (元：三井鉱山)、三菱 マテリアル（元：三菱鉱 業）	2003年2月28日福岡地裁提訴 2006年3月29日福岡地裁敗訴 2009年3月9日福岡高裁敗訴 2009年12月24日最高裁敗訴
長 崎 訴 訟	3つの炭鉱 での強制労 働	10人	国、長崎県、三菱マテリ アル（元：三菱鉱業）、 三菱重工	2003年11月28日長崎地裁提訴 2007年3月27日長崎地裁敗訴 2008年10月20日福岡高裁敗訴 2010年1月6日最高裁敗訴 備考：2016年6月1日三菱マテリアル全面和解成立
宮 崎 訴 訟	三菱檜峰銅 鉱山での強 制労働、連行 被害者は 250人	13人	国、三菱マテリアル（元： 三菱鉱業）	2004年8月10日宮崎地裁提訴 2007年3月26日宮崎地裁敗訴 2009年3月27日福岡高裁宮崎支部敗訴 2010年5月27日最高裁敗訴
山形 酒田 訴訟	山形県酒田 港での港湾 荷役、連行被 害者は338 人	12人	国、酒田海陸運送（元： 酒田港湾運送）	2004年12月17日山形地裁提訴 2008年2月12日山形地裁敗訴 2009年11月20日仙台高裁敗訴 2011年2月18日最高裁敗訴
石川 県七 尾訴 訟	七尾港での 港湾荷役	4人	七尾海陸運送	2005年9月・2006年12月金沢地裁提訴 2008年10月31日金沢地裁敗訴 2010年3月11日名古屋高裁金沢支部敗訴 2010年7月21日最高裁敗訴

(松岡肇 2014年『日中歴史和解への道』pp.174-175の内容より筆者作成)

この中には加害企業だけを被告とした訴訟と国と加害企業を共同被告とした訴訟があり、いずれの判決でも、この不当な強制連行・強制労働の事実およびこれが戦争中の国策に基づいてなされたという事実が認定され、被告らの不法行為が認められた。しかし、判決結果は「勝訴」、「敗訴」、「和解」など様々である。敗訴の理由は総じて、「時効」（事件から3年過ぎると裁判できないという）、「除斥」（事件から20年経つと損害賠償を請求できないという）と「国家無答責」である。これらの事件は、最終的に最高裁で全て原告敗訴という結果になったが、明確な中国人強制連行・強制労働の歴史的事実に対しては、最高裁も否定できなかった。さらに、敗訴判決であっても、各地の地裁、高裁の判決の中で、文書あるいは口頭で事実の深刻さに言及し、当事者間での解決へのさらなる努力を期待するという裁判官の意見が多く表明された。

これらの裁判の中に、今まで和解が成立できたのは、鹿島建設（2000年11月）、日本冶金工業（2004年9月）、西松建設（安野2009年10月・信濃川2010年4月）、三菱マテリアル（2016年6月）の4社である。そのうち、最初の和解の事例である花岡事件にめぐる鹿島建設裁判は日本型戦後補償のモデルであり、戦後補償問題の解決に扉を開いたと評価された³¹³。

第1項 鹿島建設花岡和解について

花岡事件とは、1945年6月30日、中国から秋田県北秋田郡華岡町（現在、大館市）へ強制連行され鹿島組（現在、鹿島建設）の花岡出張所に収容された986人の中国人労働者が過酷な強制労働に耐えられず、反抗して蜂起した事件である。結局、2万人の警察や憲兵隊が出動し、暴動が鎮圧された。事件後の拷問も含め、中国人労働者のうち、1945年12月までに400人以上が死亡した。

2000年11月29日、東京高裁（新村正人裁判長）で成立した鹿島建設花岡事件和解（略称：「花岡和解」）については、企業として加害の事実および責任を認め、深甚な謝罪をなした³¹⁴。被告の鹿島側が986人全員に対する和解金として5億円を支払い、「花岡平和友

³¹³ 王紅艶『「満州國」労工の史的研究—華北地区からの入満労工—』日本経済評論社 2015年、p.362。

³¹⁴ 『共同発表』<http://www4.plala.or.jp/Hanaoka-jiken/shiryou.html> (2018年11月23日アクセス)

共同発表

1944年から1945年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉱山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合われ認識が一致したので、ここに発表する。

好基金」として積み立て、救済することで決着をみた³¹⁵。しかし、和解直後に「中国人強制連行を考える会」が開いた花岡裁判報告会・追悼会の席上、カナダから来た戦後補償支援者の烈国遠が「和解」を批判した時、参加者が周りを取り囲み、拳を上げて非難した。また、耿諱の息子耿碩宇は、中国で行われた和解情況報告会で非難され、聯誼会を脱退した³¹⁶。

-
1. 中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。
 2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年 12 月 22 日付で公開書簡を鹿島建設株式会社に送った。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。
 3. 双方は以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」（周恩来）との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

1990 年 7 月 5 日 東京にて

花岡事件中国人生存者・遺族を代表して

耿 謇

代理人として 弁護士 新美 隆

弁護士 内田 雅敏

田中 宏

内海 愛子

林 伯耀

鹿島建設株式会社代表取締役副社長

村上 光春

³¹⁵ また、2009 年 10 月 24 日、秋田県大館市で NPO 花岡記念会によって建設が進められてきた花岡平和記念館の竣工式が行われ、翌 2010 年 4 月 17 日開館式が行われた。これも市民達の手によって建てられた加害と受難の歴史を記憶するための記念館である。

³¹⁶ 「私の戦後処理を問う」会「花岡事件「和解」再考—「和解」を拒否する被害者—」『人権と教育』2005 年 5 月 50 号、p.132。

「花岡和解」の結果について、中国では賛否両論になり、さらに中国人原告らと日本側支援者の間に、非常に不愉快なことが発生した³¹⁷。各関係者や研究者などはこの問題が生じる原因について分析し、「中国人原告と日本側支援者との間の対立、認識のズレ」を指

³¹⁷ 原告の耿諱はインタービューされる時に、「彼ら〔弁護士と支援者を指す〕はよく裁判を支えてくれた。だが彼らは最後に中国人を騙した。私たちは犯罪への謝罪を求めたのであり、五億円の寄付金とは中国人への侮辱である。」と言った。野田正彰「謝罪なき和解に、無念の中国人原告」『毎日新聞』2007年6月19日付。

「それを直ちに花岡和解の全否定—鹿島建設は中国人を欺したーとしてしまうのは、あまりにも短絡的発想であった。」内田雅敏「花岡和解から西松和解へ」『立命館法学』2010年5・6号、p.189。

「「本件和解の結果は、当事者の協議の積み重ねというよりも、裁判所が主導的にかつ慎重に積み重ねてきた指揮の結果というべきであり」、「『共同発表』に法的基礎があればこそ、今回の和解勧告がなされたもの」である。「原告らの被告に対する損害賠償権が前提になってこそ、『共同発表』は法的意義があり、裁判所の勧告する和解の基礎となるものと解される。」、「被告鹿島建設は、一審以来、1990年の共同発表中の『責任』の二文字について、道義的責任であって、法的責任まで承認したものではないことを強く主張してきた。」被告は、「法的責任を認める趣旨でないことについて原告側の確認を求めたが、原告側だけでなく裁判所もこれを否定した。その上で、同意や承認という意味ではないものとして『理解』ないし『了解』の用語が詮議されてきたのである。」、「この論点は、あくまで鹿島建設が法的責任を認めたものかどうかの問題にすぎず、本件和解の基礎をなす法的責任(義務)の存否ではないことである。」法的争点の観点からは、「厳密に言えば『共同発表』中の『責任』の二文字が法的責任(義務)の承認とみなされるかどうかは、鹿島建設の内心の問題ではなく、原告や社会通念からの客観的判定がなされるべきである。但し書きは、中国人の強制連行・強制労働に関わった鹿島組の法的責任を免除するものではない。」内藤光博「戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の意義」『専修大学社会科学研究月報』No.459、2001年9月20日、p.66。

<http://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/geppo2001/smr459-d.pdf> (2020年11月17日アクセス)

「但し書きで、法的責任について触れていますが、これは、鹿島建設側が当初、法的責任を認めた趣旨のものではないことの確認を求めて来たのに対し、これが拒否された 上で表現されたものであって、法的責任のないことを認めたものではありません。」新美隆「和解成立についての談話メモ」2000年11月29日、内藤光博「戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の意義」『専修大学社会科学研究月報』No.459、2001年9月20日、pp.78-79

<http://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/geppo2001/smr459-d.pdf> (2020年11月17日アクセス)

「〔2000年11月19日、弁護士らの訪中報告会議で〕鹿島は当初の和解勧告書の内容に強く抵抗していたので、その対応のために文言の付加があったことも説明された。……耿諱氏が何も知らされていないということは絶対にありえないことである」、林伯耀「大事な他者を見失わないために」、『世界』NO.780 岩波書店(2008年7月) pp.296-305。

摘した³¹⁸。高賓と田中宏らの連絡メールでは、この点についても、討論し、今後の行動に注意を呼びかけた。この点から、長崎の中国人強制連行問題の円満な解決を達成できることは、「花岡和解」から教訓を得たとも言えるだろう。

「花岡和解」は戦後補償問題に扉を開いたと言う一方、この和解はその後の類似事件の解決における支障になったとも言える。「本件西松建設も広島高裁で和解解決を勧められた際に、密かに鹿島建設に問い合わせたところ、鹿島建設の回答は、和解はしたが事態は変わらなかったと言われ、和解に応じないことにしたとのことである…2000年11月29日、鹿島建設は社内に反対がありながらも一応の決断し、他社に先駆けて企業としても強制連行・強制労働の事実を認め、責任を認識し、深甚な謝罪をなした。戦後補償に取り組む関係者らがこれを正当に評価し、必要以上に過敏にならない態度を取っていれば、事態は少しは変わっていたのではないか…」³¹⁹と内田弁護士は述べたが、鹿島建設和解後の相次いだ裁判には期待された進展が見られなかつことは、「花岡和解」の「後遺症」からである。

ちなみに、中国では和解の結果について賛否両論になり、特に耿諱を代表とする一部の提訴者は裁判の結果を不満に思う一方で、大館市民が被害者と向き合い、眞の和解をとげ、加害の地で記念館を建設して歴史を後世に語り伝えようと考え始めた。従って、地元市民を主体とする花岡平和記念館建設運動が始まり、2002年6月、「NPO 花岡平和記念会」が発足した。2010年4月17日、「花岡事件」から65年目の節目に、「花岡平和記念館」が秋田県大館市に開館した³²⁰。大館市の小畠元市長は「事件を風化してはならず、過ちを繰り返してはならない。この慰靈式には、戦争やテロの終わらない世界に向かって、非核・

³¹⁸ 筆者は鄭樂靜の「日本人支援者は日本社会の現実に踏まえて、「日本人自身の歴史認識の形成→謝罪→補償」という漸進的な進展を想定しがちである。これに対し、原告の中国人は、歴史事実の認定、謝罪と補償を三位一体として訴訟に臨み、この三つの目標の一斉に達成するために、子々孫々まで戦う姿勢を持ち続けている。」という考えに共感する。鄭樂靜「日本人による中国人戦後補償訴訟支援研究：強制連行・強制労働問題を中心に」『文明構造論：京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明構造論分野論集』、2008年第4号、p.129、p.131、p.132。

晏子『尊严 中国民間対日索赔紀实』中国工人出版社、2002年、p.374。

³¹⁹ 内田雅敏「花岡和解から西松和解へ」『立命館法学』2010年5・6号、p.189。

³²⁰ 日本では花岡事件に対する追悼行事がずっと行われてきた。1985年に大館市は花岡暴動のあった6月30日を「平和記念日」と定め、慰靈式が市の定例行事として定着し、市役所に中国の国旗を掲揚し、毎年犠牲者の追悼式など様々な行事を行ってきた。

平和都市宣言³²¹自治体として、戦争の全面禁止を強くアピールしていくという市民の想いが込められている」、「日本が花岡暴動で取った非人道的な行動は絶対に許されるものではありません。今後、日本が同じ過ちを犯さないようこの史実を次の世代に伝えていかなければなりません。ここで眠る中国人労働者の安息を祈り、日中両国が永遠に平和と友好であり続けることを願っています」などと語った³²²。開館式には、中国大使館代表の薛劍参事官をはじめ、花岡事件の生存者の李鉄錘、北海道で強制労働させられた劉連仁の子息の劉煥新、日本の社民党の福島瑞穂党首、秋田県の佐竹敬久知事、大館市の小畠元市長ら100人以上の関係者が出席した。³²³

第2項 京都大江山訴訟（日本冶金工業）中国人強制連行・強制労働事件の和解

1944年10月、中国人約200人が、京都府加悦町にある日本冶金工業経営の大江山ニッケル鉱山に連行され、過酷な労働条件の下で約一年間働かされた。その間に、12人が死亡した。日本の他の地域に強制連行された中国人労働者と同じく、彼らの多くは河南省で普通の暮らしをしていた農民で、詐欺や暴力によって集められた。その後、飢餓、寒さ、病気、重労働と監視員の暴力に苦しめられていた。

1997年、日本の有志は一部の被害者を訪問し、被害者からの依頼を受けた直後、支援活動に着手した。日本の友好団体の援助の下で、1998年8月14日、元中国人強制労働者のうちの6名の生存者が原告団を結成し、日本政府と日本冶金工業を提訴し、謝罪と損害賠償を求めた。

³²¹ 非核平和都市宣言、または非核宣言自治体（Nuclear Free Local Authorities）とは、地方自治体が自身を非核地帯（Nuclear Free Zone）と宣言するか、または核兵器の廃絶を内外に訴える宣言を表明することで、その宣言を発した自治体を「非核宣言自治体」あるいは単に「非核自治体」と呼ぶ。1984年に広島県府中町で設立された。設立の趣旨は「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものであった。

³²² 式典の前日、小畠市長は生存者と遺族に会った。地元紙の報道によると、市長は「事件は我々の歴史の汚点だが、これを後世に語り伝えることは義務だ。戦後四代の市長は常に慰靈に努めてきた。これからも変わらない」と述べた。

³²³ 「中国人強制労働者による花岡蜂起、平和記念館が秋田県にオープン」人民網日本語版

<http://j.people.com.cn/94474/6956186.html> (2020年11月17日アクセス)

1998年11月20日の初口頭弁論から始まり、2002年7月14日の最終審まで14回の口頭弁論が行われた。その間に、政府や企業は虐待などの内容を回避しようとし、ひたすら「国家の無責任(無答責)」と「非責期間」を強調し、責任逃れを図った。原告弁護団は日本の民法だけでなく、国際法及び中国の法律から全面的に論述して弁護し、日本政府と日本冶金工業株式会社に下記の内容を要請した。

- 1、日本政府と日本冶金工業は「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」、「産経新聞」、「日本経済新聞」、「人民日報」、「中国青年報」、「解放日報」、「明報」、「河北日報」、「山西日報」、「遼寧日報」に広告を掲載し、原告に謝罪する。
- 2、日本政府と日本冶金工業は、原告に一人2000万円を支払い、その違法行為と安全配慮義務違反の損害賠償とする。
- 3、日本冶金工業は、1人当たり1日5円×299日=1495円を原告に支払い、強制労働期間中の未払い賃金として支給する。

2003年1月15日、京都地方裁判所で判決が言い渡された。楠本新裁判長は、強制連行と強制労働について「国・会社の共同不法行為」と認定し、同社については「安全配慮義務に違反した。不当利得返還義務を負う」などと断じた。³²⁴京都地裁では、原告側の被害状況を事実として全面的に認定され、企業は安全配慮義務に違反する行為があり、強制労働による不当な利得を返還する義務があることも認定された。そして、国と企業の共同不法行為が存在することを認定しただけでなく、「強制連行は何らの法的根拠もない旧日本軍による不法な実力行使であるから、権力作用の行使とはいえず『国家無答責』を適用する前提を欠く」と、日本政府が主張する「国家無責任」理論を否定した³²⁵。これは多くの戦後補償裁判の中で、進歩的で大きな意義があると称賛された。

しかし、被告らの責任については、損害賠償請求権の時効にあたる20年の除斥期間を過ぎたことで消失したとして、原告の請求を棄却した。当日、大江山訴訟弁護団の畠中和夫団長は「京都地裁判決批判声明」（2003年1月15日）を発表し、「劉連仁訴訟や昨年の福岡訴訟での勝利判決逆行し、歴史の流れに反する不当なもの」と判決を批判する一方、被告らの共同不法行為を認め、特に「国家無答責」の適用を排除する画期的な内容を含んでいることを強調し、「大阪高裁での勝利をめざし、戦後補償事件の全面解決を勝ち取る

³²⁴ 「大江山中国人強制連行訴訟 時効理由に請求棄却 国と会社の不法認定『国家無答責』の適用を排除京都地裁」、2003年1月16日(木) 『しんぶん赤旗』 https://www.jcp.or.jp/akahata/aik/2003-01-16/17_BG001.html (2020年11月19日アクセス)

³²⁵ 同上。

決意」を表明した。被告である日本政府（国）に対する賠償請求の問題は、大日本帝国憲法の下では適用されなかった。国家権力の役割に損害を与えた法律制度、すなわち国家の無責任の適用性は、他の戦後補償裁判に影響を与えると考えられ、画期的な判決である。³²⁶

2003年2月6日、原告団は控訴状を大阪高等裁判所に提出した。2006年9月27日の判決までに、12回の口頭弁論が行われた。この間に、大阪高裁の田中壯太裁判長は原告の高齢化が進んでいるということを考慮し、早急な解決を求める和解勧告を出した。原告側は裁判所の提案を受け入れ、被告企業と和解協議を行った。日本政府は和解を拒否したが、企業側は「和解を通じて強制労働問題を全面的に解決したい」と話している。日本冶金工業総務部は「原告が高齢であることを考慮し、裁判所が長期的な審理を避けるべきだと判断したことに賛成し、和解に合意した」と述べた。³²⁷

2004年9月29日、大阪高裁で企業のみと和解した京都大江山訴訟（日本冶金工業）においては、6人の原告だけについて1人350万円で企業との和解が成立した。

和解の結果については、被告の企業側は「裁判所の勧告に従った」と述べたほか、事実関係や法的責任などについては一切述べず、原告にも謝罪しなかった。しかし、原告と弁護団は、京都地裁の判決で企業と国の共同不法行為が認められ、企業が安全配慮義務に違反したことや、不当利得を返還する義務があることなどが認められたので、今回の和解はこの判決の結論を前提に行われたものとして、和解を受け入れることに合意したという考え方を示した。また、大江山訴訟弁護士団は、改めて弁護団声明を発表し、自身の経営難にもかかわらず、和解に向け、積極的に取り組む日本冶金工業を評価する一方、日本政府に対する訴訟を継続する姿勢を示した。「強制連行、強制労働の事実と違法性が明確に認められたが、国が和解に同意しない。（しかし、同社は和解に同意したので）会社側の誠意を評価すべきだ」などと述べた。

2004年8月、原告弁護団が訪中し、中国側関係者に和解の方針を伝えた後、原告の一人である劉宗根氏は「これが解決されないと死んでも死にきれないと思っていた」とほつとした。³²⁸

³²⁶ 中国人戦争被害者の要求を支える会京都支部 『中国人強制連行 大江山訴訟の10周年』、2009年12月23日、株式会社つむぎ出版、p.32。

³²⁷ 『大江山強制連行 中国人6人と和解 大阪高裁で日本冶金工業 国との訴訟は継続』、『毎日新聞』、2004年9月30日。

³²⁸ 同上。

『中国人強制連行 大江山訴訟 企業と和解 日本冶金工業 6人に計2100万円 大阪高裁』『読売新聞』2004年9月30日。

2006年9月27日、大阪高裁の田中壯太裁判長は、2003年の地方裁判所が出した、「強制労働」が「国家無答責」適用の前提である「公権の行使」の範に該当しないという一審判決を覆し、「強制労働は旧日本軍が国策に基づいて実施したことで、公権力の行使に属する」、「国家無答責」を適用すると判定し、原告の賠償請求を却下した。しかも、国家安全考慮義務違反も認められない。そして、一審の判決と同様に、「除斥期間」を理由にして、「原告が賠償請求権を喪失した」と主張する。このように、大阪高裁（田中裁判長）は「時効・除斥」「国には責任がない」と原告に敗訴を言い渡した。この判決は「一審よりも大幅に後退した」と評価された。³²⁹

2006年10月7日、原告側は最高裁判所に上告した。これに対し、最高裁は審理を行わず、2007年6月12日、弁護団に対して「上告を棄却し、上告審として受理しない」と通告した。それは、同年4月、最高裁は広島（西松）の強制連行中国人労働者裁判の判決で、「サンフランシスコ講和条約」と「日中共同声明」に基づき、すべての戦後賠償は放棄されたと判断したからである。

このように、日本大江山（日本冶金工業）が中国人労働者を強制連行した訴訟は、原告と企業側の和解で終わった。

第3項 西松建設（安野・信濃川）中国人強制連行・強制労働事件の和解

1944年7月1日、360名の中国人が西松組（現在、西松建設）広島安野発電所に強制連行され、日本敗戦まで強制労働をさせられた。そのうち、29名が事業所でまたは帰国途中に死亡した。

2009年10月23日、西松建設（安野）中国人強制連行・強制労働事件の和解（略称：「西松和解（安野）」）が成立できた。

上表に示した通り、1998年に提訴した広島安野訴訟は、2002年広島地裁で敗訴した。2004年7月9日、広島高裁は一審判決を覆し、原告5人に1人あたり550万円で原告勝訴の判決をした。しかし、2007年、最高裁判決では「付言」付きの敗訴結果になった。「付言」には、「サ条約の枠組みにおいても、個別具体的な請求権について責務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、被害者らの被った精神的・肉体的な苦痛は極めて大きかった一方、上告人（西松建設のこと）は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、さらに前記の補償金（国家補

³²⁹ 中国人戦争被害者の要求を支える会京都支部 『中国人強制連行 大江山訴訟の10周年』、2009年12月23日、株式会社つむぎ出版、p.39。

償のこと。西松建設の得た補償金総額 757,151 円、現在の貨幣価値で少なくとも 7 億 5700 万円) を取得しているなどの事情に鑑みると、上告人を含む関係者（国のこと）において、本件被害者らの被害救済に向けた努力をすることが期待されるところである。」という意見が述べられ、訴訟外での手続きによる自主的な救済を求めていた。

この判決の直後、西松建設は強制性を否定し、「問題は解決済み」という立場を取ってきた。しかし、違法献金問題で前社長が起訴され、首脳陣が相次いで逮捕され、新執行部が形成される非常事態に落ちこんだ。会社側は失墜した評価を回復し、改めて社会的信用を得るため、改めてこの負の遺産を清算するという中国人強制連行・強制労働問題の解決を考えた。内田弁護士はこれについて「天時」、「地利」、「人和」とコメントした。このように、2009 年 10 月 23 日に東京簡易裁判所で西松建設と原告側との間では即決和解手続きをし、和解が成立した。和解内容として、西松建設側は強制連行の事実を認めて謝罪し、360 人全体について 2 億 5 千万円を日本の自由人権協会に信託し、被害補償や消息不明者の調査、記念碑建立などを目的とする基金を設立するとしている。

「安野 中国人受難之碑」碑文

第二次世界大戦末期、日本は労働力不足を補うため、1942 年の閣議決定により約 4 万人の中国人を日本の各地に強制連行し苦役を強いた。広島県北部では、西松組（現・西松建設）が行った安野発電所建設工事で 360 人の中国人が苛酷な労役に従事させられ、原爆による被爆死も含め、29 人が異郷で生命を失った。1993 年以降、中国人受難者は被害の回復と人間の尊厳の復権を求め、日本の市民運動の協力を得て、西松建設に対して、事実認定と謝罪、後世の教育に資する記念碑の建立、しかるべき補償の三項目を要求した。以後、長期にわたる交渉と裁判を経て、2009 年 10 月 23 日に、360 人について和解が成立し、双方は新しい歩みを踏み出した。西松建設は、最高裁判決（2007 年）の付言をふまえて、中国人受難者の要求と向き合い、企業としての歴史的責任を認識し、新生西松として生まれ変わる姿勢を明確にしたのである。

太田川上流に位置し、土居から香草・津浪・坪野に至る長い導水トンネルをもつ安野発電所は、今も静かに電気を送りつづけている。こうした歴史を心に刻み、日中両国の子々孫々の友好を願ってこの碑を建立する。

2010 年 10 月 23 日

安野・中国人受難者及び遺族
西松建設株式会社

「西松和解（安野）」については、「これまで求められてきた「公の謝罪」、「記念碑（館）建立」と「損害賠償」の目標に近いものだ」と中国側は肯定的な評価をした³³⁰。これよりも、「西松和解（安野）」は「花岡和解」の教訓を活かして和解を達成したことが明らかである。

和解成立後、生存者の邵義誠は、和解内容に不十分性は残るとしながらも、この問題解決のために取組んだ西松建設の姿勢を評価するとともに、本和解が他の企業、日本国家による中国人強制連行問題の全面的な解決へのステップとなることを願うと声明した。西松側弁護士も、「昨年来の弊社不祥事を踏まえ、新生西松建設となるべく、過去の諸問題について見直しを続けてまいりました。その中の大きな課題として、強制連行の問題、最高裁判所判決の付言に対し、西松建設としてどうお応えしてゆくかの問題がございました。この度、和解に至りましたが、中国人当事者及び関係者のご努力に感謝します。」と同社のコメントを発した³³¹。

西松建設に関連するもう一つの和解案がある。それは2010年4月26日に成立した西松建設信濃川和解である。

1944年6月から1945年1月までの間に、183名の中国人は西松組（現在、西松建設）新潟信濃川水力発電所に強制連行され、強制労働させられた。生存者が1997年9月に、東京地裁に訴訟を起こした。敗訴の結果になったが、2010年4月26日、西松建設は史実を認め、和解金額1億2800万円で、中国人労工数183人と和解した。

和解成立後に記者会見した元労働者の遺族、張造領さん（58）は「昨年亡くなった父も、今日の結果に安心していると思うが、他企業も含め強制連行の被害者は約4万人いる。今後、全面解決するよう願いたい」と訴えた³³²。

しかし、その直後、訴訟代理人の康健弁護士は中国の中央テレビ局の取材に応じる時に、「今日の協議を原告側は全員で拒絶し、しかも不満だ。交渉代表の原告全員が拒絶したため和解には達していない。今日、和解に達したのは原告ではなく、信濃川の被害者の遺族たちだろう」と、「原告は西松建設と和解に達していない」と和解した事実を否定した。康健弁護士により、和解が成立しなかった理由については「是正したいことがある。西松会社が支払うのは賠償金ではなく償金であり、賠償金にあたるものではない。受け入れな

³³⁰ 「西松建設、強制連行中国人と和解」『中国通信社』2009年10月24日 <http://www.china-news.co.jp/node/9125>
(2018年11月29日アクセス)

³³¹ 内田雅敏「花岡和解から西松和解へ」『立命館法学』2010年5・6号、p.178。

³³² 「中国人強制連行、元労働者側が西松建設と和解」日本経済新聞 2010年4月26日付
https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG26039_W0A420C1CR8000/ (2020年11月20日アクセス)

かったのは、西松会社が和解条項にある中国人は請求権を失っているため、この状況にふさわしい救済を提供することをあくまでも求めたためで、これは中国人に対する侮辱だと考え原告は拒絶した」と語った。³³³

信濃川事業場グループでは、原告の中国人労工たちと中国での支援者たちの間で、最高裁判決の「付言」についての解釈や理解について様々な議論があり、紛糾を重ねた。結局、西松建設信濃川ケースは、原告5人と中国人弁護士が和解に反対し、その他の被害者たちで和解を成立させる結果となった。³³⁴

第4項 三菱マテリアル和解について

三菱マテリアル和解（略称：三菱和解）の具体的な内容について前文にも論じたが、その和解文書の骨子は、

- ① 三菱マテリアルの前身の三菱鉱業らは、強制連行された3765人の中国人労働者を受け入れ、劣悪な条件下で労働を強いた。三菱側はその歴史的責任を認め、痛切な反省と深甚なる謝罪の意を表明する。被害者らは謝罪を受け入れる。
- ② 三菱側は本件の解決のため設立される基金に金員を拠出し、謝罪の証しとして、直ちに1人当たり10万元（約170万円）を支払う。
- ③ 三菱側は、日本国内で歴史を語り継ぐ慰靈追悼事業を実施し、日本での記念碑の建立に1億円拠出する。また、被害者・遺族が追悼行事に参加するための来日費用として1人当たり25万円支払う。
- ④ 三菱側は、所在不明の被害者・遺族を捜す調査のため2億円を拠出する。
- ⑤ 和解は、終局的・包括的解決を目的とする。

三菱マテリアルとの和解が、今までの和解ケースと異なるところは主に4つあると考える。

- 1) 元請け（三菱鉱業）の事業所だけでなく、下請けの事業所で労働を強いられた人も含む。ゆえに、合計の3,765人、今までの中国人強制連行・強制労働事件和解の中に、一番人数が多いである。

³³³ 「中国人強制労働者原告『和解は成立していない』」『中国網日本語版（チャイナネット）』2010年4月27日

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-04/27/content_19918231.htm (2018年12月30日アクセス)

³³⁴ 松岡肇『日中歴史和解への道』高文研、2014年、p.94。

表 22. 三菱マテリアル和解の全体中国労工人数の分布

関係	直営事業場（計 9 社）									下請け事業場（計 3 社）		
地域	北海道		秋田県	福岡県		長崎県			宮崎県	北海道		
事業所名	美唄鉱業所	大夕張鉱業所	尾去沢鉱業所	勝田鉱業所	飯塚鉱業所	高島鉱業所端島坑	高島鉱業所新坑	高島鉱業所戸坑	楨峰鉱業所（銅鉱山）	大夕張・地崎組	雄別・土屋組（現：TUCHIYA）	美唄・鉄道工業
人數	289 人	292 人	498 人	352 人	189 人	204 人	205 人	436 人	244 人	388 人	253 人	415 人

(松岡肇 2014 年『日中歴史和解への道』 pp.100-101 より筆者作成)

- 2) 1 人あたりの和解金が、これまでの中国人強制連行問題における和解金より多いである。
- 3) 和解金の使用用途が明確に示し、一括支払いはせずに、ある程度の被害調査ができる段階で、まとまったお金を支払う、と提案する。
- 4) 責任会社は賠償金の支払いだけでなく、遺族の認定などまでも協力し、最後まで付き合ってくれる。

その和解の結果については、中国の国家重点ニュースサイトの「中国網」には、「中国の被害労働者と遺族、各界の有識者の共同の努力を経て、三菱マテリアル社は 2016 年、公開で謝罪した。同社は、中国人労働者的人権が侵害された歴史的事実を認め、被害労働者と遺族に「深甚なる謝罪の意」を示した。被害労働者または遺族に一人 10 万元を支払うほか、三菱マテリアルは、後世の日本人が日本に強制連行された中国人労働者の歴史を覚えておくことができるよう、被害者のための記念碑建造に出資することも約束した。だがほとんどの日本の加害企業は、この事件について罪を認める態度を取っておらず、関連政策を制定した日本政府は回避の態度を保ち続けてきた。」³³⁵とコメントし、三菱和解の件

³³⁵ 「中日の民間識者ら、強制連行労働者への謝罪と賠償を共同で呼びかけ」『中国網』2017 年 12 月 4 日

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2017-12/04/content_50084129_2.htm (2018 年 11 月 20 日アクセス)

に対して中国側は満足であり、三菱和解を今後の戦後問題解決における手本になることを期待していることが伺える。

その一方、『毎日新聞』には「三菱マテリアルは「『過ちて改めざる、是（これ）を過ちという』。弊社はこのように中国人労働者の皆様が人権侵害された歴史的事実を率直かつ誠実に認め、痛切なる反省の意を表す」と表明。和解案に反発していた団体以外の複数の団体も「謝罪を誠意あるもの」として受け入れた。この問題では過去最高額の支払金となり、企業側と中国側団体が和解文書を取り交わしたのも初めてのこととなった。今回の和解によって、今後の日中関係次第などでは、日本企業に対しさらなる新しい訴訟が起こされることが指摘されている」³³⁶と今回の三菱和解を報道し、三菱和解は今後の戦後問題解決における手本になる可能性についても指摘した。

花岡和解から、西松和解までの過程は「失われた9年」と呼ばれるが、上記の論述により、本当に失われた9年ではなく、花岡和解の支障を乗り超え、その後遺症を克服してきた過程だと考える。裁判の経験を共有し、教訓を活かして真の和解を求めるとは、日中両国の有志が努力し続けてきた証拠と目的である。

2017年11月27日、第二次世界大戦中に中国人を強制連行した関連の企業や日本政府に対して全面的な解決を求めるため、「中国人強制連行事件の解決をめざす全国連絡会」と「中国人強制連行事件全国弁護団」が主催した「中国人強制連行に関する院内集会」は日本の衆議院第一議員会館で行われた。元強制労働者及び、日本の国会議員を含む日本各界の有識者が集まった。集会に参加した国会議員らは「加害企業や日本政府は歴史と向き合い、それを教訓とし、犯した罪を反省して被害者に真摯な態度で謝罪し、賠償を行い、日中関係がさらに正しい軌道に乗るようにしなければならない」との見方を示した³³⁷。

以上により、花岡和解、西松和解があってからこそ、和解金の支払いの対象が3700人を超えるの「戦後最大の規模」³³⁸と言われる三菱マテリアルの円満な和解が実現できたと考える。

³³⁶ 「中国人強制連行和解 三菱マテリアルが謝罪」『毎日新聞』2016年6月1日。

³³⁷ 《日本の有識者〈中国人強制連行に関する院内集会〉 全面的解決求める》、《中国网》，2017年11月29日、http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2017-11/29/content_50076631.htm (2020年11月20日アクセス)

「中日の民間識者ら、強制連行労働者への謝罪と賠償を共同で呼びかけ」、《中国网》，2017年12月4日、http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2017-12/04/content_50084129_2.htm (2020年11月20日アクセス)

³³⁸ 「強制連行の中国人元労働者と三菱マテリアルが和解」2016年6月1日 NHK NEWS WEB

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160601/k10010542511000.html> (2016年6月2日アクセス)

まとめ

1999年7月、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として構成された「中国人強制連行の真相を調査する会」（略称は「中真会」）が成立した後に、中国へ総計7回の訪問を行なった。「中真会」は中国人連行被害者たちと聞き取り調査や打ち合わせなどの活動を行うと同時に、連行の責任を負う加害企業の三菱との交渉なども積極的に行なってきた。

2003年から「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として構成された「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」は連絡、協議、世論喚起などの各方面から裁判を支援していた。判決は「除斥・時効」の論理で原告敗訴の結果で終わったが、判決の中で被告らの犯罪行為が認められ、原告らの主張の信憑性が認められた。

敗訴後、和解の道を探すために「支援する会」は、約6年間の間に、中国側と日本側の重要な「連絡橋」の役割を發揮し続けながら、一般人から国会議員（民主党）までの協力を求め、それに県と直接折衝するなどの努力をすることにより、ようやく、2016年に「戦後最大の規模」の三菱マテリアルと中国人全体の「和解」を実現できた。

なお、「和解」を求める一方、「支援する会」の努力により、2008年、平和公園に「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑」の設立も実現できた。これで、「長崎の中国人強制連行問題」が円満に解決できたと言えるだろう。

以上により、「岡まさはる記念長崎平和資料館」は「長崎の中国人強制連行問題」の円満な解決に重要かつ不可欠な役割を發揮したことが検証できた。

終章

本稿では、長崎の中国人強制連行問題の実態解明と解決までの過程について明らかにした。具体的には、「岡まさはる記念長崎平和資料館」に焦点を当て、長崎の中国人強制連行問題の実態調査から一定の解決までの過程における「岡資料館」を中心とする民間団体の支援・協力が果たした役割に注目し、その活動の経過と成果を検証し、今後の日中歴史和解と日中友好交流に重要な示唆を与えることを明示した。

まとめ

第一章では、「岡まさはる記念長崎平和資料館」と主要人物の岡正治・高賓康稔らについて詳述した。「岡資料館」の設置の経緯から運営と活動に関して調査することと、記念館の名称の由来となっている岡正治と資料館の初代館長の高賓康稔の思想と価値観を考察することにより、「岡資料館」の歴史真相の発掘における役割と、交流の足場として日中民間友好交流の架け橋の役割と、歴史教育における役割を果たしたことを見た。

「岡資料館」は日中友好関係を促進することと、日中平和関係を長く守ることの推進力であることを検証できた。

第二章では、軍艦島の歴史と軍艦島での中国人強制連行実態について詳しく論じた。軍艦島の歴史をたどり、それに、「岡資料館」のメンバーを中心とする「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」の長年の調査結果を整理することにより、端島（軍艦島）での中国人強制連行・強制労働の史実とその実態を再検証できた。

軍艦島は真の人類全体の遺産になるために、どうやって強制連行・強制労働の歴史を回避する現状を変え、軍艦島の歴史の真相を最大限に復元させ、全面的に世界に紹介できるかということは、今後の課題と言えるだろう。

第三章では、これまでの研究成果を踏まえた上に、中国人強制連行の経緯を再整理し、日本国内全体の中国人強制連行の状況と比べ、分析し、長崎の中国人強制連行・強制労働の事実とその非人道的な扱いによって生じた傷害と死亡の事実を再検証できた。

また、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」、「長崎中国強制労働者支援会」及び「中国人原爆犠牲者追悼碑管理委員会」などの長崎の民間団体の長年の努力により、闇に葬られそうになった中国人原爆犠牲者の実態が初めて解明

されたと確認できた。これらの民間団体の活動があつてからこそ、戦後補償問題の徹底的解決の道を開き、進み続けていると言ってもよいだろう。

さらに、長崎の中国人強制連行被爆者の究明は、「日本が世界で唯一の被爆国」という日本人の一般的認識の矯正に大きな意義があると考え、長崎の中国人強制連行被爆者を含め、中国人の被爆者の徹底的に解明することは今後の課題になるだろう。

第四章では、長崎の中国人強制連行の実態について、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として結成した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」の長年の調査結果を整理することにより、未公開の証言資料を発見し、これを用いて、長崎の中国人強制連行問題を再確認し、強制連行と過酷な強制労働の実態を再検証できた。

第五章では、長崎の中国人強制連行実態の調査過程について詳細に論述した。具体的に言うと、問題が発掘された1991年から、1999年の「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」の発足、さらに、2003年の提訴までの過程とその内容を整理し、分析した。「中真会」が実態調査する時に、用いられた調査方法、つまり、現地調査を主な調査方法として、被害者側、責任者側、関係者側、それに目撃者まで、多方面の資料や証言を求め、証拠を収集する調査方法は、科学的であり、調査結果の信憑性が高いことを明らかにした。「岡資料館」のメンバーを始めとする「中真会」は、長崎の中国人強制連行実態の解明に大きな役割を發揮し、問題の解決に基礎を築いたとは言えるだろう。

第六章では、中国人強制連行問題の解決過程について詳しく論じることにより、幾つの点を明らかにした。まず、「岡まさはる記念長崎平和資料館」のメンバーを中心として成立した「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」が、長崎の中国人強制連行実態の全貌を解明した後、相変わらず「連絡橋」の役割を果たし、被害側の「長崎三島中国労工受害者聯誼会」と責任側の三菱との交渉の促進に尽力したこと。

また、被害側の「聯誼会」が訴訟を決めた後に、「中真会」は事態の発展と伴い、「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」に発展してきて各方面から裁判を支援したこと。

それに、裁判が敗訴した後、「岡資料館」のメンバーを始めとしての有志が、和解の道を探し続き、ようやく、三菱マテリアルと中国人全体の「和解」を実現できたこと。

以上のこととは、今回初めて系統的に整理できて、明らかにした。

なお、第六章の論述によりも、訴訟の結果として原告敗訴だが、判決の中で被告らの犯罪行為が認められ、原告らの主張の信憑性が認められたことと、平和公園に「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑」の設立が実現できたことが確認できたし、「岡まさはる記

「記念長崎平和資料館」は「長崎の中国人強制連行問題」の円満な解決に重要な役割を発揮したことを見た。

長崎の中国人強制連行問題をめぐる「岡まさはる記念長崎平和資料館」を中心とする結成する幾つの長崎の民間団体の出発点は、正しい歴史認識及び人道主義的の支援であった。

彼らは初めての段階で、自ら証言者を探し、証拠を集め、歴史の真相を明らかにした。そして、旅費から来日の手続きまで全ての面をまかない、被害者たちの来日を実現させ、裁判を支援し、また、市民から募金を集め、中国人原爆犠牲者追悼碑を建立した。さらに、最後まで加害者の責任を追及し、謝罪と賠償と後世への教育事業を勝ち取るため、責任企業と粘り強く折衝し続け、ようやく責任会社と被害者の全面和解を実現できた。

「岡まさはる記念長崎平和資料館」を始めとしての長崎民間団体が、長崎の中国人強制連行問題の解決において果たした役割は、日本人キリスト教徒の人道主義、人権活動家、平和思想家、歴史教育家などとの多層的な連携により生み出したものであり、日中両国の民間交流に基礎を築いた。

長崎の中国人強制連行問題は「除斥・時効」の論理により謝罪や賠償は認められなかつたが、全国の中国人強制連行問題の裁判では、よく1972年の『日中共同声明』による請求権放棄という理由で「国家無答責」を堅持している。しかし、この点について、内田弁護士は、1951年に締結された『サンフランシスコ講和条約』の第14条を参照し、『日中共同声明』の第5項を解釈する方法は間違っていると指摘した³³⁹。しかも、中国政府も「この判決は中日共同声明を正しく理解していない」と批判した³⁴⁰。『日中共同声明』の非完全性または補完の必要性を認定し、明確な謝罪をするなどの真剣な戦後清算作業が必要であろう。『日中共同声明』と関連する、日中国交回復や中国経済建設の必要性によって後回しになった正義、和解の要求に正面から対応する必要があるだろう。

中国人強制連行問題を始め、歴史認識問題は根本的に日本の戦争責任問題と繋がり、憲法改正、集団的自衛権など日本国内の戦後史認識及び、これからの進路とも深く関係している。従って、中国人強制連行問題を根本的に解決することは日中の戦後清算と眞の友好に必要不可欠なものひとつである。日中間の眞の和解は東アジア平和の維持を保証する重要な要素となるだろう。この平和を実現するための担い手は、本研究で取り上げた「岡まさはる記念長崎平和資料館」を始めとする民間団体である。前述の特殊な連携性により、彼らは政治に影響されず、幅広い協力が可能であり、また、眞実に直面もできるし、相互理解、調和の取れた交流ができる。

³³⁹ 内田雅敏「花岡和解から西松和解へ」『立命館法学』2010年5・6号、p.176。

³⁴⁰ 同上、p.177。

本研究に取り上げた長崎の中国人強制連行問題の解決における「岡まさはる記念長崎平和資料館」の活動は、その重要な事例であろう。「岡資料館」を始めとする長崎の民間団体の努力により、三菱マテリアルとの全面和解が実現できたという重要な成果を上げた。このような模範的な前例として、これからも日中関係の発展に重要な示唆を与えるとともに、大きな原動力ともなるだろう。このような連携を基盤とし、様々な分野で日中の民間交流を深化させていくことで、両国は現在の困難を克服し、未来志向的な関係を築くことができると考える。

本稿の新規性

本論文の新規性について、日中の民間団体の協力、とりわけ「岡まさはる記念長崎平和資料館」を中心に文献調査と聞き取り調査によって全体像のケーススタディーをし、それに、「長崎の中国人強制連行問題」の調査、支援、裁判協力、一定の解決までのすべての過程を初めて詳細に解明したことである。

また、筆者は2018年3月から、「岡資料館」の初代館長である高實康稔の遺品を整理することにより、未公開の証言などの資料を発見した。本稿では、それらの未公開証言を用いて、既存のデータと比較ながら、長崎の中国人強制連行の実態を改めて検証できた。

今後の課題

まずは、和解の具体的な実現をフォローすることである。前掲文には三菱マテリアルは和解協議の中には、「中国人労働者及びその遺族のための基金」と、「生存する元労働者に対する1人当たり10万人民元の賠償」を承諾した。現在、生存する元労働者に対する賠償は既に終わった。しかし、元労働者の遺族に対する認定は難しいため、亡くなった労働者の遺族に対する損害賠償は今まで終わってない人数が多いのである。遺族の認定について、今後具体的な協議が必要だと思われ、和解の具体的な実現について、今後の課題になると考える。

それに、前述したどおり、「長崎中国人強制連行真相を調査する会」のメンバーたちの調査により、劉鳳学は外事課での取り調べ中に「死亡」し、長崎中国人強制連行被爆者は32名ということが今の定説として扱われている。しかし、天津の「在日殉難烈士・労工紀念館」に安置されている遺骨が本当に劉鳳学本人の遺骨かと高實が疑い、徹底的に調査し

ようという問題意識を表した³⁴¹。劉鳳学の遺骨と死因の追跡調査をフォローすることは今後の課題として改めて検証していきたいと考える。

さらに、青木茂は「現在の日本で話題にされる中国人強制連行・強制労働のほとんどは、アジア太平洋戦争の末期日本国内（内地）に強制連行されてきた約四万人の中国人に関する強制連行・強制労働のことである。しかし、日本国内に比べると被害規模が三桁違いに大きい中国本土（大陸）における中国人強制連行・強制労働は日本ではほとんど知られておらず、日本で話題にされることもほとんどないのだと思う。」³⁴²と述べた。筆者は青木茂の指摘は意義が大きいと思い、中国国内及び、台湾における強制連行・強制労働問題は今後の課題にもなると考える。

³⁴¹ 高賓康稔「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者の人数問題について」『浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑 報告集』浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会編集・発行、2008年、p.46。

³⁴² 青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行』花伝社、2017年、p.1。

添付資料 1

「岡まさはる記念長崎平和資料館」の活動年表

年	時間	事項
1995 年	7月 21 日	1回目の「岡正治さんを偲ぶ会」を開催し、追悼集「孤星を守る戦い」出版する
	10月 1 日	開館セレモニー
1996 年	3月 8 日	連続ビデオ上映会第1回『世界の人へ』
	4月 13 日	連続ビデオ上映会第2回『徐正雨さんの足跡—故郷の強制連行地をたどって』
	5月 3 日～6 日	韓国の旅 挺身隊問題対策協議会を訪ねる
	5月 11 日	連続ビデオ上映会第3回『「日本軍慰安婦」+長崎証言』
	6月	県議会での「教科書攻撃」に反撃・「本当のことを知りたい」パンフ作成完成
	6月 8 日	連続ビデオ上映会第4回『「戦場にかける橋」+解説「泰緬鉄道建設の現実」』
	7月 13 日	連続ビデオ上映会第5回『「端島」+徐正雨さんのお話』
	9月 28 日	連続ビデオ上映会第6回『南京大虐殺は虚構か?』
	10月 9 日～10月 15 日	南京大虐殺をテーマとした現代中国の絵画展示
	10月 10 日	南京大虐殺絵画展記念講演会 中国人強制連行問題研究家 猪八戒「真相を閉ざすもの、真実をあばく営み」
	10月 26 日	連続ビデオ上映会第7回『オキナワから見るアジア』
	11月 16 日	連続ビデオ上映会第8回『ナヌムの家』(フィルム)
	12月 14 日	連続ビデオ上映会第9回『幻の国策映画』
1997 年	6月 16 日	尹貞玉先生講演会(尹貞玉:元梨花女子大学教授、韓国挺身隊問題対策協議会の共同代表、「日本軍『慰安婦』問題の正しい解決のための市民連携」の共同代表)
	7月	「岡先生を偲ぶ会」ご遺族をお迎えして開催
	8月	資料館関連ホームページ開設される

	8月20日	映画『渡り川』上映、盧炳禮先生講演会「若い世代の人々へ」
	9月14日	佐世保・相当ダム現地調査 「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」のメンバー4人独自調査
	9月～10月	北朝鮮の幼児救援募金で街頭募金などに参加
	10月26日	開館2周年記念で西野瑠美子写真展と講演会実施
	11月	第1回資料館運営協議会総会開催
	12月	曹亨均来崎、資料館メンバーと共に端島など踏査
	12月	「南京大虐殺」ビデオ上映会で会場に入りきれない盛況
1998年	2月	金順吉、裁判途中にしての無念の死
	3月	正則高校平和学習旅行団大挙して来館、チョウ先生講演も
	5月	元日本軍衛生兵、松本栄好の「慰安所」証言聞き取り実施
	5月5日	メンバー4人福岡の金光烈を訪ねる (金光烈朝鮮人の遺骨を専門に捜し続けている)
	7月	「ナヌムの家Ⅱ」チトセピアホールで上映
	7月	金光烈をお招きしての「岡先生を偲ぶ会」
	7月11日	鹿町中学校の皆さんによる「平和劇」今年も資料館で
	8月9日	20回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月28日	福岡の金光烈を再訪・「徳香追慕碑」を見学
	8月	資料館のホームページ完成・オンライン会員制度も
	10月	資料館「カタコト・ハングル講座」開講
	11月	世界平和資料館会議関係者が来館
	7月/12月6日	佐世保の岩村秀雄を招いて2度の集会実施
1999年	1月23日	第四年次総会 運営協議会総会開催 (社団法人化へ向けて・資料館第4年次の新態勢スタート)
	2月13日	第1回資料館寄合い (このあと継続せず、一回だけ行なった。)
	2月20日	第1回理事会
	2月	内海愛子と現地調査 (長崎の連合国軍捕虜収容所、香

		焼の川南造船の収容所跡地を訪ね)
6月		『週刊金曜日』記事で資料館クローズアップ
6月		久しぶりの徐正雨のお話しを聞く
7月		強制連行全国交流集会 in 熊本へ参加
7月		「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会（中真会）」発足
8月9日		21回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
8月22日～8月30日		「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」 訪中・現地調査
9月		四国学院大学・マイノリティ研究会との交流
9月25日		訪中・現地調査報告集会
10月11日		長編ドキュメンタリー映画『在日』上映 チトセピアホール 300人以上
5月～11月		ハングル講座第2期は盛況
11月		対馬における強制連行について元朝鮮総連長崎県委員長の辛正壽（1934年、対馬生まれ）から聞き取り
12月		福島菊次郎から写真パネル寄贈
12月		何天義の来崎と講演会
2000年	2月6日	資料館運営協議会総会開催
	2月17日	資料館の事務局会議開催 柴田利明の代わりに崎山昇事務局長に就任する
	3月	99年発足し、2度にわたる中国現地調査を実した「中真会」は三菱マテリアルに「申し入れ書」を提出した
	4月11日	南京記念館の朱成山館長が来崎 資料館を「世界的なレベル」と評価 資料の提供と交流を約束 教育文化会館にて「南京大虐殺と原爆投下の真相を語る集い」開催
	4月28日	三菱側九州支店支店長名で3月の申し入れに対し「回答」をしてきた
	5月4日	対馬朝鮮人強制連行実態調査
	5月23日	4月の「回答」を受けて、「中真会」は三菱に再申し入れを行い、直接話しあいを求めた

	6月	映画『在日』再上映会実施
	7月 22 日	第 6 回「岡正治さんを偲ぶ会」と「世界の人へ」上映
	8月 9 日	22 回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月 13 日	第 15 次銘心会訪中旅行団と共に行動 南京大虐殺記念館を訪ねる
	8月 16 日	侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館と岡まさはる記念長崎平和資料館の友好提携「合意書」をサイン 友好提携実現
	8月 28 日	第 4 回理事会
	12月	資料館展示リニューアル・新コーナー設置も
	12月 9 日	5 周年企画・南京より証言者＆研究者を招いて、「長崎と南京を結ぶ集い」という集会を労働福祉会館で開催する。 証言者：胡桂栄 講演者：孟国祥
2001 年	2月 3 日	第 6 年度資料館運営協議会総会
	2月 26 日	本年度第 2 回理事会
	4月 28 日	ビデオ「『教科書問題』を考える」上映 (本年度第 1 本目)
	6月 20 日	滑石中学校の 2 年生 160 人が総合学習として来館
	6月 25 日	本年度第 4 回理事会
	6月 30 日	連続ビデオ上映会 (第 28 回) 『教科書から消された「慰安婦問題」』 資料館 3 階
	7月 12 日	教育文化会館で「平頂山事件幸存者証言集会」 資料館は協賛団体となり、19000 円を支出した
	7月 20 日	7 回目「岡正治さんを偲ぶ会」
	8月 2 日	徐正雨逝去
	8月	南京を訪問 (8 月 14 日～21 日南京・保定・北京 銘心会南京の企画 第 16 回銘心会南京訪中旅行) に資料館として参加する
	8月 9 日	23 回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月 22 日	第 7 回事務局会議
	8月 23 日～8月 29 日	中国人強制連行生存者と研究者を招聘
	9月 29 日	チトセピアホール『息づかい』上映会 (『ナヌム家』

		三部作・完結編) 約 200 名
10月27日		第7年度総会
10月28日		徐正雨追悼ビデオ上映
10月28日～11月30日		徐正雨追悼展
12月13日		第2回「長崎と南京を結ぶ集い」南京大虐殺生存者証言集会を開催する。証言者：孫学蘭 講演者：楊宗仁
2002年	2月25日	第3回理事会
	3月25日	「旧浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼集会」
	4月22日	第4回理事会
	4月26日～4月30日	中国河北省石家荘 第5次現地調査
	5月12日	第31回ビデオ上映『法廷』
	5月26日	長崎の中国人強制連行調査集会 & 「長崎の中国人強制連行被害者の来日を実現する会」発足集会 「長崎の中国人強制連行被害者の来日を実現する会」代表 本島等
	6月24日	第5回理事会
	6月29日	第1便 「日中友好・希望の翼」 特別使節面接
	7月6日	ビデオ「中国人強制連行」
	7月20日	8回目「岡正治さんを偲ぶ会」 岡村達雄理事「岡先生の想い出」
	7月25日～7月30日	「聯誼会」の連双印、李慶雲、王樹方3人、と研究者何天義来崎
	8月2日	「徐正雨さんを偲ぶ会」
	8月9日	24回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月26日	(第7年度) 第6回理事会
	9月29日	メルカつきまちホールでフィルム上映会「解放の日まで」
	10月12日	「日中友好・希望の翼」報告集会を開催
	10月28日	第8年度第1回理事会
	11月4日	臨時理事会開催

	11月24日	第8年度総会
	11月26日～12月2日	南京（金陵科技学院の6名）からの学生招聘 「日中友好・希望の翼」日中学生交流
	12月14日	第3回 南京と長崎を結ぶ集い－南京大虐殺生存者証言集会(熊本の平和人権フォーラムと連携し取り組む) 証言者：夏淑琴
2003年	2月27日	第8年度第2期第2回理事会
	3月27日	第8年度第2期第3回理事会
	4月28日	第8年度第2期第4回理事会
	5月29日	第8年度第2期第5回理事会
	6月25日	第8年度NPO法人第1回理事会
	7月21日	第8(9)回目「岡正治さんを偲ぶ会」
	7月25日～7月28日	韓国から韓水山来崎
	7月31日	第8年度NPO法人第2回理事会
	8月8日～8月10日	南京訪日平和友好交流団
	8月9日	25回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月28日	第8年度NPO法人第3回理事会
	9月26日	第8年度NPO法人第4回理事会
	10月30日	NPO法人第2年度第1回理事会
	11月8日	NPO法人第2年度第2回理事会
	11月26日	NPO法人第2年度第3回理事会
	11月28日	長崎の中国人強制連行裁判の「提訴及び記者会見」
	11月29日	「旧浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼集会」&崎戸現地調査1（王松林現地で証言する）
	11月30日	総会
	12月7日	「第4回長崎と南京を結ぶ集い」南京大虐殺生存者長崎証言集会（教育文化会館 約100人）証言者：倪翠萍 講演者：徐志耕
	12月18日	NPO法人第2年度第4回理事会
2004年	2月3日	NPO法人第2年度第5回理事会
	2月26日	NPO法人第2年度第6回理事会
	3月23日	中国より原告2名（喬愛民・張世傑）が来日、中国人

		強制連行裁判支援集会開催（通訳：長谷川忠雄）
	3月24日	長崎の中国人強制連行裁判の「第1回口頭弁論」
	3月25日	原爆犠牲者追悼集会2
	3月25日	崎戸現地調査2
	3月30日	NPO法人第2年度第7回理事会
	4月27日	NPO法人第2年度第8回理事会
	5月17日	長崎の中国人強制連行裁判の「第2回口頭弁論」
	5月27日	NPO法人第2年度第9回理事会
	6月24日	NPO法人第2年度第10回理事会
	6月27日	「日中友好・希望の翼」学生面接
	7月4日	「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」のビデオ上映会
	7月10日	731部隊記念館館長王鵬を招聘し、講演会を開催する
	7月19日	第10回目「岡正治さんを偲ぶ会」
	7月22日	NPO法人第2年度第11回理事会
	8月9日	26回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」(1979年8月9日追悼碑建立)
	8月11日～8月17日	「日中友好・希望の翼」（福岡発、上海で銘心会南京と合流する）
	8月15日	「南京大虐殺幸存者援助協会」が設立され、資料館も賛同団体に入った。
	8月21日	「日中友好・希望の翼」報告集会
	8月26日	NPO法人第2年度第12回理事会
	9月22日	NPO法人第2年度第13回理事会
	10月28日	NPO法人第3年度第1回理事会
	11月4日	NPO法人第3年度第2回理事会
	11月13日	連続ビデオ上映会（第35回）「幻の外務省報告書（NHK・クローズアップ現代）」
	11月23日	NPO法人第3年度第3回理事会（総会）
	12月6日～12月7日	第4回口頭弁論（10時間以上に及んだ）（備考：第3回は7月予定だったが、実際記録は見つからない。しかし、10月段階で「これまで3回の口頭弁論が開かれ」

		と書いた記録がある。)
	11月26日～ 12月10日	2週間（李之昌は10月に死去、連双印は体調不良、他の原告全員は来崎、裁判と集会と記者会見と現地調査など、支援者と共に取り組む）
	12月11日	「第5回南京と長崎を結ぶ集い」2004年南京大虐殺証言集会（教育文化会館にて）南京大虐殺記念館の副館長候曙光、幸存者伍正禧 約80人集まり、ほぼ満席
	12月23日	NPO法人第3年度第4回理事会
2005年	1月27日	NPO法人第3年度第5回理事会
	1月30日～2月4日	井原東洋一監事を731部隊記念館への派遣
	2月24日	NPO法人第3年度第6回理事会
	3月	井原東洋一監事が訪中731部隊記念館、918記念館を訪問することについて報告
	3月24日	NPO法人第3年度第7回理事会
	4月27日	NPO法人第3年度第8回理事会
	5月13日	緊急シンポジウム「真の日中友好を考える—歴史認識を共有し、未来を創るために」王昆在長崎中国総領事、本島等、高實理事長、横山宏章（北九州市立大学大学院教授・中国近現代史）
	5月26日	NPO法人第3年度第9回理事会
	6月17日	第3回「日中友好・希望の翼」応募期限まで学生応募がなかった。募集範囲を拡大する方針。
	6月23日	NPO法人第3年度第10回理事会
	7月7日	第1回「岡正治さんに学ぶ会」（記念講演・栄維木）
	7月28日	NPO法人第3年度第11回理事会
	8月	中国人強制連行・崎戸調査により重要な証人出現
	8月9日	27回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月11日～8月18日	8日間 第3次「日中友好・希望の翼」訪中団（上海—無錫—南京と日本軍侵攻の跡をたどる旅）
	8月20日～8月22日	「第9回戦争遺跡保存全国シンポジウム」長崎大会に参加、高實理事長講演

	8月25日	NPO法人第3年度第12回理事会
	8月31日	帰国報告会 教育文化会館
	9月17日～ 9月22日	瀋陽—ハルビンの旅/731部隊罪証陳列館への派遣(侵華日軍第731部隊罪証陳列館との友好館提携が実現、高賓理事長、新海理事、矢嶋良一、王琳(通訳)、崎山事務局長の5人訪中、731部隊罪証陳列館への派遣、9.18歴史博物館見学など)
	9月29日	NPO法人第3年度第13回理事会
	10月1日	10周年記念集会
	10月27日	NPO法人第4年度第1回理事会
	11月23日	第3回総会・NPO法人第4年度第2回理事会
	12月10日	「第6回長崎と南京を結ぶ集い」南京証言集会 幸存者(常志強)+世話人(王偉民副館長)+研究者(郭必強)3人
	12月	韓国「強制動員真相究明委員会」来崎し現地調査
2006年	1月7日	NPO法人第4年度第3回理事会
	2月9日	NPO法人第4年度第4回理事会
	2月23日	NPO法人第4年度第5回理事会
	3月23日	NPO法人第4年度第6回理事会
	3月	中国人強制連行裁判ついに結審
	4月27日	NPO法人第4年度第7回理事会
	5月25日	NPO法人第4年度第8回理事会
	6月11日	「教えられなかった戦争中国編—侵略からの解放・革命」上映
	6月19日	第4回「日中友好・希望の翼」応募学生の面接
	6月22日	NPO法人第4年度第9回理事会
	7月9日	「日中両国・731研究者 記念講演会」「今、731部隊の犯罪と線戦後無責任を問う」館長王鵬、常石敬一(神奈川大学教授)
	7月7日～7月17日	「731部隊」特別展
	7月23日	第2回「岡正治さんに学ぶ会」、理事長は「岡正治さんの忠魂碑訴訟から学ぶ」題して講演・今田斐男の講

		演
	7月31日	NPO法人第4年度第10回理事会
	8月1日～8月4日	強制連行被害者遺族の魚根栄伊王島を訪問（朝鮮人）
	8月9日	28回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月14日～8月20日	第4回「日中友好・希望の翼」の旅、天津は強制連行被害者の方々と再会
	8月24日	NPO法人第4年度第11回理事会
	8月26日	第4回「日中友好・希望の翼」報告集会
	9月1日から	11ヶ月間ドイツ良心的兵役拒否者（ヤネク・パウル・ダン 19歳）等資料館で働く
	9月28日	NPO法人第4年度第12回理事会
	10月26日	NPO法人第5年度第1回理事会
	10月29日	「中国人民抗日戦争紀念館訪日交流訪問団」
	11月	朴ミンギュ逝去
	11月23日	第4回総会 NPO法人第5年度第2回理事会
	12月9日	「第7回長崎と南京を結ぶ会」 南京大虐殺幸存者証言集会（黄恵珍）
	12月10日	ヤネク資料館関係者コンサート
	12月20日	NPO法人第5年度第3回理事会
2007年	1月18日	NPO法人第5年度第4回理事会
	2月6日	韓国「平和紀行団」資料館を訪問
	2月22日	NPO法人第5年度第5回理事会
	3月18日	「朴ミンギュさんを偲ぶビデオ上映会」（教育文化会館）
	3月18日～25日	「朴ミンギュさんを偲ぶ特別展」
	3月22日	NPO法人第5年度第6回理事会
	3月27日	中国人強制連行裁判・長崎地裁判決 不当判決（被告の行為の犯罪性を認定、賠償認めない）
	3月29日	ヤネクのお母さんのハイデマリー・ダン講演会開催（ドイツの「緑の党」の元国会議員で平和活動家）
	4月21日	第2回資料館の音楽会
	4月24日	NPO法人第5年度第7回理事会

	5月11日～13日	「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」のメンバー5人訪中、地裁判決を報告
	5月	「暴力の追放と民主主義の擁護を訴える市民集会」シンポジウム
	5月17日	暴力に屈しない5・17集会開催（4月17日伊藤一長が銃撃され、殺された）
	5月31日	NPO法人第5年度第8回理事会
	6月23日	第38回ビデオ上映会「戦争案内」
	6月28日	NPO法人第5年度第9回理事会
	7月21日	第3回「岡正治さんに学ぶ会」中村すみ代「市議の岡さんを語る」
	7月26日	NPO法人第5年度第10回理事会
	8月9日	29回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」（350人以上参加）
	8月13日～8月19日	7日間 第5回「日中友好・希望の翼」&第7回「岡正治記念長崎平和資料館友好訪中団」
	8月23日	NPO法人第5年度第11回理事会
	8月25日	「日中友好・希望の翼」報告会
	8月	ヤネクドイツに帰国
	8月	理事森口正彦がイギリスで（反核運動に参加するため）不当逮捕される
	9月11日	ヤネクに続き、ドイツより良心的兵役拒否者ロマン・バラバス（21歳）が兵役の代替業務のため資料館へ
	9月13日	ロマン・バラバスの記者会見
	9月17日	「918博物館」講演会
	9月17日	第39回「あんにょん・サヨナラ」上映会 チトセピアホール（参加者は少ない）
	9月20日	NPO法人第5年度第12回理事会
	9月27日	演劇「地獄のDECEMBER」 NBCビデオホール
	10月25日	NPO法人第6年度第1回理事会
	10月29日	中国人強制連行訴訟控訴審第1回口頭弁論・福岡高等裁判所

	11月23日	第5回総会、NPO法人第6年度第2回理事会、「朴さんの追悼集会」
	12月	南京大虐殺より70年で南京でセレモニー開催のため、この年は証言集会は開催せず
	12月13日	南京大虐殺記念館新装開館セレモニー及び70周年記念式典に高實理事長出席
	12月20日	NPO法人第6年度第3回理事会
2008年	1月24日	NPO法人第6年度第4回理事会
	1月27日	市民との交流会
	2月18日～2月23日	「日独平和フォーラム」主催の広島ゼミ
	2月	独日平和フォーラム関係者との交流会実施
	2月18日	福岡高裁 第2回口頭弁論
	2月24日	良心的兵役拒否者受け入れ事業に関する交流会
	2月28日	NPO法人第6年度第5回理事会
	3月27日	NPO法人第6年度第6回理事会
	4月12日	「大村入管被収容者を支える会」発足記念シンポジウム開催
	4月24日	NPO法人第6年度第7回理事会
	5月29日	NPO法人第6年度第8回理事会
	6月2日	福岡高裁第四部において和解協議、次の和解協議は7月15日が予定された。
	6月14日	第40回ビデオ上映会 高岩仁監督（1月29日ガンで亡くなった）追悼上映会「戦争案内」など
	6月26日	NPO法人第6年度第9回理事会
	6月29日	良心的兵役拒否者ロマンの講演会（教育文化会館にて）
	7月7日	「中国人原爆犠牲者追悼碑」除幕式（喬愛民・賈同申・吳小国（吳福有の息子）、遺族3人参加）
	7月21日	第4回「岡正治さんに学ぶ会」石田謙二（新聞記者）「岡さんと私」
	7月24日	NPO法人第6年度第10回理事会
	7月	岡村達雄理事逝去
	8月2日	ロマンの送別会

	8月9日	30回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月12日～8月18日	第6回「日中友好・希望の翼」・第8回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団会員参加募集」（第23次「銘心会南京」友好訪中団合流：日本軍の上海から南京への侵略をたどる旅）
	8月28日	NPO法人第6年度第11回理事会
	9月5日	第6回「日中友好・希望の翼」・第8回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」報告集会
	9月13日	理事長が良心的兵役拒否者のゲオルグ・フライゼを迎えるに
	9月14日	勤務期間（2008年9月15日～2009年8月4日）、勤務内容の打ち合わせ、理事と顔合わせなど
	9月15日	映画「靖国・YASUKUNI」長崎と島原で上映会開催
	9月16日	ゲオルグ・フライゼの記者会見
	9月20日	「戦後日本における朝鮮人の強制送還について」講演会＆上映会開催
	9月25日	NPO法人第6年度第12回理事会
	10月4日	フィルム「南京・引き裂かれた記憶」上映会 チトセピアホール（140人鑑賞）
	10月18日	ゲオルグ・フライゼと資料館関係者の顔合わせ
	10月28日	NPO法人第7年度第1回理事会
	10月20日	和解協議決裂し中国人強制連行裁判高裁で不当判決
	11月1日	ゲオルグ・フライゼ英語で講演する
	11月23日	第6回総会 NPO法人第7年度第2回理事会
	11月2日～11月3日	天津・強制連行犠牲者追悼式に高實理事長参加
	12月15日	「第8回 長崎と南京を結ぶ集い」南京大虐殺証言集会
	12月18日	NPO法人第7年度第3回理事会
	12月19日	ゲオルグ・フライゼが平和推進協会に英語で講演
2009年	1月17日	ゲオルグ・フライゼと市民の交流会
	1月22日	NPO法人第7年度第4回理事会
	1月23日	ゲオルグ・フライゼが県立大学シーボルト校で講演

	2月5日	ゲオルグ・フライゼが活水高校で講演
	2月26日	NPO 法人第7年度第5回理事会
	3月5日	「韓国・光州民主化闘争に学ぶ集い」報告 教育文化会館にて
	3月26日	NPO 法人第7年度第6回理事会
	4月23日	NPO 法人第7年度第7回理事会
	4月25日	第1回 全恩玉（チョン・ウノク）との交流会について 資料館にて（全恩玉：韓国の市民運動家、4月中旬～6月中旬、3ヶ月間、資料館の客員研究員）
	5月9日	第2回 全恩玉（チョン・ウノク）との交流会について 資料館にて
	5月28日	NPO 法人第7年度第8回理事会
	6月6日	第3回 全恩玉（チョン・ウノク）との交流会について 資料館にて
	6月22日	第7回「日中友好・希望の翼」面接
	6月24日	NPO 法人第7年度第9回理事会
	6月27日	ゲオルグ・フライゼ最後の講演会 教育文化会館にて
	7月7日	中国人原爆犠牲者追悼碑建立一周年追悼集会—来崎された遺族の方々と端島行き実施、シンポジウム開催—
	7月20日	第5回「岡正治さんに学ぶ会」講演者：理事の原和人牧師 ゲオルグ・フライゼの送別会
	7月22日	NPO 法人第7年度第10回理事会
	8月9日	31回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月13日～8月19日	7日間 上海—南京—徐州 第7回「日中友好・希望の翼」・第9回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」
	8月31日	NPO 法人第7年度第11回理事会
	9月12日	第7回「日中友好・希望の翼」・第9回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」報告集会（第24次「銘心会南京」友好訪中団合流：上海～南京大虐殺～徐州戦に至る日本軍の侵略の跡をたどる旅）

	9月14日	良心的兵役拒否者 アレクサンダー・バイス理事会と打ち合わせ・歓迎会
	9月15日	アレクサンダー・バイスの記者会見
	9月19日～9月23日	「瀋陽・ハルビンへの旅」（侵華日軍第731部隊罪証陳列館訪問）
	9月24日	第7年度・第12回理事会
	10月17日	アレクサンダー・バイスと資料館関係者・支援者との交流会、（「外国人のための日本語講座」の受講、支援金の調達）
	10月29日	第8年度・第1回理事会
	11月23日	第8年度・第2回理事会 第7回総会・NPO法人第7年度第12回理事会 七三一部隊罪証陳列館派遣報告会
	12月5日	客員研究員受入事業：「楽しく学ぶ韓国語」
	12月12日	「第9回 長崎と南京を結ぶ集い」2009年南京大虐殺生存者証言集会
	12月17日	第8年度・第3回理事会
	12月19日	サハリンニ重徵用鉱夫問題で長澤秀（ながさわしげる）と話し合う
	12月23日	長谷川忠雄のお話を聞く会
2010年	1月16日	アレクサンダー・バイスと市民の集い
	1月28日	NPO法人第8年度第4回理事会
	2月22日	小説『軍艦島』刊行記念 韓水山・川村湊対話集会
	2月25日	NPO法人第8年度第5回理事会
	3月10日	高麗博物館（東京）関係者7人来館、交流会を行なった
	3月13日	フィルム上映会「岡正治の足跡」
	3月25日	NPO法人第8年度第6回理事会
	4月18日	独日平和フォーラム代表オイゲン・アイヒホルン教授「ドイツの市民と日本市民の交流の意義」講演会
	4月27日	NPO法人第8年度第7回理事会
	5月27日	NPO法人第8年度第8回理事会

	6月19日	アレクサンダー・バイス最後の講演会 勤労福祉会館
	6月23日	NPO 法人第8年度第9回理事会
	6月29日～6月30日	2日間 韓日100年市民ネットワークの平和の旅が長崎を訪問
	7月19日	第6回「岡正治さんに学ぶ会」矢嶋良一「坂本龍馬よりも岡さん！！」
	7月22日	NPO 法人第8年度第10回理事会
	7月24日	蘇智良教授講演会アマランスで開催する
	7月30日	アレクサンダー・バイスの送別会
	8月9日	32回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月9日	韓水山と日韓の若者の交流集会開催
	8月13日～8月19日	7日間 第8回「日中友好・希望の翼」・第10回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」報告集会(第25次「銘心会南京」友好訪中団合流：侵略と抵抗を学ぶ旅)
	8月26日	NPO 法人第8年度第11回理事会
	9月18日	(5人目) ユリアン・サンダーの記者会見&第1期 第1回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 新海智広「すれちがいの愛憎—『韓国併合』を巡る深い溝」(備考：今年は「韓国併合100年」。しかし「併合」を巡る朝鮮半島－日本間の認識の差はあまりにも大きい。「併合」に至る歴史を検証し、認識の溝を埋めたい。)
	9月23日	NPO 法人第8年度第12回理事会
	10月1日～10月11日	韓国併合100年写真パネル展
	10月2日	辛淑玉講演会「韓国併合100年と日本社会」
	10月9日	第1期 第2回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 奥山忍「明治維新—尊王攘夷思想・倒幕運動・近代天皇制」(備考：江戸から明治の大変革。その結果生み出された近代天皇制。龍馬がめざした日

		本国は本当にこんな国だったのでしょうか？皆さんと一緒に考えてみませんか。)
	10月15日	ユリアン・サンダー（9月15日～来年8月4日）資料館関係者と懇親会
	10月28日	NPO 法人第9年度第1回理事会
	11月13日	第1期 第3回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）国武雅子「『日本臣民』のつくりられ方—明治憲法体制の成立」（備考：アジア侵略を担った「日本臣民」はどのようにしてつくられたのか、明治憲法・教育勅語・明治民法などを素材に考えてみたい。）
	11月23日	第8回総会 NPO 法人第9年度第2回理事会
	12月11日	第1期 第4回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）葛西よう子「大日本帝国は一等国になったのか」（備考：日清・日露戦争とは何だったのか。無理な戦争を遂行する国家の下での庶民の暮らしは？「坂の上の雲」を目指した人々の足下で生きた様々な生活を共に考えよう。）
	12月12日	「第10回 長崎と南京を結ぶ集い」南京大虐殺生存者証言集会
	12月23日	NPO 法人第9年度第3回理事会
2011年	1月8日	第1期 第5回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）門更月「大正デモクラシーと朝鮮・中国の独立運動」（備考：日露戦争後の自由主義的・民主主義的運動の高まりである大正デモクラシーの限界を探るとともに、第1次世界大戦後の民族自決の機運に触発された朝鮮・中国の独立運動が日本に与えた影響を考える。）
	1月22日	ユリアン・サンダーと市民の交流会
	1月27日	NPO 法人第9年度第4回理事会
	2月10日	崔璋燮（チェ・チャンソプ）証言会「戦時中、強制連

		行された端島での日々を語る」【軍艦島強制連行韓国人被害者調査会（代表・高實理事長）より招聘】
	2月12日	第1期 第6回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）原和人「宗教は良薬か毒薬か」（備考：宗教は人を癒す良薬として歴史の中で大きな存在感を示してきた。だが、それはあくまで国と分離している時である。国と一体化したとき、それは毒薬になる可能性が....。）
	2月23日	金恩玉の送別会（おととしの3月以来）
	2月24日	NPO法人第9年度第5回理事会
	3月3日	オイゲン・アイヒホルン来崎、（夜）歓迎会
	3月4日	オイゲン・アイヒホルン長崎大学環境学部で講演
	3月12日	第1期 第7回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）草野十四郎「日本の近代とメディア」（備考：日本の近代化における国民国家の形成に、どのようなメディアが介在し、どのような働きをしたのか。様々な資料から読み解いていく。）
	3月24日	NPO法人第9年度第6回理事会
	4月4日	「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」反省会
	4月28日	NPO法人第9年度第7回理事会
	6月2日	NPO法人第9年度第8回理事会
	6月25日	オイゲン・アイヒホルンの最後の講演会
	6月27日	NPO法人第9年度第9回理事会
	6月28日	「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（2期の計画）
	7月19日	第7回「岡正治さんに学ぶ会」報告（—「岡先生の思想と実践」と題し高實理事長が講演—）
	7月23日	ユリアン・サンダー再来崎 最終講演会「ナガサキで考えた、日独の歴史・今・これから」 教育文化会館
	8月1日	NPO法人第9年度第10回理事会
	8月9日	33回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」

	8月14日～8月21日	8日間 第9回「日中友好・希望の翼」・第11回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」報告集会(第26次「銘心会南京」友好訪中団合流：侵略と抵抗を学ぶ旅)
	9月9日	NPO法人第9年度第11回理事会
	9月10日	第2期 第1回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 葛西よう子「関東大震災をめぐる社会のありさま」(備考：1923年首都を襲った大地震の最中に発生した朝鮮人虐殺、大杉栄殺害、そして戒厳令の布告。人々を凶行に駆り立てた流言はなぜ拡がったのか？震災被害の背後にうごめく国家の暗部を暴く。)
	9月29日	NPO法人第9年度第12回理事会
	10月2日	「ヒロシマ・ピョンヤン」上映会
	10月3日	独日平和フォーラム代表のアイヒホルンらと交流会
	10月8日	第2期 第2回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 木永勝也「『男子の本懐』と昭和恐慌」(備考：「憲政の常道」という政党政治が展開した1920～30年代は、同時に深刻な恐慌状態におちいった時期でもあった。当時の経済情勢を政策の決定・遂行という政治判断の問題として考えてみたい。)
	10月27日	NPO法人第10年度第1回理事会
	11月12日	第2期 第3回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 原和人「宗教は強制なのか、それとも共生か」(備考：古来、戦争前後には宗教により勇気づけられた軍団と布教の新規開拓を狙う宗教者が必ず存在した。しかし、心までは奪われまいと素手で抵抗する民衆の姿はあまり注目されていない。対照的な2つの存在を見る。)
	11月23日	「日中友好・希望の翼」報告+総会+NPO法人第10

		年度第 2 回理事会
	12 月 10 日	第 2 期 第4回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）奥山忍「大正デモクラシーから昭和ファシズムの時代へ」（備考：「冬の時代」を乗り越え、普通選挙制度を手にした日本国民は、なぜ、昭和ファシズムの時代を迎えることになったのか？「捨石埋草」となった市民の視点からこの時代を読み解く。）
	12 月 11 日	第 11 回長崎と南京を結ぶ集い—南京大虐殺生存者長崎証言集会
	12 月 22 日	NPO 法人第 10 年度第 3 回理事会
2012 年	1 月 7 日	新年会+原理事の送別会
	1 月 14 日	第 2 期 第5回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）門更月「『近代国家』中国の形成と日本の動き」（備考：第一次世界大戦後の軍閥割拠が続くなか、孫文は革命の道半ばにしてこの世を去り、その後を継いた蒋介石は北伐による中国統一をめざす。そして、中国侵略を進める日本との対立。1920年代の中国の状況を学ぶ。）
	1 月 26 日	NPO 法人第 10 年度第 4 回理事会
	2 月 11 日	第 2 期 第6回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）国武雅子「『拳国一致』の諸相」（備考：自由に意見が言えない社会はどのようにして作られたのだろうか？「満州事変」、5・15事件、「転向」…過渡期としての1930年代前半を考える。）
	2 月 22 日	NPO 法人第 10 年度第 5 回理事会
	3 月 10 日	第 2 期 第7回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）新海智広「日本は朝鮮で何を教えたか」（備考：「併合」された朝鮮半島で、子どもたちは何を学ばされたのか。当時の教科書の分析を中心に、植民地支配の実態を考える。）

	3月12日	高實理事長から名古屋市長の「南京大虐殺否定」発言に対する抗議文
	3月22日	NPO 法人第10年度第6回理事会
	4月26日	NPO 法人第10年度第7回理事会
	5月24日	NPO 法人第10年度第8回理事会
	6月28日	NPO 法人第10年度第9回理事会
	7月1日	「日中友好・希望の翼」面接
	7月7日	第4回 中国人原爆犠牲者追悼集会報告
	7月21日	第8回「岡正治さんに学ぶ会」
	7月26日	NPO 法人第10年度第10回理事会
	8月9日	34回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月14日～20日	7日間 第10回「日中友好・希望の翼」・第12回「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」報告集会(第27次「銘心会南京」友好訪中団合流：河北の三光作戦と南京)
	8月23日	NPO 法人第10年度第11回理事会
	9月1日	第3期 第1回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 葛西よう子「満州事変 なぜ戦争とは呼ばなかったのか」(備考：戦争と呼ばず「満州事変」と呼んだ理由は何か？「満州国」を歓迎した当時の日本人の背後にあった思いとは？終わりのない不況にあえぐ庶民の夢見た「赤い夕陽の満州」のまやかしを検証する。)
	9月27日	NPO 法人第10年度第12回理事会
	10月13日	第3期 第2回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」(全7回) 奥山忍「日中戦争とは、どんな戦争だったのか？」(備考：日中戦争の全体像と三光作戦の事実を踏まえ、なぜ、日本兵が『日本鬼子』になったのか、日本人の戦争認識の課題は何か、考えてみたい。)
	10月14日	「オレの心は負けてない」フィルム上映会 教育文化会館にて

	10月25日	NPO法人第11年度第1回理事会
	11月2日	NPO法人第11年度第2回理事会
	11月10日	第3期 第3回「もう一度学ぼう！日本の近代史連続講座」（全7回）松岡環「南京大虐殺の真実」（拡大特別講座）（備考：南京大虐殺の真実とはいがなるものか。現地と日本を往復し、丹念な 実地調査と証言記録を長年おこない、「南京戦闘された記憶を訪ねて」などの著書がある松岡環にお話を伺います。）
	11月23日	第10回総会・NPO法人第11年度第3回理事会・「日中友好・希望の翼」訪中報告・岡正治の映像上映
	12月15日	第3期 第4回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全7回）新海智広「皇民化政策下の植民地 台湾と朝鮮」（備考：民族性を否定し、魂までも「日本人化」することを要求した植民地支配。皇民化政策がどのように人々の生活を変質させていったか、台湾と朝鮮を比較しつつ、検証してみたい。）
	12月16日	第12回 南京大虐殺生存者長崎証言集会
	12月20日	NPO法人第11年度第4回理事会
2013年	1月12日	第3期 第5回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全7回）門更月「ファシズムはこうして生まれた」（備考：ヒトラーは選挙に勝って政権を握った。なぜ多くの人びとは彼を支持したのか？ファシズムを生んだ当時のヨーロッパの状況を探る。）
	1月13日	内田雅敏弁護士講演会「今だからこそ日中新時代を築こう—中国人強制連行問題の解決に向けて」
	1月14日	資料館・受付者意見交換会開催
	1月15日	資料館・新年会開催
	1月24日	NPO法人第11年度第5回理事会
	2月9日	第3期 第6回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全7回）木永勝也「1930年代の社会生活—“国家革新”と戦争の狭間で-」（備考：戦争への協力、

		愛国心の嬌声の一方で、大衆・消費文化としてのモダニズムも進行していた1930年代。戦争は不幸を”平等”にばらまき、社会をかえるようにも見えた。小さな日常の状況から考えてみたい。)
	2月28日	NPO法人第11年度第6回理事会
	3月9日	第3期 第7回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全7回）国武雅子「アジア・太平洋戦争の始まり」（備考：誰が、なぜ、無謀な戦争を始めたのか？「戦争責任」を考えながら、南進政策から日米交渉を経て開戦に至る過程を、見つめ直したい。）
	3月28日	NPO法人第11年度第7回理事会
	4月23日	NPO法人第11年度第8回理事会
	5月23日	NPO法人第11年度第9回理事会
	6月27日	NPO法人第11年度第10回理事会
	7月7日	中国人原爆犠牲者追悼集会
	7月14日	第9回「岡正治さんに学ぶ会」開催
	7月26日	NPO法人第11年度第11回理事会
	8月9日	35回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月12日～8月17日	第11回「日中友好・希望の翼」・第28次「銘心会南京」友好訪中団
	8月27日	NPO法人第11年度第12回理事会
	9月14日	第4期 第1回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）木永勝也「アジア・太平洋戦争の罪—『大東亜共栄圏』の“夢”と失望—」（備考：「大東亜戦争」と呼ばれたアジア・太平洋戦争は、各地に人的・物的被害だけでなく様々な被害を与えた。被害の広がりや深さを概観するとともに、占領地のあるいは国内での人々の期待と幻滅という視点からも考えてみよう。）
	9月25日	NPO法人第11年度第13回理事会

	10月12日	第4期 第2回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）高橋眞司「原爆と原発—その『受忍』と『平和責任』」（原爆投下と原子力発電(原発)。両者に共通する「受忍」を強いる思想を、3・11後の平和責任の視点から検証する。）
	10月29日	NPO 法人第 12 年度第 1 回理事会
	11月9日	第4期 第3回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）高實康稔「朝鮮人・中国人強制連行の実相」（備考：日本は戦時中なぜ朝鮮人と中国人を強制連行したのか。政府や企業のかかわりは？その実態は？資料と証言によって明らかにし、被爆者についても考えたい。）
	11月10日	映画「ぬちがふう」上映会開催
	11月23日	第 11 回総会・NPO 法人第 12 年度第 2 回理事会
	12月12日	第 13 回 南京大虐殺生存者長崎証言集会
	12月14日	第4期 第4回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）葛西よう子「『慰安婦』と呼ばれたアジアの女性たち」（備考：朝鮮半島から、中国から連行され、戦地で人間性を奪われた女性たちを、公娼制度や敗戦後のRAA(特殊慰安施設協会)を含めてかかる。）
	12月25日	NPO 法人第 12 年度第 3 回理事会
2014年	1月初	2009年～2010年、資料館客員研究員の韓国金恩玉(チヨン・ウノク)から挨拶
	1月11日	第4期 第5回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）門更月「第二次世界大戦・ヨーロッパ戦線と日本の動向」（備考：第二次世界大戦の勃発から終結にいたるまでヨーロッパの戦況を中心にみていきながら、それらの状況と日本の動きがどのように関連していたのかを探りたい。）

	1月15日	資料館・受付者会議と新年会開催
	1月30日	NPO法人第12年度第4回理事会
	2月8日	第4期 第6回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）国武雅子「戦争と女性」（備考：男たちが始めた戦争を、女たちはどう受けとめたのか。女性たちはどのように戦争に協力させられたのか。女性リーダーの言説と地域の史料から考えてみたい。）
	2月27日	NPO法人第12年度第5回理事会
	3月8日	第4期 第7回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）奥山忍「撫順戦犯管理所が照射する日中戦争」（備考：戦争の和解とは一体どういうことなのか？撫順戦犯管理所で過ごした元日本兵の証言映像を通して、考えたい。）
	3月27日	NPO法人第12年度第6回理事会 第4期「もう一度学ぼう！日本の近現代史」明治以降の日本の近現代の歴史を1945年に至るまでは続けよう、という4期まで計29回の講座開催を計画。
	4月12日	第4期 第8回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全8回）新海智広「軍は『民』を守ったか-戦争末期の『満州』・沖縄-」（備考：国策による膨大な移民が存在した「満州国」、激しい地上戦が展開された沖縄で、戦争末期に何が起こったか。軍と国家の論理を検証する。）
	4月24日	NPO法人第12年度第7回理事会
	5月22日	NPO法人第12年度第8回理事会
	6月26日	NPO法人第12年度第9回理事会
	7月21日	第10回「岡正治さんに学ぶ会」開催
	7月24日	NPO法人第12年度第10回理事会
	8月9日	36回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月14日～8月20日	7日間 第12回「日中友好・希望の翼」・第14次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」（第29次）

		「銘心会南京」友好訪中団合流) —侵略と抵抗、平和を学ぶ旅—
	8月 28 日	NPO 法人第 12 年度第 11 回理事会
	8月 31 日	「日中友好・希望の翼」報告会
	9月 30 日	NPO 法人第 12 年度第 12 回理事会
	10月 11 日	第 5 期 第1回 「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）高賓康稔「近代日本論と歴史認識」 (備考：アジア諸外国との歴史認識のズレを概観し、その原因や克服するための示唆を、著名な近代日本論のなかに探ってみたい。)
	10月 30 日	NPO 法人第 13 年度第 1 回理事会
	11月 8 日	第 5 期 第2回 「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）木永勝也「改めて考える-教科書問題 検定と採択」（備考：2015年は中学校の教科書の採択年。歴史・公民を対象とした近年の検定の状況、沖縄での権力的介入事例を見ながら、教科書採択をめぐるいくつかの問題を、今日の状況の中で考えてみたい。）
	11月 23 日	第 12 回総会・NPO 法人第 13 年度第 2 回理事会
	12月 13 日	第 14 回 南京大虐殺生存者長崎証言集会
	12月 13 日	第 5 期 第3回 「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）葛西よう子「靖国神社」（備考：東京招魂社が明治12年に「靖国神社」とかわった。天皇のために戦場で死ねば神に成れると国民に教える仕組みが「靖国神社」であった。今は？検証してみよう。）
	12月 25 日	NPO 法人第 13 年度第 3 回理事会
2015 年	1月 10 日	第 5 期 第4回 「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）新海智広「領土問題考-『尖閣』『竹島』と私たち-」（備考：国家間に激しい緊張と対立をよびます領土問題の本質はどこにあるのか。歴史的

		経緯を確認しつつ、論点を整理してみたい。)
	1月22日	NPO法人第13年度第4回理事会
	2月14日	第5期 第5回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）国武雅子「『日本国憲法』の成立」 (備考：日本国憲法はどのようにして生まれたのか。人々はそれをどう受け止めたのか。憲法の理念とそれを護り続けてきた人々の思いについて考えてみたい。)
	2月26日	NPO法人第13年度第5回理事会
	3月14日	第5期 第6回「もう一度学ぼう！日本の近現代史連続講座」（全6回）門更月「ヨーロッパ連合EUから学ぶもの-ドイツの戦後補償をふまえて-」（備考：第二次世界大戦後平和を目的にヨーロッパで成立したEUのような地域統合が東アジアでできないものか。EU成立に果たしたドイツの戦後補償をふまえてこれから日本のありようを考えたい。）
	3月19日	NPO法人第13年度第6回理事会
	4月28日	NPO法人第13年度第7回理事会
	5月26日	NPO法人第13年度第8回理事会
	6月4日	光州市民との交流会
	6月25日	NPO法人第13年度第9回理事会
	7月20日	第11回「岡正治さんに学ぶ会」テーマは「岡正治さんとマスコミ」
	7月23日	NPO法人第13年度第10回理事会
	8月9日	37回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月14日～8月21日	8日間 第13回「日中友好・希望の翼」・第15次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」（第30次「銘心会南京」友好訪中団合流）—侵略と抵抗、平和を学ぶ旅—
	8月27日	NPO法人第13年度第11回理事会
	8月29日	「日中友好・希望の翼」報告会

	9月24日	NPO法人第13年度第12回理事会
	10月3日	「設立20周年記念事業」—講演会と「希望の翼」参加者シンポジウム
	10月12日	<p>「設立20周年記念事業」—映画「ジョン・ラーベ」上映会</p> <p>10月24日 第1回 次世代育成連続講座 「高實理事長とともに見る資料館の展示」</p> <p>(当平和資料館の設立の趣旨や使命を再確認するために「設立20周年記念事業」を行なった。設立20周年を機に「次世代育成連続講座」を企画し、スタートした。若い世代に問題を共有してもらい、活性化する。)</p>
	10月29日	NPO法人第14年度第1回理事会
	11月23日	第13回総会・NPO法人第14年度第2回理事会
	12月5日	第2回 次世代育成連続講座 「端島（軍艦島）を通して考える近代日本」
	12月12日	第15回長崎と南京を結ぶ集い「南京大虐殺生存者長崎証言集会」
	12月24日	NPO法人第14年度第3回理事会
2016年	1月27日	NPO法人第14年度第4回理事会
	2月6日	第3回 次世代育成連続講座 「『慰安婦』問題とは何か」
	2月25日	NPO法人第14年度第5回理事会
	2月27日	朴修鏡（パク・スギョン、釜山大学校韓国民族文化研究所教授）講座「原爆都市〔祈りの〕長崎の思想的転換—永井隆から岡正治へ—」
	3月24日	NPO法人第14年度第6回理事会
	4月9日	第4回 次世代育成連続講座「南京大虐殺とは何か」
	4月20日	韓国の著名な文化人5名が来館交流
	4月23日	「治安維持法を考える講演会」（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長崎県本部 事務局長・力武晴紀の講演より）
	4月28日	NPO法人第14年度第7回理事会

	5月24日	NPO法人第14年度第8回理事会
	6月4日	第5回 次世代育成連続講座「長崎と朝鮮人強制連行」
	6月20日	NPO法人第14年度第9回理事会
	7月18日	第1回「岡正治さんを語る会」
	7月2日	NPO法人第14年度第10回理事会
	8月9日	38回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月27日～9月3日	8日間 ドイツに学ぶ旅 (2006年から5年間、ドイツの良心的兵役拒否をした青年を受け入れた。目的：①当資料館で受け入れた良心的兵役拒否をした青年や独日平和フォーラムと交流する。②過去の克服とどう向き合ってきたかドイツの取り組みを学ぶ。③難民問題など現在ドイツが抱えている問題について知る。)
	9月8日	NPO法人第14年度第11回理事会
	9月13日	「インターンシップ学生との意見交換会」(インターンシップの目的：受付の補佐業務を行うにより、展示内容や活動など当資料館がどういう資料館について理解を深め、受付スタッフや入館者との意見交換を通して、歴史認識について見識を広める。また、自分の意見を含めて資料館の案内ができるようになることを目指す。具体的な業務内容：①受付の補佐業務を行う②展示内容や活動について学習する③受付スタッフや入館者と意見交換する④入館者の案内をする。今回は初めての試みでした。)
	9月24日	第6回 次世代育成連続講座「長崎の戦争原爆記念物批判」
	10月2日	「横浜事件を生きて」上映会
	10月27日	NPO法人第15年度第1回理事会
	10月28日	ロマン・手島の来館
	11月23日	第14回総会・ドイツに学ぶ旅 の報告会・NPO法人第15年度第2回理事会
	12月3日	朱成山南京大虐殺記念館前館長来日 講演会

	12月11日～ 12月16日	6日間 第14回「日中友好・希望の翼」・第16次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」（第32次「銘心会南京訪中と交流の旅」合流）
	12月22日	NPO法人第15年度第3回理事会
2017年	1月21日	第7回 次世代育成連続講座「在外被爆者問題」
	1月25日	NPO法人第15年度第4回理事会
	2月2日	韓国・光州教員団（26名）の皆さんを迎えた
	2月14日	「興士団（ふんさだん）」（韓国の市民運動団体）の一行14名が来館
	2月16日	資料館理事一同により「名古屋・河村たかし市長の発言に対する抗議文」を出した
	2月16日	立命館アジア太平洋大学の大学生80名が来館
	2月23日	NPO法人第15年度第5回理事会
	3月23日	NPO法人第15年度第6回理事会
	4月27日	NPO法人第15年度第7回理事会
	5月7日	「高實康稔さんとのお別れの会」 第8回 次世代育成連続講座「岡正治さんの思想と実践」
	5月22日	NPO法人第15年度第8回理事会
	6月22日	NPO法人第15年度第9回理事会
	7月22日	第2回「岡正治さんを語る会」
	7月27日	NPO法人第15年度第10回理事会
	8月2日	ハイデマリー・ダン講演会（市民平和運動団体「広島連合＝ハノーヴァー」の共同代表）
	8月9日	39回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月21日	NPO法人第15年度第11回理事会
	8月22日～8月26日	「韓国に学ぶ旅」
	9月28日	NPO法人第15年度第12回理事会
	10月15日	「太平門 消えた1300人」上映会
	10月31日	NPO法人第16年度第1回理事会
	11月11日	侵華日軍731部隊罪証陳列館・金正民館長講演会
	11月23日	総会・「韓国に学ぶ旅」報告会・NPO法人第16年度

		第2回理事会
	12月12日～ 12月19日	8日間 第15回「日中友好・希望の翼」・第17次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」（第33次「銘心会南京訪中と交流の旅」合流）
	12月26日	NPO法人第16年度第3回理事会
2018年	1月15日	NPO法人第16年度第4回理事会
	2月22日	NPO法人第16年度第5回理事会
	3月22日	NPO法人第16年度第6回理事会
	4月7日	「高賓康稔さんの追悼集会」（長崎県総合福祉センター）
	4月26日	NPO法人第16年度第7回理事会
	5月31日	NPO法人第16年度第8回理事会
	6月10日	安川寿之輔講演会
	6月26日	NPO法人第16年度第9回理事会
	7月7日	日本の戦争加害に向き合い、『眞の日中友好』を考え る－中国より強制連行犠牲者遺族2名を招きシンポジウム
	7月8日	中国人原爆犠牲者追悼碑建立10周年記念追悼式（7月9日、「支援する会」では遺族とともに県を訪れ、4項目の要請書を提出した。①長崎県における中国人強制連行・強制労働について、長崎県としての責任を認め、長崎県としての謝罪を行うこと。②長崎県における中国人強制連行・強制労働についての実態調査をおこなうこと。③中国人強制連行問題の解決を国に働きかけること。④強制連行跡地に追悼碑を建立すること。）
	7月21日	第3回「岡正治さんを語る会」
	7月25日	NPO法人第16年度第10回理事会
	8月9日	40回目の「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会」
	8月21日	NPO法人第16年度第11回理事会
	8月28日～9月2日	2018「中国に学ぶ旅」
	9月27日	NPO法人第16年度第12回理事会

	10月25日	NPO法人第17年度第1回理事会
	11月23日	第16回総会・NPO法人第17年度第2回理事会・「中国に学ぶ旅」の報告会
	12月11日～17日	第16回「日中友好・希望の翼」・第18次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団」（第34次「銘心会南京スタディーツアー」合流）
	12月27日	NPO法人第17年度第3回理事会
2019年	1月23日	NPO法人第17年度第4回理事会
	2月28日	NPO法人第17年度第5回理事会
	3月12日～3月17日	七三一部隊・一〇〇部隊 パネル展
	3月28日	NPO法人第17年度第6回理事会
	4月7日	「高賓康稔さんを偲ぶ会」
	4月25日	NPO法人第17年度第7回理事会
	5月23日	NPO法人第17年度第8回理事会
	6月27日	NPO法人第17年度第9回理事会
	7月6日	「北東アジアの和解により未完の日本国憲法を補完する？花岡、西松、三菱マテリアル、和解の経験に学ぶ」内田雅敏弁護士講演会（長崎市内自治労会館にて）
	7月7日	「旧浦上刑務支所 中国人原爆犠牲者追悼集会」
	7月14日	「伊王島の話を聞く会」長く伊王島の町議であった河野左郷が語る（長崎県勤労福祉会館にて）
	7月21日	第4回「岡正治さんを語る会」
	7月25日	NPO法人第17年度第10回理事会
	8月9日	長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼早朝集会
	8月12日～8月16日	「韓国に学ぶ旅」
	8月17日～8月19日	「Which community, whose community—歴史・記憶・帰属をめぐる CEDAR ワークショップ」
	8月23日	NPO法人第17年度第11回理事会
	9月26日	NPO法人第17年度第12回理事会
	10月31日	NPO法人第18年度第1回理事会
	11月23日	NPO法人第17回総会、NPO法人NPO法人第18年度第2回理事会

	12月11日～ 12月16日	第17回『日中友好・希望の翼』・第19次「岡まさはる記念長崎平和資料館友好訪中団報告」（「第35次銘心会南京スタディーツアー」合流）
	12月26日	NPO法人第18年度第3回理事会
2020年	1月23日	NPO法人第18年度第4回理事会
	2月2日	第17回「日中友好・希望の翼」報告会
	2月23日	Eugen Eichhorn 教授講演会
	2月27日	NPO法人第18年度第5回理事会
	3月26日	NPO法人第18年度第6回理事会
	4月5日	第3回「高實康稔さんを偲ぶ会」
	5月28日	NPO法人第18年度第7回理事会
	6月25日	NPO法人第18年度第8回理事会
	7月19日	第5回「岡正治さんを語る会」

添付資料 2

日本の平和資料館一覧表

	設立年	国立	公立	民間
1.	1955 年		長崎原爆資料館	
2.	1955 年		広島平和記念資料館	
3.	1967 年			原爆の団丸木美術館 (埼玉県)
4.	1968 年		回天記念館	
5.	1969 年		長崎市永井隆記念館 (如己堂 1948 年~)	
6.	1971 年	国立公文書館		
7.	1972 年		(周防大島町立) 陸奥 記念館	
8.	1975 年		知覧特攻平和会館	
9.	1975 年		沖縄県立平和祈念資料 館	
10.	1976 年		東京都立第五福竜丸展 示館	
11.	1977 年			ちひろ美術館・東京
12.	1979 年			兵士・庶民の戦争資料 館 (福岡県)
13.	1979 年			戸田平和記念館 (神奈 川県)
14.	1981 年		仙台市戦災復興記念館	
15.	1984 年			反戦平和博物館「ヌチ ドゥタカラの家」(沖 縄県)
16.	1985 年			大阪人権博物館
17.	1985 年		平和記念館(北海道長 万部町)	
18.	1986 年	国立国会図書館「憲政		

		資料館」		
19.	1986 年			遊就館(およそ 40 年ぶりに再開) 靖国神社附属
20.	1986 年		浦頭引揚記念資料館	
21.	1988 年		東京都戦没死靈苑	
22.	1988 年		浜松市復興記念館(静岡県)	
23.	1988 年		大久野島・毒ガス資料館(広島県)	
24.	1988 年		堺市平和と人権資料室	
25.	1988 年		舞鶴引揚記念館	
26.	1988 年			寺中美術館(和歌山県)
27.	1989 年			ひめゆり平和祈念資料館 (沖縄県)
28.	1989 年		中野区平和資料展示室	
29.	1989 年			平和資料館・草の家(高知県)
30.	1989 年			ひめゆり平和祈念資料館(沖縄県)
31.	1989 年			丹波マンガン記念館(京都府)
32.	1989 年		南風原文化センター (沖縄県) 町立	
33.	1990 年			「少国民の部屋」資料館(長崎県)
34.	1990 年		高知市立自由民権記念館	
35.	1991 年			ピースおおさか(大阪国際平和センター)
36.	1991 年			石垣記念館(和歌山県)
37.	1991 年		三良坂平和資料館(広	

			島県)	
38.	1992 年		樺太関係資料館	
39.	1992 年		川崎市平和館	
40.	1992 年		吹田市平和祈念資料室 (大阪府)	
41.	1992 年			立命館大学国際平和ミ ュージアム
42.	1992 年			ノーモア被爆者会館 (北海道)
43.	1993 年			佐喜真美術館(沖縄県)
44.	1993 年			静岡平和資料センター
45.	1993 年		加世田市平和記念館	
46.	1993 年		埼玉ピースミュージ アム (埼玉県平和資料 館)	
47.	1994 年		福山市人権平和資料館 (広島県)	
48.	1994 年		堺市立平和と人権資料 館 (フェニックス・ミ ュージアム)	
49.	1995 年		高松市市民文化センタ ー平和記念室	
50.	1995 年		せたがや平和資料室	
51.	1995 年		青森空襲資料常設展示 室	
52.	1995 年			岡まさはる記念長崎平 和資料館
53.	1995 年			朱鞠内笹の墓標展示館 (北海道)
54.	1995 年			太平洋戦史館(岩手県)
55.	1995 年			沖縄県公文書館
56.	1996 年		神戸市立兵庫図書館	

			「戦災記念資料室」	
57.	1996年			翁抗日反戦美術館(埼玉県)
58.	1996年		町立碓井平和祈念資料館	
59.	1996年		姫路市平和資料館	
60.	1997年		佐伯市平和記念館「やわらぎ」	
61.	1997年		戦没画学生慰靈美術館 「無言館」(長野県)	
62.	1997年			平和人権子どもセンタ ー・教科書資料館(大阪府)
63.	1998年			ホロコースト教育資料 センター(東京都)
64.	1998年		地球市民神奈川プラザ 国際平和展示室	
65.	1998年		あーすぷらざ(地球市 民かながわプラザ)	
66.	1998年		浜松復興記念館(静岡 県)	
67.	1999年			祈りの丘・絵本美術館 (長崎県)
68.	1999年	昭和館(東京都)		
69.	2000年			杉原千畝記念館(岐阜 県)
70.	2000年			戦没した船と海員の資 料館(兵庫県)
71.	2000年	平和祈念展示資料館		
72.	2001年	アジア歴史資料セン ター		

73.	2002 年	沖縄戦争関係資料館 閲覧室		
74.	2001 年			平和文化史料館「ゆき のした」(福井県)
75.	2001 年			高麗美術館(京都府)
76.	2001 年			高麗博物館 (東京)
77.	2002 年	国立広島原爆死没者 追悼平和祈念館		
78.	2002 年		岐阜市平和資料室	
79.	2002 年		北上平和記念展示館 (岩手県)	
80.	2002 年		西宮市平和資料館	
81.	2002 年		長岡戦災資料館(新潟 県)	
82.	2002 年			東京大空襲・戦災史料 センター
83.	2003 年	国立長崎原爆死没者 追悼平和祈念館		
84.	2003 年			ナガサキピースミュー ジアム
85.	2004 年			対馬丸記念館(沖縄県)
86.	2004 年		三重県戦争資料館 (ウ ェブサイト資料館)	
87.	2004 年			岡山空襲平和資料館
88.	2005 年			アクティブ・ミュージ アム女たちの戦争と平 和資料館 (東京都)
89.	2005 年		呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)	
90.	2005 年		奈良県立図書情報館 戦争体験文庫	
91.	2006 年	しょうけい館(戦傷病		

		者資料館) (東京都)		
92.	2006 年			NPO・中帰連平和記念館 (埼玉県)
93.	2006 年			わだつみのこえ記念館 (東京都)
94.	2007 年			山梨平和ミュージアム 石橋湛山記念館
95.	2007 年			戦争と平和の資料館ピースあいち (愛知県)
96.	2008 年		中央区平和記念バーチャルミュージアム (インターネットホームページ)	
97.	2009 年		水戸市平和記念館	
98.	2009 年		筑前町立大刀洗平和記念館	
99.	2010 年		予科練平和記念館 (茨城県)	
100.	2012 年		滋賀県平和祈念館	
101.	2014 年			徳島県戦没者記念館
102.	2015 年		せたがや未来の平和館	
103.	2015 年		愛知・名古屋 戦争に関する資料館	
104.	設立年 不詳		宮崎の戦争記録継承館 (ウェブサイト資料館) と宮崎県平和祈念資料展示室	

添付資料 3

「長崎中国人強制連行問題の調査・交渉の関連資料」

資料 3—1

調査表(長崎県高島炭鉱・端島炭鉱における中国人強制連行調査)

この調査を記入した人の姓名「 」住所
「 」

『基本事項』

- 1、強制連行者の姓名「 」(強制連行者の姓名を記入する)
- 2、生年月日「19 年 月 日生まれ」(強制連行者の生年月日を記入する)
- 3、住所「 省 」(強制連行者の現在の住所を記入する)
- 4、電話番号「 」(強制連行者の現在の電話番号を記入する)
- 5、記入者との関係「①本人 ②本人ではない。」(どちらかに○をしてください)
- 6、(1) ②に○をつけられた方は本人との関係を知らせてください。
 「①妻 ②子供 () ③その他()」
(2) ②に○をつけられた方は本人の状況について知らせてください。
 「①本人は死亡した(19 年) ②本人は病気中で」

『調査事項』

※知っていることだけで結構ですから答えてください。

- (1)高島炭鉱・端島炭鉱における中国人強制連行・強制労働の実態について質問します。
 - ①日本に強制連行されたのはいつですか「19 年 月」
 - ②強制連行されたときの様子がわかったら記入してください。
 - ③最初にどこに連れて行かれましたか。
 - ④日本のどこに連れて行かれましたか。

⑤家族はそのことを知っていましたか。

⑥炭鉱での生活について記入してください。

(1) 労働時間はどのくらいでしたか。

(2)仕事の内容を知らせてください。

(3)賃金はもらいましたか(月　　円)

(4)仕事のことで覚えていることがあつたら知らせてください。

⑦帰国の時の様子について記入してください。

(1)帰国の船は日本のどこから出ましたか。

(2)未払いの賃金はありませんでしたか。

(3)中国に着いてから、どうしましたか。

(4)戦後の生活はどうしましたか。

職業　　(　　　　　　　　)

生活状態(　　　　　　　　)

(2)同炭鉱強制連行者の原爆との関係の調査

①1945年8月9日に長崎に原子爆弾が投下されたのを知っていますか。

②そのとき、あなたはどこにいましたか。

③原子爆弾が落ちたとき、目撃しましたか。

④原子爆弾が投下された後、長崎市に行ったことはありませんか。行った人はいつですか。

⑤長崎市に行ったひとはそのときの長崎市の様子を知らせてください。

資料 3—2

申し入れ書

三菱マテリアル株式会社御中

2000 年 3 月 29 日

長崎の中国人強制連行の真相を調査する会

〒850-0052 長崎県長崎市筑後町 2-1 教育文化会館内 市民運動ネットワーク

☎・FAX 095-822-4098

代表 高賓康稔(長崎大学教授)

鎌田定夫(長崎平和研究所所長)

竹下英美(平和公園の被爆遺構を保存する会代表)

中村すみ代(長崎市議会議員)

平野伸人(長崎県被爆二世教職員の会会长)

戦時中の長崎における中国人強制連行は 4 事業所(日鉄・鹿町鉱業所、三菱・崎戸鉱業所、三菱高島鉱業所、同端島鉱)約千人にものぼるといわれています。

このうち、鹿町炭鉱については民間団体の手により 1993 年に訪中調査が行われています。これまで長崎における中国人強制連行問題のうち全く歴史の闇の中に置かれたのが三菱 3 山(高島・端島・崎戸)であると言われています。

わたしたちは、このような重要な歴史問題を放置しておくべきでないと考え、1999 年 8 月には、訪中調査を行い、実態の分からなかった高島・端島の中国人強制連行生存者について詳細で重要な証言を得ることができました。また、2000 年 1 月には、再度の訪中調査をおこない、崎戸炭鉱の中国人強制連行生存者と原爆死没者遺族についての重要な証言を聞きました。さらに、旧浦上刑務支所(現在の平和公園)において原爆により死亡した人の遺族にも面会し、証言を聞くことができました。

3 つの炭鉱に強制連行された中国人の人達は、苛酷な労働を強いられたうえに、賃金も支払われなかつたと証言しています。また、原爆での死者を含め多数の死者も出ています。

これらの中国人の人々は日本への強制連行により人生が破壊されたことについての補償を日本国ならびに貴社に求めていきたいと訴えています。また、日本政府や貴社は謝罪すべきとの要求も出ています。

そこで、本会では、2回の現地調査に基づき貴社につぎの事項について申し入れるもので
す。貴社の誠意あるご回答をお願いします。日本の代表的企業の一つである貴社がこの問
題について真摯に対応されることを期待します。なお、中国の関係者に知らせることから、
ご回答は書面にてお願い申し上げます。

記

- 1、貴社の責任において、3炭鉱(崎戸・高島・端島)の中国人強制連行者全員の名簿の公開及関連資料の公表を求めます。
- 2、中国人の強制連行生存者や遺族との連絡を取られ、真相の解明に当たられるよう求めま
す。
- 3、貴社の責任において、中国人強制連行者について、当時の強制連行の実態、とりわけ労
働実態や未払い賃金の有無、死亡者の状況、帰国時の待遇などについての調査をお願いし
ます。
- 4、崎戸炭鉱に強制連行され、その後8月9日に原爆により死亡した27名の方々の浦上刑
務支所(現平和公園)収監にいたる経過、及び原爆死亡後の処置について、真相を調査し公表
してください。
- 5、原爆被爆について、高島炭鉱、端島炭鉱、崎戸炭鉱とも入市被爆者も含めて原爆被爆の
可能性を否定できません。3炭鉱の中国人強制連行者の原爆被爆者の有無について調査し公
表してください。
- 6、調査に基づき、中国人強制連行についての補償を含めた適切な対応をお願いします。

※ご回答につきましては、4月中に書面にてお願い致します。

資料 3—3

平成 12 年 4 月 28 日

「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」

代表 高賓康稔様

三菱マテリアル株式会社九州支店
支店長 森 栄

長崎における中国人強制連行調査に関する件

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 3 月 29 日付貴信を以って弊社宛にお申入れのありました頭書の件につきましては、調査の対象が長崎県内にありました崎戸鉱業所、高島鉱業所、端島炭鉱に関する調査でありますことから、右三山につきましては、弊社内の所管は九州支店となっておりますので、当支店が窓口となって回答させて戴くことをご了承賜りますようお願い申し上げます。

前述の事情により当支店にて調査の結果、何分にも既に終戦後 54 年以上が経過していることであり、この間の前記三山に関する書類につきましては、弊社内には残存しております。

また、戦中、戦後当時の会社関係者の聞き取り調査も試みましたが、戦時中には、弊社においても若者は徴兵により出兵しており、会社に残留されておられた方々も終戦後 54 年を経過した今日当時の生存者が見当たらず、聞き取り調査も**専**ならない状況であります。

以上の事情により、貴会よりのお申入れ事項につきましては、弊社と致しましては、当時の状況、或いは事実関係を把握するための社内資料及び聞き取り出来る生存者が見当たらず、回答が出来ませんので、悪しからずご了承賜りますようご通知申し上げます。

敬 具

資料 3—4

要請書

～三菱三山(高島鉱業所・同端島鉱・崎戸鉱業所)における中国人強制連行問題についての貴社の誠意ある対応を求める～

三菱マテリアル株式会社 御中

2000 年 5 月 22 日

長崎の中国人強制連行の真相を調査する会

〒850-0052 長崎県長崎市筑後町 2-1 教育文化会館内

☎・FAX 095-822-4098

代 表

高賓康稔(長崎大学教授)

鎌田定夫(長崎平和研究所所長)

竹下英美(平和公園の被爆遺構を保存する会代表)

中村すみ代(長崎市議会議員)

平野伸人(長崎県被爆二世教職員の会長)

平成 12 年 4 月 28 日付けの貴社九州支店・支店長森栄様よりの本会の申し入れ書に対する回答「長崎の中国人強制連行調査に関する件」を受け取りました。期限を守ってのご回答にまずもって感謝申し上げます。

さて、ご回答の内容についてですが、わたしたち「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」や中国に在住する強制連行の生存者並びに遺族の方々の期待に反するものであったことを率直に申し上げなければなりません。確かに『「終戦」後 54 年以上が経過していること』は事実ですが、そのことだけにより『この間の前記三山に関する書類につきましては、弊社には残存しておりません』といった回答になるとは驚くばかりです。『当時の記録が一切存在しない』例えば会社の経理上の記録とか社員名簿とかの『会社の存在そのもの』に関する記録すら存在しないというのでしょうか。記録が残存しないという意味が「中国人強制連行に関する紀錄」がないのか。申し入れ書のなかのどの項目についてどの記録が残存しないために回答できないのかさえはっきりしません。

三事業所(三菱・崎戸鉱業所、三菱高島鉱業所、同端島鉱)における中国人強制連行は 800 人以上にものぼるといわれています。そのような歴史的な事実にたいする対応としては極めて不誠実な対応ではないかと思わざるを得ません。貴社の誠意ある回答を期待している中国の生存者また遺族に貴社の回答を伝えなければいけないことは極めて遺憾なことと言わざるを得ません。

わたしたちは、このような重要な歴史問題を放置しておくべきでないと考え、1999年8月と2000年1月の訪中調査をおこないました。2回の現地査に基づき貴社に申し入れた事項について再度の誠意ある対応を求めるものです。

記

1、貴社の今回の回答についてはとうてい容認できるものではありません。申し入れ事項につきまして再回答をお願いします。

(1)貴社の責任において、3炭鉱(崎戸・高島・端島)の中国人強制連行者全員の名簿の公開及関連資料の公表を求めます。

(2)中国人の強制連行生存者や遺族との連絡を取られ、真相の解明に当たられるよう求めます。

(3)貴社の責任において、中国人強制連行者について、当時の強制連行の実態、とりわけ労働実態や未払い賃金の有無、死亡者の状況、帰国時の待遇などについての調査をお願いします。

(4)崎戸炭鉱に強制連行され、その後8月9日に原爆により死亡した23名の方々の浦上刑務支所(現平和公園)収監にいたる経過、及び原爆死亡後の処置について、真相を調査し公表してください。

(5)原爆被爆について、高島炭鉱、端島炭鉱、崎戸炭鉱とも入市被爆者も含めて原爆被爆の可能性を否定できません。3炭鉱の中国人強制連行者の原爆被爆者の有無について調査し公表してください。

(6)調査に基づき、中国人強制連行についての補償を含めた適切な対応をお願いします。

2、貴社の誠意ある対応を求めるための要請書につきましては本会の代表らが貴社をご訪問させていただき、ご依頼したいと考えていますので、ご対応をお願い致します。

※なお、ご訪問期日などにつきましては本会代表者より事前にご相談したいのでよろしくお願い申し上げます。

資料 3—5

要望書

～長崎県における三炭鉱(高島鉱業所・同端島鉱・崎戸鉱業所)の中国人強制連行問題に関する公開書簡について～

三菱マテリアル株式会社 御中

2001年1月23日

長崎の中国人強制連行の真相を調査する会(印省略)
〒850-0052 長崎県長崎市筑後町2-1 教育文化会館内
☎・FAX 095-822-4098

代 表	高實康稔(長崎大学教授)
	鎌田定夫(長崎平和研究所所長)
	竹下英美(平和公園の被爆遺構を保存する会代表)
	中村すみ代(長崎市議会議員)
	平野伸人(長崎県被爆二世教職員の会長)

わたしたち「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は、長崎県における中国人強制連行問題について歴史の真実を明らかにし、これらの問題の根本的な解決をめざすために活動を続けています。

わたしたちは、1998年より長崎県の三菱関係の三事業所(三菱・崎戸鉱業所、三菱高島鉱業所、同端島鉱)における中国人強制連行の事実の解明のための調査を開始しました。三事業所には800人

以上にものぼるといわれる中国人の方々が戦争中に強制連行されています。本会の3回にわたる訪中調査の結果、多くの方々が生存されていることもわかりました。その方々は、貴社にたいし、当時の強制連行と強制労働や未払い賃金などの問題についての補償を求めていることが分かりました。そこで、わたしたちは社の九州支社に申し入れを行い、この問題についての誠実な対応をお願いしました。しかし、九州支社の対応は、このような歴史的な事実にたいする対応としては極めて不誠実な対応でしかなく、中国の生存者や遺族の方々の要望に答えるものではありませんでした。わたしたちは、このような重要な歴史問題を放置しておくべきでないと考えています。

確かに『「終戦」後 54 年以上が経過していること』は事実ですが、そのことだけにより『この間の前記三山に関する書類につきましては、弊社には残存しておりません』といった回答になるとは驚くばかりです。

わたしたちは、貴社の回答について、到底納得できる内容ではないことを重ねて表明します。そして、貴社に申し入れた事項について再度の誠意ある対応をおこなうよう要請するものであります。

また、花岡事件に関しての「鹿島」の事例でも分かることおり、国際的な課題でもあることを考えるならば、九州支店において対応されるべき問題ではなく、本社の責任ある対応が求められるべきだと考えます。そこで、本会では、中国の当事者が来日される予定の今年 7 月までに、貴社に以下の要望をお伝えし、話し合いを持ちたいと考えます。

つきましては、来る 1 月 23 日(火)午前 11 時 30 分ごろ、当会の代表として、竹下美美、平野伸人、崎山昇の 3 名が貴社を訪問し、以下の要望について申し入れたいと希望しています。

貴社訪問につきまして、よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

『貴社への要望事項』

- (1) 貴社の責任において、3 炭鉱(崎戸・高島・端島)の中国人強制連行者全員の名簿の公開及関連資料の公表を求めます。
- (2) 中国人の強制連行生存者や遺族との連絡を取られ、真相の解明に当たられるよう求めます。
- (3) 貴社の責任において、中国人強制連行者について、当時の強制連行の実態、とりわけ労働実態や未払い賃金の有無、死亡者の状況、帰国時の待遇などについての調査をお願いします。
- (4) 崎戸炭鉱に強制連行され、その後 8 月 9 日に原爆により死亡した 23 名の方々の浦上刑務支所(現平和公園)収監にいたる経過、及び原爆死亡後の処置について、真相を調査し公表してください。
- (5) 原爆被爆について、高島炭鉱、端島炭鉱、崎戸炭鉱とも入市被爆者も含めて原爆被爆の可能性を否定できません。3 炭鉱の中国人強制連行者の原爆被爆者の有無について調査し公表してください。
- (6) 中国の生存者が来日時には誠実な対応をお願いします。

(7)本会および中国の当事者との話し合いの窓口は本社で対応していただくようお願い申し上げます。

※なお要望事項の(1)～(6)につきましては、九州支社よりご回答をいただいていますが、本会としては納得いくものではありません。本社としての責任で、再回答をお願い申し上げます。

資料 3—6

三菱マテリアル株式会社本社交渉報告

2001.1.23(火)11:30～12:00 新丸ビル 5階

(訪問者) 竹下代表、平野代表、崎山

(対 応) 総務部総務課長代理新田富士男、総務部法務室吉倉和幸

中真会:要請書にある通り、九州支社の不誠実な対応に対し、九州支社では埒があかないと本社へ来た。当事者の来日に対する誠実な対応を求める。また、三菱三山の問題の解決を探るべきであり、中国の方も熱望している。

三菱:会社は組織で動いている。会社としては現地対応と決まっている。九州支店が直接の窓口である。九州支店がいったことは会社としての考え方である。また、当事者が来ても会わない。書類が残っていないので、補償を求められたり裁判をされたりしても困る。

中真会:窓口については会社の都合である。九州支店では埒があないと判断し、本社対応を求めている。また、資料がないといって当事者と会わないというのは、他の戦後補償裁判の例を見てもない。書類が残っていないといっているが、社会的には、高島・端島の強制連行者の名簿や崎戸で亡くなった方々の名簿は明らかになっている。鹿島建設の花岡事件も和解しており、会わないという対応は不誠実であり、社会的にも如何なものか。社会的状況を見て再検討を求める。いきなり裁判とは思っていない。話し合いの上で解決を図りたい。真相を解明し解決の道を探りたい。会わないということは考え直してもらいたい。国際問題にもなりかねない。要請書に対する再回答を求める。

三菱:(1)～(6)については変わらない。(7)については再考して、文書で回答できるかどうかわからないが、九州支店から回答する。

中真会:(1)～(6)は回答が同じでも再回答を求める。窓口は高實先生である。回答は九州支店からでもいいが、窓口として認めるわけではない。窓口については3人の一

存で了承しかねるので帰って相談したい。

資料 3—7

平成 13 年 5 月 29 日

「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」

代 表 高實 康稔

三菱マテリアル株式会社九州支店
支店長 森 栄

長崎における中国人強制連行調査に関する件

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、頭書の件につきましては、去る 1 月 23 日(火)、貴会の代表として、竹下美実様、平野伸人様、崎山昇様の 3 名が弊社本社にご来訪され、種々お申入れありましたところ、本件につきましては、去る平成 12 年 4 月 28 日付弊信にてご回答申し上げましたとおり、崎戸鉱業所、高島鉱業所、端島炭礦の三山に関する所管は弊九州支店になっておりますことから、貴会からの 8 項目の「要望事項」については、弊支店より下記のとおりご回答申し上げますので、何卒ご了承賜ります様、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1.要望事項(1)～(6)について

前回ご回答申し上げましたとおり、弊社と致しましては、当時の状況、或いは事実関係を把握するための社内資料及び聞き取り出来る生存者が見当たらず、回答出来ないことに変わりありませんことをご了承願います。

2.要望事項(7)について

弊社と致しましては、強制連行、強制労働の事実を確認出来る資料もなく、中国の生存者代表の方々とお会いしても、通訳を介して、一方的にお話を聞きするだけで、何らご期待に添える回答も出来ないものと存じますので、面談はご遠慮させて戴きます。

3.要望事項(8)について

再三申し上げておりますとおり、三山の所管は弊支店が窓口となっておりますので、弊支店で対応することにつき、何卒ご理解の上、ご了承願います。

以上

資料 3—8

致三菱材料公司的公开信

1944 年 6、7 月,日本侵略者把我中国劳工 845 人,强掳押送到日本长崎县三菱矿业株式会社。在隶属该公司的三家煤矿里,每天被迫从事 12 个小时的强制劳动,而从不发给工资。由于在各煤矿遭受歧视,奴役,虐待,加之残酷的生活环境和恶劣的劳动条件,多数劳工积劳成疾,一批劳工重伤致残。高島矿 205 人中,死亡 15 人;端岛矿 204 人中,死亡 15 人;崎戶矿 436 人中,死亡 64 人;三矿 845 人中,共死亡 94 人。其中崎戶矿 27 人因反抗矿方的虐待,被抓捕后关进长崎刑务所浦上刑务支所(現长崎和平公园)内,1945 年 8 月 9 日,在原子弹爆炸中全部丧生。劳工死难者遗骨,一部分被运送回国,一部分至今不知在何处,给家中亲人留下千古悲痛,惟仁者,必能体其切腹之惨痛。

为此,我联谊会要求三菱公司幡然醒悟,尊重历史事实,承担历史责任。以二战残害中国劳工为戒,教育后代,了此千载凄怨之血债。我会代表八百受害者及亲属,郑重要求三菱公司作到如下几点:

- (1) 三菱公司必须主动进行调查,公开有关档案,公布奴役劳工的历史真相。
- (2) 三公司必须郑重向我罹难死亡烈士的遗属及幸存者,公开声明谢罪道歉。
- (3) 三菱公司必表达悔过风度,即在日本长崎市及中国河北,建立具有一定规模的中国劳工三菱殉难烈士纪念馆(碑),编写有关历史资料,以悼念先烈,教育后人,亦可表明三菱公司的忏悔风范。
- (4) 三菱公司必须向我高岛、端岛、崎戶受难者 845 人(死难者遗属及幸存者),每人赔偿 550 万日元,以资补偿我受难者及其家庭肉体与精神上遭受的苦难创伤和牺牲。
- (5) 对于崎戶矿 27 个原子弹爆炸死难者,三菱公司必须要阐明原子弹受害的经过和事后公司的对策(对遗属的通知、谢罪、赔偿、送还骨等),为恢复人权而全面起责任。

如果三菱公司不肯面对历史事实,不肯承担应当承担的责任,纵然千秋万代,我们的子孙后代也将永远向三菱公司声讨此笔血债。二战时期,三菱公司强掳中国劳工的历史,世人皆知,岂能掩饰。一个企业如不能正视历史,又怎样取信世人?希望三菱公司为受害者计,为本企业的声誉计,为真正的中日友好计,拿出实际行动,向和平大道上迈进。

2002.1.16 长崎三岛中国劳工受害者联谊会(筹)

会长 连双印

副会长 李庆云

秘书长 王树芳

副秘书长 孙立确

委员 牛向昆 王改申

資料 3—9

三菱マテリアル株式会社御中

公開書簡(訳文)

1944年6、7月、日本の侵略者は、中国から845名を日本の長崎県の三菱鉱業株式会社に強制連行した。同鉱業傘下の三炭坑では毎日12時間もの過酷な強制労働であったにもかわらず賃金は全く支給されなかった。各炭坑で強いられた差別と奴隸的使役、虐待、その上過酷な生活環境と劣悪な労働条件により、多くの者が過労で病気となり、重傷を負って身体障害となる者もあった。高島坑では205名のうち15名が死亡、端島坑では204名のうち15名が死亡、崎戸坑では436名のうち64名が死亡した。三坑あわせ845人のうち、94人が死亡した。そのうち、崎戸坑においては27名が鉱山側の虐待に反抗して長崎刑務所浦上刑務支所(現在の長崎平和公園)に投獄されることになり、1945年8月9日に投下された原爆で、その全員が命を失うことに至ったのである。死者の遺骨は、一部分は国にもどったが、一部はいまだ所在もわからず、遺族にとって終生の遺恨となった。心ある者は、その身を切られるような苦痛がわかるであろう。

このために我々聯誼会一同は、貴社がきっぱりと悔い改め、歴史の事実を尊重し、歴史の責任を負うことを要求する。第二次大戦での中国人強制連行の残虐を戒めとし、次の世代を教育することによってしかこの千載にわたる悲しい血の債務を終えることはできない。我々放会は800余名の被害者及び遺族を代表し、貴社に下記の事項を履行されるよう厳重に要求する。

- (1) 貴社は自発的に調査を行い、その関係資料を公開し、強制連行による奴隸的使役の歴史の真相を明らかにすること
- (2) 貴社は死亡した烈士の遺族及び生存者に、公開して謝罪を声明すること
- (3) 貴社はその悔悟の気持ちを表すために、日本の長崎と中国の河北に一定規模を有する「三菱強制連行殉難者記念館(碑)」を建設するとともに、関連の歴史資料を編纂し、犠牲者を追悼し、次の世代を教育すること。これは貴社の悔悟の思いを表明するものとなる。
- (4) 貴社は高島・端島・崎戸に強制連行された被害者845名(死者の遺族及び生存者)に対し、一人当たり日本円550万円の賠償金を支払い、被害者及びその家庭が心身に蒙った苦痛と犠牲を補償すること
- (5) 貴社は崎戸炭坑の27名の原爆犠牲者に関して原爆被害の経緯及び事後の対策(遺族への通知、謝罪、補償、遺骨の返還など)について解明し、人権回復のために全責任

を負うこと

もし貴社が歴史の真実を直視しようとせず、負うべき責任を認めようとしないならば、たとえ千年万年たとうと永遠に、我々の子孫も世代を超えて永遠に貴社に対してこの血の債務の精算を求めるであろう。なぜならば、第二次大戦時に三菱が中国人を強制連行した歴史はみなよく知っている事実であって、断じて隠蔽できることではないからである。企業として歴史を正視することができないなら、どうして世間の信用をかち得ることができよう。貴社が被害者のため、企業の名誉のため、真の中日友好のために、実際の行動において、平和の道へ邁進されることを祈念する。

2002年1月16日

長崎三島中国労工受害者聯誼会(準)

会長	連双印
副会長	李慶雲 劉占一
事務局長	王樹芳
事務局次長	孫立確
委 員	牛向昆 王改申

資料 3—10

要望書

～長崎県における三炭鉱(高島鉱業所・同端島鉱・崎戸鉱業所)の中国人強制連行問題に関する公開書簡について～

三菱マテリアル株式会社 御中

2002年1月25日

長崎の中国人強制連行の真相を調査する会(印省略)

〒850-0052 長崎県長崎市筑後町2-1 教育文化会館内

☎・FAX 095-822-4098

代 表

高賓康稔(長崎大学教授)

鎌田定夫(長崎平和研究所所長)

竹下英美(平和公園の被爆遺構を保存する会代表)

中村すみ代(長崎市議会議員)

平野伸人(長崎県被爆二世教職員の会長)

わたしたち「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」は、長崎県における中国人強制連行問題について歴史の真実を明らかにし、これらの問題の根本的な解決をめざすために活動を続けています。

2001年1月23日付で貴社にたいし要望書を提出し、当事者との面会に応じるよう要望してきました。2001年9月30日に至り、中国の当事者たちは「長崎三島中国労工被害者聯誼会」(会長:連双印)を結成し、問題の解決を図ろうと努力しています。

この度、「聯誼会」より本会を通して貴社に対する「公開書簡」(要望書)が届けられました。

わたしたちはこの書を貴社にお届けすると同時に、貴社が誠意をもってこの問題に対応されるよう要望するものです。

わたしたちは、1998年より長崎県の三菱関係の三事業所(三菱・崎戸鉱業所、三菱高島鉱業所、同端島鉱)における中国人強制連行の事実の解明のための調査を開始しました。三事業所には800人以上にものぼるといわれる中国人の方々が戦争中に強制連行されています。本会の3回にわたる訪中調査の結果、多くの方々が生存されていることもわかりました。また、その後多くの生存者が名乗り出ています。その方々は、当時の強制連行と強制労働や未払い賃金などの問題についての解決を求めていました。

この問題は、花岡事件に関しての「鹿島」の事例でも分かるとおり、国際的な課題でもあることを考えるならば、本社の責任ある対応が求められます。

そこで、本会では、中国の当事者が来日される予定の2002年7月までに、貴社に公開書簡についての話し合いを持ちたいと考えます。

ご検討のうえ、書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

記

『貴社への要望事項』

- (1)公開書簡につきまして貴社の誠意ある対応を要望します。
- (2)中国人の強制連行生存者や遺族との連絡を取られ、真相の解明に当たられるよう求めます。
- (3)貴社の責任において、中国人強制連行者について、当時の強制連行の実態、とりわけ労働実態や未払い賃金の有無、死亡者の状況、帰国時の待遇などについての調査をお願いします。
- (4)崎戸炭鉱に強制連行され、その後8月9日に原爆により死亡した23名の方々の浦上刑務支所(現平和公園)収監にいたる経過、及び原爆死亡後の処置について、真相を調査し公表してください。
- (5)原爆被爆について、高島炭鉱、端島炭鉱、崎戸炭鉱とも入市被爆者も含めて原爆被爆の可能性を否定できません。3炭鉱の中国人強制連行者の原爆被爆者の有無について調査し公表してください。
- (6)中国の生存者が来日時には誠実な対応をお願いします。
- (7)本会との話し合いを早急にもたれるよう要望します。

資料 3—11

平成 14 年 4 月 23 日

「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」

代 表 高實康稔様

三菱マテリアル株式会社九州支店
支店長 森 栄

長崎における中国人強制連行調査に関する件

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 1 月 25 日付貴信を以って弊社宛にお申入れのありました頭書の件につきましては、去る平成 12 年 4 月 28 日付弊信にてご回答申し上げましたとおり、崎戸鉱業所、高島鉱業所、端島炭鉱業の右三山につきましては、弊社内の所管は九州支店となっておりますので、当支店が窓口となって回答させて頂きますことをご了承賜ります様、お願い申し上げます。

先般、貴会よりお申入れのありました要望事項につきましては、前回ご回答申し上げましたとおり、何分にも終戦後 56 年が経過し、この間弊社が石炭生産部門を別会社に分離し(昭和 44 年 9 月)、石炭事業から撤退して 30 年以上が経過していることに加え、別会社として操業していた三菱石炭鉱業株式会社(当時は三菱高島炭鉱株式会社)は、平成 3 年 1 月には会社を清算結了し、消滅していること等から、当時の状況、或いは事実関係を把握する上で有力な手掛かりとなる内部資料や報告書、労働者名簿等何れも弊社内には残存しておりません。

また、戦中、戦後当時の会社関係者も、終戦後半世紀以上経過した今日となっては生存者が見当たらず、聞き取り調査も不可能であります。

以上のことから、貴会よりお申入れのありました来る 7 月、「長崎三島中国労工被害者聯誼会」代表者の方々が来日された際、右代表者との本問題の解決に向けた話し合いにつきましては、終戦後長い年月が経過し、前述のとおり事実関係の特定及び確認が困難であること、また、戦時中は弊社に限らず多くの企業が国の経済統制を受け、特に戦争末期には軍需会社として政府の指揮命令下に置かれるという特殊な状況にあったことに鑑みましても、一企業の責任を論すべき問題ではないと思料されますことから、補償、謝罪等を前提とした面談はご遠慮させて頂きますので、事情ご賢察の上、同聯誼会代・表者の方々にはその旨お伝え下さい様、宜しくお願ひ申し上げます。

敬　　具

資料 3—12

平成 14 年 6 月 21 日

長崎三島中国労工受害者聯誼会

会　長　　連双印　様

三菱マテリアル株式会社九州支店

支店長　　森　　栄

去る 1 月 16 日付貴聯誼会よりの公開書簡により「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」(以下「真相を調査する会」という。) から弊社宛にお申入れのありました戦時中の崎戸鉱業所、高島鉱業所、端島炭鉱における中国人の労働実態等に関する調査及び補償につきましてご回答申し上げます。

本件につきましては、既に「真相を調査する会」よりお聞き及びのことと存じますが、何分にも終戦後 56 年が経過し、この間弊社が石炭生産部門を別会社に分離し(1969 年 9 月)、石炭事業から撤退して 30 年以上が経過していることに加え、別会社として操業していた三菱石炭鉱業株式会社(当時は三菱高島炭鉱株式会社)は、1991 年 1 月には会社を清算結了し、消滅していること等から、当時の状況、或いは事実関係を把握する上で有力な手掛かりとなる内部資料や報告書、労働者名簿等何れも弊社内には残存しておりません。

また、戦中、戦後当時に労務を担当していた会社関係者も、終戦後半世紀以上経過した今日となっては生存者が見当たらず、聞き取り調査も不可能であります。以上のことから、貴聯誼会よりの要求につきましては、終戦後長い年月が経過し、事実関係の特定及び確認が困難であること、また、戦時中は弊社に限らず多くの企業が国の経済統制を受け、特に戦争末期には政府や軍の指揮命令下に置かれるという特殊な状況にあったことに鑑みましても、一企業の責任を論すべき問題ではないと思料されますことから、補償等を含め、貴申出には応じられませんので、事情ご賢察の上、ご理解賜ります様、ご回答申し上げます。

資料 3—13

三菱マテリアル（株）訪問の報告

2002 年 3 月 12 日（水）

午後 3 時 30 分より 4 時まで

1. 対応した人 総務課長
 総務課

2. 主な内容

Q 公開書簡は受けとったか。

A 本社から直ちに送られてきているが、返事では職しているところである。

Q 今日の訪問の目的は、7 月 29 日(月)に生存者および遺族、関係者で貴社を訪問したいのでそのアポを取りに来た。

A 我が社にきていただいても、50 数年前のことでの資料もないし答えようがない。従って面会できない。

Q 新しい資料もでてきていているし、今回の訪問で生存者にあって話を聞くべきではないか。

A 会えば会いっぱなしということにはならない。その後もあるということになるから中国人の問題は多くの事業所がある。それもこれもということになると大変である。

Q 『鹿島』のように話し合いで解決している例もあるではないか。

A 鹿島はそれなりの経過と歴史があるので同一視はできない。

Q アメリカの提訴のこともあるが一我々は直ちに裁判とかを考えているわけではない事実関係の認識が大切と考えている。だから、会うことから始めるべきではないか。

A 会いっぱなしと言うわけにはいかないでしょう。

Q 補償問題が予想されるから会わないと言うのはおかしいではないか。いきなり裁判ということになってしまふ。

A 場合によってはしかたない。

Q 金裁判や李裁判のことを説明する。7月の日程とメンバーについて説明する。

4月末に訪中するので中国側に説明しなければならない。

A よく説明してほしい。

Q われわれは会社の立場を代弁はしない。面会を求めたが断られたと報告するしかないアポイントをとったがとれなかったと言うことですから。今回の訪日の目的は会社訪問が1つの大きな目的だから本社か支社かはさておいて訪問する。それでも会えないと言うことであれば面会を要求して会社に来るしかない。こうした混乱を回避しようと何回も接触している。面会に応じるのかどうか。訪中までに答えてほしい。4月20日までに回答を求めたい。

A 面会のことと公開書簡についてですね。

Q そうだ。

A 少なくとも、面会問題については回答する。公開書簡については内部で協議中なので確約はできない。

資料 3—14

平成 14 年 8 月 30 日

「長崎の中国人強制連行の真相を調査する会」

代 表 高實 康稔 様

三菱マテリアル株式会社九州支店
支店長 森 栄

長崎における中国人強制連行調査に関する件

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 7 月 29 日(月)、当文店において貴会及び「長崎三島中国工受害者聯誼会」の代表者の皆様と面談した際、弊社に対してお申入れのありました件につきましては、貴会宛に下記のとおりご回答申し上げますので、貴会より「聯誼会」代表者の皆様にお伝え下さいます様、宜しくお願ひ申し上げます。

敬 具

記

1. 当時の石炭会社と当社との関係について

以前、既にご回答申し上げておりましたとおり、戦時中の崎戸鉱業所、高島鉱業所、端島炭鉱は、三菱鉱業（株）が経営していた炭鉱ですが、戦後から今日に至るまでの変遷概要につきましては、次

- 1) 崎戸炭鉱は昭和 43 年 3 月に閉山し、同炭鉱の書類の殆どは高島炭鉱事務所に移管されました。
- 2) 昭和 44 年 9 月末には三菱鉱業（株）は石炭生産から撤退し、高島炭鉱（含端島炭鉱）は三菱高島炭鉱（株）に営業を譲渡しています。
- 3) 端島炭鉱は昭和 49 年 1 月に閉山し、同炭鉱の書類も三菱高島炭鉱（株）高島炭鉱事務所に移管されました。
- 4) 昭和 57 年 12 月には、高島炭鉱事務所の大火灾により、崎戸炭鉱、端島炭鉱から移管された書類を含む全ての過去の書類が焼失しました。

5)三菱鉱業（株）は昭和 48 年 4 月にセメント会社と合併し、三菱鉱業セメント（株）に社名を変更致しましたが、平成 2 年 12 月には三菱金属（株）と合併、社名も現在の三菱マテリアル（株）となっています。

尚、会社合併に当っては、三菱鉱業セメント（株）は消滅会社となっています。

6)一方、昭和 44 年 9 月に当社の石炭生産部門の営業権を譲り受けた三菱高島炭鉱（株）はその後、会社合併等により三菱石炭鉱業（株）南大夕張炭鉱（株）と社名を変更しておりますが、同社も平成 3 年 1 月に会社を清算結了し、解散しています。

のとおりであります。

2. 当時の資料について

前記のとおり三山の書類の殆どは三菱石炭鉱業（株）『三菱高島炭鉱（株）より社名変更』高島炭鉱事務所で保管されていましたが、同事務所は昭和 57 年 12 月に発生した大火災により全焼し、当回事務所で保管されていた崎戸炭鉱、端島炭鉱を含む過去の書類一切が焼失したため、現在では戦時中当時の書類は社内に全く残存しておりません。

3. 当時の生存者について

本件につきましては再三ご回答申し上げておりましたとおり、戦時中には弊社においても若者は徴兵により出兵しており、一方、会社に残留されておられた方々については、終戦後 57 年が経過した今日では当時の生存者が見当たらず、聞き取り調査もできない状況にあります。

4. 当社の責任について

前記 2 のとおり当時の書類は焼失若しくは処分されているため戦時中、三山で中国人の方々が働いておられたことを証する資料は弊社には存在致しませんが、所謂「外務省報告書」に記載のような状況があったであろうことは否定致しません。

しかしながら、当社の社員自らが当時の中国において、中国人の方々の身柄を拘束し、強制的に三山に連行すると言った行為を行なったことは決してなかったものと確信しています。

そもそも、時下においては、国家総動員体制が敷かれ、企業も国乃至軍より支配を受ける関係にありました。

従いまして、前述のとおり弊社が自らの意思によって強制連行に加担したり、中国の方々を強労働させることはありえず、国家による戦争遂行のための国策の一環としてそのような事実があったとすれば、自らの意思に反して連行された方々は大変不幸な戦争被害者であり、国家間における政治的な手段によって救済されるべき事柄と思料致すところであります。

更にこの問題は、日本と中国との国家間において、戦後処理問題として昭和47年9月29日の日中共同声明により、平和的に解決がなされており、この様に両国間の高度な政治的判断によって既に解決が図られたものに対して、一企業として50数年前の戦時体制下における損害を補償する度任はないものと思われます。

仮に保護義務違反、或いは不法行為があったと仮定した合であってもこれらの損害賠償請求権は民法の定めるところにより、既に10年の消滅時効又は20年の除斥期間が経過しており、請求機は消滅していることを申し添えさせて頂きます。

以上

添付資料 3-15

平成 27 年 11 月 20 日

関係各位

三菱マテリアル株式会社

回答書

去る 10 月 15 日、口頭にて提案されました統一要求に対し、下記のとおり回答致しますのでご検討願います。

記

1. 和解の進め方

包括的・終局的解決を果たすべく、各グループと和解合意書の締結(全体和解)を行った上で、生存労工への謝罪等を優先して実施する。

2. 和解の前提条件

和解合意書締結に当たっては、以下内容を前提条件とする。

- 日中両政府が和解容認の意向を持っていることの確認
- 金基の受け皿に目処が立っていること

3. 和解合意書への署名者

同一の和解合意書をグループ毎に準備し、各グループはそれぞれ署名する。

なお、署名者や署名者数については、各グループ間でお互いに干渉しない。

4. 和解合意書締結後の協議事項

和解合意書を締結し、生存労工への謝罪等を行った後、和解合意書を締結した各グループおよび会社の代理人による代理人会議を開催し以下の内容について協議する。

- 基金管理運営委員会の設置
- 元労働者・遺族の名簿の名寄せ・整理
- 所在未判明者の調査方法
- 元労働者・遺族の適格性確認方法
- その他基金事業の管理・運営に関する重要事項

5. 守秘義務

上記内容については、和解が成立するまでの間、本回答書の存在も含め、マスコミ等外部に対し一切公表しないものとする。

以上

参考文献

日本語文献

1. 青木茂『二一世紀の中国の旅—偽満州国に日本侵略の跡を訪ねる』東京：日本橋報社、2007年、p.1。
2. 青木茂『万人坑を訪ねる—満州国の万人坑と中国人強制連行』東京：緑風出版、2013年、p.3。
3. 青木茂『日本の中国侵略の現場を歩く—撫順・南京・ソ満国境の旅』東京：花伝社、2015年。
4. 青木茂『華北の万人坑と中国人強制連行－日本の侵略加害の現場を訪ねる』東京：花伝社、2017年、pp.1-2。
5. 赤旗編集局編『戦争の真実—証言が示す改憲勢力の歴史偽造』東京：新日本出版社、2018年。
6. 赤旗編集局編『語り継ぐ 日本の侵略と植民地支配』東京：新日本出版社、2016年。
7. 赤澤史朗『靖国神社—「殉国」と「平和」をめぐる戦後史（岩波現代文庫）』東京：岩波書店、2017年。
8. 飯田洋子、小森陽一解説『九条の会—新しいネットワークの形成と蘇生する社会運動』東京：花伝社、2018年。
9. 石飛仁『中国人強制連行の記録—花岡暴動を中心とする報告—』東京：太平出版社、1973年。
10. 石飛仁『中国人強制連行の記録—日本人は中国人に何をしたか—』東京：三一書房、1997年。
11. 伊藤孝司『ヒロシマ・ピョンヤン』名古屋：風媒社、2010年。
12. 井上清、廣島正 共同編述『日本軍は中国で何をしたのか』発行：熊本出版文化会館発売：亜紀書房、1994年。
13. 猪瀬建造『痛恨の山河—足尾銅山中国人強制連行の記録—』栃木：隨想舎、1974年。
14. 岩佐英樹『いのちの終着駅 三菱勝田大谷坑』自費出版、印刷・製本：宮木印刷（佐賀市）、2016年。
15. 岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』東京：三一書房、1998年、pp.30,97,179。
16. 上羽修『中国人強制連行の軌跡—「聖戦」の墓標—』東京：青木書店、1993年。

17. 内田雅敏『和解は可能か　日本政府の歴史認識を問う(岩波ブックレット)』岩波書店、2015年。
18. 王紅艶『「満州国」労工の史的研究—華北地区からの入満労工—』東京：日本経済評論社 2015年、p.362。
19. 岡正治『道ひとすじに』長崎：同書刊行委員会、1975年、pp.59,60,88,89,99,120,144。
20. 岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』長崎：同書刊行委員会、1981年。
21. 岡正治『朝鮮人被爆者と私』長崎：同書刊行委員会、1982年。
22. 岡正治『朝鮮人被爆者とは』長崎：同書刊行委員会、1986年。
23. 岡正治代表　長崎在日朝鮮人の人権を守る会『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』東京：社会評論社、1989年。
24. 岡正治代表　長崎在日朝鮮人の人権を守る会『さびついた歯車を回そう』長崎：同会刊行、1994年。
25. 岡正治代表　長崎在日朝鮮人の人権を守る会編集『原爆と朝鮮人』(全7集)、長崎在日朝鮮人の人権を守る会、1982～2014年。
26. 岡正治『孤塁を守る闘い—追悼・岡正治』長崎：岡まさはる追悼集刊行委員会、1995年。
27. 岡まさはる記念長崎平和資料館編『ゆるぎない歴史認識を　高賓康稔さん追悼集』長崎：岡まさはる記念長崎平和資料館、2018年、p5。
28. 大谷猛夫『日本の戦争加害がつぐなわれるのはなぜ！？—中国人被害者たちの証言と国家・企業・裁判所・そして私たち』東京：合同出版、2015年。
29. 笠原十九司『南京事件論争史—日本人は史実をどう認識してきたか(平凡社新書)』東京：平凡社、2007年。
30. 笠原十九司『南京事件(岩波新書)』東京：岩波書店、1997年。
31. 加地英夫『私の軍艦島記　端島で生まれ育ち閉山まで働いた記録』長崎：長崎文献社、2015年、pp.9,125,128,191。
32. 鎌田定夫編『被爆朝鮮人・韓国人の証言』東京：朝日新聞社、1982年、pp.7,8,271,274,290。
33. 木村至聖『産業遺産の記憶と表象－「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都：京都大学学術出版会、2014年、pp.7,30,51。
34. 強制連行中国人殉難労働者慰靈碑資料集編集委員会『強制連行中国人殉難労働者慰靈碑資料集』東京：日本橋報社、2016年。
35. 久保田貢『知っていますか？日本の戦争』東京：新日本出版社、2015年。
36. 纓纓厚『侵略戦争—歴史事実と歴史認識(ちくま新書)』東京：筑摩書房、1999年。

37. 後藤恵之輔、坂本道徳『軍艦島の遺産—風化する近代日本の象徴』長崎：長崎新聞社、2005年、pp.40-42,61,62,172。
38. 坂本道徳『軍艦島 異島40年 人びとの記憶とこれから』東京：実業之日本社、2014年、pp.222,224,247。
39. 清水潔『「南京事件」を調査せよ（文春文庫）』東京：文藝春秋、2017年。
40. 『週刊金曜日』編『日中戦争から80年 加害の歴史に向き合う』東京：金曜日、2017年。
41. 新船海三郎『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』東京：本の泉社、2016年。
42. 杉原達『中国人強制連行（岩波新書）』東京：岩波書店、2002年、pp.38,43,106-112。
43. 鈴木賢士『中国人強制連行の生き証人たち』東京：高文研、2003年。
44. 戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』大阪：東方出版、1995年。
45. 高賓康稔『長崎の中国人強制連行』長崎：長崎の中国人強制連行裁判を支援する会、2005年、p.6。
46. 高橋哲哉『靖国問題（ちくま新書）』東京：筑摩書房、2005年。
47. 竹内康人『調査・朝鮮人強制労働1炭鉱』社会評論社、2013年。
48. 田中宏ら『資料中国人強制連行』東京：明石書店、1987年。
49. 田中宏、内海愛子、新美隆編『資料中国人強制連行の記録』東京：明石書店、1990年。
50. 田中宏、松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか一』東京：現代書館、1995年、
pp.9,17,46-48,113,215,221,225,227,229-231,319-329,435,489-495,578,690。
51. 坪川 宏子、大森 典子『司法が認定した日本軍「慰安婦」—被害・加害事実は消せない!』京都：かもがわ出版、2011年。
52. 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標—中国人強制連行の記録—』東京：新日本出版社、1964年。
53. 外村大『朝鮮人強制連行（岩波新書）』東京：岩波書店、2012年。
54. 内藤初穂『トマス・B・グラバー始末』東京：アテネ書房、2001年。
55. 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『軍艦島に耳を澄ませば—端島に強制連行された朝鮮人・中国人的記憶』増補改訂版、東京：社会評論社、2016年、pp.26-34,35-39,85。
56. 長澤秀 編/解説『戦時下朝鮮人中国人連合軍捕虜強制連行資料集』全4巻、緑蔭書房、1992年。

57. 中嶋嶺雄『歴史の嘘を見破る 日中近現代史の争点 35(文春新書)』東京：文藝春秋、2006 年、p.118。
58. 『西坂だより』第 1 号～第 91 号、1995～2018、岡まさはる記念長崎平和資料館。
59. 西成田豊『中国人強制連行』東京：東京大学出版会、2002 年、pp.4,17-40,167,193,239,358,362,372。
60. 西成田豊『労働力動員と強制連行』東京：山川出版社、2009 年、pp.62,70,81,87,90。
61. 日本放送協会取材班『NHKスペシャル 幻の外務省報告書—中国人強制連行の記録』東京：日本放送出版協会、1994 年、pp.9,10,30,44,74,142,197。
62. 野添憲治『花岡事件の人たち—中国人強制連行の記録』東京：評論社、1975 年、pp.105-113。
63. 莫言著、井口晃訳『赤い高粱』東京：岩波現代文庫、2003 年、p.302。
64. 長谷川忠雄『落葉して根に帰る 満州にとり残された少年の戦争と戦後』福岡：海鳥社、2018 年。
65. 韓水山『軍艦島（上、下）』東京：作品社、2009 年。
66. 韓暁、山辺悠紀子訳『七三一部隊の犯罪—中国人民は告発する（三一新書）』東京：三一書房、1993 年。
67. 藤原彰『天皇の軍隊と日中戦争』東京：大月書店、2006 年。
68. 星徹『私たちが中国したこと—中国帰還者連絡会の人びと—』東京：緑風出版、2002 年。
69. 本多勝一『中国の旅（朝日文庫）』東京：朝日新聞社、1981 年。
70. 本庄豊『「明治 150 年」に学んではいけないこと』大阪：日本機関紙出版センター、2018 年。
71. 前田哲男『戦略爆撃の思想』東京：朝日新聞社、1988 年。
72. 前田一『特殊労務者の労務管理』東京：山海堂、1943 年。
73. 松岡環『戦場の街南京—松村伍長の手紙と程瑞芳日程』東京：社会評論社、2009 年。
74. 松岡肇『日中歴史和解への道』東京：高文研、2014 年、pp.36,40,64,94,100-101,174-175。
75. 三菱鉱業セメント株式会社・高島炭鉱史編纂委員会編『高島炭鉱史』東京：三菱鉱業セメント株式会社、1989 年、pp.296,311。
76. 森永玲『「反戦主義者なる事通告申上げます」—反軍を唱えて消えた結核医・末永敏事』東京：花伝社、2017 年。
77. 矢嶋良一『「労働」、「平和」こそ私の原点』長崎：自費出版、2014 年、p.88。

78. 山田朗『歴史修正主義の克服—ゆがめられた「戦争論」を問う』東京：高文研、2001年、p.14。
79. 山田朗『日本は過去とどう向き合ってきたか』東京：高文研、2013年、P73。
80. 山田朗『日本の戦争歴史認識と戦争責任』東京：新日本出版社、2017年。
81. 吉見義明『毒ガス戦と日本軍』東京：岩波書店、2004年。
82. ブライアン・イーズリー、相良邦夫・戸田清訳『性からみた核の終焉』東京：新評論、1988年。
83. ヨハン・ガルトゥング、御立英史訳『日本人のための平和論』東京：ダイヤモンド社、2017年、p.2。
84. アイリス・チャン、巫召鴻翻訳『ザ・レイプ・オブ・南京—第二次世界大戦の忘れられたホロコースト』東京：同時代社、2007年。

中国語文献

1. 吉林省社会科学院 解学詩主編『満鉄史資料』第四卷煤鉄編第二分冊、北京：中華書局、1987年、p.510。
2. 中国社会科学院近代史研究所近代資料編輯室編『国恥事典』四川：成都出版社、1992年、pp.569-571。
3. 洛澤『花岡河の風暴—1945年日本花岡中国労工抗暴実録』上海：上海文芸出版社、1957年。
4. 晏子『尊严 中国民間対日索赔紀实』北京：中国工人出版社、2002年、p.374。

英語文献

1. Alan Spence, *The Pure Land*. Edinburgh: Canongate Books, 2007.
2. Leslie T. Chang, *Factory Girls: Voices from the Heart of Modern China*, London: Picador, 2009.
3. Hsiao-Hung Pai, *Scattered Sand: The Story of China's Rural Migrants*, London: Verso, 2012.
4. Hsiao-Hung Pai, *Invisible: Britain's Migrant Sex Workers*, London: The Westbourne Press, 1913.
5. Laurajane Smith, *Uses of Heritage*, New York: Routledge, 2006.

6. Laurajane Smith, Paul Shackel, Gary Campbell, eds., *Heritage, Labour and the Working Classes*, New York: Routledge, 2011, pp.85-105.
7. John Rabe, *The Goodman of Nanking: the Diaries of John Rabe*, edited by Erwin Wickert, translated by John F. Woods, U.K.: Albacon, 2000.
8. Iris Chang, *The Rape of Nanking*, New York: Basic Books, 1997.
9. Ye Zhaoyan, *Nanjing 1937: A Love Story*, translated by Michael Berry, London: Faber and Faber, 2003.
10. Alice Tisdale Hobart, *Within the Walls of Nanking*, London: Jonathan Cape, 1928.
11. Yu Hua, *To Live—a Novel*, translated by Michael Berry. New York: Anchor Books, 1993.
12. Su Tong, *Raise the Red Lantern*, translated by Michael S. Duke, New York: Scribner, 2000.
13. Mo Yan, *Red Sorghum*, translated by Howard Goldblatt, U.K.: Arrow Books, 2003, pp.172-173.

論文・記事

1. 阿知良洋平「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任：岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解」『社会教育研究』、北海道大学大学院教育学研究員社会教育研究室、2012年第30号、pp.39-52。
2. 内田雅敏「花岡和解から西松和解へ」『立命館法学』、2010年5・6号、pp.176,177,178,189。
3. 内田雅敏「強制労働問題の和解への道すじ 花岡、西松、三菱マテリアルの事例に学ぶ」『世界』2019年2月号 211-218頁。
4. 梅野正信「戦争論言説を超えて」宮台真司ほか『戦争論妄想論』教育史料出版会、1999年。
5. 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」『歴史学研究』、1982年12月、511号。
6. 老田裕美「日本の中国侵略における華北」『中国人強制連行』南京集会編、1995年、p.14。
7. 小野賢二「南京事件を掘り起こす」『歴史地理教育』、2017年7月号、p.11。
8. 木村 朗「鎌田定夫先生の思想と行動－<九州の平和学>の視点から－」『長崎平和研究』、2002年10月第14号。
9. 高敬一「小さな旅(第21回)長崎のなかの朝鮮:強制連行と被爆」『Sai = 사이 = サイ』

(69) 2013 年、pp.58-60。

10. 小林文男、柴田巖「強制連行と原爆災害--長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」『広島平和科学広島平和科学』(14) 広島大学平和科学研究センター、1991 年、pp.23-46。
11. 崎山昇、「崎戸炭坑における中国人強制連行の全体像が初めて明らかに」『西坂だより』第 31 号、2002 年 7 月 1 日、p.4。
12. 櫻井よしこ：「直言 日本は映画『軍艦島』と徴用工のウソを世界に訴えなければならぬ 国家戦略として歴史を捏造する国とどう付き合うべきか (INVESTIGATIVE REPORT 韓国の卑劣、許すまじ!)」『Sapio = サピオ』29 卷 11 号、2017 年 10 月号、小学館、pp.83-85。
13. 新海智広 「国・長崎県・三菱は謝罪し賠償を！」『西坂だより』2006 年 3 月 1 日。
14. 新海智広 「『軍艦島』の強制労働の歴史を消した日本政府」『週刊金曜日』2018 年 11 月 9 日号、pp.32-33。
15. 高賓康稔 「試される「歴史の教訓」」『西坂だより』、2003 年第 35 号、p.1。
16. 高賓康稔 「市民の国際交流の足場に 一岡まさはる記念長崎平和資料館 10 年目を迎えるに当たって」『西坂だより』、2004 年第 38 号、p.2。
17. 高賓康稔 「浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者の人数問題について」『浦上刑務支所 中国人原爆犠牲者追悼碑 報告集』、編集・発行：浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼碑建立委員会、2008 年、pp.39-40,46。
18. 高賓康稔、園田尚弘、崎山昇 [他] 「良心的兵役拒否のドイツ人青年もともに働く NPO 法人岡まさはる記念長崎平和資料館の活動 (特集 『グローバリズム』・貧困と戦争--世界と地域を結ぶ平和学習)」『月刊社会教育』53(5)、2009 年、pp.37-43。
19. 高賓康稔、谷野隆「インタビュー高賓康稔さん(岡まさはる記念長崎平和資料館理事長)韓国・朝鮮人被爆者をはじめとする在外被爆者への差別の撤廃を! (特集被ばくの 70 年 核と人類は共存できない)」『アジェンダ：未来への課題』(49)、2015 年、pp.33-44。
20. 高賓康稔 「「軍艦島」が世界遺産でいいのか：忘れられた朝鮮人強制連行の爪痕(つめあと)」『週刊金曜日』2015 年 5 月 29 日号、pp.30-31。
21. 高賓康稔「長崎と朝鮮人強制連行:調査研究の成果と課題」『大原社会問題研究所雑誌』2016 年 1 月, pp.1-14。
22. 竹内康人 「長崎県炭鉱への朝鮮人強制連行」『戦争責任研究 = The report on Japan's war responsibility』(89)、日本の戦争責任資料センター、2017 年、pp.72-84。

23. 竹下博喜「憲法改正への提言　中国・韓国は『平和を愛する諸国民』か：中国漁船の大量寄港・韓国強制連行の碑建立の危機に直面する長崎」『祖国と青年』（427）、2014年、pp.38-41。
24. 田中伸尚「市民がつくる平和ミュージアム 第4回 岡まさはる記念長崎平和資料館(長崎県・長崎市)」『週刊金曜日』7(22)、1999年、pp.26-29。
25. 田中伸尚「憲法を獲得する人びと(9)故・岡正治さん」『世界』、東京：岩波書店、2001年12月号、p.695。
26. ダンヤネク・パウル、谷野隆「岡まさはる記念長崎平和資料館を訪ねて--良心的兵役拒否者ヤネク・パウル・ダンさんに聞く（特集 基地なき社会を展望する）」『アジェンダ』（16）、2007年、pp.82-87。
27. 猪八戒「中国人強制連行が積み残した課題」『中国人強制連行』南京集会編 1995年、pp.41-42。
28. 鄭樂靜「日本人による中国人戦後補償訴訟支援研究：強制連行・強制労働問題を中心」『文明構造論：京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明構造論分野論集』、2008年第4号、p.129。
29. 長勢 了治「軍艦島 朝鮮人は強制労働のウソ：シベリア抑留と対比し検証する」『Will:マンスリーウイル』、2017年11月号、pp.200-212。
30. 中村享一『明治期三菱端島坑の形成過程に関する研究：端島から軍艦島へ』九州大学、学位論文、2016年12月、pp.142-143。
https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1789440/design0209_review.pdf (2018年9月20日閲覧)
31. 中山敬司「高校の授業 修学旅行 秋月辰一郎・岡まさはる・高校生一万人署名--長崎修学旅行事前研修」『歴史地理教育』（726）、2008年、pp.56-59。
32. 野田正彰「謝罪なき和解に、無念の中国人原告」『毎日新聞』2007年6月19日付。
33. 乗松聰子「英語表記は『植民地とすることなく』？」『週刊金曜日』2018年11月9日号。
34. 舟越耿一「朝鮮人強制連行における企業のイニシアチブ」『長崎大学教育学部社会科学論叢』（53）1997年、pp.19-34。
35. 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者—在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして—」『経済学年報』、慶應義塾大学、1967年10号。
36. 宮田昭「長崎、苛酷な労働の果てに被爆死（日本で中国人は何をされたか--強制連行された中国人と加害者日本人100人の証言(特別企画)）」『潮』（153）、潮出版社、1972

年 5 月、 pp.191-195。

37. 横井 雄大ら「CFD を用いた長崎市端島(通称軍艦島)屋外空間における強風化の気流分布の実験的研究」『都市住宅学 = Urban housing sciences』(91), 2015 年、pp.94-99。
38. 「私の戦後処理を問う」会「花岡事件「和解」再考—「和解」を拒否する被害者—」『人権と教育』2005 年 5 月 50 号、p.132。
39. 亘明志、Akeshi Watari「戦時朝鮮人強制動員と統治合理性」『長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所研究紀要』10(1)2012 年、pp.61-68。
40. 李素玲「展示評 岡まさはる記念 長崎平和資料館」『歴史学研究』(875)、2011 年。

新聞記事

1. 『朝日新聞』1995 年 3 月 9 日付。
2. 『朝日新聞』夕刊、2010 年 12 月 15 日付。
3. 『西日本新聞』2009 年 10 月 23 日付。
4. 『西日本新聞』2014 年 04 月 20 日付。
5. 『西日本新聞』2017 年 09 月 07 日付。
6. YOMIURI ONLINE (読売新聞社)、2012 年 10 月 5 日。
7. YOMIURI ONLINE (読売新聞社)、2010 年 4 月 23 日。
8. YOMIURI ONLINE (読売新聞社)、2009 年 5 月 24 日。
9. 「櫻井よしこ 長崎に世界的反日情報網の基点 事実を持って対峙するしかない」産経ニュース 2017 年 2 月 6 日
(<https://www.sankei.com/politics/news/170206/plt1702060003-n1.html>
<https://www.sankei.com/politics/news/170206/plt1702060003-n1.html>)
10. 「軍艦島あす閉山 エネルギー危機のさなか 数百万トンを残して」『朝日新聞』1974 年 1 月 14 日。
11. 「[アングル] 軍艦島再び脚光 炭鉱遺産・廃墟ブーム」『読売新聞西部本社版』(夕刊)、2002 年 9 月 27 日、3 面。
12. 「【トラベルコ】2017 年 5 月の国内ツアーチェック人気ランキングを発表！きかんしゃトーマス運転日発表で「大井川鉄道」が急上昇！」産経ニュース、2017 年 6 月 12 日
(<http://www.sankei.com/economy/news/170612/prl1706120202-n1.html>)
13. 「韓国映画「軍艦島」が封切り 史実に無い残酷な殺害シーン 反日感情を十二分に刺激」『産経新聞』、2017 年 7 月 26 日
(<https://www.sankei.com/entertainments/news/170726/ent1707260014-n2.html>)

14. 「映画「軍艦島」に菅義偉官房長官「史実を反映した記録映画ではない」から「コメントしない」」『産経新聞』、2017年7月26日
[\(https://www.sankei.com/politics/news/170726/plt1707260030-n1.html\)](https://www.sankei.com/politics/news/170726/plt1707260030-n1.html)
15. 韓国映画「軍艦島」、「実際の生活異なる」…長崎市長」YOMIURI ONLINE（読売新聞社）2017年09月07日
[\(http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/news/20170907-OYS1T50007.html\)](http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/news/20170907-OYS1T50007.html)
16. 「終戦に気付き歓声—差別された朝鮮人・中国人—」『朝日新聞』長崎版、1973年10月25日。
17. 「韓国映画「軍艦島」史実と創作のはざまで」『朝日新聞』2017年8月11日、p.25。
18. Record china 2015年6月1日 <http://www.recordchina.co.jp/b110386-s0-c30.html>
19. 「西松建設、強制連行中国人と和解」『中国通信社』2009年10月24日
<http://www.china-news.co.jp/node/9125>
20. 「中国人強制労働者原告『和解は成立していない』」『中国網日本語版（チャイナネット）』2010年4月27日
http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-04/27/content_19918231.htm
21. 「中日の民間識者ら、強制連行労働者への謝罪と賠償を共同で呼びかけ」『中国網』2017年12月4日
http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2017-12/04/content_50084129_2.htm
22. 「中国人強制連行和解 三菱マテリアルが謝罪」『毎日新聞』2016年6月1日
23. 「強制連行の中国人元労働者と三菱マテリアルが和解」2016年6月1日 NHK NEWS WEB <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160601/k10010542511000.html>

インターネット

1. NPO 法人岡まさはる記念長崎平和資料館 <https://www.okakinen.jp>
2. 長崎市平和・原爆 長崎原爆資料館
<http://nagasakipeace.jp/japanese/abm/message.html>
3. 「インタビュー岩松繁俊原水禁議長に聞く」『原水禁ニュース』2007年5月
http://www.gensuikin.org/gnskn_nws/0705_1.htm
4. 「中国国際放送局 日本語部」より 2009年12月25日」、中国網
http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2009-12/25/content_19132622.htm
5. 観光高島 http://www.kanko-takashima.com/heritage_prologue/hashima/

資料

1. 「調査表（長崎県高島炭鉱・端島炭鉱における中国人強制連行調査）」年不詳
2. 「申入書」長崎の中国人強制連行の真相を調査する会、三菱マテリアル株式会社宛、
2000年3月29日
3. 「長崎における中国人強制連行調査に関する件」三菱マテリアル株式会社九州支店、
長崎の中国人強制連行の真相を調査する会宛、平成12年4月28日
4. 「要請書（三菱三山における中国人強制連行問題についての貴社の誠意ある対応を求める）」長崎の中国人強制連行の真相を調査する会、三菱マテリアル株式会社宛、2000
年5月22日
5. 「要望書（長崎県における三炭鉱【高島鉱業所・同端島鉱・崎戸鉱業所】の中国人強
制連行問題に関する公開書簡について）」長崎の中国人強制連行の真相を調査する会、
三菱マテリアル株式会社宛、2001年1月23日
6. 「三菱マテリアル株式会社本社交渉報告」2001年1月23日
7. 「長崎における中国人強制連行調査に関する件」三菱マテリアル株式会社九州支店、
長崎の中国人強制連行の真相を調査する会宛、平成13年5月29日
8. 「致三菱材料公司的公开信」長崎三島中国人労工受害者聯誼会（準）2002年1月16
日
9. 「三菱マテリアル株式会社御中」 資料8の日本語版
10. 「要望書（長崎県における三炭鉱【高島鉱業所・同端島鉱・崎戸鉱業所】の中国人強
制連行問題に関する公開書簡について）」長崎の中国人強制連行の真相を調査する会、
三菱マテリアル株式会社宛、2002年1月25日
11. 「長崎における中国人強制連行調査に関する件」三菱マテリアル株式会社九州支店、
長崎の中国人強制連行の真相を調査する会宛、平成14年4月23日
12. 「三菱マテリアルの回答書」三菱マテリアル株式会社九州支店、長崎三島中国人労工
受害者聯誼会宛、平成14年6月21日
13. 「三菱マテリアル（株）訪問の報告」2002年3月12日
14. 「長崎における中国人強制連行調査に関する件」三菱マテリアル株式会社九州支店、
長崎の中国人強制連行の真相を調査する会宛、平成14年8月30日
15. 三菱マテリアル株式会社『回答書』平成27年11月20日
16. 長崎地方裁判所に出した訴状 2003年11月28日

17. 日鉄鉱業株式会社鹿町鉱業所『華人労務者就労顛末報告書』昭和 21 年 3 月 22 日
18. 放送テレビ朝日「TV タックル」2015 年 6 月 15 日

謝辞

本論文はいち早く外国人被爆問題の調査を着手した故・岡正治牧師、および史実の究明・保存・継承する事業に生涯を捧げた故・高賓康稔先生を始めとする長崎の民間有志に最高の敬意を表します。

この学位論文の執筆に際し、多くの方々にお世話になりました。この場を借りて、感謝の意を述べさせていただきたいと思います。

まず、他分野からの私を快く受け入れていただきました指導教官主査である戸田清教授には、本研究を進めるにあたり終始明晰かつ厳密なご指導と暖かいご支援を賜りました。心から感謝の意を表します。そして、「岡まさはる記念長崎平和資料館」の故・高賓康稔前理事長、園田尚弘理事長、新海智広副理事長、崎山昇事務局長、平野伸人先生、および多くの関係者方々には、資料のご提供とご助力をいただきました。深く感謝いたします。また、長崎大学水産・環境科学総合研究科の深見聰先生、黒田暁先生には研究調査と授業科目に関して有益なご指摘と心温まる励ましをいただきました。心より御礼を申し上げます。

修士学生時代の私に、歴史研究の楽しさと難しさ、研究に向かう姿勢や基礎を教えてくださいました長崎県立大学国際社会科の周国強教授にも、心から感謝致します。

最後に、これまで私をサポートしてくれた家族・日中両国の友人にも感謝いたします。

以上の皆様の助言・支援・協力・励ましに対し、深く感謝申し上げます。

この論文を新たな出発として、日中民間の友好交流および世界平和に微力でも貢献できるよう、今後さらに精進していきたいと思います。

皆様、ありがとうございました！